

# 目 次

(平成30年)

## ○第3回定例会

### 第1日目(6月8日)

会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般の報告	3
行政報告	3
議案第25号 中城村と浦添市との間におけるごみ処理施設の整備等に関する事務 の委託に関する協議について	6
議案第26号 中城村特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一 部を改正する条例	8
議案第27号 中城村税条例等の一部を改正する条例	9
議案第28号 中城村子ども医療費助成条例の一部を改正する条例	27
議案第29号 中城村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定め る条例の一部を改正する条例	28
議案第30号 平成30年度中城村一般会計補正予算(第1号)	29
議案第31号 平成30年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)	32
議案第32号 平成30年度中城村水道事業会計補正予算(第1号)	33
議案第33号 防災拠点及び地域交流施設新築工事請負契約について	34
報告第3号 専決処分の報告について	34
報告第4号 平成29年度中城村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	35
報告第5号 平成29年度中城村土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書 の報告について	36

### 第2日目(6月9日) 休 会(土)

### 第3日目(6月10日) 休 会(日)

### 第4日目(6月11日)

議案第25号 中城村と浦添市との間におけるごみ処理施設の整備等に関する事務 の委託に関する協議について	41
議案第26号 中城村特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一 部を改正する条例	42
議案第27号 中城村税条例等の一部を改正する条例	44

議案第28号	中城村子ども医療費助成条例の一部を改正する条例	44
議案第29号	中城村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	45
議案第30号	平成30年度中城村一般会計補正予算（第1号）	45
議案第31号	平成30年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）	50
議案第32号	平成30年度中城村水道事業会計補正予算（第1号）	51
議案第33号	防災拠点及び地域交流施設新築工事請負契約について	51
同意第2号	固定資産評価員の選任につき議会の同意を求めることについて	52
承認第1号	専決処分の承認について	53
承認第2号	専決処分の承認について	55
承認第3号	専決処分の承認について	57
承認第4号	専決処分の承認について	60

#### 第5日目（6月12日）

##### 一般質問

7番	金城章	議員	85
2番	比嘉麻乃	議員	92
13番	仲座勇	議員	101
1番	石原昌雄	議員	105

#### 第6日目（6月13日）

##### 一般質問

3番	大城常良	議員	111
8番	伊佐則勝	議員	124
12番	新垣博正	議員	129
9番	仲眞功浩	議員	140

#### 第7日目（6月14日）

##### 一般質問

10番	安里ヨシ子	議員	153
14番	新垣善功	議員	157
5番	仲松正敏	議員	165
6番	新垣貞則	議員	175

#### 第8日目（6月15日）

議案第25号	中城村と浦添市との間におけるごみ処理施設の整備等に関する事務の委託に関する協議について	191
--------	---	-----

陳情第1号 「後期高齢者の窓口負担の見直し」にあたり、原則1割負担の継続 を求める意見書採択についての陳情書 .....	192
意見書第2号 「後期高齢者の窓口負担の見直し」にあたり、原則1割負担の継 続を求める意見書 .....	192
決議第5号 米空軍嘉手納基地所属のF15戦闘機墜落に対する抗議決議 .....	195
議会基本条例調査特別委員会中間報告 .....	198
議員定数・報酬等調査特別委員会中間報告 .....	200

# 第3回 定例会



## 平成30年第3回中城村議会定例会（第1日目）

招集年月日	平成30年6月8日（金）			
招集の場所	中城村議会議事堂			
開会・散会・閉会等日時	開会	平成30年6月8日（午前10時00分）		
	散会	平成30年6月8日（午前11時31分）		
応招議員  （出席議員）	議席番号	氏名	議席番号	氏名
	1番	石原昌雄	9番	仲真功浩
	2番	比嘉麻乃	10番	安里ヨシ子
	3番	大城常良	11番	新垣徳正
	4番	外間博則	12番	新垣博正
	5番	仲松正敏	13番	仲座勇
	6番	新垣貞則	14番	新垣善功
	7番	金城章	15番	宮城重夫
	8番	伊佐則勝	16番	與那覇朝輝
欠席議員				
会議録署名議員	12番	新垣博正	13番	仲座勇
職務のため本会議に出席した者	議会事務局長	新垣親裕	議事係長	我謝慎太郎
地方自治法第121条の規定による本会議出席者	村長	浜田京介	企画課長	大湾朝也
	副村長	比嘉忠典	企業立地・観光推進課長	比嘉保
	教育長	比嘉良治	都市建設課長	仲松範三
	総務課長	與儀忍	農林水産課長兼農業委員会事務局長	比嘉義人
	住民生活課長	津覇盛之	上下水道課長	仲村武宏
	会計管理者	荷川取次枝	教育総務課長	比嘉健治
	税務課長兼住民税係長	知名勉	生涯学習課長	稲嶺盛昌
	福祉課長	金城勉	教育総務課長主幹	稲嶺盛久
健康保険課長	仲村盛和			

## 議 事 日 程 第 1 号

日 程	件 名
第 1	会議録署名議員の指名
第 2	会期の決定
第 3	諸般の報告
第 4	行政報告
第 5	議案第25号 中城村と浦添市との間におけるごみ処理施設の整備等に関する事務の委託 に関する協議について
第 6	議案第26号 中城村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改 正する条例
第 7	議案第27号 中城村税条例等の一部を改正する条例
第 8	議案第28号 中城村子ども医療費助成条例の一部を改正する条例
第 9	議案第29号 中城村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 の一部を改正する条例
第 10	議案第30号 平成30年度中城村一般会計補正予算（第1号）
第 11	議案第31号 平成30年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
第 12	議案第32号 平成30年度中城村水道事業会計補正予算（第1号）
第 13	議案第33号 防災拠点及び地域交流施設新築工事請負契約について
第 14	報告第3号 専決処分の報告について
第 15	報告第4号 平成29年度中城村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
第 16	報告第5号 平成29年度中城村土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告 について

議長 與那覇朝輝 皆さん、おはようございます。ただいまより平成30年第3回中城村議会定例会を開催いたします。

これから本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、12番 新垣博正議員及び13番 仲座 勇議員を指名します。

日程第2 会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は本日6月8日から6月15日の8日間したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、本議会の会期は本日6月8日より6月15日までの8日間に決定しました。

日程第3 諸般の報告を行います。

諸般の報告について

平成30年3月5日より、平成30年6月7日までの諸般の報告を下記のとおり行います。

記

1 例月現金出納検査の報告について

村監査委員より、平成30年3月、4月、5月の例月現金出納検査の結果報告がありました。

2 一部事務組合議会、介護保険広域連合議会、後期高齢者医療広域連合議会の報告について。

それぞれの議会議員より、各議会における議事の経過及び結果の報告がありました。

3 陳情の処理について

期間中に受理した陳情は1件で、6月5日の議会運営委員会で協議した結果、配付してあります陳情等処理一覧表のとおり、1件について文教社会常任委員会に付託いたします。

4 沖縄県町村議会議長会関係について

4月27日(金)沖縄振興拡大会議が自治会館で開催され、議長が出席しております。

5月27日(日)～5月29日(火)平成30年度町村議長会議長・副議長研修会が東京都で開催され、議長、副議長が参加しております。

5 中部町村議会議長会関係について

4月13日(金)定例総会が本村で開催され、議長、事務局長が出席しております。5月15日(火)～18日(金)県外行政視察が栃木県那須町・益子町で開催され、議長・事務局長が参加しております。

6 その他

その他の日程等については別紙にまとめてありますので、ご参照してください。

この中で町村議会議長会の5月27日から29日までの件は、後ろのほうの別紙につけてありますけれども、町村議会議員の議員報酬のあり方とか、あるいは議会活性化の取り組み等のテーマがありまして、勉強になるところがたくさんございました。事務局のほうに資料がありますので、ご参照していただきたいと思えます。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4 行政報告を行います。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは行政報告を行います。

まずは2枚つづりのもので、抜粋して御報告いたします。

平成30年3月から平成30年5月まででございます。

まず3月1日、東海岸地域サンライズ推進協議会総会がございました。国道329号バイパスの進捗状況などの議論を交わしました。

3月8日、ハワイ沖縄連合歓迎会に出席をい

たしております。本村の研修生でもありました高良コートニーさんがハワイの会長になりまして、中城村とこれからも絆を深めていきたいという非常にすばらしい会でした。

3月11日には、防災訓練が北浜と久場地区で行われております。その後、夕方からは講演会がございました。これからも続けていきたいと思っております。

4月6日、中部広域の花と緑のまちづくりコンクール授賞式に出席をしております。本村の久場美ら島遊花会が見事、理事長賞をいただきまして、その後のパーティーにも招待を受けまして参加をしております。大変喜ばしいことでございます。

4月24日、東海岸地域サンライズ推進協議会の総会がございました。総会の中でも今後も東海岸西原与那原地区に大型MICEの建設の推進と一緒に頑張っていきたいということでした。

4月27日には、沖縄県のほうで振興拡大会議、議長とともに出席をしております。

5月23日には、村商工会の通常総会に出席をしております。

5月30日、沖縄振興拡大会議の圏域別の意見交換会、これは新たな取り組みでございますけれども、中南部の首長と中南部の今後について。特に一括交付金のあり方についての議論がございました。

以上でございます。

続いて平成30年度主要施策の執行状況調書（第1・四半期分）を読み上げて御報告申し上げます。

1ページのほうから主要施策執行状況調書、まずは総務課のほうから事業名、契約年月日、契約方法、契約金額、契約の相手方の順に読み上げて御報告申し上げます。

まず18節災害対策ソーラー信号機整備事業、平成30年5月17日、指名競争入札、91万6,920

円、85.8%、株式会社佐久本工機。

企画課、11節平成30年度広報なかぐすく印刷製本業務、平成30年4月2日、指名競争入札、383万4,000円、91.0%、株式会社近代美術。13節庁舎移転に伴う新庁舎ネットワーク構成検討支援業務委託、平成30年5月1日、随意契約、199万6,920円、これは100%でございます。トラストコミュニケーション株式会社。同じく13節防災拠点及び地域交流施設新築工事磁気探査委託業務、平成30年5月28日、指名競争入札、70万2,000円、95.7%、合同会社リュウタン。同じく13節同条の交流施設の新築工事管理委託業務、平成30年5月28日、指名競争入札、196万7,000円、90.5%、オリジナル建築設計室。15節防災拠点及び地域交流施設新築工事、平成30年5月28日、指名競争入札、5,759万6,400円、94%、株式会社新栄組。

続きまして、企業立地・観光推進課、11節平成30年度とよむ中城ガイドブック印刷製本委託業務、平成30年5月8日、指名競争入札、102万4,920円、91.4%、エムプロセス印刷。13節地域人材ネット外部専門家招へい事業委託業務、平成30年4月16日、随意契約、500万円、特定非営利活動法人仕事人倶楽部。19節中城村シルバー人材センター補助金、平成30年4月5日、補助金260万円、中城村シルバー人材センター。19節（公財）沖縄中部勤労者福祉サービスセンター補助金、平成30年4月5日、補助金86万円、これも同じでございます。（公財）沖縄中部勤労者福祉サービスセンター。19節中城村商工会育成補助金、平成30年4月5日、補助金270万円。19節中城城跡共同管理協議会負担金、平成30年5月10日、負担金、2,292万4,800円。19節クルーズ船受入事業に係る負担金、平成30年4月18日、負担金、192万9,000円、中部広域市町村圏事務組合。

税務課、13節電算処理委託業務、平成30年4月1日、随意契約、424万5,722円、株式会社

オーシーシー。

議会事務局、11節議会だより印刷製本業務、平成30年4月27日、随意契約、96万9,408円、丸正印刷株式会社。

都市建設課、13節平成30年度中城村道用地補償委託業務、平成30年4月27日、随意契約、167万4,000円、一般財団法人公共用地補償機構。同じく13節平成29年度南上原地区道路台帳作成委託業務、平成30年3月1日、随意契約、259万2,000円、株式会社与那嶺測量設計。15節村道奥間～南上原線災害復旧工事（H29年災3号）平成30年3月30日、指名競争入札、1,783万4,040円、94.8%、有限会社渡久地建設。15節村道中城城跡線改良舗装工事（10工区）平成30年3月22日、指名競争入札、5,829万8,400円、93.2%、株式会社富士建設。15節南上原地区築造工事（30-1工区）平成30年5月14日、指名競争入札、4,023万円、93.6%、有限会社ピース造園土木。同じく都市建設課、22節物件移転補償費、平成30年3月8日他、随意契約、1,757万7,900円、南上原地内の6件でございます。

上下水道課、13節平成30年度水質検査委託業務、平成30年4月1日、指名競争入札、106万8,120円、38.4%、株式会社 沖縄環境保全研究所。

教育総務課、13節中城村公共交通モデル事業（登下校支援）バス運行業務、平成30年4月6日、指名競争入札、1,049万7,600円、99.3%、株式会社セノン沖縄支社。15節中城幼稚園遊具整備工事、平成30年4月2日、指名競争入札、351万円、77.6%、株式会社ジャクエツ環境事業。

生涯学習課、13節中学生・高校生海外短期留学派遣事業委託料、平成30年4月1日、随意契約、88万5,600円、株式会社ドットソリューションズ。13節吉の浦公園ごさまる陸上競技場芝生維持管理業務委託、平成30年4月23日、随

意契約、1,231万2,000円、97.4%、東洋グリーン株式会社沖縄営業所。17節中城村振興対策推進事業（吉の浦会館敷地内の私有地の買取り事業）平成30年3月7日他、随意契約、1億2,770万円、安里・当間地内3件。17節中城ハクタ道土地公有化事業、平成30年3月11日他、随意契約、723万8,000円、新垣地内3件。

以上でございます。

議長 與那覇朝輝 続きまして、教育行政報告を行います。

教育長 比嘉良治。

教育長 比嘉良治 おはようございます。3月から5月までの教育行政報告、抜粋して報告をいたします。

3月9日、中城中学校の卒業式、告辞を述べています。

16日、第3回定例教育委員会会議を行って、中城村教育委員会人事、それから学校医、歯科医、薬剤師の委嘱等について話し合いを行ってあります。当日、第2回目の教育総合会議を行いまして、公立幼稚園の設置等について話し合いをしております。

22日、各小学校の卒業式、南小学校に参加して告辞を述べました。

4月2日、第1回の臨時教育委員会会議を開いて、教育長の職務代理の指名を仲松正敏委員に行いました。

10日、中学校の入学式。

11日は小学校の入学式で告辞を述べています。

12日から13日まで、全国の町村教育長会議の理事会が東京都のほうでございまして、文部科学省の行政説明、研修会等が行われています。これはことし中城村が県の町村教育長会の会長ということで、沖縄県から1人参加して、旅費も県のほうからという形で研修会が行われています。

20日の金曜日、第4回定例教育委員会会議が行われまして、教育の日についてや米軍ヘリの

小学校上空を飛行しないよう要請することについて等の話し合いを行いました。

5月10日、11日、全国町村教育長会の定期総会並びに研究大会が行われました。東京都のほうです。文部科学省の行政重点事項の説明、それから実践報告、あと講演会で大谷氏による「心を耕す」という演題で講演が行われました。

12日の土曜日、平成30年度海外短期留学面接選考試験を行っています。ことしは13名の受験者がいまして、高校生3名、中学校6名、合計9名の派遣を決定しております。特徴的だったのが、高校生3名とも、ことしは男子生徒で例年男子が少ないのですが、ことしは高校生3名とも男子だったということで、非常に頼もしく思っています。

15日の火曜日、第5回定例教育委員会会議を行いました。中城村の教育の日を定める規則の制定、それから中城村特定教育施策の保育料を定める規則の一部を改正する規則等について、話し合いを行っております。

17日、18日は九州地区の町村教育長会の協議

会が福岡県のほうで行われました。各県の取り組み、実践等について報告を受けて、研究・協議を進めました。

以上で教育行政の報告を終わります。

議長 與那覇朝輝 以上で行政報告を終わります。

休憩します。

休憩（10時20分）

~~~~~

再開（10時41分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

続きまして、日程第5 議案第25号 中城村と浦添市との間におけるごみ処理施設の整備等に関する事務の委託に関する協議についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第25号 中城村と浦添市との間におけるごみ処理施設の整備等に関する事務の委託に関する協議について御提案申し上げます。

#### 議案第25号

#### 中城村と浦添市との間におけるごみ処理施設の整備等に関する事務の委託に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定により、浦添市との協議により規約を定め、中城村と浦添市との間におけるごみ処理施設の整備等に関する事務を委託することについて、同条第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決を求めらる。

平成30年6月8日提出

中城村長 浜田京介

## 提案理由

地方自治法第252条の14第1項の規定により、浦添市との協議により規約を定め、中城村と浦添市との間におけるごみ処理施設の整備等に関する事務を委託することについて、同条第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決を必要とする。

### 中城村と浦添市との間におけるごみ処理施設の整備等に関する事務の委託に関する規約 (委託事務の範囲)

第1条 中城村は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14第1項の規定に基づき、一般廃棄物(可燃ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみに限る。)の処理に関する事務のうち、新たに設置するごみ処理施設の整備等に関する次に掲げる事務(以下「委託事務」という。)の管理及び執行を浦添市に委託する。

- (1) ごみ処理施設の建設に関する事務
- (2) ごみ処理施設の運営に関する事務
- (3) ごみ処理施設の廃止に関する事務

#### (管理及び執行の方法)

第2条 委託事務の管理及び執行については、浦添市の条例、規則その他規程(以下「条例等」という。)の定めるところに従って行うこととする。

#### (経費の負担等)

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、中城村が負担するものとし、中城村は、これを浦添市に納付するものとする。

2 前項の経費の額及び納付の時期は、中城村と浦添市が協議して定める。この場合において、浦添市は、あらかじめ当該経費の見積りに関する書類(事業計画案その他財政計画の参考となるべき書類を含む。)を中城村に送付するものとする。

3 各年度において、委託事務の管理及び執行に浦添市が要した経費のうち、中城村が浦添市に納付した額に過不足があるときは、中城村と浦添市が協議してこれを調整するものとする。

#### (予算の計上)

第4条 浦添市は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、浦添市の歳入歳出予算において分別して計上するものとする。

#### (収入)

第5条 委託事務の管理及び執行に伴う収入は、全て浦添市の収入とする。

#### (予算の繰越)

第6条 浦添市は、各年度において、その委託事務の執行に係る予算に残額があるときは、これを翌年度における経費として繰り越して使用するものとする。この場合において、浦添市は、繰越金の生じた理由を付記した計算書を当該年度の出納閉鎖後に、速やかに中城村に提出するものとする。

( 決算の場合の措置 )

第7条 浦添市は、地方自治法第233条第6項の規定により決算の要領を公表したときは、同時に当該決算の委託事務に関する部分の中城村に通知するものとする。

( 連絡会議 )

第8条 浦添市は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、定期に中城村と連絡会議を開くものとする。ただし、中城村から申出があるときは、臨時に連絡会議を開くことができる。

2 前項の規定にかかわらず、浦添市は臨時に連絡会議を開くことができる。

( 条例等の制定又は改廃の場合の措置 )

第9条 浦添市は、委託事務の管理及び執行について適用される浦添市の条例等を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ中城村に通知し、連絡会議において協議するものとする。

2 浦添市は、前項の条例等を制定し、又は改廃したときは、直ちに当該条例等を中城村に通知するものとする。

3 前項の規定による通知があったときは、中城村は直ちに当該条例等を公表しなければならない。

( その他 )

第10条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、中城村と浦添市が協議して定めるものとする。

附 則

1 この規約は、平成 年 月 日から施行する。

2 中城村は、この規約の告示の際併せて委託事務に関する浦添市の条例等が、中城村に適用される旨及びこれらの条例等を公表するものとする。

3 委託事務の全部又は一部を廃止するときは、当該委託事務の管理及び執行に係る収支は、当該廃止の日をもってこれを打ち切り、浦添市がこれを決算する。この場合において、決算に伴って剰余金又は不足金が生じたときは、この処理について中城村と浦添市が協議して定めるものとする。

附則、1 この規約は、年月日は施行の日でございまして、空けてあります。

以上でございます。

議長 與那覇朝輝 本件については、6月5日の全員協議会で副村長、担当課長より資料10までと、それと参考組織図等をつけて説明を行っておりますので、それを参照にさせていただきたいと思っております。

これで提案理由の説明を終わります。

日程第6 議案第26号 中城村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第26号 中城村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について御提案申し上げます。

議案第26号

中城村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

中城村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和47年中城村条例第18号）の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求めます。

平成30年6月8日 提出

中城村長 浜田京介

提案理由

去る1月に本村職員が沖縄県青少年保護育成条例違反の容疑で逮捕され、執行猶予付実刑判決を受けたことに対し、村や社会に及ぼした影響の重大さを鑑み、平成30年度7月分の村長、副村長の給与月額に限り、100分の10に相当する額を減額するため中城村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する必要がある。

中城村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

中城村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和47年中城村条例第18号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 5 平成30年7月1日から同年7月31日までの間における村長及び副村長の給料月額は、第3条の別表1の規定にかかわらず、同表に規定する額から当該額の100分の10に相当する額を減じた額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

以上でございます。  
議長 與那覇朝輝 これにて提案理由の説明を  
終わります。

日程第7 議案第27号 中城村税条例等の一  
部を改正する条例を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第27号 中城村税条例  
等の一部を改正する条例について御提案申し上げ  
ます。

議案第27号

中城村税条例等の一部を改正する条例

中城村税条例（昭和47年中城村条例第37号）の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

平成30年6月8日 提出

中城村長 浜田 京介

提案理由

地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）が平成30年3月31日に公布され平成30年10月1日から施行されるため、中城村税条例の一部を改正する必要がある。

中城村税条例等の一部を改正する条例

第1条 中城村税条例（昭和47年中城村条例第37号）の一部を次のように改正する。

| 改正後                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 改正前                                                       |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------|
| <p><u>（製造たばこの区分）</u></p> <p><u>第92条</u> 製造たばこの区分は、次に掲げるとおりとし、製造たばこ代用品に係る製造たばこの区分は、当該製造たばこ代用品の性状によるものとする。</p> <p><u>（1）</u> <u>喫煙用の製造たばこ</u></p> <p>ア <u>紙巻たばこ</u></p> <p>イ <u>葉巻たばこ</u></p> <p>ウ <u>パイプたばこ</u></p> <p>エ <u>刻みたばこ</u></p> <p>オ <u>加熱式たばこ</u></p> <p><u>（2）</u> <u>かみ用の製造たばこ</u></p> <p><u>（3）</u> <u>かぎ用の製造たばこ</u></p> <p>（村たばこ税の納税義務者等）</p> <p><u>第92条の2</u> （略）</p> <p>2 （略）</p> | <p>（村たばこ税の納税義務者等）</p> <p><u>第92条</u> （略）</p> <p>2 （略）</p> |

(卸売販売業者等の売渡し又は消費等とみなす場合)

第93条 (略)

(製造たばことみなす場合)

第93条の2 加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの(たばこ事業法第3条第1項に規定する会社(以下この条において「会社」という。))加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを製造した特定販売業者、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを会社又は特定販売業者から委託を受けて製造した者その他これらに準ずる者として施行規則第8条の2の2で定める者により売渡し、消費等又は引渡しがされたもの及び輸入されたものに限る。以下この条及び次条第3項第1号において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。)は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。

(たばこ税の課税標準)

第94条 たばこ税の課税標準は、第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等(以下この条及び第98条において「売渡し等」という。))に係る製造たばこの本数とする。

2 前項の製造たばこ(加熱式たばこを除く。)の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもって紙巻たばこの1本に換算するものとする。

(卸売販売業者等の売渡し又は消費等とみなす場合)

第93条 (略)

(たばこ税の課税標準)

第94条 たばこ税の課税標準は、第92条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等に係る製造たばこの本数とする。

2 前項の製造たばこの本数は、喫煙用の紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める重量をもって喫煙用の紙巻たばこの1本に換算するものとする。この場合において、製造たばこ代用品の区分については、当該製造たばこ代用品

| 区分            | 重量   |
|---------------|------|
| (1) 喫煙用の製造たばこ |      |
| ア 葉巻たばこ       | 1グラム |
| イ パイプたばこ      | 1グラム |
| ウ 刻みたばこ       | 2グラム |
| (2) かみ用の製造たばこ | 2グラム |
| (3) かぎ用の製造たばこ | 2グラム |

3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 加熱式たばこ（特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。）の重量の1グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則第16条の2の2で定めるものに係る部分の重量を除く。）の0.4グラムをもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法

(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額（所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第48条第1項第1号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成10年法律第137号）第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。）を

の性状による。

| 区分          | 重量   |
|-------------|------|
| 1 喫煙用の製造たばこ |      |
| イ パイプたばこ    | 1グラム |
| ロ 葉巻たばこ     | 1グラム |
| ハ 刻みたばこ     | 2グラム |
| 2 かみ用の製造たばこ | 2グラム |
| 3 かぎ用の製造たばこ | 2グラム |

もって紙巻たばこの0.5本に換算する方法

ア 売渡し等の時における小売定価（たばこ事業法第33条第1項又は第2項の認可を受けた小売定価をいう。）が定められている加熱式たばこ 当該小売定価に相当する金額（消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により課されるべき消費税に相当する金額及び法第2章第3節の規定により課されるべき地方消費税に相当する金額を除く。）

イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法（昭和59年法律第72号）第10条第3項第2号口及び第4項の規定の例により算定した金額

4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合又は第3項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第92条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

5 第3項第2号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量（同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。）に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

6 前2項の計算に関し、第4項の製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量又は前項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

3 前項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を本数に換算する場合の計算は、第92条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同欄に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を喫煙用の紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

4 前項の計算に関し、製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

7 第3項第3号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号ア又はイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの同号ア又はイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

8 前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの第3項第3号アに定める金額又は紙巻たばこの1本の金額に相当する金額に1銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

9 第3項各号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に同項に規定する数を乗じて計算した紙巻たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

10 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、施行規則で定めるところによる。

(たばこ税の税率)

第95条 たばこ税の税率は、1,000本につき5,692円とする。

(たばこ税の課税免除)

第96条 (略)

2 (略)

3 第1項の規定によりたばこ税を免除された製造たばこにつき、法第469条第1項第1号に規定する輸出業者が小売販売業者若しくは消費者等に売渡しをし、又は消費等をした場合には、当該製造たばこについて、当該輸出業者を卸売販売業者等とみなして、第92条の2の規定を適用する。

(たばこ税の申告納付の手續)

第98条 前条の規定によつてたばこ税を申告納付すべき者(以下この節において「申告納税者」

(たばこ税の税率)

第95条 たばこ税の税率は、1,000本につき5,262円とする。

(たばこ税の課税免除)

第96条 (略)

2 (略)

3 第1項の規定によりたばこ税を免除された製造たばこにつき、法第469条第1項第1号に規定する輸出業者が小売販売業者若しくは消費者等に売渡しをし、又は消費等をした場合には、当該製造たばこについて、当該輸出業者を卸売販売業者等とみなして、第92条の規定を適用する。

(たばこ税の申告納付の手續)

第98条 前条の規定によつてたばこ税を申告納付すべき者(以下この節において「申告納税者」

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>という。)は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における<u>売渡し等</u>に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数(以下この節において「課税標準数量」という。)及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第96条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を村長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第96条第2項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>附則<br/>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第6条の2 (略)</p> <p>2～20 (略)</p> <p><u>21 法附則第15条第47項に規定する市町村の条例で定める割合は、0とする。</u></p> <p><u>22 (略)</u></p> | <p>という。)は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における<u>第92条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等</u>に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数(以下この節において「課税標準数量」という。)及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第96条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ<u>消費税額</u>並びに次条第1項の規定により控除を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を村長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第96条第2項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>附則<br/>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第6条の2 (略)</p> <p>2～20 (略)</p> <p><u>21 (略)</u></p> |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

第2条 中城村税条例(昭和47年中城村条例第37号)の一部を次のように改正する。

| 改正後                                             | 改正前                                             |
|-------------------------------------------------|-------------------------------------------------|
| <p>(たばこ税の課税標準)</p> <p>第94条 (略)</p> <p>2 (略)</p> | <p>(たばこ税の課税標準)</p> <p>第94条 (略)</p> <p>2 (略)</p> |

|                                                                                                                                                                                                                         |                                                                                                                                                                                                                         |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.6を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.4を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.4を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。</p> <p>(1)~(3) (略)</p> <p>4~10 (略)</p> | <p>3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。</p> <p>(1)~(3) (略)</p> <p>4~10 (略)</p> |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

第3条 中城村税条例(昭和47年中城村条例第37号)の一部を次のように改正する。

| 改正後                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 改正前                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(たばこ税の課税標準)</p> <p>第94条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.4を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.6を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.6を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額(所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号)附則第48条第1項第2号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律(平成10年法律第137号)第8条第1項に規定す</p> | <p>(たばこ税の課税標準)</p> <p>第94条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.6を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.4を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.4を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額(所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号)附則第48条第1項第1号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律(平成10年法律第137号)第8条第1項に規定す</p> |

|                                                                                                                                                                                                                                |                                                                                                                                                                                                                                |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>るたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。)をもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法ア及びイ (略)</p> <p>4~10 (略)</p> <p>(たばこ税の税率)</p> <p>第95条 たばこ税の税率は、1,000本につき<u>6,122</u>円とする。</p> | <p>るたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。)をもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法ア及びイ (略)</p> <p>4~10 (略)</p> <p>(たばこ税の税率)</p> <p>第95条 たばこ税の税率は、1,000本につき<u>5,692</u>円とする。</p> |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

第4条 中城村税条例(昭和47年中城村条例第37号)の一部を次のように改正する。

| 改正後                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 改正前                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(たばこ税の課税標準)</p> <p>第94条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.2</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.8</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.8</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額(たばこ税法(昭和59年法律第72号)第11条第1項に規定するたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律(平成10年法律第137号)第8条第</p> | <p>(たばこ税の課税標準)</p> <p>第94条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.4</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.6</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.6</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額(所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号)附則第48条第1項第2号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律(平</p> |

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>1 項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。)をもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法</p> <p>ア (略)</p> <p>イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法第10条第3項第2号口及び第4項の規定の例により算定した金額</p> <p>4～10 (略)</p> <p>(たばこ税の税率)</p> <p>第95条 たばこ税の税率は、1,000本につき<u>6,552</u>円とする。</p> | <p>成10年法律第137号)第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。)をもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法</p> <p>ア (略)</p> <p>イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法(昭和59年法律第72号)第10条第3項第2号口及び第4項の規定の例により算定した金額</p> <p>4～10 (略)</p> <p>(たばこ税の税率)</p> <p>第95条 たばこ税の税率は、1,000本につき<u>6,122</u>円とする。</p> |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

第5条 中城村税条例(昭和47年中城村条例第37号)の一部を次のように改正する。

| 改正後                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 改正前                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(製造たばことみなす場合)</p> <p>第93条の2 加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの(たばこ事業法第3条第1項に規定する会社(以下この条において「会社」という。))加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを製造した特定販売業者、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを会社又は特定販売業者から委託を受けて製造した者その他これらに準ずる者として施行規則第8条の2の2で定める者により売渡し、消費等又は引渡しがされたもの及び輸入された</p> | <p>(製造たばことみなす場合)</p> <p>第93条の2 加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの(たばこ事業法第3条第1項に規定する会社(以下この条において「会社」という。))加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを製造した特定販売業者、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを会社又は特定販売業者から委託を受けて製造した者その他これらに準ずる者として施行規則第8条の2の2で定める者により売渡し、消費等又は引渡しがされたもの及び輸入された</p> |

ものに限る。以下この条において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。)は、製造たばこことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。

(たばこ税の課税標準)

第94条 (略)

2 (略)

3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、次に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

(1)及び(2) (略)

4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第92条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

5 第3項第1号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量(同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。)に当該加熱式た

ものに限る。以下この条及び次条第3項第1号において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。)は、製造たばこことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。

(たばこ税の課税標準)

第94条 (略)

2 (略)

3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 加熱式たばこ(特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。)の重量の1グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法

(2)及び(3) (略)

4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合又は前項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第92条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

5 第3項第2号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量(同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。)に当該加熱式た

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>ばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</p> <p>6 (略)</p> <p>7 <u>第3項第2号</u>に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号ア又はイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの同号ア又はイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</p> <p>8 前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの<u>第3項第2号ア</u>に定める金額又は紙巻たばこの1本の金額に相当する金額に1銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。</p> <p>9 (略)</p> | <p>ばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</p> <p>6 (略)</p> <p>7 <u>第3項第3号</u>に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号ア又はイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの同号ア又はイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</p> <p>8 前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの<u>第3項第3号ア</u>に定める金額又は紙巻たばこの1本の金額に相当する金額に1銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。</p> <p><u>9 第3項各号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に同項に規定する数を乗じて計算した紙巻たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。</u></p> <p>10 (略)</p> |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

第6条 中城村税条例の一部を改正する条例（平成27年中城村条例第17号）の一部を次のように改正する。

| 改正後                                                                                                                                                                         | 改正前                                                                                                                                                                         |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>附 則</p> <p>(村たばこ税に関する経過措置)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 次の各号に掲げる期間内に、地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ3級品に係る村たばこ税の税率は、<u>中城村税条例第95条の規定にかかわらず、当該各号に</u></p> | <p>附 則</p> <p>(村たばこ税に関する経過措置)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 次の各号に掲げる期間内に、地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ3級品に係る村たばこ税の税率は、<u>新条例第95条の規定にかかわらず、当該各号に定める</u></p> |

定める税率とする。

- (1) 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで 1,000本につき2,925円
- (2) 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで 1,000本につき3,355円
- (3) 平成30年4月1日から平成31年9月30日まで 1,000本につき4,000円

3 (略)

4 平成28年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等(同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。以下この条において同じ。)が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等(中城村税条例第92条の2第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この条において同じ。)又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第9号。以下「所得税法等改正法」という。)附則第52条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品(これらの者が卸売販売業者等である場合には村の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には村の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、村たばこ税を課する。この場合における村たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該村たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

5～12 (略)

税率とする。

- (1) 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで 1,000本につき2,925円
- (2) 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで 1,000本につき3,355円
- (3) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで 1,000本につき4,000円

3 (略)

4 平成28年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等(同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。以下この条において同じ。)が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等(新条例第92条第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この条において同じ。)又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第9号。以下「所得税法等改正法」という。)附則第52条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品(これらの者が卸売販売業者等である場合には村の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には村の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、村たばこ税を課する。この場合における村たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該村たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

5～12 (略)

13 平成31年10月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には村の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には村の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、村たばこ税を課する。この場合における村たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該村たばこ税の税率は、1,000本につき1,692円とする。

14 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により村たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

|     |            |                         |
|-----|------------|-------------------------|
| 第5項 | 前項         | 第13項                    |
|     | 附則第20条第4項  | 附則第20条第14項において準用する同条第4項 |
|     | 平成28年5月2日  | <u>平成31年10月31日</u>      |
| 第6項 | 平成28年9月30日 | <u>平成32年3月31日</u>       |
| (略) |            |                         |

13 平成31年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には村の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には村の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、村たばこ税を課する。この場合における村たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該村たばこ税の税率は、1,000本につき1,262円とする。

14 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により村たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

|     |            |                         |
|-----|------------|-------------------------|
| 第5項 | 前項         | 第13項                    |
|     | 附則第20条第4項  | 附則第20条第14項において準用する同条第4項 |
|     | 平成28年5月2日  | <u>平成31年4月30日</u>       |
| 第6項 | 平成28年9月30日 | <u>平成31年9月30日</u>       |
| (略) |            |                         |

附 則

( 施行期日 )

第1条 この条例は、平成30年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に

定める日から施行する。

- ( 1 ) 第 2 条の規定 平成31年10月 1 日
- ( 2 ) 第 3 条並びに附則第 5 条及び第 6 条の規定 平成32年10月 1 日
- ( 3 ) 第 4 条並びに附則第 7 条及び第 8 条の規定 平成33年10月 1 日
- ( 4 ) 第 5 条の規定 平成34年10月 1 日
- ( 5 ) 第 1 条中中城村税条例附則第 6 条の 2 第21項を第22項とし、第20項の次に 1 項を加える改正規定 生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日

（村たばこ税に関する経過措置）

第 2 条 別段の定めがあるものを除き、この条例の施行の日前に課した、又は課すべきであった村たばこ税については、なお従前の例による。

（手持品課税に係る村たばこ税）

第 3 条 平成30年10月 1 日前に地方税法第465条第 1 項に規定する売渡し又は同条第 2 項に規定する売渡し若しくは消費等（同法第469条第 1 項第 1 号及び第 2 号に規定する売渡しを除く。附則第 6 条第 1 項及び第 8 条第 1 項において「売渡し等」という。）が行われた製造たばこ（中城村税条例等の一部を改正する条例（平成27年中城村条例第17号）附則第 6 条第 1 項に規定する紙巻たばこ 3 級品を除く。以下この項及び第 5 項において「製造たばこ」という。）を同日に販売のため所持する卸売販売業者等（第 1 条の規定による改正後の中城村税条例（第 4 項及び第 5 項において「新条例」という。第92条の 2 第 1 項に規定する卸売販売業者等をいう。以下同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第 7 号。附則第 6 条第 1 項及び第 8 条第 1 項において「所得税法等改正法」という。）附則第51条第 1 項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には村の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には村の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、村たばこ税を課する。この場合における村たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該村たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第24号）別記第 2 号様式による申告書を平成30年10月31日までに村長に提出しなければならない。

3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成31年 4 月 1 日までに、その申告に係る税金を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第34号の 2 の 5 様式による納付書によって納付しなければならない。

4 第 1 項の規定により村たばこ税を課する場合には、前 3 項に規定するもののほか、新条例第19条、第98条第 4 項及び第 5 項、第100条の 2 並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の

表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

|            |                                                       |                                                                            |
|------------|-------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------|
| 第19条       | 第98条第1項若しくは第2項、                                       | 中城村税条例等の一部を改正する条例（平成30年中城村条例第 号。以下この条及び第2章第4節において「平成30年改正条例」という。）附則第3条第3項、 |
| 第19条第2号    | 第98条第1項若しくは第2項                                        | 平成30年改正条例附則第3条第2項                                                          |
| 第19条第3号    | 第81条の6第1項の申告書、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限 | 平成30年改正条例附則第3条第3項の納期限                                                      |
| 第98条第4項    | 施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式                              | 地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第24号）別記第2号様式                                   |
| 第98条第5項    | 第1項又は第2項                                              | 平成30年改正条例附則第3条第3項                                                          |
| 第100条の2第1項 | 第98条第1項又は第2項                                          | 平成30年改正条例附則第3条第2項                                                          |
|            | 当該各項                                                  | 同項                                                                         |
| 第101条第2項   | 第98条第1項又は第2項                                          | 平成30年改正条例附則第3条第3項                                                          |

5 新条例第99条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、村の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により村たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により村たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

（手持品課税に係る村たばこ税に関する経過措置）

第4条 平成30年10月1日から平成31年9月30日までの間における前条第4項の規定の適用については、同項の表第19条第3号の項中「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」とあるのは、「第98条第1項」とする。

（村たばこ税に関する経過措置）

第5条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった村たばこ税については、なお従前の例による。

（手持品課税に係る村たばこ税）

第6条 平成32年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第9項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には村の区域内に所

在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には村の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、村たばこ税を課する。この場合における村たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該村たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

- 2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号。附則第8条第2項において「平成30年改正規則」という。）別記第2号様式による申告書を平成32年11月2日までに村長に提出しなければならない。
- 3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成33年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。
- 4 第1項の規定により村たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第3条の規定による改正後の中城村税条例（以下この項及び次項において「32年新条例」という。）第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる32年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

|            |                                                       |                                                                            |
|------------|-------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------|
| 第19条       | 第98条第1項若しくは第2項、                                       | 中城村税条例等の一部を改正する条例（平成30年中城村条例第 号。以下この条及び第2章第4節において「平成30年改正条例」という。）附則第6条第3項、 |
| 第19条第2号    | 第98条第1項若しくは第2項                                        | 平成30年改正条例附則第6条第2項                                                          |
| 第19条第3号    | 第81条の6第1項の申告書、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限 | 平成30年改正条例附則第6条第3項の納期限                                                      |
| 第98条第4項    | 施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式                              | 地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号）別記第2号様式                                   |
| 第98条第5項    | 第1項又は第2項                                              | 平成30年改正条例附則第6条第3項                                                          |
| 第100条の2第1項 | 第98条第1項又は第2項                                          | 平成30年改正条例附則第6条第2項                                                          |
|            | 当該各項                                                  | 同項                                                                         |
| 第101条第2項   | 第98条第1項又は第2項                                          | 平成30年改正条例附則第6条第3項                                                          |

- 5 32年新条例第99条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、村の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により村たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により村たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

（村たばこ税に関する経過措置）

第7条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課

すべきであった村たばこ税については、なお従前の例による。

(手持品課税に係る村たばこ税)

第8条 平成33年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第11項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ(これらの者が卸売販売業者等である場合には村の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には村の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、村たばこ税を課する。この場合における村たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該村たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、平成30年改正規則別記第2号様式による申告書を平成33年11月1日までに村長に提出しなければならない。

3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成34年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

4 第1項の規定により村たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第4条の規定による改正後の中城村税条例(以下この項及び次項において「33年新条例」という。)第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる33年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

|            |                                                       |                                                                            |
|------------|-------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------|
| 第19条       | 第98条第1項若しくは第2項、                                       | 中城村税条例等の一部を改正する条例(平成30年中城村条例第 号。以下この条及び第2章第4節において「平成30年改正条例」という。)附則第8条第3項、 |
| 第19条第2号    | 第98条第1項若しくは第2項                                        | 平成30年改正条例附則第8条第2項                                                          |
| 第19条第3号    | 第81条の6第1項の申告書、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限 | 平成30年改正条例附則第8条第3項の納期限                                                      |
| 第98条第4項    | 施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式                              | 地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成30年総務省令第25号)別記第2号様式                                   |
| 第98条第5項    | 第1項又は第2項                                              | 平成30年改正条例附則第8条第3項                                                          |
| 第100条の2第1項 | 第98条第1項又は第2項                                          | 平成30年改正条例附則第8条第2項                                                          |
|            | 当該各項                                                  | 同項                                                                         |
| 第101条第2項   | 第98条第1項又は第2項                                          | 平成30年改正条例附則第8条第3項                                                          |

5 33年新条例第99条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、村の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により村たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により村たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

添付書類の改正前、改正後、長きにわたって改正するところがございますので、御参照いただきたいと思います。

以上でございます。

議長 與那覇朝輝 本件についても、去る全員協議会で税務課長から資料つきで説明を受けておりますので、これで提案理由の説明を終わります。

続きまして、日程第8 議案第28号 中城村子ども医療費助成条例の一部を改正する条例を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第28号 中城村子ども医療費助成条例の一部を改正する条例について御提案申し上げます。

#### 議案第28号

#### 中城村子ども医療費助成条例の一部を改正する条例

中城村子ども医療費助成条例（平成6年中城村条例第8号）の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

平成30年6月8日 提出

中城村長 浜田京介

#### 提案理由

沖縄県子ども医療費助成制度の助成金の交付申請期間の延長に伴い、中城村子ども医療費助成条例の一部を改正する必要がある。

#### 中城村子ども医療費助成条例の一部を改正する条例

中城村子ども医療費助成条例（平成6年中城村条例第8号）の一部を次のように改正する。

| 改正後                                                                                                                                                                        | 改正前                                                                                                                                                                     |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>（助成の方法）</p> <p>第7条 医療費の助成は、規則の定めるところにより、受給資格者の申請に基づき助成する。</p> <p>2 前項の申請は、対象子どもが医療を受けた日の属する月の翌月の初日から起算して<u>2</u>年以内に行わなければならない。ただし、村長が特にやむをえない事由があると認めるときは、この限りでない。</p> | <p>（助成の方法）</p> <p>第7条 医療費の助成は、規則の定めるところにより、受給資格者の申請に基づき助成する。</p> <p>2 前項の申請は、対象子どもが医療を受けた日の属する月の翌月から起算して<u>1</u>年以内に行わなければならない。ただし、村長が特にやむをえない事由があると認めるときは、この限りでない。</p> |

( 施行期日 )

- 1 この条例は、平成30年10月1日から施行する。
- 2 改正後の中城村子ども医療費助成に係る条例の規定は、平成30年10月1日以降の診療に係る医療費から適応し、同日の前日までの診療については、なお従前の例による。

別紙に改正前、改正後が添付されておりますので、御参照いただきたいと思います。

以上でございます。

議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を終わります。

日程第9 議案第29号 中城村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定め

る条例の一部を改正する条例を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第29号 中城村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について御提案申し上げます。

#### 議案第29号

#### 中城村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

中城村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年中城村条例第17号）の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

平成30年6月8日 提出

中城村長 浜田京介

#### 提案理由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）の一部改正のため、中城村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する必要がある。

中城村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例  
 中城村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年中城村条例第17号）の一部を次のように改正する。

| 改正後                                                                                                                                                                                                                                       | 改正前                                                                                                                                                                                              |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| （職員）<br>第10条 （略）<br>2 （略）<br>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。<br>（1）～（3）（略）<br>（4） <u>教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する免許状を有する者</u><br>（5）～（9）（略）<br>（10） <u>5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、村長が適当と認めたもの</u><br>4・5 （略） | （職員）<br>第10条 （略）<br>2 （略）<br>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。<br>（1）～（3）（略）<br>（4） <u>学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者</u><br>（5）～（9）（略）<br>4・5 （略） |

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

これも別紙に添付書類がございます。改正前、改正後がございますので、御参照いただきたいと思います。

以上でございます。

議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を終わります。

休憩します。

休 憩（10時56分）

~~~~~

再 開（11時07分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

続きまして、日程第10 議案第30号 平成30年度中城村一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第30号 平成30年度中城村一般会計補正予算（第1号）について御提案申し上げます。

議案第30号

平成30年度中城村一般会計補正予算（第1号）

平成30年度中城村一般会計補正予算（第1号）は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ22,741千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,517,871千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年6月8日提出

中城村長 浜田京介

第1表 歳入歳出予算補正

（歳入）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金		1,654,880	4,424	1,650,456
	2 国庫補助金	743,558	4,424	739,134
15 県支出金		1,203,084	5,656	1,208,740
	2 県補助金	726,791	4,049	730,840
	3 委託金	36,302	1,607	37,909
18 繰入金		584,636	15,630	600,266
	2 基金繰入金	584,635	15,630	600,265
20 諸収入		124,094	5,879	129,973
	4 雑入	120,078	5,879	129,957
歳入合計		8,495,130	22,741	8,517,871

（歳出）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		102,711	1,000	103,711
	1 議会費	102,711	1,000	103,711
2 総務費		1,773,720	6,211	1,779,931
	1 総務管理費	1,606,902	6,211	1,613,113

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		3,273,990	1,425	3,275,415
	1 社会福祉費	1,241,397	1,345	1,242,742
	2 児童福祉費	2,032,593	80	2,032,673
4 衛生費		846,359	5,467	851,826
	1 保健衛生費	474,243	4,103	478,346
	2 清掃費	372,116	1,364	373,480
7 商工費		121,993	5,308	116,685
	1 商工費	121,993	5,308	116,685
8 土木費		442,976	8,396	451,372
	2 道路橋梁費	244,529	8,396	252,925
10 教育費		846,673	5,550	852,223
	1 教育総務費	126,374	1,200	127,574
	2 小学校費	168,305	0	168,305
	6 保健体育費	128,067	4,350	132,417
歳 出 合 計		8,495,130	22,741	8,517,871

歳入、歳出、款、項、補正前の額、補正額、合計の順に読み上げて御提案を申し上げます。

歳入、14款国庫支出金、2項国庫補助金、補正前の額7億4,355万8,000円、補正額442万4,000円の減、合計で7億3,913万4,000円。

15款県支出金、2項県補助金、補正前の額7億2,679万1,000円、補正額404万9,000円、合計で7億3,084万円。3項委託金、補正前の額3,630万2,000円、補正額160万7,000円、合計で3,790万9,000円。

18款繰入金、2項基金繰入金、補正前の額5億8,463万5,000円、補正額1,563万円、合計で6億26万5,000円。

20款諸収入、4項雑入、補正前の額1億2,007万8,000円、補正額587万9,000円、合計で1億2,595万7,000円。

歳入合計、補正前の額84億9,513万円、補正額2,274万1,000円、合計で85億1,787万1,000円。

続いて歳出でございます。歳出、1款議会費、

1項議会費、補正前の額1億271万1,000円、補正額100万円、合計で1億371万1,000円。

2款総務費、1項総務管理費、補正前の額16億690万2,000円、補正額621万1,000円、合計で16億1,311万3,000円。

3款民生費、1項社会福祉費、補正前の額12億4,139万7,000円、補正額134万5,000円、合計で12億4,274万2,000円。2項児童福祉費、補正前の額20億3,259万3,000円、補正額8万円、合計で20億3,267万3,000円。

4款衛生費、1項保健衛生費、補正前の額4億7,424万3,000円、補正額410万3,000円、合計で4億7,834万6,000円。2項清掃費、補正前の額3億7,211万6,000円、補正額136万4,000円、合計で3億7,348万円。

7款商工費、1項商工費、補正前の額1億2,199万3,000円、補正額530万8,000円の減、合計で1億1,668万5,000円。

8款土木費、2項道路橋梁費、補正前の額2

億4,452万9,000円、補正額839万6,000円、合計で2億5,292万5,000円。

10款教育費、1項教育総務費、補正前の額1億2,637万4,000円、補正額120万円、合計で1億2,757万4,000円。2項小学校費、補正前の額1億6,830万5,000円、補正はございませんので同額でございます。6項保健体育費、補正前の額1億2,806万7,000円、補正額435万円、合計で1億3,241万7,000円。

歳出合計、補正前の額84億9,513万円、補正額2,274万1,000円、合計で85億1,787万1,000円でございます。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 本件についても、去る6月5日に副村長、企画課長より詳細な説明を受けておりますので、これで提案理由の説明を終わります。

続きまして、日程第11 議案第31号 平成30年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第31号 平成30年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について御提案申し上げます。

議案第31号

平成30年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)

平成30年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ720千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ273,095千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成30年6月8日提出

中城村長 浜田京介

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 使用料手数料		40,606	720	40,780
	1 使用料	40,000	720	40,720
歳入合計		272,375	720	273,095

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 公共下水道費		147,689	720	148,409
	1 公共下水道費	147,689	720	148,409
歳出合計		272,375	720	273,095

歳入歳出を読み上げて御提案申し上げます。

歳入、1款使用料手数料、1項使用料、補正前の額4,000万円、補正額72万円、合計で4,072万円。

歳入合計が、補正前の額2億7,237万5,000円、補正額72万円、合計で2億7,309万5,000円。

歳出、1款公共下水道費、1項公共下水道費、補正前の額1億4,768万9,000円、補正額72万円。合計で1億4,840万9,000円。

歳出合計、補正前の額2億7,237万5,000円、補正額72万円、合計で2億7,309万5,000円でご

ざいます。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を終わります。

日程第12 議案第32号 平成30年度中城村水道事業会計補正予算(第1号)を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第32号 平成30年度中城村水道事業会計補正予算(第1号)について御提案申し上げます。

議案第32号

平成30年度中城村水道事業会計補正予算(第1号)

第1条 平成30年度中城村水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

第2条 平成30年度中城村水道事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

	(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
支 出				
第1款	水道事業費用	495,673 千円	642 千円	496,315 千円
第1項	営業費用	490,392 千円	642 千円	491,034 千円

第3条 予算第7条(1)職員給与費43,056千円を43,698千円に改める。

平成30年6月8日 提出

中城村長 浜田京介

以上でございます。  
議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を  
終わります。  
日程第13 議案第33号 防災拠点及び地域交  
流施設新築工事請負契約についてを議題としま  
す。

本件について提案理由の説明を求めます。  
村長 浜田京介。  
村長 浜田京介 議案第33号 防災拠点及び  
地域交流施設新築工事請負契約について御提案  
申し上げます。

#### 議案第33号

#### 防災拠点及び地域交流施設新築工事請負契約について

防災拠点及び地域交流施設新築工事について、次のように工事請負契約を締結したいので、地  
方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

#### 記

- |                         |   |
|-------------------------|---|
| 1. 契約の目的                | 防災拠点及び地域交流施設新築工事                        |
| 2. 契約の方法                | 指名競争入札                                  |
| 3. 契約金額                 | 金 57,596,400円                           |
| うち取引に係る消費税<br>及び地方消費税の額 | 金 4,266,400円                            |
| 4. 契約の相手方               | 中城村字津覇644番地2<br>株式会社 新栄組<br>代表取締役 新垣 榮範 |

平成30年6月8日提出

中城村長 浜田京介

#### 提案理由

防災拠点及び地域交流施設新築工事の工事請負契約の締結については、議会の議決に付すべ  
き契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を必要とする。

添付書類といたしまして、契約書の写し、そ  
して入札調書、結果調書、函面等がございます  
ので、御参照いただきたいと思います。  
以上でございます。  
議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を

終わります。  
日程第14 報告第3号 専決処分の報告につ  
いてを議題とします。  
本件について提案理由の説明を求めます。  
村長 浜田京介。

村長 浜田京介 報告第3号でございます。

報告第3号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

平成30年6月8日 提出

中城村長 浜田京介

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定による議会の議決により指定された事案について専決処分したので、議会に報告する必要がある。

専決処分書が添付をされております。その後には改訂契約書、改定になった部分だけ読み上げさせていただきます。

1、原契約額に対する変更増額327万2,400円、  
2、変更後の工事請負代金額、6,254万2,800円、  
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額が463万2,800円でございます。後は御参照いただきたいと思っております。

同じく添付書類といたしまして、対照表や図面等が添付されております。御報告を申し上げます。

以上でございます。

議長 與那覇朝輝 休憩します。

休憩（11時22分）

~~~~~

再開（11時25分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

これで提案理由の説明を終わります。

日程第15 報告第4号 平成29年度中城村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを

議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 報告第4号 平成29年度中城村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について御報告申し上げます。

報告第4号

平成29年度中城村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、平成29年度中城村一般会計繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり報告する。

平成30年6月8日 提出

中城村長 浜田京介

平成29年度 中城村一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位：千円)

| 款   | 項      | 事業名     | 金額                 | 翌年度繰越額                     | 左の財源内訳      |            |             |            |           |            |            |
|-----|--------|---------|--------------------|----------------------------|-------------|------------|-------------|------------|-----------|------------|------------|
|     |        |         |                    |                            | 既収入<br>特定財源 | 未収入特定財源    |             |            | 一般財源      |            |            |
|     |        |         |                    |                            |             | 国県支出金      | 地方債         | その他        |           |            |            |
| 3   | 民生費    | 2 児童福祉費 | 安心こども基金<br>事業補助金   | 335,271,000                | 335,271,000 | 0          | 327,149,000 | 0          | 0         | 8,122,000  |            |
| 6   | 農林水産業費 | 1 農業費   | 北浜地区海岸保<br>全施設整備事業 | 1,782,000                  | 1,782,000   | 0          | 0           | 0          | 0         | 1,782,000  |            |
| 8   | 土木費    | 2       | 道路橋梁費              | 村道若南線道路<br>整備事業            | 27,828,000  | 20,057,387 | 0           | 16,003,200 | 3,600,000 | 0          | 454,187    |
|     |        | 4       | 都市計画費              | 中城村都市計画<br>マスタープラン<br>策定業務 | 5,676,000   | 5,676,000  | 0           | 0          | 0         | 0          | 5,676,000  |
|     |        |         |                    | 地域子育て環境<br>整備事業            | 17,627,000  | 17,091,000 | 0           | 13,672,000 | 3,400,000 | 0          | 19,000     |
| 10  | 教育費    | 2       | 小学校費               | 中城南小学校校<br>舎増築設計業務<br>委託事業 | 29,243,000  | 29,243,000 | 0           | 0          | 0         | 0          | 29,243,000 |
|     |        | 4       | 幼稚園費               | 中城幼稚園遊具<br>整備事業            | 5,530,000   | 5,530,000  | 0           | 0          | 0         | 0          | 5,530,000  |
| 11  | 災害復旧費  | 2       | 土木施設<br>災害復旧費      | 村道災害復旧事業                   | 36,534,000  | 31,842,000 | 0           | 25,351,400 | 0         | 0          | 6,490,600  |
| 合 計 |        |         |                    | 459,491,000                | 446,492,387 | 0          | 382,175,600 | 7,000,000  | 0         | 57,316,787 |            |

以上でございます。

議長 與那覇朝輝 これにて提案理由の説明を  
終わります。

日程第16 報告第5号 平成29年度中城村土  
地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書  
の報告についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 報告第5号 平成29年度中  
城村土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越  
計算書の報告について御報告申し上げます。

報告第5号

平成29年度中城村土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、平成29年度中城村土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり報告する。

平成30年6月8日 提出

中城村長 浜田京介

平成29年度 中城村土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書

| 款   | 項 | 事業名          | 金額          | 翌年度繰越額      | 左の財源内訳      |         |    |         |      |
|-----|---|--------------|-------------|-------------|-------------|---------|----|---------|------|
|     |   |              |             |             | 既収入<br>特定財源 | 未収入特定財源 |    |         | 一般財源 |
|     |   |              |             |             |             | 国庫      | 起債 | 一般会計繰入金 |      |
| 円   | 円 | 円            | 円           | 円           | 円           | 円       | 円  | 円       |      |
| 1   | 1 | 南上原土地区画整理事業費 | 202,230,000 | 136,680,670 | 136,680,670 | 0       | 0  | 0       | 0    |
| 合 計 |   |              | 202,230,000 | 136,680,670 | 136,680,670 | 0       | 0  | 0       | 0    |

以上でございます。

議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。御苦労さまでした。

散 会（11時31分）

## 平成30年第3回中城村議会定例会（第4日目）

|                        |              |                      |                  |       |
|------------------------|--------------|----------------------|------------------|-------|
| 招集年月日                  | 平成30年6月8日（金） |                      |                  |       |
| 招集の場所                  | 中城村議会議事堂     |                      |                  |       |
| 開会・散会・閉会等日時            | 開議           | 平成30年6月11日（午前10時00分） |                  |       |
|                        | 散会           | 平成30年6月11日（午後0時10分）  |                  |       |
| 応招議員<br><br>（出席議員）     | 議席番号         | 氏名                   | 議席番号             | 氏名    |
|                        | 1番           | 石原昌雄                 | 9番               | 仲真功浩  |
|                        | 2番           | 比嘉麻乃                 | 10番              | 安里ヨシ子 |
|                        | 3番           | 大城常良                 | 11番              | 新垣徳正  |
|                        | 4番           | 外間博則                 | 12番              | 新垣博正  |
|                        | 5番           | 仲松正敏                 | 13番              | 仲座勇   |
|                        | 6番           | 新垣貞則                 | 14番              | 新垣善功  |
|                        | 7番           | 金城章                  | 15番              | 宮城重夫  |
|                        | 8番           | 伊佐則勝                 | 16番              | 與那覇朝輝 |
| 欠席議員                   |              |                      |                  |       |
| 会議録署名議員                | 12番          | 新垣博正                 | 13番              | 仲座勇   |
| 職務のため本会議に出席した者         | 議会事務局長       | 新垣親裕                 | 議事係長             | 我謝慎太郎 |
| 地方自治法第121条の規定による本会議出席者 | 村長           | 浜田京介                 | 企画課長             | 大湾朝也  |
|                        | 副村長          | 比嘉忠典                 | 企業立地・観光推進課長      | 比嘉保   |
|                        | 教育長          | 比嘉良治                 | 都市建設課長           | 仲松範三  |
|                        | 総務課長         | 與儀忍                  | 農林水産課長兼農業委員会事務局長 | 比嘉義人  |
|                        | 住民生活課長       | 津覇盛之                 | 上下水道課長           | 仲村武宏  |
|                        | 会計管理者        | 荷川取次枝                | 教育総務課長           | 比嘉健治  |
|                        | 税務課長兼住民税係長   | 知名勉                  | 生涯学習課長           | 稲嶺盛昌  |
|                        | 福祉課長         | 金城勉                  | 教育総務課主           | 稲嶺盛久  |
|                        | 健康保険課長       | 仲村盛和                 |                  |       |

## 議 事 日 程 第 2 号

| 日 程  | 件 名                                                |
|------|----------------------------------------------------|
| 第 1  | 議案第25号 中城村の浦添市との間におけるごみ処理施設の整備等に関する事務の委託に関する協議について |
| 第 2  | 議案第26号 中城村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例      |
| 第 3  | 議案第27号 中城村税条例等の一部を改正する条例                           |
| 第 4  | 議案第28号 中城村子ども医療費助成条例の一部を改正する条例                     |
| 第 5  | 議案第29号 中城村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 |
| 第 6  | 議案第30号 平成30年度中城村一般会計補正予算（第1号）                      |
| 第 7  | 議案第31号 平成30年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）               |
| 第 8  | 議案第32号 平成30年度中城村水道事業会計補正予算（第1号）                    |
| 第 9  | 議案第33号 防災拠点及び地域交流施設新築工事請負契約について                    |
| 第 10 | 同意第2号 固定資産評価員の選任につき議会の同意を求めることについて                 |
| 第 11 | 承認第1号 専決処分の承認について                                  |
| 第 12 | 承認第2号 専決処分の承認について                                  |
| 第 13 | 承認第3号 専決処分の承認について                                  |
| 第 14 | 承認第4号 専決処分の承認について                                  |

議長 與那覇朝輝 皆さん、おはようございます。これから本日の会議を開きます。

( 10時00分 )

日程第1 議案第25号 中城村の浦添市との間におけるごみ処理施設の整備等に関する事務の委託に関する協議についてを議題とします。

本件については6月8日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

大城常良議員。

3番 大城常良議員 おはようございます。それでは議案第25号 中城村の浦添市との間におけるごみ処理施設の整備等に関する事務の委託に関する協議についての質疑を行いたいと思います。

まず1点目、議案第25号については、これは当初一部事務組合を設立するという旨の説明を受けていたのですけれども、今回浦添市に事務委託をするという段階の中で、これは浦添市に事務委託をすることによって負担減につながるという話を聞いているのですけれども、そのことに関連して、年間ベースで金額的に幾らぐらいの減を見積もっているのか。そしてまた、平成39年度の供用開始予定があるのですけれども、それについてそこまで減というのは続いていくのか。

2点目に、これは説明会の中であったのですけれども、今回作業部会、あるいは幹事会、連絡会議と、段階的に各開議があるという旨を聞いているのですけれども、その中の議事録は依頼をすれば速やかに我々議会のほうに提供できるかどうか。この2点、お願いします。

議長 與那覇朝輝 住民生活課長 津覇盛之。  
住民生活課長 津覇盛之 それでは大城議員の御質疑にお答えをいたします。

まず1点目でございますけれども、経費の削減がどの程度、具体的に金額的なものということなのですが、まず平成30年度から平成38年度

までの建設時、これは基本設計等から工事完了までの期間となりますけれども、その間においては一部事務組合と事務委託とは年間約1,700万円の経費の差額となります。こちらは当然人件費とか、ただ一部事務組合の場合は議会費、あと報酬、初期設備投資、財務会計システム等の整備が必要になってきますので、やはり事務の委託の場合とは、その1,700万円程度の差額が出ます。建設期間は稼働までは約9年間ございますので、その9年間の経費となりますと、約1億5,000万円の経費減となります。

次に2点目ですけれども、平成39年以降の稼働後の負担減についてですけれども、平成39年以降の運営時となりますが、施設供用開始から廃止まで約30年間と仮定した場合、年間約2,000万円の差額が出ます。それを30年で約6億円の軽減となり、総額で約7億円の経費の節減につながるものと考えております。

次、2点目の連絡会議における議事録の公表等についてですけれども、連絡会議の会議録は浦添市の事務局が作成し、中城村に提供されることとなりますので、提供後の会議録の公表については、原則中城村の判断に委ねられると考えますので、今後3市村の連絡会議において協議をした上で、3市村の足並みをそろえて対応できるように考えたいと思っております。

議長 與那覇朝輝 休憩します。

休憩 ( 10時05分 )

~~~~~

再開 ( 10時07分 )

議長 與那覇朝輝 再開します。

大城常良議員。

3番 大城常良議員 今の答弁の中に、総合計して平成38年度までは1億5,000万円と。それ以降は県で運用開始をして、30年間の期限を設けたら、約6億円から7億円だろうということであるのですけれども、やはりこの問題は当初、我々も一部事務組合でいくのだろうという

ことが締結されたという話をもって、それで実行されていくのだらうと思っていたのですけれども、こういう急な変更、これは大幅な変更ということになるわけですが、それについても例えば締結する前にきっちりした説明を我々にもっと早くそういうものができるのであればやっていただきたい。決まってから何でも説明すればいいという話ではなくて、こういう状態で今進んでいますという話もできるだけ議会のほうに。我々も村民にはいろいろと説明責任があるものですから、それを判断した上で我々村民に対して話はやっていかないといけないということもありまして、ぜひ中間報告なり、そういうのが見えているのであれば、恐らくそうなるだろうという方向性で進んでいるのであれば、ぜひ説明責任は我々にもやっていただきたいと強くお願いしたいと思っております。

あと2点目です。議事録に関しては、やはりこれから平成39年度の運用開始を目標にしている中で、例えば作業部会、それから監事会、連絡会議と、どういう話が行われて、本村が浦添に対してどういう提案をして、どういう議事を進行していくのかということも議会としては大変興味があるものですから、ぜひこれは対応できるようにするというのではなくて、原則的に議事録は提出をしていただきたいと思っております。ぜひ議事録は出しますよと。説明会の中で、第16条の中に議事録は作成しますという文言が入っているものですから、それはぜひ議会としては強くお願いしたいと思っておりますので、速やかに提出できるように持って行ってください。以上です。

議長 與那覇朝輝 以上で大城常良議員の質疑を終わります。

休憩します。

休憩（10時10分）

~~~~~

再開（10時28分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長 與那覇朝輝 これで質疑を終了いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第25号は、総務常任委員会へ付託したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第25号 中城村の浦添市との間におけるごみ処理施設の整備等に関する事務の委託に関する協議については、総務常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第2 議案第26号 中城村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本件については6月8日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

大城常良議員。

3番 大城常良議員 議案第26号 中城村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、質疑を行いたいと思っております。

この件に関しては、1月17日に起きた事件ということで解釈しているのですけれども、その件は村民にとっては大きなショックであり、村のイメージを著しく失墜させた重大な事件だと認識しておりますけれども、この処分に関して1カ月分の100分の10の減額というのは、監督、それから管理責任者として妥当であると考えているのか、お聞きしたいと思います。

議長 與那覇朝輝 休憩します。

休憩（10時30分）

~~~~~

再開（10時30分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

総務課長 與儀 忍。

総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

100分の10の減額が妥当であるかということでの御質疑ですが、本村におきましては近年、こういう特別職の減額ということは行ったことがありません。ですから、今回の給与の減額につきましては、県内及び県外の市町村における過去の類似の事例を参考に総合に判断し、100分の10の減額を村長、副村長みずから申し出て、減額するものでございます。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 今回の総務課長から、みずから村長、副村長が申し出て減額ということがあったのですけれども、皆さんも御存じと思うのですけれども、最近国会でもいろいろな問題が発生して、その長は全然責任をとらないということもありまして、こういう村民に対して、あるいは中城村のイメージを著しく失墜させた。こういう事件に対して、近隣市町村の状況を見て、今まであった事件を対象にして行ったということなのですから、それで本当に村民に対しての説明責任は終えたと思っているのかどうか。あるいはまた、村長にして100分10という金額、6万6,590円。副村長は5万3,940円。それに対しての私はまた、村長、副村長の見解を伺いたい。その件に関しては、確かに前回の議会でいろいろと謝罪はあったのですけれども、本人がああいう処分を受けたという中で、村長はその処分に対してこういう減額処分をやったのですけれども、今後それがどういう状況で、例えば改善策をいろいろ考えて、その減額幅を出してきたのか。そこをひとつ、村長、副村長にお願いしたいと思います。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

今おっしゃる改善策云々というのは別にして、今現在作成中でございますので、今回の件につきましては、先ほど総務課長から答弁がありま

したとおり、我々はそのに当然根拠を見出している結論でございますので、それが妥当なものだということで解釈をして、今回の提案になっております。

議長 與那覇朝輝 副村長の答弁もいりますか。

3番 大城常良議員 いります。

議長 與那覇朝輝 副村長 比嘉忠典。

副村長 比嘉忠典 ただいま村長が答弁いたしました。この件については我々特別職の部分で、村民に対する信用失墜があったということは認めております。その中で、職員については倫理研修等を即実施いたしまして、今後もうこういう不祥事が起きないように研修等、いろいろ注意喚起等をやりたいと考えております。以上です。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 この件は本当に村民が危惧していたことではないと思っております。そういうことが全く起きないだろうという村民の意思に背いてしまった事件だと私は認識するのですけれども、これは1カ月の処分というのは妥当であると、村長、副村長は申し上げているのであれば、それは仕方ないだろうと思うのですけれども、これは今後一切そういうこと的事件・事故が起らないような体制づくりをきっちり進めていって、誰にでもわかるような再発防止策を徹底して行っていただきたいと思っておりますので、十分それには。一般質問の中で質問を見たら、ある議員が出しているみたいですので、そこを踏まえながら我々はまた今後事件が二度と起らないように進めていただきたいと、行政としてしっかりとやっていただきたいと思っております。以上です。

議長 與那覇朝輝 以上で、大城常良議員の質疑を終了いたします。ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 これで質疑を終了いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第26号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第26号は委員会付託を省略いたします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第26号 中城村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第26号 中城村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第27号 中城村税条例等の一部を改正する条例を議題とします。

本件については6月8日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第27号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第27号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認め、討論を終了いたします。

これから議案第27号 中城村税条例等の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第27号 中城村税条例等の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第28号 中城村子ども医療費助成条例の一部を改正する条例を議題とします。

本件については6月8日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。

休憩します。

休憩(10時39分)

~~~~~

再開(10時42分)

議長 與那覇朝輝 再開します。

質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第28号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第28号は委員会付託を省略いたします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認め、討論を終わります。

これから議案第28号 中城村こども医療費助成条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第28号 中城村こども医療費助成条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第29号 中城村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

本件については6月8日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。

休憩します。

休憩(10時44分)

~~~~~

再開(10時49分)

議長 與那覇朝輝 再開します。

質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第29号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第29号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認め、討論を終わります。

これから議案第29号 中城村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第29号 中城村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

休憩します。

休憩(10時50分)

~~~~~

再開(11時01分)

議長 與那覇朝輝 再開します。

日程第6 議案第30号 平成30年度中城村一般会計補正予算(第1号)を議題とします。

本件については6月8日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

大城常良議員。

3番 大城常良議員 それでは議案第30号平成30年度中城村一般会計補正予算(第1号)について質疑を行いたいと思います。

まず8ページです。1款1目議会費です。これは9ページの2款総務費の1目と一緒にありますので、海外旅費が両方100万円ということで、これは説明会の中では南米移住者の110周年記念に参加するというので、ブラジル、アルゼンチン、それからボリビア、そこに行くということなのですが、それに関して1点目が、これは招待状が届いて、ブラジル等に行くのかどうか。これは県内からは、中城村を含めて何市町村が参加するのか。これを1点目に伺います。

2点目に16ページ、これの10款2目19節の負担金補助及び交付金の欄なのですが、地

域学力向上支援事業補助金ということで、120万円あるのですけれども、この説明では教員の教育プログラムということで説明を受けたのですけれども、これは少人数学級を担当する7名の教職員に限定して、教育プログラムをされるのか。そこを教えていただきたいと思います。

それから3点目に17ページ、これも学校管理費になるのですけれども、説明のほうに財源内訳の組み替えがあるのですけれども、これが当初言われた15人、少人数学級の一括交付金を利用した財源ということを知ったのですけれども、これは結果としては認められなかったと。説明会の中では保留中という判断をしているみたいなのですけれども、これは今後もこういう一括交付金と、それと単費を両方予定した例えば予算を、村として、行政として出す方向性があるのかどうか。一括交付金を提案したのだけでもできなくて、単費でもまたやりますという状況が今後も発生するのかどうか。その3点をお願いしたいと思います。

議長 與那覇朝輝 総務課長 與儀 忍。  
総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

1款と2款が関連しますので、1款も含めて総務課のほうで答弁をしたいと思います。

南米の110周年記念式典につきましては、今月の初めの段階では、アルゼンチンの1カ国は招待が届いていませんでしたけれども、残りの2カ国からは招待が届いております。

それから県内市町村ですけれども、これにつきましては沖縄県町村会が取りまとめを行っておりますので、こちらのほうで何団体が行くのかということについては把握はしておりません。

議長 與那覇朝輝 教育総務課長 比嘉健治。  
教育総務課長 比嘉健治 それでは16ページの補助金についてなのですが、これについては今回沖縄県地域振興協会の補助金を活用して、歳入にも入ってはいるのですが、子供たちの人材育成には教員の指導力が大事だろうという部

分もありますので、その部分で県外の研修等ができないかということで、今回申請して認められましたので、補正を計上しています。その少人数学級ということだけではなくて、その他の教員の資質向上も含めてですので、全体的な教員の資質向上に充てていきたいということで考えています。以上です。

議長 與那覇朝輝 企画課長 大湾朝也。

企画課長 大湾朝也 それでは大城議員の御質疑にお答えをしていきます。

17ページです。学校管理費におけます財源内訳の組み替えの部分につきましては、当初教育委員会のほうでは少人数学級の一括交付金の歳入による事業の財源として、特定財源を組んでおりました。今回交付決定をまだいただけない状況でございますので、その財源を組み替えまして新たな事業、15ページの道路維持管理費における賃金です。あと18ページ、公園施設費の工事請負費ということで、財源を組み替えております。まだ100%組み替えをしているわけではございません。今後の補正の議会の中で、また承認をいただいこうと考えております。以上です。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 では1点目のほうです。これは招待状は3カ国から届いているということではいるのですけれども、やはりこれは県内の市町村、あるいは西原、北中城、そこから辺も参加してしかるべきだと思うのですけれども、これが市町村団体のほうで管理をしているから把握はしていないということではなくて、どうせ行くのであれば、やはり北中城、西原等も参加していますかというぐらいは相談して、調べておくのも一つの状況の中では、こうして100万円、2人で200万円ということがあれば、しっかり調べておいてほしいと思っています。これに対しては議長と村長、2名だけが参加するのか、あるいはまた随行員もいるの

かどうか。そこをもう1点教えてください。

あと2点目です。これは説明がある中でも少人数に関してということで話を聞いているものですから、本当に7名の話なのかなというふうに質疑をしたのですけれども、全ての教員が対象ということであるのであれば、これは補助金を使ったやり方が本当に適しているだろうと思っているので、これはぜひ全教員を対象ということで進めていただきたいと思います。

あと財源内訳の組み替えです。これは今課長から聞いた答弁では、少人数学級のものに関しての部類なのか。これは今言った15ページ、18ページのものも含めての財源内訳ということなのか。もう一回、詳細な説明をお願いしたいと思います。

議長 與那覇朝輝 総務課長 與儀 忍。

総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

お隣の西原町、あるいは北中城村の参加状況については、今後調査したいと思います。

それから本村としましては、南米3カ国からは多くの沖縄県の方から訪問をしていただきたいと、そういう熱い思いがありますので、ぜひそういうことには答えていきたいということしております。

それから今回の南米の訪問につきましては、議長と副村長が参加をいたします。随行については、おりません。

議長 與那覇朝輝 企画課長 大湾朝也。

企画課長 大湾朝也 それでは大城議員の御質疑にお答えをいたします。

財源の内訳に関しましては、当初財源の内訳で交付金を当てているということで少人数学級に組んでおりましたが、新たな財源として先ほど答弁したとおり、2つの事業の財源として、今回予算上の財源の内訳ということで、少人数学級の財源を置いといて、さらに新たなものにこちらでマイナスをして、ほかの款で対応をしていきたいというふうに、今回の予算での数字

上の関係でそうしているところでございます。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 3回目になりますけれども、やはり交流のためだということで、私も別に反対しているわけではありませんので、これはやはり海外の移住者、あるいはハワイとかいろいろなところの各国との交流も大事だろうと思いますので、その中で議長と、本当は村長が参加していただきたいと。日程が合わないのであれば、どういうふうな日程になっているか知らないのですけれども、そういう大きな事業、大会への参加であるのであれば、ぜひトップとしての参加をお願いしたいと思っている次第です。日程が合わないのであれば仕方ないのですけれども、これからでも調整できるのであれば、ぜひ村長に参加していただきたい。そういうふうに思っております。

あと財源内訳のほうは、今課長から話を聞いて、現在の予算の中での組み替えということであるので、私が心配していたのは、やはり交付金の減額というのは、これは一括交付金の執行率の観点からもどんどんマイナスになっている現状がありまして、そういうのを考えた場合には、ぜひ執行率は高く、それからできないような案件は上げないということも踏まえて、一括交付金があと何年続くかわからないのですけれども、続ける間は執行率を高くして、我々が受け取る交付金も残していただきたいと思っております。以上で終わります。

議長 與那覇朝輝 以上で大城常良議員の質疑を終了いたします。ほかに質疑ありませんか。  
仲真功浩議員。

9番 仲真功浩議員 それでは議案第30号に関連して質疑いたします。

これは先ほど大城議員が質疑をしたことと関連するわけですけれども、この17ページです。これは財源の内訳の組み替えとなっておりますけれども、1,019万6,000円ですか。これはほと

んどが少人数学級導入の人件費に割り当てられていたものと理解しておりますけれども、これが一括交付金の適用を認められないと、そういう理由です。人件費だから認められないのか、あるいは少人数学級そのものの経費に充てるのが、一括交付金とそぐわないということなのか。なぜ一括交付金の適用を認めていただけないのか。その辺はどうなっているのか、お伺いしたいと思います。

議長 與那覇朝輝 企画課長 大湾朝也。

企画課長 大湾朝也 それでは仲真議員の御質疑にお答えをしていきます。

ただいま少人数学級の申請につきましては、平成30年度、現在も調整中でございますので、認められないではなく、調整をしている段階でございます。今後につきましても、内容につきましては給与でございますけれども、そちらも経費として見られますよう、事務方としては調整をしていきたいと考えております。

議長 與那覇朝輝 仲真功浩議員。

9番 仲真功浩議員 適用されないという決定ではなくて、保留だということですが、この保留の理由です。なぜ今、保留状況にあるのか。決定できない、あるいは適用できないという状況にもない、その理由です。どういう一括交付金の適用のルールのどこのどういうところで引っかかって、そういう決定できないような状況になっているのか。その辺については県から説明を受けているのかどうか。それをお伺いいたします。

議長 與那覇朝輝 企画課長 大湾朝也。

企画課長 大湾朝也 それでは仲真議員の御質疑にお答えをしていきます。

まず少人数学級の予算の中の給与につきましては、通常義務教育の国庫負担制度におきまして、市町村の小中学校の教職員の給与は国の3分の1、残り3分の2は県という形で分けられています。その中で通常の配置でありますと、

学級の子供たちの人数によって、教員の給与が決まってくるところがございますが、中城村としましては、少人数学級としまして、そちらの経営、数の別枠として、今一括交付金で臨んでいるところでもありますので、その給与の面で行政経費なのか、沖縄振興に資するものなのかというところで今、調整をしているところでございます。

議長 與那覇朝輝 仲真功浩議員。

9番 仲真功浩議員 その件については当初予算の予算審議に当たっても、非常に我々は懸念していたわけです。果たしてこれは本当に一括交付金の適用として認められるかというのは、最初から自分としては、これは適用できないだろうという結論を出していたわけでありまして、やはり村長、これは単費でもやるという決意を持ってやられていたわけですが、もうそれを通すしかないだろうという状況にあるんじゃないかと。これを認めてしまったら、余りにも影響が大き過ぎるのではないかと。沖縄だけの問題で片づけるような問題でもないだろうし、少人数学級の問題。要するに子供たちの数が減ってきて、学校統廃合とかいろいろな問題も日本全国で起こっている問題ですので、これは沖縄に限定されたような状況ではないということで、一括交付金の適用というのは非常に厳しい状況だろうというのが予想されますので。始めたかからは、これは単費でやるしかないだろうというふうに私は想像しますが、これは来年以降も村としてはずっと一括交付金の適用を求め続けていくと、そういう方針をもう貫いていくと、そういう考えですか。その辺をお伺いいたします。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

当初からその一括交付金があるので、少人数学級をやりますということではないですから。

これは議員も御承知のとおり、これはいいものだから、我々にとって絶対に人材育成という観点からは間違いなく、これはいい方向にいくだろうということでありますので、単費でもこれはしっかりやっていきたいということをこの議会の中でも意思表示をさせていただいていると思っております。ただ、当然行政として負担が小さくなるような努力はしないといけないわけですから、一括交付金の対象になるように一石を投じようと、チャレンジをしていこうということも、この議会でお話をさせていただいていると思っております。そういう意味では今後も当然単費であろうが、この少人数学級は継続してやっていきたいと思っておりますし、また行政の役目として、当然少しでも、幾らかでも補助金や交付金があるのであれば、これからはチャレンジをしていきたいと思っておりますので、その辺は一貫してやっていきたいと思っております。御理解のほどお願いいたします。

議長 與那覇朝輝 以上で仲眞功浩議員の質疑を終了いたします。ほかに質疑ありませんか。休憩します。

休憩（11時21分）

~~~~~

再開（11時30分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 議案第30号 平成30年度中城村一般会計補正予算（第1号）について質疑をします。

今の件でもう1回確認、5ページです。15款3項4目6節の海岸海浜浄化業務委託の90万円、もう一回確認です。どこからの委託金でこれはこういった事業に使われますか。

議長 與那覇朝輝 住民生活課長 津覇盛之。

住民生活課長 津覇盛之 それではお答えいたします。

この海岸海浜浄化業務と申しますのは、これは管理しているのは沖縄県ですので、沖縄県中部土木事務所から委託を受けております。この事業につきましては、当然ながら海浜の美化作業に使われることが前提となっておりますので、現在はボランティアとかそういった活動によって収集されたごみ等の収集運搬と、当然これは産業廃棄物になりますので処理業者のほうにその費用を充てております。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 今、住民生活課長からありましたように、久場では中城モール裏の海岸とかボランティアで清掃をやって、ここの近くで海岸線にちりを置いてあります。それから発電所は発電所職員の皆さんが、泊の海岸沿いにちりを拾って置いてある。それでこの前も屋宜の下のゴルフ場ですけれども、そこもボランティアの方々がちりを拾ってそこに置いている。この護岸は、そういうふうにはボランティアの方々がやっていますけれども、いつも点検をしていますが、1カ月以上もそのちりが護岸に置かれているのです。これはそういった予算で早目に片づけることは可能ですか。

議長 與那覇朝輝 住民生活課長 津覇盛之。

住民生活課長 津覇盛之 お答えいたします。

現在御存じのように、これまで廃棄物処理を委託しておりました倉敷環境が営業の停止になっているということがありまして、それにかかわる今村内の産業廃棄物管理業者に委託しておりますが、かなりごみの量があちこちから搬入されるものですから、すぐには受け入れできないという状況もございます。特に不法投棄の部分については、ベッドとかそういう粗大ごみがあるものですから、それをそのまま受け入れることは厳しいということで、それでも今担当の者が調整をして、受け入れを何とかしてお願いをしている状況ですので、すぐ対応というのは今のところできておりませんが、今後

早急に処理できるように対応していきたいと思  
います。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 ボランティアの皆さん  
がボランティアをやっていますので、ここで長  
くちりが置かれたら、やる気がなくなると思  
うのです。せっかくボランティアで片づけたのに、  
1カ月もここに放置されたら、次もちりを拾  
おうという気分になれないと思うのです。だから  
こういったお金を使いながらやったほうが、海  
岸の景観もよくなると思うのです。道で海岸の  
散歩をやっている方々とか、それから自転車で  
サイクリングをやっている方々の邪魔になっ  
ているものだから、そういったところを早目に片  
づけてもらいたい。そうしないと次のボラン  
ティアをやる人たちがやる気を失いますので、  
そこら辺をお願いしたいと思います。

それからこの委託金は中部土木事務所からの  
委託金だと思いますけれども、例えば可能かど  
うか。吉の浦線の護岸は今草が生えています。  
こういった草刈りは賃金でやられていますけれ  
ども、この草刈り作業もこの予算を使って、吉  
の浦公園の護岸ですよ。草がたくさん生えてい  
ますので、それを刈ることは可能ですか。それ  
でもし皆さんだけではなくて、子供たちを集め  
て草を刈って、これを撤去することは可能で  
すか。一緒にやってということで、ボランティア。

議長 與那覇朝輝 住民生活課長 津覇盛之。

住民生活課長 津覇盛之 それではお答えい  
たします。

この委託金に基づいて、こういった草刈り、  
管理作業にできるかどうかということですが、  
これも可能かどうかというのは、やっぱり  
中部土木事務所に確認をとらないことには、  
今お答えすることはできませんので。

議長 與那覇朝輝 以上で新垣貞則議員の質  
疑を終了いたします。ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 これで質疑を終了いたし  
ます。

お諮りします。ただいま議題となっております  
議案第30号は、会議規則第39条第3項の規定  
によって委員会付託を省略したいと思います。  
御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。  
したがって、議案第26号は委員会付託を省略し  
ます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認め、討  
論を終わります。

これから議案第30号 平成30年度中城村一般  
会計補正予算(第1号)を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定する  
ことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。  
したがって、議案第30号 平成30年度中城村一  
般会計補正予算(第1号)は原案のとおり可決  
されました。

日程第7 議案第31号 平成30年度中城村公  
共下水道事業特別会計補正予算(第1号)を議  
題とします。

本件については6月8日に説明を受けており  
ますので、これから質疑を行います。

休憩します。

休 憩(11時39分)

~~~~~

再 開(11時40分)

議長 與那覇朝輝 再開します。

質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質  
疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております

す議案第31号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第31号は委員会付託を省略いたします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認め、討論を終わります。

これから議案第31号 平成30年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第31号 平成30年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第32号 平成30年度中城村水道事業会計補正予算(第1号)を議題とします。

本件については6月8日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第32号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第32号は委員会付託を省略いたします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認め、討論を終わります。

これから議案第32号 平成30年度中城村水道事業会計補正予算(第1号)を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第32号 平成30年度中城村水道事業会計補正予算(第1号)は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第33号 防災拠点及び地域交流施設新築工事請負契約についてを議題といたします。

本件については6月8日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。

休憩します。

休憩(11時43分)

~~~~~

再開(11時44分)

議長 與那覇朝輝 再開します。

質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第33号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第33号は委員会付託を省略いたします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認め、討論を終わります。

これから議案第33号 防災拠点及び地域交流施設新築工事請負契約についてを採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第33号 防災拠点及び地域交流施設新築工事請負契約については原案のとおり

り可決されました。

日程第10 同意第2号 固定資産評価員の選任につき議会の同意を求めることについてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 同意第2号 固定資産評価員の選任につき議会の同意を求めることについて同意を求めます。

#### 同意第2号

#### 固定資産評価員の選任につき議会の同意を求めることについて

下記の者を固定資産評価員に選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第404条第2項の規定に基づき、議会の同意を求める。

#### 記

住 所 中城村  
氏 名 知 名 勉  
生年月日 昭和36年生

平成30年6月8日 提出

中 城 村 長 浜 田 京 介

#### 提案理由

固定資産評価員を選任するに当たり、地方税法（昭和25年法律第226号）第404条第2項の規定に基づき、議会の同意を得る必要があるためである。

添付書類といたしまして履歴書がございますので、御参照いただきたいと思います。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 これから質疑を行います。関係者の税務課長の退席を求めます。

(知名 勉税務課長兼住民税係長 退席)

議長 與那覇朝輝 これから質疑を行います。

休憩します。

休 憩 ( 1 1 時 4 8 分 )

~~~~~

再 開 ( 1 1 時 5 0 分 )

議長 與那覇朝輝 再開します。

質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終了いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております同意第2号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、同意第2号は委員会付託を省略いたします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認め、討論を終わります。

これから同意第2号 固定資産評価員の選任につき議会の同意を求めることについてを採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。

したがって、同意第2号 固定資産評価員の選任につき議会の同意を求めることについては原案のとおり同意することに決定いたしました。

休憩します。

休憩(11時51分)

~~~~~

再開(11時51分)

議長 與那覇朝輝 再開します。

(知名 勉税務課長兼住民税係長 復席)

議長 與那覇朝輝 税務課長が入場いたしました。

ただいま議題となっております同意第2号 固定資産評価員の選任につき議会の同意を求めることについては同意されましたので、お伝えいたします。

日程第11 承認第1号 専決処分の承認についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。浜田京介。

村長 浜田京介 承認第1号 専決処分の承認について、承認を求めます。

承認第1号

専決処分の承認について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。

平成30年6月8日提出

中城村長 浜田京介

提案理由

議会を招集する時間的余裕がなかったため、平成29年度中城村一般会計補正予算(第9号)を専決処分したので議会の承認を必要とする。

中城村専決第2号

専 決 処 分 書

平成29年度中城村一般会計補正予算（第9号）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき別紙のとおり専決処分する。

平成30年3月30日

中城村長 浜 田 京 介

平成29年度中城村一般会計補正予算（第9号）

平成29年度中城村一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費の補正）

第1条 繰越明許費の追加は、「第1表 繰越明許費補正」による。

平成30年3月30日提出

中城村長 浜 田 京 介

第1表 繰 越 明 許 費 補 正

（追加）

（単位：千円）

款	項	事業名	金額
8 土木費	4 都市計画費	地域子育て環境整備事業	17,627

以上でございます。

議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を  
終わります。

これから質疑を行います。

休憩します。

休 憩（11時54分）

~~~~~

再 開（11時56分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質  
疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております  
承認第1号は、会議規則第39条第3項の規定  
によって委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。  
したがって、承認第1号は委員会付託を省略し  
ます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認め、討  
論を終わります。

これから承認第1号 専決処分の承認につ  
いてを採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり承認する  
ことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。  
したがって、承認第1号 専決処分の承認につ  
いては原案のとおり承認されました。

日程第12 承認第2号 専決処分の承認につ  
いてを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

浜田京介。

村長 浜田京介 承認第2号 専決処分の承  
認について、承認を求めます。

#### 承認第2号

#### 専決処分の承認について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分した  
ので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めます。

平成30年6月8日提出

中城村長 浜田京介

#### 提案理由

農業災害補償法の一部を改正する法律(平成29年法律第74号)が、平成30年4月1日から施  
行されたことに伴い、災害による被害者に対する村税の減免に関する条例の一部を改正する必  
要が生じたが、緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がなかったため、専決処分したの  
で議会の承認を必要とする。

#### 中城村専決第3号

#### 専決処分書

災害による被害者に対する村税の減免に関する条例の一部を改正する条例を地方自治法(昭和  
22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき別紙のとおり専決処分する。

平成30年3月30日

中城村長 浜田京介

災害による被害者に対する村税の減免に関する条例の一部を改正する条例

災害による被害者に対する村税の減免に関する条例（平成18年中城村条例第17号）の一部を次のように改正する。

| 改正後                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 改正前     |       |     |  |                                                                         |         |     |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |    |       |     |  |                                                 |         |     |  |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|-------|-----|--|-------------------------------------------------------------------------|---------|-----|--|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|-------|-----|--|-------------------------------------------------|---------|-----|--|
| <p>(村民税の減免)</p> <p>第2条 災害により村民税の納税義務者（個人に限る。以下同じ。）が次の事由に該当することとなった場合においては、当該納税義務者が納付すべき当該年度分の村民税に係る税額のうち、災害を受けた日以後に納期の末日の到来するもの（特別徴収される村民税に係る税額については、当該災害を受けた日以後に徴収すべき税額とする。以下同じ。）について、次の表の区分により減免するものとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>事由</th><th>減免の割合</th></tr></thead><tbody><tr><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td>障害者（<u>地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第292条第1項第9号に規定する障害者をいう。</u>）となったとき</td><td>100分の90</td></tr><tr><td>(略)</td><td></td></tr></tbody></table> <p>2 (略)</p> <p>3 災害により当該年中に収穫すべき農作物について生じた損失額の合計額（当該年中に収穫すべき農作物の減収価格から農業保険法（昭和22年法律第185号）によって支払われるべき農作物共済金額を控除した額）が、平年における当該農作物による収入額の合計額の100分の30以上の額である村民税の納税義務者で前年中の合計所得金額が1,000万円以下であるもの（当該合計所得金額のうち農業所得以外の所得が400万円を超えるものを除く。）が納付すべき農業所得に係る村民税の所得割の額（当該年度分の</p> | 事由      | 減免の割合 | (略) |  | 障害者（ <u>地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第292条第1項第9号に規定する障害者をいう。</u> ）となったとき | 100分の90 | (略) |  | <p>(村民税の減免)</p> <p>第2条 災害により村民税の納税義務者（個人に限る。以下同じ。）が次の事由に該当することとなった場合においては、当該納税義務者が納付すべき当該年度分の村民税に係る税額のうち、災害を受けた日以後に納期の末日の到来するもの（特別徴収される村民税に係る税額については、当該災害を受けた日以後に徴収すべき税額とする。以下同じ。）について、次の表の区分により減免するものとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>事由</th><th>減免の割合</th></tr></thead><tbody><tr><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td>障害者（<u>地方税法第292条第1項第9号に規定する障害者をいう。</u>）となったとき</td><td>100分の90</td></tr><tr><td>(略)</td><td></td></tr></tbody></table> <p>2 (略)</p> <p>3 災害により当該年中に収穫すべき農作物について生じた損失額の合計額（当該年中に収穫すべき農作物の減収価格から農業災害補償法（昭和22年法律第185号）によって支払われるべき農作物共済金額を控除した額）が、平年における当該農作物による収入額の合計額の100分の30以上の額である村民税の納税義務者で前年中の合計所得金額が1,000万円以下であるもの（当該合計所得金額のうち農業所得以外の所得が400万円を超えるものを除く。）が納付すべき農業所得に係る村民税の所得割の額（当該年度</p> | 事由 | 減免の割合 | (略) |  | 障害者（ <u>地方税法第292条第1項第9号に規定する障害者をいう。</u> ）となったとき | 100分の90 | (略) |  |
| 事由                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 減免の割合   |       |     |  |                                                                         |         |     |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |    |       |     |  |                                                 |         |     |  |
| (略)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |         |       |     |  |                                                                         |         |     |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |    |       |     |  |                                                 |         |     |  |
| 障害者（ <u>地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第292条第1項第9号に規定する障害者をいう。</u> ）となったとき                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 100分の90 |       |     |  |                                                                         |         |     |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |    |       |     |  |                                                 |         |     |  |
| (略)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |         |       |     |  |                                                                         |         |     |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |    |       |     |  |                                                 |         |     |  |
| 事由                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 減免の割合   |       |     |  |                                                                         |         |     |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |    |       |     |  |                                                 |         |     |  |
| (略)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |         |       |     |  |                                                                         |         |     |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |    |       |     |  |                                                 |         |     |  |
| 障害者（ <u>地方税法第292条第1項第9号に規定する障害者をいう。</u> ）となったとき                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 100分の90 |       |     |  |                                                                         |         |     |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |    |       |     |  |                                                 |         |     |  |
| (略)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |         |       |     |  |                                                                         |         |     |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |    |       |     |  |                                                 |         |     |  |

村民税の所得割の額に前年中における農業所得の金額の同年中の合計所得金額に対する割合を乗じて得た額)のうち、当該災害を受けた日以後に納期の末日が到来するものについて、次の表の区分により減免するものとする。

(略)

分の村民税の所得割の額に前年中における農業所得の金額の同年中の合計所得金額に対する割合を乗じて得た額)のうち、当該災害を受けた日以後に納期の末日が到来するものについて、次の表の区分により減免するものとする。

(略)

専決処分書、そして新旧対照表の改正前、改正後の下線の部分が今回改正される箇所でございます。御参照いただきたいと思っております。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております承認第2号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、承認第2号は委員会付託を省略いたします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認め、討

論を終わります。

これから承認第2号 専決処分の承認についてを採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、承認第2号 専決処分の承認については原案のとおり承認されました。

休憩します。

休 憩 ( 1 2 時 0 0 分 )

~~~~~

再 開 ( 1 2 時 0 0 分 )

議長 與那覇朝輝 再開します。

日程第13 承認第3号 専決処分の承認についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

浜田京介。

村長 浜田京介 承認第3号 専決処分の承認について、承認を求めます。

### 承認第3号

#### 専決処分の承認について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めらる。

平成30年 6 月 8 日 提出

中城村長 浜 田 京 介

提案理由

地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成30年政令第125号）が、平成30年 3 月31日に公布されたことに伴い、中城村国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたが、緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がなかったため、専決処分したので議会の承認を必要とする。

中城村専決第 4 号

専 決 処 分 書

中城村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。

平成30年 3 月31日

中城村長 浜 田 京 介

中城村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

中城村国民健康保険税条例（昭和47年中城村条例71号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（課税額）</p> <p>第 2 条 （略）</p> <p>2 前項第 1 号の基礎課税額は、世帯主（前条第 2 項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>580,000円</u>を超える場合においては、基礎課税額は<u>580,000円</u>とする。</p> <p>3・4 （略）</p> <p>（保険税の減額）</p> <p>第17条 次の各号に掲げる保険税の納税義務者に</p>	<p>（課税額）</p> <p>第 2 条 （略）</p> <p>2 前項第 1 号の基礎課税額は、世帯主（前条第 2 項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>540,000円</u>を超える場合においては、基礎課税額は<u>540,000円</u>とする。</p> <p>3・4 （略）</p> <p>（保険税の減額）</p> <p>第17条 次の各号に掲げる保険税の納税義務者に</p>

対して課する保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からイ及びロに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が580,000円を超える場合には580,000円）同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からハ及びニに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が190,000円を超える場合は190,000円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からホ及びへに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が160,000円を超える場合には160,000円）の合算額とする。

(1) (略)

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、330,000円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき275,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当するものを除く。）

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、330,000円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき500,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

2 (略)

(特例対象者被保険者等に係る申告)

第18条の2 (略)

2 前項の申告書の提出に当たり、当該納税義務者は、雇用保険受給資格者証（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第17条の2第1項第1号に規定するものをいう。）その他の特例対象被保険者等であることの実を証明する書類の提示を求められた場合には、これらを提示しなければならない。

対して課する保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からイ及びロに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が540,000円を超える場合には540,000円）同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からハ及びニに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が190,000円を超える場合は190,000円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からホ及びへに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が160,000円を超える場合には160,000円）の合算額とする。

(1) (略)

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、330,000円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき270,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当するものを除く。）

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、330,000円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき490,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

2 (略)

(特例対象者被保険者等に係る申告)

第18条の2 (略)

2 前項の申告書を提出する場合には、当該納税義務者は、雇用保険受給資格者証（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第17条の2第1項第1号に規定するものをいう。）その他の特例対象被保険者等であることの実を証明する書類を提示しなければならない。

附則

(施行期日)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(適用区分)

この条例による改正後の中城村国民健康保険税条例の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

同じく専決処分書と改正前、改正後の対照表がございますので、御参照いただきたいと思えます。

議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

休憩します。

休憩(12時02分)

~~~~~

再開(12時03分)

議長 與那覇朝輝 再開します。

質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております承認第3号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。

したがって、承認第3号は委員会付託を省略いたします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認め、討論を終わります。

これから承認第3号 専決処分の承認についてを採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、承認第3号 専決処分の承認については原案のとおり承認されました。

日程第14 承認第4号 専決処分の承認についてを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

浜田京介。

村長 浜田京介 承認第4号 専決処分の承認について、承認を求めます。

承認第4号

専決処分の承認について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めます。

平成30年6月8日 提出

中城村長 浜田京介

提案理由

地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）が、平成30年3月31日に公布されたことに伴い、中城村税条例の一部を改正する必要性が生じたが、緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がなかったため、専決処分したので議会の承認を必要とする。

中城村専決第5号

専 決 処 分 書

中城村税条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき別紙のとおり専決処分する。

平成30年3月31日

中城村長 浜田京介

中城村税条例の一部を改正する条例

中城村税条例（昭和47年中城村条例第37号）の一部を次のように改正する。

| 改正後                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 改正前                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>（年当たりの割合の基礎となる日数）</p> <p>第20条 前条、第43条第2項、<u>第48条第5項</u>、第50条第2項、<u>第52条第1項及び第4項</u>、第53条の12第2項、第72条第2項、第98条第5項、<u>第101条第2項</u>、<u>第139条第2項並びに第140条第2項</u>の規定に定める延滞金の額の計算につきこれらの規定に定める年当たりの割合は、<u>潤年</u>の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。</p> <p>（個人の村民税の非課税の範囲）</p> <p>第24条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、村民税（第2号に該当する者に対しては、第53条の2の規定により課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課さない。ただし、法の施行地に住所</p> | <p>（年当たりの割合の基礎となる日数）</p> <p>第20条 前条、第43条第2項、<u>第48条第3項</u>、第50条第2項、<u>第52条</u>、第53条の12第2項、第72条第2項、第98条第5項<u>及び第101条第2項</u>の規定に定める延滞金の計算につきこれらの規定に定める年当たりの割合は、<u>閏年</u>の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。</p> <p>（個人の村民税の非課税の範囲）</p> <p>第24条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、村民税（第2号に該当する者に対しては、第53条の2の規定によって課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課さない。ただし、法の施行地に住</p> |

を有しない者については、この限りでない。

(1)・(2) (略)

2 (略)

(均等割の税率)

第31条 (略)

2 第23条第1項第3号又は第4号の者に対して課する均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

(略)

3・4 (略)

(村民税の申告)

第36条の2 (略)

2 前項の規定により申告書を村長に提出すべき者のうち、前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下である者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄に掲げる者を除く。)が提出すべき申告書の様式は、施行規則第2条第4項ただし書の規定により、村長の定める様式による。

3 (略)

4 給与所得等以外の所得を有しなかった者(第1項又は前項の規定により第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。)は、雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除又は寄附金税額控除額の控除を受けようとする場合には、3月15日までに、施行規則第5号の5様式、第5号の5の2様式又は第5号の6様式による申告書を村長に提出しなければならない。

5 第1項ただし書に規定する者(第3項の規定により第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。)は、前年中において純損失又は雑

所を有しない者については、この限りでない。

(1)・(2) (略)

2 (略)

(均等割の税率)

第31条 (略)

2 第23条第1項第3号又は第4号の者に対して課する均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める額とする。

(略)

3・4 (略)

(村民税の申告)

第36条の2 (略)

2 前項の規定によって申告書を村長に提出すべき者のうち、前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下である者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄に掲げる者を除く。)が提出すべき申告書の様式は、施行規則第2条第2項ただし書の規定により、村長の定める様式による。

3 (略)

4 給与所得等以外の所得を有しなかった者(第1項又は前項の規定により第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。)は、雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除又は寄附金税額控除額の控除を受けようとする場合においては、3月15日までに、施行規則第5号の5様式、第5号の5の2様式又は第5号の6様式による申告書を村長に提出しなければならない。

5 第1項ただし書に規定する者(第3項の規定によって第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。)は、前年中において純損失又は

損失の金額がある場合には、3月15日までに、同項の申告書を村長に提出することができる。

6 村長は、村民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、第23条第1項第1号に掲げる者のうち所得税法第226条第1項若しくは第3項の規定により前年の給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票を交付されるもの又は同条第4項ただし書の規定により給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票の交付を受けることができるものに、当該源泉徴収票又はその写しを提出させることができる。

7 村長は、村民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、第23条第1項第2号に掲げる者に、3月15日までに、賦課期日現在において、村内に有する事務所、事業所又は家屋敷の所在その他必要な事項を申告させることができる。

8 村長は、村民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第23条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から30日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該村内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下村民税について同じ。）当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。

（特別徴収義務者）

第47条の3 前条第1項の規定による特別徴収に係る年金所得に係る特別徴収税額の特別徴収義務者は、当該年度の初日において特別徴収対象

雑損失の金額がある場合においては、3月15日までに、第1項の申告書を村長に提出することができる。

6 村長は、村民税の賦課徴収について必要があると認める場合においては、第23条第1項第1号の者のうち所得税法第226条第1項若しくは第3項の規定により前年の給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票を交付されるもの又は同条第4項ただし書の規定により給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票の交付を受けることができるものに、当該源泉徴収票又はその写しを提出させることができる。

7 村長は、村民税の賦課徴収について必要があると認める場合においては、第23条第1項第2号の者に、3月15日までに、賦課期日現在において、村内に有する事務所、事業所又は家屋敷の所在その他必要な事項を申告させることができる。

8 村長は、村民税の賦課徴収について必要があると認める場合においては、新たに第23条第1項第3号又は第4号の者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から10日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該村内に有する事務所、事業所、又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下村民税について同じ。）当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。

（特別徴収義務者）

第47条の3 前条第1項の規定による特別徴収に係る年金所得に係る特別徴収税額の特別徴収義務者は、当該年度の初日において特別徴収対象

年金所得者に対して特別徴収対象年金給付（法第321条の7の4第2項の特別徴収対象年金給付をいう。以下この節において同じ。）の支払をする者（次条第1項において「年金保険者」という。）とする。

（年金所得に係る仮特別徴収税額等）

第47条の5 当該年度の初日の属する年の前年の10月1日からその翌年の3月31日までの間における特別徴収対象年金給付の支払の際、前条第2項の支払回数割特別徴収税額を徴収されていた特別徴収対象年金所得者について、老齢等年金給付が当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において支払われる場合には、当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額として年金所得に係る仮特別徴収税額（当該特別徴収対象年金所得者に対して課した前年度分の個人の村民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（当該特別徴収対象年金所得者に係る均等割額を第44条第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収した場合には、前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額）の2分の1に相当する額をいう。次条第2項において同じ。）を、当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収する。

2 （略）

3 第47条の3及び前条の規定は、第1項の規定による特別徴収について準用する。この場合において、これらの規定中「年金所得に係る特別徴収税額」とあるのは「年金所得に係る仮特別徴収税額」と、第47条の3中「前条第1項」とあるのは「第47条の5第1項」と、「の特別徴

年金所得者に対して特別徴収対象年金給付（法第321条の7の4第2項の特別徴収対象年金給付をいう。以下この節において同じ。）の支払をする者（以下この節において「年金保険者」という。）とする。

（年金所得に係る仮特別徴収税額等）

第47条の5 当該年度の初日の属する年の前年の10月1日からその翌年の3月31日までの間における特別徴収対象年金給付の支払の際、前条第2項の支払回数割特別徴収税額を徴収されていた特別徴収対象年金所得者について、老齢等年金給付が当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において支払われる場合には、当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額として年金所得に係る仮特別徴収税額（当該特別徴収対象年金所得者に対して課した前年度分の個人の村民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（当該特別徴収対象年金所得者に係る均等割額を第44条第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収した場合には、前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額）の2分の1に相当する額をいう。以下この節において同じ。）を、当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収する。

2 （略）

3 第47条の3及び前条の規定は、第1項の規定による特別徴収について準用する。この場合において、これらの規定中「年金所得に係る特別徴収税額」とあるのは「年金所得に係る仮特別徴収税額」と、第47条の3中「前条第1項」とあるのは「第47条の5第1項」と、前条第1項

収義務者」とあるのは「(同項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額をいう。以下同じ。)の特別徴収義務者」と、前条第1項及び第2項中「支払回数割特別徴収税額」とあるのは「支払回数割仮特別徴収税額」と、同項中「の属する年の10月1日から翌年の3月31日」とあるのは「からその日の属する年の9月30日」と読み替えるものとする。

(法人の村民税の申告納付)

第48条 (略)

2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人(以下この条において「内国法人」という。)が、租税特別措置法第66条の7第4項及び第10項又は第68条の91第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

3 内国法人が、租税特別措置法第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第25項及び令第48条の12の3に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

4 内国法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合には、法第321条の8第26項及び令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

5 法第321条の8第22項に規定する申告書(同条第21項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項、第

及び第2項中「支払回数割特別徴収税額」とあるのは「支払回数割仮特別徴収税額」と、同項中「の属する年の10月1日から翌年の3月31日」とあるのは「からその日の属する年の9月30日」と読み替えるものとする。

(法人の村民税の申告納付)

第48条 (略)

2 法の施行地に本店若しくは主たる事務所若しくは事業所を有する法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

3 法第321条の8第22項に規定する申告書(同条第21項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項、第

4 項又は第19項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（申告書を提出した日（同条第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

6 （略）

7 第5項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があったとき（当該修正申告書に係る村民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により村民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る村民税又は令第48条の16の2第3項に規定する村民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

4 項又は第19項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。第5項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（申告書を提出した日（同条第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

4 （略）

5 第3項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があったとき（当該修正申告書に係る村民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐欺その他不正の行為により村民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る村民税又は令第48条の16の2第3項に規定する村民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1)・(2) (略)

8 (略)

9 法人税法第81条の22第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているものが、同条第4項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係（同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。第50条第3項及び第52条第4項において同じ。）がある連結子法人（同法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。第50条第3項及び第52条第4項において同じ。）（連結申告法人（同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。第52条第4項において同じ。）に限る。）については、同法第81条の24第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額（法第321条の8第4項に規定する連結法人税額をいう。以下この項及び第52条第4項において同じ。）の課税標準の算定期間（当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第52条第4項において同じ。）に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法第81条の24第1項の規定の適用がないものとみなして、第18条の2の規定を適用することができる。

（法人の村民税に係る納期限の延長の場合の延滞金）

第52条 法人税法第74条第1項又は第144条の6第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項の規定の適用を受けているものは、当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものの所得に対する法人税額を課税標準として算定した法人割額及びこれと併せて納付

(1)・(2) (略)

6 (略)

7 法人税法第81条の22第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているものが、同条第4項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係（同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。第50条第3項及び第52条第2項において同じ。）がある連結子法人（同法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。第50条第3項及び第52条第2項において同じ。）（連結申告法人（同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。第52条第2項において同じ。）に限る。）については、同法第81条の24第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額（法第321条の8第4項に規定する連結法人税額をいう。以下この項及び第52条第2項において同じ。）の課税標準の算定期間（当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第52条第2項において同じ。）に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法第81条の24第1項の規定の適用がないものとみなして、第18条の2の規定を適用することができる。

（法人の村民税に係る納期限の延長の場合の延滞金）

第52条 法人税法第74条第1項又は第144条の6第1項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項の規定の適用を受けているものは、当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものの所得に対する法人税額を課税標準として算定した法人割額及びこれと併せて納

すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

2 第48条第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により村民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る村民税又は令第48条の16の2第3項に規定する村民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が第52条第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から第52条第1項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

3 第50条第4項の規定は、第1項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により村民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき村民税又は令第48条の15の5第4項に規定する村民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が第52条第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から同条第1項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

4 法人税法第81条の22第1項の規定により法人

付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

2 法人税法第81条の22第1項の規定によって法

税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているもの及び当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（連結申告法人に限る。）は、当該申告書に係る連結法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものの連結所得（同法第2条第18号の4に規定する連結所得をいう。）に対する連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

5 第48条第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により村民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る村民税又は令第48条の16の2第3項に規定する村民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が第52条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から第52条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

6 第50条第4項の規定は、第4項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により村民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付

人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているもの及び当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（連結申告法人に限る。）は、当該申告書に係る連結法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものの連結所得（同法第2条第18号の4に規定する連結所得をいう。）に対する連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

すべき村民税又は令第48条の15の5第4項に規定する村民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第52条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から同条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

（固定資産税の納税義務者等）

第54条（略）

2～6（略）

7 家屋の附帯設備（家屋のうち附帯設備に属する部分その他施行規則第10条の2の12で定めるものを含む。）であつて、家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付けたものがあり、かつ、当該家屋に付合したことにより家屋の所有者が所有することとなったもの（以下この項において「特定附帯設備」という。）については、当該取り付けた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付けた者をもって第1項の所有者とみなし、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課する。

附 則

（延滞金の割合等の特例）

第2条の2 当分の間、第19条、第43条第2項、第48条第5項、第50条第2項、第53条の12第2項、第72条第2項、第98条第5項、第101条第2項、第139条第2項（第140条の7において準用する場合を含む。）及び第140条第2項（第140条の7において準用する場合を含む。）に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかか

（固定資産税の納税義務者等）

第54条（略）

2～6（略）

7 家屋の附帯設備（家屋のうち附帯設備に属する部分その他施行規則第10条の2の10で定めるものを含む。）であつて、家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付けたものがあり、かつ、当該家屋に付合したことにより家屋の所有することとなったもの（以下この項において「特定附帯設備」という。）については、当該取り付けた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付けた者をもって第1項の所有者とみなし、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課する。

附 則

（延滞金の割合等の特例）

第2条の2 当分の間、第19条、第43条第2項、第48条第3項、第50条第2項、第53条の12第2項、第72条第2項、第98条第5項、第101条第2項、第139条第2項（第140条の7において準用する場合を含む。）及び第140条第2項（第140条の7において準用する場合を含む。）に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかか

ならず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

- 2 当分の間、第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、特例基準割合適用年中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合とする。

（納期限の延長に係る延滞金の特例）

第2条の2の2 当分の間、日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項（第1号に係る部分に限る。）の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間（当該期間内に前条第2項の規定により第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の割合を前条第2項に規定する特例基準割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。）内（法人税法第75条の2第1項（同法第144条の8において準用する場合を含む。）の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告

ならず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

- 2 当分の間、第52条に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、特例基準割合適用年中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合とする。

（納期限の延長に係る延滞金の特例）

第2条の2の2 当分の間、日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項（第1号に係る部分に限る。）の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間（当該期間内に前条第2項の規定により第52条に規定する延滞金の割合を同項に規定する特例基準割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。）内（法人税法第75条の2第1項（同法第144条の8において準用する場合を含む。）の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年

書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる村民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該村民税に係る第52条の規定による延滞金については、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内)は、特例期間内にその申告基準日の到来する村民税に係る第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合(当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合)とする。

2 (略)

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第6条の2 法附則第15条第2項第1号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。

2 (略)

3 法附則第15条第2項第6号に規定する条例で定める割合は4分の3とする。

4 (略)

5 法附則第15条第29項第1号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。

6 法附則第15条第29項第2号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。

7 法附則第15条第29項第3号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。

8 法附則第15条第30項第1号に規定する条例で

5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる村民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該村民税に係る第52条の規定による延滞金については、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内)は、特例期間内にその申告基準日の到来する村民税に係る第52条に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同条及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合(当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合)とする。

2 (略)

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第6条の2 法附則第15条第2項第1号に規定する条例で定める割合は3分の1とする。

2 (略)

3 法附則第15条第2項第3号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。

4 法附則第15条第2項第7号に規定する条例で定める割合は4分の3とする。

5 (略)

6 法附則第15条第29項に規定する条例で定める割合は2分の1とする。

定める割合は3分の2とする。

9 法附則第15条第30項第2号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。

10 (略)

11 (略)

12 法附則第15条第32項第1号八に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。

13 法附則第15条第32項第1号二に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。

14 法附則第15条第32項第1号ホに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。

15 法附則第15条第32項第2号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は4分の3とする。

16 法附則第15条第32項第2号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は4分の3とする。

17 法附則第15条第32項第3号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。

18 法附則第15条第32項第3号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。

19 法附則第15条第32項第3号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。

20 (略)

21 法附則第15条の8第2項に規定する条例で定める割合は3分の2とする。

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第6条の3 (略)

2 (略)

7 法附則第15条第30項に規定する条例で定める割合は2分の1とする。

8 (略)

9 (略)

10 法附則第15条第32項第2号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。

11 法附則第15条第32項第2号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。

12 法附則第15条第32項第2号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。

13 (略)

14 法附則第15条の8第4項に規定する条例で定める割合は3分の2とする。

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第6条の3 (略)

2 (略)

3 法附則第15条の8第1項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を村長に提出しなければならない。

(1) (略)

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに令附則第12条第8項に規定する従前の権利に対応する部分の床面積

(3) (略)

4 法附則第15条の8第2項の貸家住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第7条第1項の規定の登録を受けた旨を証する書類及び当該貸家住宅の建設に要する費用について令附則第12条第12項第1号口に規定する補助を受けている旨を証する書類を添付した申告書を村長に提出しなければならない。

(1)~(3) (略)

5 法附則第15条の8第3項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を村長に提出しなければならない。

(1) (略)

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに令附則第12条第15項において準用する同条第8項に規定する従前の権利に対応する部分の床面積

(3) (略)

6 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を

3 法附則第15条の8第3項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を村長に提出しなければならない。

(1) (略)

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに令附則第12条第17項に規定する従前の権利に対応する部分の床面積

(3) (略)

4 法附則第15条の8第4項の貸家住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第7条第1項の登録を受けた旨を証する書類及び当該貸家住宅の建設に要する費用について令附則第12条第21項第1号口に規定する補助を受けている旨を証する書類を添付した申告書を村長に提出しなければならない。

(1)~(3) (略)

5 法附則第15条の8第5項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を村長に提出しなければならない。

(1) (略)

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに令附則第12条第24項において準用する同条第17項に規定する従前の権利に対応する部分の床面積

(3) (略)

6 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を

証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第17項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して村長に提出しなければならない。

(1)~(6) (略)

7 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第8項各号に掲げる書類を添付して村長に提出しなければならない。

(1)~(3) (略)

(4) 令附則第12条第21項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別

(5) (略)

(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第22項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費

(7) (略)

8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して村長に提出しなければならない。

(1)~(4) (略)

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第29項に規定する補助金等

(6) (略)

9 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合

証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第26項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して村長に提出しなければならない。

(1)~(6) (略)

7 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して村長に提出しなければならない。

(1)~(3) (略)

(4) 令附則第12条第30項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別

(5) (略)

(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第31項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費

(7) (略)

8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して村長に提出しなければならない。

(1)~(4) (略)

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第38項に規定する補助金等

(6) (略)

9 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合

住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に規定する書類を添付して村長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

- 10 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して村長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第29項に規定する補助金等

(6) (略)

- 11 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第13項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第17項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して村長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 施行規則附則第7条第13項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6) (略)

住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に規定する書類を添付して村長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

- 10 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して村長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第38項に規定する補助金等

(6) (略)

- 11 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第14項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第26項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して村長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 施行規則附則第7条第14項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6) (略)

(土地に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)

第7条 次条から附則第10条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げる規定の定めるところによる。

(1)～(5) (略)

(6) 前年度の固定資産税の課税標準額 法附則第18条第6項(附則第9条の場合には、法附則第19条第2項において準用する法附則第18条第6項)

(7) (略)

(平成31年度又は平成32年度における土地の価格の特例)

第7条の2 村の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、村長が土地の修正前の価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、平成31年度分又は平成32年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

2 法附則第17条の2第2項に規定する平成31年度適用土地又は平成31年度類似適用土地であって、平成32年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格(法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

(土地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)

第7条 次条から附則第10条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げる規定の定めるところによる。

(1)～(5) (略)

(6) 前年度の固定資産税の課税標準額 法附則第18条第6項(附則第9条の場合にあっては、法附則第19条第2項において準用する法附則第18条第6項)

(7) (略)

(平成28年度又は平成29年度における土地の価格の特例)

第7条の2 村の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、村長が土地の修正前の価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、平成28年度分又は平成29年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

2 法附則第17条の2第2項に規定する平成28年度適用土地又は平成28年度類似適用土地であって、平成29年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格(法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

(宅地等に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第8条 宅地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平

(宅地等に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第8条 宅地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合にあっては、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平

成30年度から平成32年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係るべき額とした場合における固定資産税額（以下「商当該年度分の固定資産税の課税標準と業地等据置固定資産税額」という。）とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるとき

成27年度から平成29年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等据置固定資産税額」という。）とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるとき

は、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等調整固定資産税額」という。)とする。

(平成30年度から平成32年度までの各年度分の用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税に関する経過措置)

第8条の3 地方税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第3号)附則第22条第1項の規定に基づき、平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3の規定を適用しないこととする。

(農地に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第9条 農地に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

(略)

は、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等調整固定資産税額」という。)とする。

(平成27年度から平成29年度までの各年度分の用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税に関する経過措置)

第8条の3 地方税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第2号)附則第18条第1項の規定に基づき、平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3の規定を適用しないこととする。

(農地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第9条 農地に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

(略)

(特別土地保有税の課税の特例)

第11条 附則第8条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等(附則第7条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。)に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の特別土地保有税については、第137条第1号及び第140条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第8条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から平成33年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第137条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とする。

3～5 (略)

(特別土地保有税の課税の特例)

第11条 附則第8条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等(附則第7条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。)に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の特別土地保有税については、第137条第1号及び第140条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第8条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から平成30年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第137条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とする。

3～5 (略)

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(村民税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の中城村税条例(次条第1項において「新条例」という。)第52条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定は、平成29年1月1日以後に同条第1項又は第4項の申告書の提出期限が到来する法人の村民税に係る延滞金について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成30年度以後の

年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。以下この条において「旧法」という。）附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 3 平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に締結された旧法附則第15条第29項に規定する管理協定に係る同項に規定する協定避難家屋（同項に規定する協定避難用部分に限る。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 4 平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に締結された旧法附則第15条第30項に規定する管理協定に係る同項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 5 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第32項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

同じく専決処分書、そして新旧対照表、改正前、改正後がございますので、御参照いただきたいと思います。

一番最後の18、19ページに附則がございますので、読み上げさせていただきます。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております承認第4号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、承認第4号は委員会付託を省略いたします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認め、討論を終わります。

これから承認第4号 専決処分の承認についてを採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、承認第4号 専決処分の承認については原案のとおり承認されました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれで散会いたします。御苦労さまでした。

散 会（12時10分）

## 平成30年第3回中城村議会定例会（第5日目）

|                        |              |                      |                  |       |
|------------------------|--------------|----------------------|------------------|-------|
| 招集年月日                  | 平成30年6月8日（金） |                      |                  |       |
| 招集の場所                  | 中城村議会議事堂     |                      |                  |       |
| 開会・散会・閉会等日時            | 開議           | 平成30年6月12日（午前10時00分） |                  |       |
|                        | 散会           | 平成30年6月12日（午後2時30分）  |                  |       |
| 応招議員<br><br>（出席議員）     | 議席番号         | 氏名                   | 議席番号             | 氏名    |
|                        | 1番           | 石原昌雄                 | 9番               | 仲真功浩  |
|                        | 2番           | 比嘉麻乃                 | 10番              | 安里ヨシ子 |
|                        | 3番           | 大城常良                 | 11番              | 新垣徳正  |
|                        | 4番           | 外間博則                 | 12番              | 新垣博正  |
|                        | 5番           | 仲松正敏                 | 13番              | 仲座勇   |
|                        | 6番           | 新垣貞則                 | 14番              | 新垣善功  |
|                        | 7番           | 金城章                  | 15番              | 宮城重夫  |
|                        | 8番           | 伊佐則勝                 | 16番              | 與那覇朝輝 |
| 欠席議員                   |              |                      |                  |       |
| 会議録署名議員                | 12番          | 新垣博正                 | 13番              | 仲座勇   |
| 職務のため本会議に出席した者         | 議会事務局長       | 新垣親裕                 | 議事係長             | 我謝慎太郎 |
| 地方自治法第121条の規定による本会議出席者 | 村長           | 浜田京介                 | 企画課長             | 大湾朝也  |
|                        | 副村長          | 比嘉忠典                 | 企業立地・観光推進課長      | 比嘉保   |
|                        | 教育長          | 比嘉良治                 | 都市建設課長           | 仲松範三  |
|                        | 総務課長         | 與儀忍                  | 農林水産課長兼農業委員会事務局長 | 比嘉義人  |
|                        | 住民生活課長       | 津覇盛之                 | 上下水道課長           | 仲村武宏  |
|                        | 会計管理者        | 荷川取次枝                | 教育総務課長           | 比嘉健治  |
|                        | 税務課長兼住民税係長   | 知名勉                  | 生涯学習課長           | 稲嶺盛昌  |
|                        | 福祉課長         | 金城勉                  | 教育総務課主幹          | 稲嶺盛久  |
|                        | 健康保険課長       | 仲村盛和                 |                  |       |

議事日程第3号

| 日 程 | 件 名  |
|-----|------|
| 第 1 | 一般質問 |

議長 與那覇朝輝 皆さん、おはようございます。これから本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 一般質問を行います。

質問時間は、答弁を含めず30分以内とします。それでは通告書の順番に従って発言を許します。

最初に金城 章議員。

7番 金城 章議員 おはようございます。通告書の内容もですね、毎回やっているものがほとんどですので、またいい答弁のほうをよろしくお願いします。それでは読み上げて質問にかえます。

大枠1．庁舎建設についてであります。庁舎建設の進捗状況はどうか。業者の指名をどのように考えているか。また村内企業の指名はどのように考えているか。新庁舎建設の周辺の道路計画があるかどうか、整備を考えているかどうかです。

大枠2．村の教育方針についてであります。

15名学級を取り組んで2カ月が過ぎています。3カ月目に入り、成果はどのように考えていますか。新たな教育を考えているかどうか。以前にも話しましたが、2カ月を過ぎてですね、どのような教育方針を皆さんで考えたかどうかですね。新任教師との会議等はどのように行っているか。新任教師と教育委員会であるんな話し合いがもたれていると思いますけれども、やっぱり新任教師をフォローしていくために、そういう会議等、話し合いが十分なされているかどうかですね。食育についての取り組みをどう考えるか。食育も以前によく取り上げましたけれども、生きるためのカロリーだけでなく、子供たちと保護者に対して、食育を考える講演会とか、食べるものに対していろんなことをどう考えているか、そういう取り組みをやっているかどうかですね。

大枠3．県への要請についてであります。中城村として新たな整備等はどのように要請を

行っているか。サンライズ協議会においての要請と取り組みはどうか。これは中城に関するこの要請はあるかどうかですね。東西道路、これ全県的にはしご道路と言われているけれども、私はあえて東西道路と言っています。国道329号から県道29号線までの検討はどう考えているか。これは要請行動に対しての考えはどうなっているかですね。できましたら当間の前浜線から、新庁舎前の村道ですね、それから北上原の若南線ですね、そこから朝日陶器への近く県道29号へ、あの周辺の高低差がないだろうと思って、その件は考えているかどうか。

大枠4．土地開発についてであります。もう南上原の土地区画整理もほぼでき完成前ですけれども。今後はどの地域の開発区域を取り組む考えか。安里の地すべり地域の開発についての考えはないかですね。

大枠5．議会運営についてであります。昨今、他議会でペーパーレスの観点から、タブレット使用について取り組む報道とか見ますけれども、本村もペーパーレスの観点でタブレット使用、予算を取り組めるかどうかですね。以上、お願いします。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは金城 章議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1、大枠3、大枠4につきましては都市建設課のほうでお答えをさせていただきます。大枠2につきましては教育委員会、大枠5につきましては総務課のほうでお答えをさせていただきますが、私のほうでは御質問の大枠3の県への要請、これは県に限らず県、国への要請行動ということでの御質問だと思いますけれども、今回の議会の休憩の中でもありました、もう議会も一緒に頑張りましょうという、非常に力強いお言葉もいただきましたので、しっかり適宜、その時期時期に応じて要請行動は県に限らず、県と一緒に国、あるいは単独で国、いろいろな

形があるとは思いますが、しっかりとやっていきたいと思っております。詳細につきましては、また原課のほうでお答えをさせていただきたいと思っております。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 教育長 比嘉良治。

教育長 比嘉良治 おはようございます。15名学級の取り組んで2カ月過ぎたの成果ということですが、の少人数学級の成果に関しては、まず私の教育に対しての考え方として、学校は子供たちが主人公で、子供がよりよい方向に変容する場所でないといけないと思っております。何と言っても少人数にしたことで、従来よりも子供たち一人一人、個への対応が、多くの時間教師がかけられるようになり、きめ細かな指導ができるようになったということが成果として挙げられます。の新たな教育を考えているかということですが、新たな教育というよりも、2020年から小学校で、2021年から中学校で新学習指導要領が全面実施されていきます。それに向けての移行処置の段階で、その準備に今取り組んでいるところでございます。

と については、主幹から答えさせます。以上です。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 仲松範三。

都市建設課長 仲松範三 金城 章議員の御質問にお答えします。

大枠1の 庁舎建設は実施設計を終え、設計図、設計図書の最終確認を今行っています。工事発注を9月に予定しています。 村道吉の浦線及び東側の農道については敷地を2メートル後退し、歩道を広げます。

大枠3の 沖縄振興拡大会議、沖縄総合事務局及び中部土木事務所等の行政懇談会で、意見交換会で、東西を横断する宜野湾横断道路、県道29号線の拡幅、県道29号線の北上原地区、新垣地区の右折車線設置、国道329号奥間交差点の早期整備等について要望しています。 東海岸地域サンライズ推進協議会においては、西原

道路を国へ早期整備の要請を行っております。

宜野湾市と国道329号を結ぶ東西線「宜野湾横断道」の計画は、普天間飛行場の返還を見据えた構想としてあります。早期に事業採択されるように要請は続けていきたいと思っております。

大枠4の 現在策定中の中城村都市計画マスタープランの中で、5つの拠点ゾーンを設置しております。その中で優先順位を決め、検討していきたいと思っております。 第4次総合計画でも、この地区においては斜面地域保全エリアとしての土地利用となっておりますので、現在、開発の予定はありません。

議長 與那覇朝輝 総務課長 與儀 忍。

総務課長 與儀 忍 庁舎建設における業者指名についてお答えいたします。

新庁舎建設につきましては、歴史資料図書館建設事業同様、建築工事、電気設備工事、機械設備工事等の分離発注を予定しております。新庁舎建設は、本村におきまして、大規模かつ事業費も高額であることから、特定建設工事共同企業体制度（JV）の導入を考えております。指名審査におきましては、発注の基準となる請負工事金額、業種別、等級によって異なりますが、競争性を確保した上で、村内企業を含む業者の指名につきまして、現在検討を行っているところでございます。

次に、大枠5の議会運営におけるタブレット端末導入についてお答えいたします。県外におきましては、紙書類を廃止し、代わりにタブレット端末を導入する自治体がふえているところでございます。タブレット端末導入のメリットとしましては、議場内で調べものができるため、議会の活性化が期待されるものと考えております。また議会資料準備にかかる時間が短縮され、さらにその多くの資料がカラーで見られ、議案書等が見やすくなるなどのメリットがあります。一方で、これまでのようにテーブルの上で資料等を広げることができなくなり、また資料等へ

のメモ書きがすぐにはできないなど、不便を感じる議員もいらっしゃるものと思います。そのためタブレット端末への慣れや使いこなす技術が必要となります。このようなことから、ペーパーレスの観点を含むさまざまな観点から検討する必要があると考えております。あわせてまして議会内における議論は特に重要であり、議会における総意を確立した上で、村として検討することになると考えております。

議長 與那覇朝輝 教育総務課主幹 稲嶺盛久。

教育総務課主幹 稲嶺盛久 大枠2の新任教師との会議等についてお答えいたします。

新任教師とのかかわりについては、日々の授業において村教育委員会の指導主事が学校へ足を運び、授業観察後に新任教師へ助言を行ったり、管理職へ良さを伝えたりすることで教師の指導力向上につなげております。5月末には各校の現状を把握するとともに、学校教育活動を支援するための学校計画訪問を教育長を初め教育委員、教育総務課長、生涯学習課長とともにを行い、全学級の授業参観後、意見交換を実施いたしました。津覇小学校と中城中学校におきましては村長も授業参観を行い、実態把握をしていただきました。また年に3回全体研修を設定しており、来る6月20日の第1回研修会におきましては指導力向上に向けた実践事例の紹介や、学習環境、授業改善に関する情報交換等を予定しております。

続いて2の食育についての取り組みについてお答えします。

小中学校とも指導に関する全体計画が作成されており、各教科や給食時間等に実施しております。沖縄県保健医療部健康長寿課が中心となって作成しております食生活の学習教材「くわっちーさびら」を活用したり、給食センターの栄養士によるバランスの良い献立についての授業等を実施したりすることで、児童生徒に望

ましい食習慣が身に付くよう努めております。以上です。

議長 與那覇朝輝 金城 章議員。

7番 金城 章議員 では答弁いただきましたので、再質問させていただきます。

まず大枠1の庁舎建設であります。庁舎建設は図面はでき上がっているという話ですが、各課以外の利用の部屋、例えばですね、カフェとかレストラン等々、民間利用のところもあるかどうか、そういう部屋も計画しているかどうか。またそのスペースがあるかどうか、それと今業者指名も答弁いただきましたけれども、これは実際に何社ぐらいの計画で検討するかどうか。余りにも業者数が多いと、また村内企業へも実際には行き渡らないと思いますけれども、金額的にも大分大きい金額でありますけれども、それが特定JVでありますので、ぜひ業者数もそれに合わせた業者数であってほしいと望んでいます。その2点お願いします。

議長 與那覇朝輝 休憩します。

休憩(10時17分)

~~~~~

再開(10時19分)

議長 與那覇朝輝 再開します。

都市建設課長 仲松範三。

都市建設課長 仲松範三 現在進めている新庁舎建設の中では、カフェやレストラン、民間が活用するスペースは設定しておりません。

議長 與那覇朝輝 総務課長 與儀 忍。

総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

最初の答弁と重複しますけれども、発注の指名業者について、これは村内事業者も含めてですけれども、それを現在検討しているところです。今金城議員が質問で言われたことは、参考にできると思います。

議長 與那覇朝輝 金城 章議員。

7番 金城 章議員 余りにも業者数が多いと、先ほど話しましたとおり村内業者が恩恵を

受けないと思いますので、ぜひ村内業者に合わせた指名数であることを願います。

それとですね、今レストランとか食堂ですね、カフェ、そういうのは考えられないという話ですけれども、ぜひですね、申し込みがあったら、まだスペースがあっただろうと思います、3階ですね、2階等は少しある。そこで要するに小さな、民間的にもしてできるような人がいれば、庁舎内にはあったほうがメリットがあるんじゃないかなと思います。そこの検討もぜひですね、入札の前ですので、その中身だけの変更はできると思います。そのほうもぜひ応募してですね、庁舎内にそういうのがあれば利用度も高まると思います。

もう1つだけ、今ですね、庁舎内の会計課のところに農協でやられている役所の諸費用を扱う部署がありますよね、そういうところも実際に、今委託でやられていると思うんですけれども、本村で新庁舎に、そのスペースをつくり、配置しますか。そのスペースの利用というか、費用というのはとられていないのか、ただ委託で任せているだけなのか、そういう考えがあるかどうか。ほかの市町村は実際、大きいところは、そこは銀行とかいろいろな業者が入ってやるはずなんですけれども、そこは村の委託業務でやられていると思いますが、その箇所は費用が発生するのかどうか、お答えいただけますか。

議長 與那覇朝輝 休憩します。

休憩（10時22分）

~~~~~

再開（10時23分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

総務課長 與儀 忍。

総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

金融機関等が庁舎内における支店等として使用するのであれば、これは当然使用料は徴収すべきだと思います。しかし現在は支店ということではなくて、現金の取り扱いを委託している

状況でございます。

議長 與那覇朝輝 金城 章議員。

7番 金城 章議員 大枠1と最後の5番ですね、ペーパーレスのタブレット、関連しますので一括でやります。議会は、将来的にこういった機械的な物、パソコンとかを持ち込める議会になってくると思うんです。新庁舎の設備等の考えは、要するにやっていけるかどうかですね、そういう端末を設置する、要するに器具とか、そういうものを議会でぜひ設定したいです。現在、現議事堂では、カメラを設置したり、マイクを設置したり、新たにそういう見栄えの悪いような感じでやっていますので、そういうことはぜひ最初で取り入れていく考えがあるかどうかですね。この設備等の考えですね、実際新しくなるのに、また後で見栄えの悪い、配線設備をまた外からやっていかないように、ぜひそういう考えを進めていただきたい。設計で、発注まだですので、そういうものを機械設備に入れられるかどうか。

議長 與那覇朝輝 総務課長 與儀 忍。

総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

将来的には、今議員がおっしゃるように、議会内においてタブレット端末で議会運営ができるような状況になるんだろうというふうに考えております。現在設計の中では、こういう状況に対応できるように、配管等については全てそれも合わせたような形で設計が進んでいるものと考えております。先ほども答弁いたしましたけれども、それは村としても考える必要があると思うんですが、議会内での議論は特に重要であるというふうなことで考えております。議会の総意、そういうものを確立した上で、村との協議になるというふうなことで考えております。

議長 與那覇朝輝 金城 章議員。

7番 金城 章議員 将来的にはもうなるだろうということは、当然新庁舎で設定していて、ぜひ考えてほしい。それは見栄えの問題が、

さっき話しましたけれども、現議事堂のように外配線は見苦しいです。また各議員の議席に、そういう機材を設定するときにも簡単にいく方向でですね、新庁舎で最初に取り組んでいただきたい。これはタブレット等、課長がおっしゃったように議会、議員で議論しないといけないことですが、目に見えて進んでいく事例ですから、これは当たり前将来的にそういう方向に進むことは、ぜひこれから取り組んでいただきたいと思います。

次に、大卒2の教育方針についてであります。先ほどの答弁で年3回、この新任教師と研修会とかいろんな意見交換会をやる話でしたが、現在2カ月ですけれども、先月少し15人学級見させてもらったんですけれども、先生によって少し、教師の指導力が若干違うかなと私、見ました。そこはお互いの共通のもので、何にしても指導力は違うというのは当たり前であることは確かですけれども、そこは共通するのをもまた皆さんで年3回とは言わずですね、月に、時間があれば新任ですから、新しい、15人学級の教育として、いろんな時間がある時に、いろんな意見交換はぜひ教育長とか、経験のある方からフォローしてほしいと思って。私が見た学級じゃなくて、別の学級で子供がですね、落ち着きのない学級もありましたよね。その先生方は、始まったばかりの自分の受け持つ学級として、どうしたらいいのかなと不安だと思うんですよね。新しい先生方にはフォローして行ってほしいと思うんです。年3回は定期的なものであって、意見交換会はぜひ教育長、経験の豊富な教育長がちょっといろいろな意見をすべきじゃないかと思うんですけれども、どうですか。

議長 與那覇朝輝 教育長 比嘉良治。

教育長 比嘉良治 実際に出かけて行って、その村費の先生方に指導助言を何度かやっています。年に3回というのは、全体を集めての研修会が年に3回ということで、個々の授業をし

て後の研究授業は、それぞれ年に7回ですか、これからどんどん実施していきます。これは指導主事2人を中心にそこら辺は進めていきたい。議員がおっしゃるように、やはりどうしても今後大学を卒業したばかりの若手の先生だと、ベテランの先生よりはどうしても指導力の面で、やはり経験不足の面があります。しかしながら誰も教員の1年目というものはあるわけですから、情熱があってもやる気があるかどうか重要だと考えていますので、そこら辺、先生方を今後伸ばしていきたいなというふうに考えています。

議長 與那覇朝輝 金城 章議員。

7番 金城 章議員 新任の教師だけはぜひフォローしてあげてください。一番心身的に弱くなってくるのは教師で、教育に携わっている方がそういう関連の病気等ですね、そこをフォローしてあげないとどうしようもない。ぜひこれは取り組んでいただきたい。

次ですね、の食育についてであります。この食育も先ほど主幹からありましたけれども、これ地産地消も取り組んでやっていると思いますが、地産地消も今中城村では、前回の議会でもありましたけれども、余り取り組み率が悪いと思うんです。コーディネーターもちゃんと生かしてやっているのかどうか。それと食育の観点の、先ほど話しましたけれども、子供たちと保護者との共同の食育講座とか、そういうのもぜひ取り組んでいただきたい。特に1、2年生とか、低学年のほうはぜひ取り組んでほしいと思います。以前から議会でこの食育の件も私はよく話しますけれども、親の食事で子供は育ちます。親の食事の考え方が変わらないと、幾ら学校の給食が良くても、全然大体質的に改善できないだろうと。この体質改善の食育をぜひどうか、学校でも取り組めないか。生きていくためには、ただカロリーだけではなくて、体質改善的なものをどうしてもこの食育の講演会でも

やってですね、そこで受ける親の感覚は違うと思うんですね。それをぜひ取り組んでいけなかなと思うんですけれども、その件どうですかね。

議長 與那覇朝輝 教育総務課主幹 稲嶺盛久。

教育総務課主幹 稲嶺盛久 お答えいたします。

今、議員からありましたように、食育に関する重要度は学校現場でも感じております。また保護者との関わり合いということで、ある学校を例にしますと、1年生から6年生までの発達の段階によって内容を変えた食育の指導しております。例えば1年生には給食探検と朝ご飯の大切さという内容で指導を行い、2年生では、脳のスイッチを入れる朝ご飯ということで、1年生のつなぎとしての朝ご飯の重要性を授業しております。またそこから3年生になりますと、献立表から給食の秘密を考えようということで、自分の体に入っていく食事について、自主的に調べ学習を行ったり、総合的な学習の時間を使ったりしております。また4年生になりますと、噛むことの大切さということで、むし歯指導との関わりであったり、咀嚼によって栄養素が引き出されていくというようなことも含め、5年生になりますと朝ご飯について調べ、バランスのいい朝ご飯の献立を作るということで、家庭科とセットアップをした栄養素の学びもあります。6年生におきましては、今度は朝ご飯のみに限らず夕食を調べて、バランスの良い夕食の献立を立てようということで、授業参観等で保護者と一緒に計画をしたり、また家に持ち帰っての調べ学習というところで、保護者に対してもメッセージを出してもらったりしております。確かに食育に関して、保護者と連携しながらやっていく必要があるなど考えております。以上です。

議長 與那覇朝輝 金城 章議員。

7番 金城 章議員 これですね、食育に関して子供と保護者を集めて講演会等とか、そういうことをやったことがあるかどうか。また、これからもまた取り組む考えがあるかどうか。

議長 與那覇朝輝 教育総務課主幹 稲嶺盛久。

教育総務課主幹 稲嶺盛久 お答えいたします。

平成29年度に関しては、行っていないということを確認いたしました。しかしこれまでの取り組みといたしまして、PTAを主催とした食育に関する講演会を実施したということがあります。今後、村のPTA連合会または単学校のPTA家庭教育委員会等とも連携をしながら、そのようなことを進めていけたらなと考えております。ありがとうございます。

議長 與那覇朝輝 金城 章議員。

7番 金城 章議員 先ほども話しましたが、やはり親の知識が変わらなければそういう考えはないと、今主幹がおっしゃったように学級懇談会とかで、よくそういう話をしているということですが、やはり講演会等とかですね、ぜひ保護者に参加してもらって、その意識改革をぜひやっていただけたらと思っております。それでこの質問に出しました。先ほど教育の指導も話がありましたけれども、指導者によって全然違う。この講演会の中身です、また親の考え方も変わってくると思えます。この朝ご飯の教育も5年生、6年生、そういう栄養のことも、家庭科とかで学んでいるという話ですけれども、子供が学んでも親の意識が変わらなければ、変わらないと思います。今沖縄の長寿が脅かされているのも、食事の観点からと思います。私たちの世代までは、寿命がまだ短くなるという、これからの子供たちに対し、健康で長生きしてもらうためには、ぜひ食の観点は、学校でもいろいろ取り入れていただきたい。一生懸命やっていただきたいと思

ます。

次に、大杵3番、県への要請。このサンライズ協議会も、中城村の要請とかは西原バイパスの話が出ましたけれども、中城村の329号バイパス、今回の休憩の時間で村長から答弁がありましたけれども、中城にどこまで西原バイパスが北上していくのか、そういうのがまだ見えてこないですね。この3件ですね、村として県に要請書を作成して要請すべきじゃないかと思うんですけども。これはサンライズ協議会の中に、中城村に至るこのインフラ整備も、ここまでやってくれということを取り入れるのか。ただバイパスの北上を考えてくれというだけでなく、中城村に道路を設置できるかということ。また、よくうちの與那覇議長が言いますけれども、自転車専用道路とかですね、海岸沿いの自転車専用道路、そういうところをまた観光の観点からもできるかどうか。このMICEに関わってくる人材が、空いた時間に余暇を過ごせるものが、そういうのが関わってくるんじゃないかと思います。ぜひもう一度だけ、今の質問とこれから取り上げていけるかどうか。この東西道路も県道29号線もしかり、この県道29号線は前回の議会でも話しましたけれども、県道29号線が整備が入る前に陳情要請して、この東西道路ですね、国道329号から県道29号線までの道路は、ぜひ要請しておかないと、一緒には入れきれないと思いますね。県道29号線の予定が決まってからでは、この東西道路も入れてこないですね。私はこの若南線につないでほしいと言うのは、高低差がないから、高低差の少ない道路をぜひつくっていただきたい。今の奥間、南上原に上がる、村道は、高低差が余りにも傾斜がありすぎて、やっぱり大型車の利用度もない。先ほど課長から話がありました普天間飛行場跡の利用の東西道路ですね、どんな道路が計画されているかわかりますか。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 仲松範三。

都市建設課長 仲松範三 お答えします。

東西道路、「宜野湾道路」につきましては、線形がまだ決まっておりません。県道路街路課はできる限り早目に、できるところから整備をやっていきたいという目標であります。

議長 與那覇朝輝 金城 章議員。

7番 金城 章議員 この東西道路ですね、まだ本計画ではないです。これを見た場合、中城村はほとんどトンネルで国道329号におろされている計画があるんですよ。これは本計画であるかどうか。しかし全体的にトンネルばかりで、中城村の隣地に接しないと、道路の利用価値が中城村としてはないと思うんですね。それで私は当間前原線から若南線を通じて県道29号線につなげてほしいと、この考えをぜひ取り入れていただきたいと訴えているんです。土地の周辺に道路が設置しないと、この道路の利用価値というのが上がらない。橋、道路もですね、はしごの下に、この管理道路として道路を据え付けばこの道路の利用価値は上がりますけれども、ニライカナイ橋みたいにですね、あれは高低差が余り、高すぎてそういう橋になっていますけれども、しかし管理道路を、下にもう一つ管理道路をつければ、この下の土地の利用度も上がってくる。土地に接しない道路というのは利用価値がないですね、正直言って、この地域の利用価値が。このように土地の利用価値を上げる道路設定をしていただかないと。橋道は見栄えはいい道路かもしれませんが、利用度が上がらないとどうしようもならないと思います。ぜひそういう道路を考えていただきたいと思います。

それでは大杵4に移ります。今後、地域はまだ決定していないという話ですけども、前課長がですね、今新庁舎の周辺の開発を取り組むかどうかの検討をするという話でした。新しい課長はどういう考えなのか。新庁舎周辺ですね、新庁舎周辺も護佐丸歴史資料館ができて、また

駐車場ができる。安里中央線から、当間前浜原線の間区域、その周辺は農地として少し空きが少なくなってきましたね、その周辺の開発等はどうか考えるかどうか。できるかどうか。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 仲松範三。

都市建設課長 仲松範三 お答えします。

先ほども答弁しましたが、現在策定している都市マスの中で、新しい拠点として5つの候補地を予定しています。南上原土地区画整理事業に隣接する北上原地区、高速道路のインターがあります登又地区、久場前浜線道路事業している久場泊地区、議員がおっしゃっている当間地区、西原バイパスの整備に伴う南浜地区の5つの拠点をゾーンとして挙げております。その中で優先順位を決めて整備したいと思えます。議員がおっしゃっている当間地区についても、整備する必要な地区になると思えます。

議長 與那覇朝輝 金城 章議員。

7番 金城 章議員 ぜひですね、どの地域が早いのか、ぜひ計画は早目に進めていただきたい。

あと1つ、県への要請についてですが、東西道路もサンライズ協議会もそうですけれども、どうですか、要請書を予算をつけてやる予定があるかどうか、できるかどうか、村長どうですか。

議長 與那覇朝輝 休憩します。

休憩（10時47分）

~~~~~

再開（10時47分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

東西道路に限らず、いろんな要請行動につきましてはいろんな下準備が必要になってくるとは思うんですけども、今の御質問の部分につきましては、どういうやり方で要請していったほうがいいのかも含めてですね、お金をかけて

やれるものなのか、あるいはそれ以外のやり方があるのかも含めてですね、今後の検討課題ということで答弁をさせていただきたいと思えます。

議長 與那覇朝輝 金城 章議員。

7番 金城 章議員 要請書をですね、村長はよく御存じだと思いますが、中身が少しでもできるような要請書にしていきたい。それで、その要請書をつくる予算を、委託業務になると思いますが、そういうのを作成してからの要請のほうが身になるということをよく聞いていますので、それをぜひ考えていただきたい。この国道329号バイパスにしてもそうだと思いますけれども、設定でぜひ考えていただきたいと思えます。先ほど話しました県道29号線ができてから遅いです。この東西道路もぜひ、我が中城村で、どこから検討したほうがいいのかというのは先に決めて、その要請書を作成してからでないとならない、ぜひ検討していただきたい。

2期目の最後の質問になりましたけれども、また9月に3期目を目指してですね、今まで質問したことが身になるように、また9月に戻ってきて再質問したいと思いますので、ぜひいい検討をしていただきたいと思えます。これで7番 金城 章、一般質問を終わります。

議長 與那覇朝輝 以上で金城 章議員の一般質問を終わります。

10分間休憩します。

休憩（10時49分）

~~~~~

再開（11時01分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

続きまして比嘉麻乃議員の一般質問を許します。

2番 比嘉麻乃議員 それでは皆さん、改めましておはようございます。質問に先立ちまして、今回から議会に仲間入りいたしました比嘉

保課長、お帰りなさい。今後ともまたいろいろ  
な企画をして、中城村を盛り上げていただきた  
いと思います。そして荷川取課長、同じ女性と  
して仲間に入ったこと、すごくうれしく思っ  
ております、一緒に頑張ってみたいと思いま  
す。そして稲嶺盛久主幹、先ほども質問があり  
ました15人学級が、今中城村がとても注目さ  
れておりますので、一緒に取り組んでいきたく  
思います。先日もですね、中城小学校の父兄と  
話したんですけども、とても好評でしたので、  
またこれからいろいろと取り組んでいただき  
たいと思います。それでは通告書に基づきま  
して質問いたします。

大枠1．安心・安全な地域づくりについて。  
平成29年度に防犯対策を目的として、国の全  
額補助で防犯灯と防犯カメラが設置されました。  
本村の犯罪発生を抑止になることを期待して  
次のことを伺います。今回、設置した防犯灯  
と防犯カメラの設置数を伺います。南上原地  
区に交番設置の考えはないか伺います。本村  
にある子ども110番の家の設置数を伺います。

大枠2．平和学習について。6月23日は慰  
霊の日です。今から73年前、一般住民を巻き  
込み、20万人余りの尊い命と財産、文化財、  
美しい自然がことごとく奪われた沖縄戦は、  
地獄そのものだったと、生存者の方から聞  
いた事があります。そんな悲惨な沖縄戦を風  
化させないためにも、犠牲になった方々の  
命のバトンを未来に繋げなければなりません。  
そこで恒久平和を願い、次の事を伺います。  
本村の平和への取り組みは。本村の小中  
学校の平和学習の取り組みを伺います。

大枠3．スクールバスについて。放課後の  
スクールバス運行が増便され、夕方の忙しい  
時間にゆとりができたこと、保護者の方から  
の喜びの声を耳にします。さらに保護者の  
時間軽減のために伺います。スクールバス  
乗車券をコンビニエンスストアで購入する  
ことはできないか。

4月から護佐丸バスの乗車券でスクールバス  
に乗りができるようになりましたが、逆にス  
クールバスの乗車券で護佐丸バスに乗りする  
のができるのか、教えていただきたいと思  
います。

以上、御答弁よろしくお願ひします。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは比嘉麻乃議員の御  
質問にお答えをいたします。

大枠1につきましては都市建設課と住民生活  
課、大枠2につきましては企画課と教育委員  
会、大枠3につきましては教育委員会のほう  
でお答えをさせていただきますが、私のほう  
では、お尋ねの安心安全な地域づくり、こ  
れ比嘉麻乃議員、南上原を特に指している  
ことだとは思いますが、大変人口増加の著  
しい地域ですので、防犯カメラあるいはそ  
れにつながる防犯灯も含めてですね、大変  
大きな金額で安心安全の地域づくりに邁進  
していこうということは、一番最初の会議  
の中でも出てきたことでございます。そし  
て、特に犯罪抑止という面では、今後も  
特に人口増加の著しい地域を中心に考えて  
いきたいなと思っております。そして以前  
からの御質問の中にもあります交番の設  
置につきましても、我々行政のもう少し一  
歩踏み込んだと言いますか、知恵を絞った  
形で警察当局の予算だけを見るのではなく  
て、我々も協力して一致してできないもの  
か。これは大変重要なことだと考えてお  
りますので、ある意味悲願と言ってもいい  
と思います。北地区については駐在所が2  
カ所ありますし、上地区についての交番所  
の設置という意味で、真剣に考えていき  
たいと思っております。詳しいことは、  
また原課のほうでお答えをさせていただきます。  
以上でございます。

議長 與那覇朝輝 教育長 比嘉良治。

教育長 比嘉良治 平和学習についてお  
答えをいたします。

大枠2の 学校での平和学習の取り組みにつ

いてですが、私も平和について、それから命の大切さを児童生徒に育むことは、とても重要なことだと考えています。各学校とも学校経営計画に年間の指導計画を作成して、それに基づいて計画的に指導を行っています。の詳細については主幹から、大枠3のスクールバスについては教育総務課長から答えさせます。以上です。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 仲松範三。  
都市建設課長 仲松範三 比嘉麻乃議員の御質問にお答えします。

大枠1の 防犯灯の設置数は、全体で417カ所に設置しております。防犯カメラについては22台の設置となっております。

議長 與那覇朝輝 住民生活課長 津覇盛之。  
住民生活課長 津覇盛之 それでは大枠1の についてお答えいたします。南上原地区については、急激な人口増と量販店などの商業施設の立地もふえており、防犯の強化につながると思われることから、平成21年から数回、宜野湾警察署に設置要請を行ってきております。平成27年9月において状況の確認をされておりますが、宜野湾警察署は村からの要請を受け、警察本部に要請をしているとのことでありました。現在の状況については、宜野湾警察署から警察本部に確認をしましたところ、人員配置や管轄の見直し、予算等の検討課題があるため、設置への進展は見られないとのことでした。村としては、今後も継続して要請をしていきたいと考えております。

について、中城村内の子ども110番の家は、宜野湾警察署からの報告で、平成30年5月末現在で63件設置されております。

議長 與那覇朝輝 企画課長 大湾朝也。  
企画課長 大湾朝也 それでは大枠2の についてお答えいたします。

本村の平和行政への取り組みにつきましては、村内中学生を被爆地へ派遣し、全国から集う青少年たちとの交流を通じて平和について学習す

る「中城村青少年平和学習交流団派遣事業」と、もう一つ、6月23日の慰霊の日に合わせまして沖縄戦に関する写真や資料等を展示する「平和企画展」を取り組んでおります。「平和派遣事業」につきましては、中城中学校の生徒3名を、長崎市で開催されます「長崎原爆犠牲者慰霊平和祈念式典」、「青少年ピースフォーラム」へ派遣をしているところでございます。「平和企画展」につきましては、6月16日から24日までの期間、護佐丸歴史資料図書館の3階、企画展示室におきまして「平和の祈り～あの悲しみを忘れない～」と題しまして、沖縄戦に関する貴重な写真・資料等を展示しまして、平和への意識啓発に努めるための取り組みを行います。

議長 與那覇朝輝 教育総務課主幹 稲嶺盛久。

教育総務課主幹 稲嶺盛久 大枠2の 本村の小中学校における平和学習の取り組みについてお答えいたします。

毎年5月、6月の時期に「平和について考えよう」と平和教育月間等を設定しております。絵本や写真資料を用いた読み聞かせを行ったり、戦争体験者を講師として呼びし、戦争の悲惨さや平和の尊さなどを語る集会を行ったりしております。また、企画展にもありましたように、学校におきましても図書室や廊下等において、パネル資料や展示、戦争・平和に関する多くの関連図書を紹介したり、平和祈念公園への校外学習や総合的な学習の時間における調べ学習等も行っております。以上です。

議長 與那覇朝輝 教育総務課長 比嘉健治。  
教育総務課長 比嘉健治 それでは比嘉麻乃議員の大枠3の 及び についてお答えします。

現在コンビニエンスストアにおいて、スクールバス乗車券は購入できませんが、これまで吉の浦会館のみでしか購入できず、保護者への負担となっていることもあり、その改善として4月より護佐丸バスの乗車券でスクールバスも乗

車できるように調整を行い、現在乗れるようになっていきます。そのことで、現在両方のバスについても、両方の乗車券、護佐丸バスの乗車券でスクールバスも乗れることになっていきますし、スクールバスの乗車券でも護佐丸バスに乗れるようになっております。以上です。

議長 與那覇朝輝 比嘉麻乃議員。

2番 比嘉麻乃議員 答弁ありがとうございました。

防犯灯が今回設置されましたけれども、全体で防犯灯が417台、カメラが22台ということなんですが、では南上原地区の防犯灯と防犯カメラの設置数を伺います。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 仲松範三。

都市建設課長 仲松範三 お答えします。

上原地区については、防犯灯10カ所、防犯カメラについては9台設置しております。

議長 與那覇朝輝 比嘉麻乃議員。

2番 比嘉麻乃議員 ありがとうございます。

今回防犯灯と防犯カメラの設置費用は、国の全額補助で設置しましたが、設置後の電気代とか、あるいは故障した場合の費用というのは全て村が負担するのでしょうか、あるいは自治会が負担するところもあるのか伺います。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 仲松範三。

都市建設課長 仲松範三 お答えします。

防犯灯の電気料につきましては、村道1級、及び2級に設置した防犯灯は役場負担、その他村道に設置した防犯灯は自治会負担ということで、各自治会とも協議済みであります。故障については、5カ年は両方、5カ年は村で保証していくことになっております。

議長 與那覇朝輝 比嘉麻乃議員。

2番 比嘉麻乃議員 わかりました。これからは、最近も台風がありました、台風シーズンになります。そのときに防犯灯や防犯カメラが故障した場合ですね、台風による破損ですとか故障した場合の修理代が心配になります。こ

の防犯カメラが故障したときはすごい料金がかかるというふうに聞いているんですけども、それは修理代は村が、あるいは保険とかかけているのか伺います。

議長 與那覇朝輝 住民生活課長 津覇盛之。

住民生活課長 津覇盛之 それではお答えいたします。

防犯カメラについては、故障した場合はメーカーにより最大5年間は無償保証となります。

議長 與那覇朝輝 比嘉麻乃議員。

2番 比嘉麻乃議員 5年間は無償で修理してくれるということなんですが、なぜこの質問をしたかということ、やはり破損とか故障した場合には、なかなか村で修理代を出せない、また長い間、せっかく設置してくれたカメラが起動していないということが絶対にならないようにしていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

では次に、今回の設置とは別に、全額補助とは別に、南上原土地区画整理事業で計画されている防犯灯の設置があると思うんですけども、その設置数と進捗状況を伺います。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 仲松範三。

都市建設課長 仲松範三 お答えします。

南上原土地区画整理事業内の防犯灯の設置数は200カ所余りを予定しております。現在60カ所余りを設置済みでありますので、進捗率として約30%でございます。

議長 與那覇朝輝 比嘉麻乃議員。

2番 比嘉麻乃議員 先日、地域の皆さんと南上原をくまなく、約3時間ぐらいでしょうか、この防犯灯の設置を見てきたんですけども、夜行ったんですが、やはり暗いところがまだまだ多いので、早急な設置を求めています。今30%ということなんですが、100%になるまで、あとどのぐらいかかりますか、伺います。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 仲松範三。

都市建設課長 仲松範三 お答えします。

残りの約150カ所につきましては、ことしの12月末までには完了したいということで、職員とも話しております。

議長 與那覇朝輝 比嘉麻乃議員。

2番 比嘉麻乃議員 では12月の末までということなんですけれども、毎回南上原の自治会の総会のときには、住民から「いつつけてくれるんだ」ということがありまして、自治会長はしっかりと役場に言っていると思うんですけれども、なかなかそれが進んでくれないということで、「もう自分のお金でつけないと明るくならないのか」という意見もありましたので、12月とは言わずにですね、できるだけ早く、やっぱり暗いところに犯罪は起きると思うので、一日も早く明るくしていただきたいと思います。強くこれは要望したいと思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。では防犯灯や防犯カメラ設置の効果で、犯罪が減少することを願っております。

では次に、本村の平成29年度から過去5年間の犯罪発生件数を伺います。

議長 與那覇朝輝 住民生活課長 津覇盛之。

住民生活課長 津覇盛之 それではお答えいたします。

宜野湾警察署の資料によりますと、中城村全体では平成25年に104件、平成26年に89件、平成27年に98件、平成28年に81件、平成29年に66件の犯罪が発生しております。その中で、窃盗犯が多い状況でございます。

議長 與那覇朝輝 比嘉麻乃議員。

2番 比嘉麻乃議員 年々、だんだん減少していることはすごくうれしく思います。それでは、村内で一番多い犯罪件数の地域はどこで、あるいは何件か、お願いします。

議長 與那覇朝輝 住民生活課長 津覇盛之。

住民生活課長 津覇盛之 それではお答えいたします。

宜野湾警察署に確認しましたところ、地域ごとの統計はありませんということで、やはり人口や量販店などの商業施設等が多い南上原が、中城村においては多いものと推定されるということです。

議長 與那覇朝輝 比嘉麻乃議員。

2番 比嘉麻乃議員 ありがとうございます。

では南上原が恐らく一番多いんじゃないかなと、人口が多い分、その分犯罪も多いのかなと思います。最近、北谷町のほうで小学校とか公民館の付近で、腹部を切られた猫の死骸が置かれているということが、相次いで6件発生しているということなんですけれども、北谷町は近くなんですけれども、中城村でもそういった報告があったのか、それを伺います。

議長 與那覇朝輝 住民生活課長 津覇盛之。

住民生活課長 津覇盛之 お答えいたします。

新聞報道でもございましたけれども、中城村のほうでは、まだ現在そういった不審死と言うんですか、猫の死骸はありません。あとは交通事故等、車に轢かれての死骸等があります。

議長 與那覇朝輝 比嘉麻乃議員。

2番 比嘉麻乃議員 中城では、そういった報告がないということで少し安心しましたが、以前県外のほうで動物虐待が発展して、殺人事件になったという、発展したという事例もありますので、もし中城村でも、隣のすぐ近くの場所なので、そういうことがあったら、またパトロールを強化していただきたいと思います。南上原地域では、2016年に糸蒲公園パトカー立ち寄り所が設置されましたが、やはり未だに交番はできていません。交番設置でさらに犯罪抑止になると思うんですけれども、先ほども人員の配置ですとか予算の問題で交番がまだ進んでいないんだということだったんですけれども、やはり交番設置に未だに至っていないという理由はそれだけなのでしょうか。中には犯罪件数が少ないから、南上原には設置できないという

話も聞くんですけども。人数が少ない、あと費用だけの問題なのか、ちょっと伺います。

議長 與那覇朝輝 住民生活課長 津覇盛之。

住民生活課長 津覇盛之 それではお答えいたします。

先ほども述べましたけれども、やはり人員配置と、あと管轄等の見直し。やはり事件発生等が、宜野湾地域に比べるとやはり少ないということもありまして、そういった検討課題をもろもろクリアしていかないと設置には至らないだろうというふうに考えております。しかし今後もやはり継続して要請をしていきたいと思っております。

議長 與那覇朝輝 比嘉麻乃議員。

2番 比嘉麻乃議員 では一生懸命進めていただきたいと思っております。あと一つ気になることがありまして、南上原に交番を設置した場合は、下地域にある2つの交番のうち1つが廃止になるということも聞いているんですけども、こういう話は実際にあるんでしょうか、伺います。

議長 與那覇朝輝 住民生活課長 津覇盛之。

住民生活課長 津覇盛之 お答えいたします。

直接そういった話については、こちらとしては把握はしておりません。

議長 與那覇朝輝 休憩します。

休 憩（11時29分）

~~~~~

再 開（11時29分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

比嘉麻乃議員。

2番 比嘉麻乃議員 ぜひですね、南上原に交番配置になった場合も、これは噂の話だと思っておりますけれども、絶対に下地域の交番が廃止になるということがないように、2つの交番を残しつつ、また上にも交番を設置していただきたいと思っております。安心安全な地域にするために交番は必要です。交番があるだけで、住民に安心感を与えてくれるものだと思います。どうすれ

ば設置ができるのかを、また私も今後調査研究をして、よい方法がありましたら提案させていただきますので、一緒に交番設置に取り組んでいきましょう。よろしく願いいたします。

次に、子ども110番の家についてなんですけど、これは宜野湾警察署管轄で、本村は協力関係であることを承知の上、質問しております、御理解ください。交番同様、子ども110番の家は、子供がいざというときに駆け込む緊急避難場所として各地にありますけど、果たして子供たちがこの110番の家をしっかりと理解しているのかがちょっと気になります。児童への周知方法ですとか、あと周知の取り組みについて伺います。

議長 與那覇朝輝 住民生活課長 津覇盛之。

住民生活課長 津覇盛之 それではお答えいたします。

宜野湾警察署においては、交通安全教室や不審者対応訓練などにおいて、新入学児童等への講話での周知を行っております。こちらにつきましては、昨年6月に中城南幼稚園、大育幼児学園等で講話をしております。それと広報イベント等での周知、こちら昨年7月に南上原自治会で、朝のラジオ体操時に周知活動を実施しております。また防犯協会作成の「いかのおすし」下敷きですね、子ども110番入りを新入学児童へ配布するなどの取り組みを行っております。

議長 與那覇朝輝 比嘉麻乃議員。

2番 比嘉麻乃議員 講話での説明ということなんですけれども、やはり子供たちは言葉でのこの場所というのがわからないと思うので、いろんな方法でマップを作るなりして、一緒に親子で歩いてわかるなりしていただきたいと思っております。これは後でまたお話をしますけれども、子ども110番の家として協力をしている場所というのはどこなんでしょうか。住宅なのか、あるいはお店なのか、どこが多いのかというのをちょっと聞きたいと思っております。

議長 與那覇朝輝 住民生活課長 津覇盛之。  
住民生活課長 津覇盛之 お答えいたします。

中城村内の子ども110番の家は、平成30年5月末現在で63件設置されております。その内訳として、いわゆる事業所系ですね、店舗等が46件、あとは個人が17件。ちなみに南上原地区は22カ所で、事業所系が21件、個人が1件となっております。

議長 與那覇朝輝 比嘉麻乃議員。

2番 比嘉麻乃議員 そうですね、やっぱり個人の住宅だとお留守な時も多いと思うので、やはりどんな時でもすぐにも駆け込めるようなコンビニエンスストアとかは全部でやっているのでしょうか、そんなことはないのでしょうか。中城村内全体のコンビニで110番の家に協力とかしてもらっているのでしょうか。答弁はいいんですけども、もしされていなければ、コンビニだとかやはり子供たちもどの場所にあるというのがわかると思うので、よろしく願いいたします。

では次に子供たちの、この子ども110番の場所を知るためにも、周知方法をしっかりとさせていただきたいと思いますが、例えばウォークラリーでどの家に、あるいはどのコンビニに行ってスタンプをもらうとか、やはり子供たちはそういうゲーム感覚でやったほうが覚えやすいと思うので、さっき答弁にありましたように講話だけでは絶対に伝わらないと思います。交番がない代わりに上地区は、やはり駆け込み寺となっているのが子ども110番の家だと思うので、しっかりと子供に周知していただきたいと思います。例えばハロウィンに絡ませてやるだとか、子ども会の行事ではだめだと思うんですね。子ども会だと、そこに加入している子じゃないとできないので、新1年生に、せめて学校から自分たちの家の通路のほうだけでも、しっかりと把握させるように村からもこう促していただければと思います。せっかくこの子ども110番の

家という事業がありますので、發揮させていただきたいと思います。最近はですね、少しでも親が目を離すと子供の姿が消えて命を奪われるという、ショッキングなニュースもありますので、こんな世の中だからこそ、子ども110番の家の周知ですとか、先ほどの話になりますけれども、一日も早い交番設置をお願いしたいと思います。今月はまちづくり月間です。まちづくり月間は、住民の理解と協力を得ることを目的としております。これまで私がお話したことは、村民の声だと受け取っていただきまして、子供からお年寄りまで、誰もが安全かつ安心して快適に暮らせるような魅力のある中城村のまちづくりに取り組んでいただきたいと思います。

では次に大枠2. 平和学習について。先ほどですね、本村の平和への取り組みを伺いましたけれども、毎年6月23日に平和祈念公園で開催されている沖縄全戦没者追悼式に、村主体で大規模バスを借り、村民も参列してもらおうという考えはないでしょうか。現在は遺族会の方は行ってらっしゃるかと思うんですけども、全体で募集して行くという計画は立てられないのでしょうか、伺います。

議長 與那覇朝輝 企画課長 大湾朝也。

企画課長 大湾朝也 それでは比嘉麻乃議員の御質問にお答えをさせていただきます。

6月23日慰霊の日に、糸満市摩文仁の平和祈念公園にて開催されます沖縄全戦没者追悼式の取り組みにつきましては、議員もおっしゃいました本村の遺族会におきまして式典へ参加しているところでございます。現在のところバスを貸し切りまして、全住民を対象とした取り組みは考えておりませんが、今後ですね、住民からの要望がございましたら検討されるものと考えております。

議長 與那覇朝輝 比嘉麻乃議員。

2番 比嘉麻乃議員 村民の中には、最近も連絡があったんですが、村からバスが出ますか

という、私にお話しがあったんですけども、今のところはそういうことはしてないよということで、やはり村民の中には追悼式に参加したいという人も多いと思います。でもですね、その追悼式の日、当日公園内は一般の自動車は入ることができません。県庁前から無料のシャトルバスは出ているんですけども、中城村から県庁前まで行くのは大変ですよ。またお年寄りの方でしたら、もっと大変だと思うんですね。なのでシャトルバスは出ているんですけども、そこに行くことができないということなので、ぜひ今月は無理だと思いますが、諦めてはないんですけども、もしできるのであれば、もちろん全体で、全員というのは難しいと思うんですが、先着順でもいいですし、遺族会だと遺族会の人しか行けないんですが、別にバスを借りていただいたら、子供から大人まで行くことができますので、ぜひよろしくお話ししたいと思います。

では今度は小中学校の平和学習への取り組みなんですけども、今年度から小学校で道徳科が完全に実施されていると思います。道徳教育の目的の中に、生きるための基盤とあります。命の大切さを教えるためには、平和学習は重要だと、教育長も先ほどおっしゃっていましたが、私も重要だと強く思っております。その平和教育を授業で教えるのが小中学校の教員だと思いますけれども、この教員の平和教育視察研修、例えば4月ごろでもいいですし、6月の、平和について教えるために外に行き学習はしているのか、研修などへ行っているのかというのをちょっとお伺いいたします。

議長 與那覇朝輝 教育総務課主幹 稲嶺盛久。

教育総務課主幹 稲嶺盛久 お答えいたします。

現在のところ教員を対象にした平和教育の視察研修は行っておりません。

議長 與那覇朝輝 比嘉麻乃議員。

2番 比嘉麻乃議員 では外で研修をしても、きっと先生それぞれ平和を伝えるために勉強はされているかと思うんですね。また実際に外に出て行って、その場所に行くことはすごく大切だと思うんですが、小学校なら対馬丸、あるいは中学生なら学徒隊となったひめゆりの塔、あるいは健児の塔の悲劇などを、同じ児童の、こう比べてですね、同じ児童が戦争の犠牲者になったことを、平和教育の中で伝えてもらいたいと思います。中学校の修学旅行で学んでいた、九州の平和学習が2年前からユニバーサルスタジオという、大阪とか京都に変わりました、2年前からですね。今まではせっかく九州で平和学習ができる機会があったのに、2年前からは大阪、京都になりましたが、子供たちはこれから成長するにつれて大阪とか京都、あるいは東京とかは、あこがれて必ず行くと思うんですよ。でもなかなか大人になると、九州への平和学習というのは、コースには入れてこないと思うんですね。そこでちょっと聞きたいと思うんですけども、大阪と京都に変更した理由、九州から修学旅行先を大阪、京都に変えた理由をちょっと教えてください。

議長 與那覇朝輝 教育総務課主幹 稲嶺盛久。

教育総務課主幹 稲嶺盛久 お答えいたします。

平和教育に関しては非常に重要なことと考えておりますので、教員の視察は行ってはいたのですが、議員がおっしゃってましたように道徳教育が今年度小学校全面実施、そして次年度は教化科として中学校も実施する予定ですので、その中で平和の尊さ、命の尊さ等も授業で行っております。また県外の研修としての修学旅行の件ですけども、現在のところ中学校におきまして修学旅行を九州から関西に変えた理由は2つ聞いております。1つ目は、まず授業

時数の確保ということとして、九州に行く場合は3泊4日が通常でした。それですと、現在授業の内容や、台風等の休日等の影響によって授業時数を確保することが難しいということから日数を短くした2泊3日を計画しているということです。それに伴いまして、九州は中城村自体でも派遣の平和学習の取り組みがあるということや、また小学校におきましても平和学習に取り組んでいるということから、修学旅行におきましては関西に行きまして違う文化に触れあうということで、2泊3日の関西の修学旅行を予定しているというふうに聞いております。また修学旅行の狙いとしましては、自然や文化などと親しむとともに、より良い人間関係を築くということで集団生活の在り方も学習の狙いの1つとなっております。ですから公衆道徳の望ましい体験を積むことができるということも踏まえまして、平和教育は小学校から継続して中学校で行いますが、修学旅行に関しましては時間の軽減の2泊3日と、多文化への学びということで、関西で行っているということ聞いております。以上です。

議長 與那覇朝輝 比嘉麻乃議員。

2番 比嘉麻乃議員 授業日数の確保ということなんですが、1日しか変わらないんじゃないかなと思うんですね。1日の違いは、平和学習にとってすごく差が出てくると思うんですね、九州に行くのと大阪に行くのですよ。平和学習がいかに大切かと思ったことがあります。私がバスガイドをしていたころ、県外の高校生を修学旅行で南部に案内しました。その子は数日後、地元に戻って、1通の手紙が届いたんですけども、この子は修学旅行を終えた後にみずから命を絶とうかというふうなことも考えていたそうなんですね。でも実際に沖縄に来て、平和学習をして、死にたくなくても死んでいった人たちがいるということを知ってですね、この子はこれから頑張って生きようということを決めた

そうなんですね。そんな命の大切さ、そして人の命までも救ってくれる平和学習だと思います。私も九州に、中学校のときに行った平和学習のことはいまだに覚えてていますし、本当に戦争は二度と起きてはいけないということを、この中学生からずっと思ってきています。実際に学生はどうなのかというふうに聞きました、九州から大阪に変わったけれども、どうだったのというふうに聞くと、九州のほうが良かったという生徒もいました、中にはですね。理由はというと、やっぱり時間が少なくなったということと、あとユニバーサルスタジオでは時間がなくて何にも乗れなかったという、本当に学生らしい答えではあったんですけども、ぜひもう一度子供たちに平和学習を教えるために九州に戻してほしいなと、私は前から強く思っているんですけども、九州に戻す考えというのはもう全然ないんでしょうか、伺います。

議長 與那覇朝輝 教育総務課主幹 稲嶺盛久。

教育総務課主幹 稲嶺盛久 お答えいたします。

平和教育に関する重要度は、学校現場でも認知しております。これに加えまして調査を行ったところ、九州では移動のバスが長かったということや、また生徒の活動の時間が短かったということも理由の一つと聞いております。しかしこれに関して、九州のことを考えていないとか、今後とも継続して関西かどうかということに関しては、まだ決定ではございません。恐らく予算の関係でありましたり、ほかの保護者の意見や児童生徒へのアンケート等も実施するかと思いますので、今後このようなことは学校側のほうにも伝えていきたいと考えております。

以上です。

議長 與那覇朝輝 比嘉麻乃議員。

2番 比嘉麻乃議員 ぜひ検討していただきたいと思います。平成29年に、少年がチビチリ

ガマを荒らしたという事件がありました、御存じだと思います。少年の中には、このチビチリガマの歴史を知らないという少年がいました。その後、少年たちはチビチリガマの真実を知りまして、今は反省と後悔の日々を送っているそうです。これは戦争の悲惨さや命の尊さを教えなかった教育現場のこともあるのかなと、親もそうなんですけれども、親の責任もあるのかなというふうにも思います。だからこそ小学校、中学校での平和学習を行い、そして毎年6月23日にはバスを運行させて、みんなで追悼式に行けるようにしていただきたいなと思います。子供から大人まで参列しまして、世界の恒久平和を願っていききたいと思います。これこそが非核宣言をした中城村だと思いますので、よろしく願いいたします。

では最後に大枠3スクールバスについてなんですけれども、スクールバスの乗車券をコンビニエンスストアで買いたいというのは、もうほとんど、多かったですね、意見が。それを私、タイミングを見て提案をしていきたいなというふうに思っていました。そんな中、護佐丸バスの乗車券でスクールバスが乗れるというふうに聞いているんですけれども、それをまた父兄のほうに申し上げましたら、やっぱりスクールバスの乗車券はコンビニエンスストアでは購入はできない、スクールバスを利用しているところは上地区が多いので、どうしても上地域で購入したいという意見があったんですけれども、やっぱりスクールバスのコンビニエンスストア乗車券の販売というのは難しいでしょうか、伺います。

議長 與那覇朝輝 教育総務課長 比嘉健治。  
教育総務課長 比嘉健治 それではお答えします。

先ほど答弁しましたが、現在護佐丸バスの乗車券でもスクールバスも乗れるということで、一部改善できたかなとは思っています。コンビニエ

ンスストアでの販売となると、現在護佐丸バスの乗車券を販売していますが、50枚綴りのみの販売ということで、またバラというんですか、10枚販売はできないということも伺っていて、実際コンビニエンスストアでの販売となると、その辺の調整もしながらですね、コンビニエンスストアの負担にならないか。その辺も調整しないといけないとは思っています。ただし先ほど答弁したように、両方の乗車券で乗れるということですので、まずはそれを広報して、保護者の負担の軽減に努めたいと思っています。以上です。

議長 與那覇朝輝 比嘉麻乃議員。

2番 比嘉麻乃議員 わかりました。じゃあそのように私も、こう言われた父兄のほうには護佐丸バスの乗車券を購入して、スクールバスに乗ることができるよということでお知らせをしていきたいと思っています。

以上、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長 與那覇朝輝 以上で比嘉麻乃議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休憩(11時52分)

~~~~~

再開(13時30分)

議長 與那覇朝輝 再開します。

続きまして仲座 勇議員の一般質問を許します。

仲座 勇議員。

13番 仲座 勇議員 こんにちは。仲座です。議長の許可が出ましたので、一般質問をさせていただきます。

大枠1番、土地区画事業の件。第1公園より県道に向けて歩道側の植栽を植えてほしいです。糸蒲公園の南側の墓地の道路側の植栽をしてほしいです。歩道側のブロック積地50センチセットバックして、植栽帯として残し、植

栽することとなっているが、道路側の歩道付きのブロックを50センチセットバックすることになっているが指導するようにお願いします。

大枠2．奥間から南上原線。ガードレールの設置について伺います。

大枠3．文化財について。伊舎堂前の3本ガジュマルが1本枯れているが、植え替えできないか伺います。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 仲座 勇議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1、2につきましては都市建設課、大枠3につきましては教育委員会のほうでお答えをさせていただきます。御質問全般にわたりまして、御要望でございますので、できる限り実現に向けて頑張りたいと思いますが、大変厳しいものもあるようでございます。詳しいことは、また原課のほうでお答えをさせていただきます。

議長 與那覇朝輝 教育長 比嘉良治。

教育長 比嘉良治 文化財についてですけれども、大枠3について、議員がおっしゃるとおり現状は1本が枯れている状況にあります。教育委員会は文化財を保全する役目がありますので、今の状況を改善しないといけないと思っています。今後の対応については、生涯学習課長のほうから答えさせます。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 仲松範三。

都市建設課長 仲松範三 仲座 勇議員の御質問にお答えいたします。

大枠1の 歩道が狭いうえ、また住宅への乗り入れ口が密になっているため、植栽の設置は今厳しい状況であります。墓地街区、61街区については4メートルの歩道、6メートルの区画道路に面しており、車道への植栽は厳しい状況であります。基本的に地区内の良好な居住環境を形成するため、幹線・沿道における景観に配慮し、建築に伴い花卉または柵を設置する場合は50センチ後退もしくは花壇を設置し、そ

のスペースの緑化を行うことを土地区画整理法第76条の申請、地区計画の届出で推奨しています。条例施行以前に設けられた塀や擁壁、建築を伴わない駐車場やヤードに設置された塀や擁壁は、地区計画の対象外となります。しかしながら中には指導の対象となっているものもありますので、県と連携して対応していきたいと思えます。

大枠3の 国道329号からサンエーなかぐすく店まではガードパイプは設置済みであります。サンエー付近から県道29号線までは未設置でありますので、安全確保のため今後設置していきたいと思えます。

議長 與那覇朝輝 生涯学習課長 稲嶺盛昌。

生涯学習課長 稲嶺盛昌 仲座 勇議員の御質問の大枠3についてお答えいたします。

伊舎堂の3本ガジュマルについては、平成9年3月7日に中城村指定の史跡に指定されております。先ほど教育長からもございましたが、現在村道吉の浦線側から奥側の1本が立ち枯れという状況になっております。御質問の植え替えにつきましてですが、地元自治会や関係者の意見を聴取した上で、村文化財保護審議会で現状変更について審議し、許可を得られれば可能であると考えております。以上です。

議長 與那覇朝輝 仲座 勇議員。

13番 仲座 勇議員 歩道の囲いとか、50センチセットバックじゃなくて、どのぐらい。歩道を小さく、道路をね、セットバック必要なのか、どなたか聞かせてください。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 仲松範三。

都市建設課長 仲松範三 幹線地区、沿道地区については、ブロック塀等、柵等は条例で50センチのセットバックは義務付けております。セットバックに関しましては、花壇を設けたり緑化するように推奨しております。植栽は義務付けではありません。

議長 與那覇朝輝 仲座 勇議員。

13番 仲座 勇議員 セットバックさせた部分は、商業地区ですか、南上原はじゃないですか。そのところを教えてください。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 仲松範三。  
都市建設課長 仲松範三 幹線地区、A B、及び欲道地区であります。

議長 與那覇朝輝 仲座 勇議員。

13番 仲座 勇議員 ということは、条例課長、条例では歩道敷はセットバックないわけ。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 仲松範三。  
都市建設課長 仲松範三 50センチのセットバックは義務付けられております。

議長 與那覇朝輝 仲座 勇議員。

13番 仲座 勇議員 団地公園から琉大小学校のところの県道までの歩道際に、植栽は必要だと思うんですけれども。

議長 與那覇朝輝 休憩します。

休憩(13時43分)

~~~~~

再開(13時43分)

議長 與那覇朝輝 再開します。

仲座 勇議員。

13番 仲座 勇議員 公園から県道に抜ける道の歩道側に植栽は必要だと思うんですけれども、どうですか。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 仲松範三。  
都市建設課長 仲松範三 現在、今議員がおっしゃっている地区に関しては、歩道には植樹帯はありません。

議長 與那覇朝輝 仲座 勇議員。

13番 仲座 勇議員 墓地公園の周囲は、住宅地はやっぱりセットバック必要だと思うんですけれども。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 仲松範三。  
都市建設課長 仲松範三 今議員がおっしゃっている地区に関しては、住宅地区となっておりますので、セットバックの義務付けはありません。

議長 與那覇朝輝 仲座 勇議員。

13番 仲座 勇議員 課長、住宅地だから50センチセットバックだという話を聞いたんですけれどもね。

議長 與那覇朝輝 休憩します。

休憩(13時45分)

~~~~~

再開(13時47分)

議長 與那覇朝輝 再開します。

都市建設課長 仲松範三。

都市建設課長 仲松範三 墓地地区、61街区の集合墓地に関しての目隠しとしての植樹帯はありません。この墓地は、現位置換地であり、区画整理前からあった墓地を61街区に集合させております。換地説明時にも、地域の隣接する地主の方々に、この墓地は現位置換地であり、そのままここに残ります。保留地販売時にも、墓地があるということを説明し、保留地を購入していただき住宅を建設しております。現位置換地であり墓地があるということは皆さん認識しております。

議長 與那覇朝輝 仲座 勇議員。

13番 仲座 勇議員 課長、南上原はセットバックじゃないわけ。

議長 與那覇朝輝 休憩します。

休憩(13時48分)

~~~~~

再開(13時49分)

議長 與那覇朝輝 再開します。

都市建設課長 仲松範三。

都市建設課長 仲松範三 すみません、もう一度答弁させていただきます。

この61街区について植樹帯を設けてほしいという御要望ではありますが、平成5年から事業認可をもらい、工事、補償、換地業務をほぼ終え、換地処分に向かっております。その時期とタイミングということで、換地変更、設計変更は厳しい状況でありますので、御理解をよろしくお

願います。

議長 與那覇朝輝 仲座 勇議員。

13番 仲座 勇議員 課長、奥間南上原線のガードレールの設置について、結構事故が多くてね、今のガードレールじゃなくて安全対策用の柵がついているわけ、安全柵。ガードレールじゃなくて、安全柵がついているわけ。あれはね、今現在パイプが相当曲がっていますよね。あれじゃあ持たないから、その部分だけでもガードレールに変えてほしいなと思っている。

議長 與那覇朝輝 休憩します。

休憩（13時51分）

~~~~~

再開（13時52分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

都市建設課長 仲松範三。

都市建設課長 仲松範三 お答えします。

現在、奥間南上原線の中央付近での右側で、大分歪んでいますけれども、これは交通事故した本人が責任をもって直すことになっております。またガードパイプからガードレールに変更という希望がありますけれども、ガードレールの場合は、小さい子供たちが車道からの見通しが悪いという欠点もありますので、ガードパイプを設置しております。

議長 與那覇朝輝 仲座 勇議員。

13番 仲座 勇議員 あの対策は、ガードレールにしないと事故が多すぎる。車の事故が多いあの現場を見て対応してほしいなと。以上です。

大枠の3番に移ります。おおよそ400年前に伊舎堂の集落に移動した夫婦が記念に植えたのが今の3本ガジュマルになっていますが、1本枯れて結構なるんですよ。土壌が悪いのか、何が原因なのか、植えかえはいつごろやるのか、そこをお願いします。

議長 與那覇朝輝 生涯学習課長 稲嶺盛昌。

生涯学習課長 稲嶺盛昌 ただいまの御質問

にお答えいたします。

議員おっしゃるとおり、伝承によると約400年前に伊舎堂の集落が、今の中城城跡の北東側にあったところから降りてきて、3組の夫婦がそこに降り立った地に記念植樹か、または領地の目印というか、そういった形で植栽されて、その後、戦災や台風などによって現在のガジュマルは3代目と言われているそうです。この件に関しては、教育委員会としては平成28年8月ごろに把握しておりまして、その時点で地元の自治会長立ち合いのもと、沖縄県森林協会の樹木医の方に見てもらっています。そこで南根腐れ病という菌が入っている病気が入っておりまして、日本国内では南西諸島、奄美から沖縄、一部鹿児島の大島地方、あと小笠原地方というところに分布発生が確認されているもので、基本的には本病の除去をするためには、実際病気にかかっている木を倒すということと、土壌のほうにも菌が残るらしくて、その土壌の改良や消毒か全ての入替えが必要になってくると言われております。この件に関しましては、やっぱり地元の意見を一番尊重しながら、これから自治会を含め地元関係者、その他専門員の方を含め議論していった、方向性を見出していきたいと考えております。

議長 與那覇朝輝 仲座 勇議員。

13番 仲座 勇議員 課長、いつごろできるかという話を私はしたと思うんだけど。

議長 與那覇朝輝 生涯学習課長 稲嶺盛昌。

生涯学習課長 稲嶺盛昌 具体的にですね、例えば今年度中とかですね、そういったところが、土壌を全て入れ替えないといけないとかになってくると、かなり大きな工事になってくるとのこと、例えばガジュマルが3本立っている部分の1本のところだけをとって、残りの土壌も検査した後とか、そういったところも含めいろいろ方法が、この枯れたガジュマルだけではなく、実際は3本ガジュマルだけの指定

というか、その降り立った場所が基本的には指定されていますので、その辺も含め改善する時期は地元と検討していきながら、予算が幾らになってくるかも含め、早い時期に地元と話し合いをしたいと考えております。

議長 與那覇朝輝 仲座 勇議員。

13番 仲座 勇議員 ありがとうございます。私の質問を終わります。

議長 與那覇朝輝 以上で仲座 勇議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休憩（13時57分）

~~~~~

再開（14時08分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

続きまして石原昌雄議員の一般質問を許します。

石原昌雄議員。

1番 石原昌雄議員 皆さんこんにちは。1番 石原昌雄です。一般質問に入る前に、私からも。今議会からデビューとなった比嘉 保課長、荷川取次枝課長、そして稲嶺盛久主幹、議会においても活躍を期待して歓迎いたします、一緒にやりましょう。そして多くの議員からの一般質問とか、またいろんな質疑も待っていると思うんですけども、明解な答弁を期待しております、よろしくをお願いします。私たち議員も、今議会で一般質問は最後になるということになりますけれども、また9月の定例会で一般質問ができるように、自分たちもまたしっかり頑張っていきますので、その節もよろしくをお願いします。それでは通告書に基づき一般質問をします。

大枠1．地域が元気になる施策について。住みよい村、住み続けたい村づくりで、キーとなる一つとして安心安全な地域、そして元気な地域があげられると思います。そこで、自治会活動に対する支援策を伺います。自治会活動へ

の支援としてどのような事業があるか。各自治会へのここ数年の支援実績は公表できますか。

支援事業のうちで、増額などの拡大できるものはないか。新規に支援できる事業計画はあるか。各字の公民館活動の充実に専従書記の配置が求められていますが、今後の計画に入られますか。

大枠2．下地区の住宅事情解消について。津覇小学校区や中城小学校区では児童生徒の減少が続いています。若い世帯を受け入れる住宅事情が十分ではないと考えます。集合住宅いわゆるアパート建築の斡旋や周知について伺います。

那覇広域都市計画区域内にあるが、緩和地域の周知はどのようになっているか。担当課において、窓口相談の充実はできるか。集合住宅、アパートの建築できる箇所の把握はできるか。今後、那覇広域都市計画区域からの変更は考えられるか。

以上、質問をします。答弁をお願いします。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは石原昌雄議員の御質問にお答えをいたします。

まず大枠1番につきましては、企画課のほうでお答えをさせていただきます。大枠2番につきましては、都市建設課のほうでお答えをいたします。私のほうで、御質問の住宅事情、下地区についてでございますけれども、最近の議会の中でもよく取り上げられております、どうやって住宅をふやしていくのか、下地区の人口をふやしていくのかという部分では、御承知のように、御質問にもありますけれども、ダイナミックにそれを変えていくということであれば、広域都市計画の変更、議員がおっしゃる那覇から中部へ、あるいはコザへという、これは大変高いハードルではございますけれども、しかし目指すところはそこを目指していいのではないかと考えております。それと現実的な話ですと、南側からの大型MICE誘致に伴う土地利

用の見直し、これは伊集、南浜、北浜、和宇慶を中心とした見直し、北側からは御承知の久場の市街化区域への編入、そしてそれに加えて緩和区域の広がり、そして優良田園住宅制度での住宅増、いろいろございますけれども、それに向けて可能性がある限りは下地区については、まだまだ伸びしろがいっぱいあると思っていますので、しっかりとその住宅関連の事業は取り入れてやっていきたいなと思っています。目指すところも、しっかり目標をもって向かっていきたいなと思っています。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 企画課長 大湾朝也。

企画課長 大湾朝也 それでは石原昌雄議員の御質問、大枠1の から つきましてお答えをしていきます。

まず つきましてでございますが、村民のニーズや、地域の課題が多様化する中で、村民と行政がともに力を合わせ、村づくりに取り組む必要があります。それぞれの地域における身近な問題を共同で解決し、会員相互の親睦を図りながら、住みよい、豊かな地域づくりを目指して活動する自治会は、重要な組織であると認識しております。自治会活動への支援といたしましては、平成23年度より自治会運営補助金、平成25年度からは自治会活動活性化補助金を交付しております。「自治会運営補助金」につきましては、各自治会の自主的な活動の運営を助長することを目的としております。「自治会活動活性化補助金」は、自治会がみずからの手で地域づくりの推進を図るために、必要な費用について、村が支援を行うことにより、よりよい地域社会を形成することを目的として補助をしております。

についてお答えをいたします。自治会運営補助金につきましては、各自治会への交付金の合計額は毎年500万円以上を交付しております。自治会活動活性化補助金につきましても、50万

円を上限に交付しておりまして、毎年4つの自治会を選定し交付してきております。今年度の交付で全21自治会が交付を受けることとなりますので、支援の実績の公表につきましては、必要に応じて公表していきたいと考えております。

についてお答えをいたします。自治会活動活性化補助金について、今年度で各自治会が交付を受けることとなりますので、同補助金の今後について、各自治会へアンケート実施しております。アンケートの内容の中で、各自治会における同補助金の必要性、自治会における今後の事業計画の有無などの意見を伺っておりますので、アンケートの結果を受け、補助目的の在り方、内容の見直しが必要なのか、補助額も含めて検討していきたいと考えております。

でございます。補助金とは別でございますが、平成29年度に「自治会加入促進」における横断幕とのぼりの作成を行っております。各自治会へ配布をしております。各自治会の取り組みにおける必要性に応じまして、今後も加入促進を推進するための活動を支援していきたいと考えております

また村広報紙におきましては「わったーなかぐすく」というコーナーを設けております。昨年度までに11自治会を取り上げまして、地域の歴史や活動について紹介してきております。まだ紹介していない自治会につきましても、順次掲載したいと考えております。

についてお答えをいたします。各字の公民館は、地域の幅広い年齢の方々が集い、親睦を図りながら地域づくりの活動拠点として活用し、伝統文化の継承、福祉事業、地域の安心安全を維持するための防犯対策、災害時の避難所としての防災拠点など、地域住民にはなくてはならない重要な施設であると考えております。現時点で、各自治会からの専従書記の配置につきましては、要望等、確認できておりませんので、今後の計画につきましては状況の確認を行うこ

とが必要であると考えております。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 仲松範三。

都市建設課長 仲松範三 石原昌雄議員の御質問にお答えします。

大枠2の 都計法34条11号及び12号に係る区域(自己住宅の立地緩和区域)については、中城村のHP、沖縄県のHP、役場窓口にパンフレットを置いてピーアールをしております。

窓口に相談については、いろいろな情報を発信し対応しております。

調整区域内の土地は、全ての土地に共同住宅を建てられるわけではなく、昭和49年8月1日以前に宅地課税されている既存宅地であれば建設可能であります。税務課で宅地課税をされているか、判断できます。

那覇広域都市計画区域からの変更については現在考えておりません。市街化調整区域を計画的に市街化区域に編入することを検討していきたいと思っております。

議長 與那覇朝輝 石原昌雄議員。

1番 石原昌雄議員 ありがとうございます。

少し追加して質問させていただきます。自治会活動については、今課長から答弁があったとおり重要性を確認できるところであります。自治会活動がもっと活性化するために、活動の拠点となる公民館の充実がありますが、多くの自治会はこれまで公民館建設に向けていろいろな補助金を活用して、また村当局においても、その活用を積極的に働きかけてきたものと思っております。農林水産省の補助や建設省の補助、あるいは防衛庁の補助、宝くじコミュニティの助成金などが各自治会に活用されたと思っております。みずからの公民館もありますけれども、そういうふうになっていると認識しております。そして備品についても、使える補助金が今活用されてきていると思うんですけれども、今後も自治会からの要望があると思うんですけれども、そ

こら辺についてどのように答えていくかお願いします。

議長 與那覇朝輝 企画課長 大湾朝也。

企画課長 大湾朝也 それでは、ただいまの御質問についてお答えをしていきます。

先ほども答弁の中で少しですが触れておりますが、自治会活動活性化補助金というものがございまして、毎年4団体を選定いたしまして備品、地域活動の活性化につながるような備品の補助を助成しているところでございます。今後につきましては、今年度で各自治会の補助が終了いたしますので、アンケートの結果を踏まえまして、今後補助金の額につきましても内容の見直しができるのか、それも踏まえまして検討していきたいと考えております。

議長 與那覇朝輝 石原昌雄議員。

1番 石原昌雄議員 活性化補助金が全字に一巡したということで、ぜひまた引き続き各自治会の要望を入れながら、また活用しやすいシステムもお願いしていきたいというふうに考えます。またハード面の支援が目立つんですけれども、ソフト面の支援についてどのようなことが考えられるかありましたらお願いします。

議長 與那覇朝輝 企画課長 大湾朝也。

企画課長 大湾朝也 それでは御質問にお答えをしていきたいと思っております。

ハード事業とソフト事業、2つに分けるとしましたら、ハード事業につきましては施設の建設であったり整備であったり修繕等になると思うんですが、ソフト事業に関しましては、現在補助、助成をしている備品の整備であったりということになると思いますので、今後もですね、先ほどもお話ししましたが必要とする、地域活性化につながるようなものに対する補助につきましては、検討をしていきたいと考えております。

議長 與那覇朝輝 石原昌雄議員。

1番 石原昌雄議員 ソフト面についても、

いっぱいあると思うんですけども、ぜひ地域に残る、いわゆる伝統芸能も含めて、あるいは活動も含めて、例えば公民館活動をやっている取り組みについても、今後ソフト面というイメージで、公民館での集会とかやりやすさとか、そういうところも支援できるところを、ぜひやってほしいと思いますので、よろしくをお願いします。また同じことを聞くかもしれませんが、各自治会の公民館の活性化には、日常的に公民館が使えることが重要なものと考えております。そこで公民館の開放ができるためには、ぜひ専従の書記を配置するような支援を、前向きに検討してほしいと思います。これについては、例からすると南上原が事例になると思うんですけども、既に都市地区である宜野湾市とか、そこら辺のところは各自治会に専従の書記が配置されておりまして、自治会長以外に専従書記の部分を手当てして、地域コミュニティの活性化を支援しているわけです。実際に公民館がずっと開いている状態であるということで、地域にいる人たちが絶えず公民館に行けると。中城村においては、常時開けている公民館はほとんどないですね。やっぱり地域の人たちが行ける場所としては、公民館とは言っているけれども、実際には閉まっているという状況です。この部分は、例えば毎週何日かは開けられるような手当てをして、書記とか、あるいはそういう部分の手当てをするなりして、少しずつプランを、完全にではないけれども、少しずつできるところと、要望する自治会からでもいいですから、そういうところも今後検討に入れてほしいと思います、よろしくをお願いします。

次に大枠2番について聞きますが、これまで緩和策については広報とか、改正があった時に広報紙に載ったりしてくるんですけども、なかなか実際にはHPは、なかなか見るチャンスが少ないということもあります。そういうところも含めて、そういう公表できる時期を年

に1回か2回でもいいし、そういう時期に広報紙に載せていくとかということも、今後やってほしいなと思います。制度というのは、1回流したら、確かに行政の中ではわかっているようだけれども、新しい制度が5年前だったら、5年前二十歳の方は、25歳になってはチャンスがないわけですよ、もう5年前に流れてしまっているわけだから。だからその情報がなかなかなくて、住宅事情が解決していないということがあると思うので、機会があれば村の広報紙にも、ポイント的に載せてほしいと思いますので、検討をお願いします。

窓口相談についても、窓口で相談もできますよというところを、もうちょっと住民に知らせてほしいなと思います。中城村はまだまだ、ある意味では家が建てられない地区と思い込んでいる村民も、もしかして多々いるかもしれません。そういうところの住宅事情を開示してほしいと思います。今、私の中では、中城村の住宅事情解消には集合住宅、アパートの建築が絶対必要ではないかなと思っています。そういう面では、中城村でもアパートが建てられますよ、こういう条件ならとかというのを、もっと全面的に知らしめてほしいなと思います。南上原は当たり前の話だから、あれは制度上の問題。でも今課題になる下地区の住宅事情は、もう職員一丸となって、そういうところをぜひ宣伝してほしいなと思っています。

最後に村長に何うつつもりでしたけれども、先ほど最初の答弁で決意を聞きましたので、ぜひこの住宅事情も解消に向けて取り組んでほしいと思います。

以上で私の質問は終わります。

議長 與那覇朝輝 以上で、石原昌雄議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれで散会いたします。

散会(14時30分)

## 平成30年第3回中城村議会定例会（第6日目）

招 集 年 月 日	平成30年 6 月 8 日（金）			
招 集 の 場 所	中 城 村 議 会 議 事 堂			
開 会 ・ 散 会 ・ 閉 会 等 日 時	開 議	平成30年 6 月13日 （午前10時00分）		
	散 会	平成30年 6 月13日 （午後 3 時44分）		
応 招 議 員  （ 出 席 議 員 ）	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
	1 番	石 原 昌 雄	9 番	仲 眞 功 浩
	2 番	比 嘉 麻 乃	10 番	安 里 ヨシ子
	3 番	大 城 常 良	11 番	新 垣 徳 正
	4 番	外 間 博 則	12 番	新 垣 博 正
	5 番	仲 松 正 敏	13 番	仲 座 勇
	6 番	新 垣 貞 則	14 番	新 垣 善 功
	7 番	金 城 章	15 番	宮 城 重 夫
	8 番	伊 佐 則 勝	16 番	與那覇 朝 輝
欠 席 議 員				
会 議 録 署 名 議 員	12 番	新 垣 博 正	13 番	仲 座 勇
職 務 の た め 本 会 議 に 出 席 し た 者	議 会 事 務 局 長	新 垣 親 裕	議 事 係 長	我 謝 慎 太 郎
地 方 自 治 法 第 121 条 の 規 定 に よ る 本 会 議 出 席 者	村 長	浜 田 京 介	企 画 課 長	大 湾 朝 也
	副 村 長	比 嘉 忠 典	企 業 立 地 ・ 観 光 推 進 課 長	比 嘉 保
	教 育 長	比 嘉 良 治	都 市 建 設 課 長	仲 松 範 三
	総 務 課 長	與 儀 忍	農 林 水 産 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	比 嘉 義 人
	住 民 生 活 課 長	津 覇 盛 之	上 下 水 道 課 長	仲 村 武 宏
	会 計 管 理 者	荷 川 取 次 枝	教 育 総 務 課 長	比 嘉 健 治
	税 務 課 長 兼 住 民 税 係 長	知 名 勉	生 涯 学 習 課 長	稻 嶺 盛 昌
	福 祉 課 長	金 城 勉	教 育 総 務 課 主 幹	稻 嶺 盛 久
	健 康 保 険 課 長	仲 村 盛 和		

議 事 日 程 第 4 号

日 程	件 名
第 1	一般質問

議長 與那覇朝輝 皆さん、おはようございます。これから本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 一般質問を行います。

質問時間は答弁を含めず30分以内とします。それでは通告書の順番に従って発言を許します。最初に大城常良議員。

3番 大城常良議員 皆さん、おはようございます。3番大城常良であります。議長のお許しが出ましたので、通告書に従って、6月定例会一般質問を始めたいと思います。

まず大枠1番、教育行政について。3月定例会、一般質問の中で幼稚園では教職員の年次の配置計画はないと答弁されましたが、その後改善に向けて進んでいるのか。学力向上モデル事業が始まって約2カ月経過したが課題等は出てきたのか伺います。給食センターの専従所長の配置についての協議は進んでいるのか。

平成29年度地産地消の使用割合が減少しましたが、原因及び、対策は話し合われたのか伺います。

大枠2番、浜漁民集落センターの管理、運営について伺います。浜漁民集落センターは主に浜自治会が運営しているが、個人的な営業を目的に許可されて使用しているが公共施設の観点から問題があると思いますが、その見解を伺います。浜自治会との契約書は締結されているのか。公共施設(コミュニティー施設)が他にもたくさんありますけれども、五、六カ所くらいですね。営業申請が出た場合には、許可するのかどうか伺います。

大枠3番、農業水産業の活性化について伺います。北浜地区の浅瀬で行われたアーサのテスト養殖については良質のアーサが取れたとのことですが、今後の展開、方向性をどのように考えているのか伺います。新たな農業委員会が発足して8カ月が経過しましたが遊休地や耕作放棄地の解消等に向けて現段階での現状はど

うなのか伺います。農地中間管理機構との連携で貸し手、借り手の件数はふえているのか伺います。

大枠4番、老人福祉(老々介護)についてです。近年、高齢化による夫婦2人暮らしの家庭がふえて、お互いがお互いを介護する老々介護がマスコミ等で深刻な問題として取り上げられていますが、本村において実態調査を行ったことがあるのかどうか。以上、簡潔な答弁をお願いいたします。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは大城常良議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番につきましては教育委員会、大枠2番と大枠3番につきましては農林水産課、大枠4番につきましては福祉課のほうでお答えをさせていただきます。

私のほうでは、お尋ねの浜漁民集落センターの管理運営についての御質問でございますけれども、そもそもこの件につきましては、朝市等で頑張っていらっしゃる本土から移住してきた村民の方から地域を盛り上げたいということでの話がまず発端でございました。御質問にありますとおり公共施設を使ってもいいのかどうかというのは、逆に公共施設を有効に使うために一つのモデル事業的な観点から、この公共施設を使うことによって、他者に大きな迷惑とか、地域の理解を得られないとか、そういうものがない限りは十分これは我々行政としても地域を盛り上げたいというその意気込みに当然答えていきたいというのが、まず第一の発端でございます。そして、地域の理解を得るためにそして漁協組合の理解を得るために私が足を運んで説明をし、そして理解を得てスタートしていった事業でございますので、中城村は特に能動的に住民からなかなか声が出てこないというのが現状でございます。そういう意味では今回、能動的に伺いますか、こういうことで積極的に

やっていきたいという方々に対して、行政としてしっかり答えていきたいという思いで、合致をして、そして先ほどお話ししたとおり、地域に迷惑がかからないようなお互いがウィンウィンの状態になるような形でスタートしていった事業でございますので、最終的にお尋ねのほかのコミュニティーセンターでもそういうことが可能なのかということに関しましては、当然、ほかの部分でもそういう方々、地域を盛り上げたいやる気のある方々がいて、地域の理解が得られるのであれば、十分に検討ができることだと認識をしております。ぜひ議員も逆に応援をしていただきたいぐらいのことでございますので、御理解をいただきたいと思っております。詳細につきましては、また原課のほうでお答えをいたします。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 教育長 比嘉良治。

教育長 比嘉良治 皆さん、おはようございます。教育行政についてですが、の幼稚園の職員の配置に関しては、これは教育委員会だけで決定できるものではありませんので、役場全体の職員の定数との関係で総務課とも相談しながら進めているところでございます。の学力向上モデル事業の課題についてですが、先日も課題について、金城 章議員に答弁をいたしましたけれども、村で採用した7名の教諭の中にはことし大学を卒業した教諭もいらっしゃいます。それで補充の経験がないために指導力の面でどうしても経験者との違いがあります。校長・教頭を初め、学校の教職員、それから指導主事で指導力の向上に向けて、現在取り組んでいるところでございます。実はきょうも2校時目、津覇小学校において、その7名のうちの1人の授業研究会があって、松田指導主事がそこに参加して指導助言を行うということで、この後、そういうふうな予定計画をしております。

と に関しては、教育総務課長からお答えさせます。以上です。

議長 與那覇朝輝 教育総務課長 比嘉健治。教育総務課長 比嘉健治 大城常良議員の及び についてお答えします。

まず についてですが、次年度に向けて所長の配置は現段階では決まっています。ただし、教育委員会としても所長の配置を希望し、現在村長部局へ検討をいただいている状況です。

についてですが、原因としては、去年は台風などの通過も少ない状況もあり異常気象など、また害虫が多いために野菜が育たず生産量が少ない状況であったため使用料が減少しています。対策については、自然現象などによるものについては厳しいというふうに思いますが、早めに出荷できる品目の情報を農家と連携をとり、より多くの中城村の農産物を学校給食へ活用できるように話し合い、今後も地産地消に努めていきたいと考えています。以上です。

議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 比嘉義人。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 比嘉義人 それでは大城常良議員の質問にお答えします。

大枠2の 、 です。大枠3の 、 、 についてお答えします。

大枠2の 浜漁民集落センターの使用に関しては、浜自治会の同意の上、使用しております。また浜漁港及び地域を盛り上げるために行っているものであります。現に4月8日のオープニングセレモニーでは、村内外から300人余りの人が集まり、漁港内は盛り上がり、マスコミ等に取り上げられ、今まで無名に等しかった浜漁港が知られ、現在は、漁港を尋ねフィッシュバーガーを購入する人もいます。徐々にではあります、浜漁港が盛り上がって来ていますので、今後も引き続き見守っていきたいと考えております。 について、浜自治会との契約書は交わしています。

続きまして、大枠3の 今後の展開といたし

ましては、佐敷中城漁業協同組合の通常総会で、アーサ部会及び特定区画の漁業権の承認を得て、県に特区（特定区画）を申請、ことしの9月ごろ、事業開始を予定しています。 に関しまして、昨年、遊休地や耕作放棄地の土地所有者に対して農地利用意向調査を実施しており、その結果いくつかの遊休農地は解消されております。しかしながら、半数以上の土地所有者が調査に対して未回答ですので、今後は農業委員、推進委員で班ごとに分かれて個別訪問を実施し、所有者の意向を聞きながら遊休地解消に努めていきたいと思っております。 農地中間管理機構の制度活用希望者は、平成28年度において貸し手が2人、借り手が12人、平成29年度において貸し手が3人、借り手が4人という状況で、借り手において減少しております。

議長 與那覇朝輝 企画課長 大湾朝也。

企画課長 大湾朝也 それでは大城常良議員の大枠2の についてお答えをしていきます。

その他の公共施設での営業申請がなされた場合につきましては、その施設の設置及び管理に関する条例、規定等に基づき許可する場合はその施設の本来の用途及び設置の目的を妨げることがないか、さらに行政財産の高揚や価値が高まることになるか、総合的に判断し、対応しなければならぬと考えております。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 金城 勉。

福祉課長 金城 勉 大枠4番についてお答えいたします。

老老介護の実態調査はこれまで行っておりません。高齢者並びに高齢者世帯につきましては、毎年9月の老人の日、老人の週間において全市町村で高齢者に関する統計調査がございます。情報は毎年発表されておりますけれども、平成28年10月現在、本村の65歳以上の高齢世帯が6.4%。県平均の7.3%より低く推移しております。また高齢者の単身世帯も同様に県平均を下回っている状況でございます。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 それでは再質問に入る前に、教育総務課、それから教育長において、今現在、幼稚園、学校において、用務員を配置していただいて、そして各学校の老朽化した箇所、そこの補修改善を日々頑張っておられると。私も学校に行って、その話を聞いて非常に感銘を受けております。学校現場からも高い評価を受けているものですから、それはぜひ継続して今後も続けていただきたいと思っているので、よろしく願いいたします。

それでは再質問に入ります。大枠1番のほうから、いろいろと役場の連携、これは恐らく予算の面だと私は認識はしているんですけども、教育長、例えば私が幼稚園に行った結果、中城幼稚園ではいまだに預かり保育担当の職員が不足しているという状況になっています。これは私、3月議会でも4月の新年度も近いですよということで、津覇幼稚園と中城幼稚園の4名の足りない職員の手配はできますかという旨、話したつもりなんですけれども、それが津覇幼稚園は手配されていると、しかしいまだに中城幼稚園の預かり、そのほうが全然手配がされないといっている。それはどういう状況で手配されていないのか伺います。

議長 與那覇朝輝 教育総務課長 比嘉健治。

教育総務課長 比嘉健治 大城常良議員の御質問にお答えします。

議員のおっしゃるとおり、中城幼稚園においては、まだ預かりが2クラスあるんですが、1人は配置されていますが、もう一人はまだ配置されていない状況です。その部分については、やはり人材不足というんですか、ハローワーク等をまた各学校も含めた先生方にも知り合い等を通していないかも確認しながらやってはいるんですが、なかなか応募がない状況であります。津覇幼稚園においては免許の持っていない方で現在、補助的な部分でということ配置はして

いますが、その辺で人材不足もありまして、なかなか厳しい状況が続いている状況です。その辺も早目に対応したいとは思っています。以上です。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 頑張ってる今探しているという状況だろうと思うんですけども、やはり職員の定数というのは、きっちりとやる前に手配して、新年度が始まればその要員を確保してますよというのが、学校あるいは普通の職員でもそうですよ。もう新年度も始まって2カ月以上も経って、まだできていないと。前からハローワークとかいろいろな方法で探しているが見つからない、これは現場のほうでは大変だと。朝10時から夜6時半まで、これは残された職員で交替交替で対応しないとイケない。1日、2日だったら仕方ないだろうと。それが2カ月以上もこうして放置しっぱなしで、探してもいないという状況が通るのであれば、これはもう探さないほうがいいですよ。どうせいないんだったら職員もそうですよ。いないから手配できませんということは、それだけの負担を今いる職員、あるいは子供たちにもその負担というのは、必ずきているはずですので、これは早急に探していただきたい。それはいつごろ手配できるのか。早急にできるのか、いつまでも延ばし延ばしというのはこれは話にならないと思いますので、端的にいつまでには探して、学校、幼稚園に手配しますということを断言できるのであればお願いできないですか。

議長 與那覇朝輝 教育長 比嘉良治。

教育長 比嘉良治 本当に議員がおっしゃるように現場にも子供たちにも大変迷惑をかけて、実はきのうも個人的に電話をしたり、当たっている状況なんですけれども、やはり断られたというんですかね、そういう状況で放置しているというわけではなくて、個人的にも職員にも進めているんですが、なかなか今それがうまく

いっていないという状況で、ほかにも呼びかけはしているんですけども、そういった意味でいつまでにこの確保できると断言はできませんけれども、またさらにこの探すのを強化してできるだけ1日にでも早く配置できるようにしたいと考えています。以上です。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 今、教育長が言われたあちこち探して手配できるようにやっているということなんですけれども、これはいろいろお願いしている中で、何がネックになって了解してもらえないのか、その原因というのはどこにあるのかお伺いします。

議長 與那覇朝輝 教育長 比嘉良治。

教育長 比嘉良治 いろいろな人によって違う部分があって、終日勤めないといけなとか、それから6時過ぎの時間帯までやらないといけなとか、あるいは当たった中では親の介護をしないとイケないとか、それから同じような感じで孫の面倒をみないとイケないとか、人それぞれで今理由は違うんですけども、なかなか人を探さきれないというのが現状というか、それぞれの理由。これといった理由ではなくて、それぞれで理由が違うという状況です。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 確かにいろいろと個人的な問題もあるかと思うんですけども、それを早急に対策を取って配置しないとイケないような問題ですので、それについては大至急探して、手配していただきたいと思っております。

それから、3月議会でも話はしたんですけども、来年の3月31日には両幼稚園の教頭が定年になるということなんですけれども、それについての対処は考えていらっしゃるのかどうか、お願いします。

議長 與那覇朝輝 教育総務課長 比嘉健治。

教育総務課長 比嘉健治 平成30年度末の退職者のことということですが、総務課の人事担

当とも退職者の補充については、していただけるように現在調整していきまして、その部分については、配置等は可能だろうというふうに思っております。以上です。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 この部分に関しても、これは中城村の幼稚園管理規則第9条2項のほうに教頭は教育委員会が教諭のうちからそれを命じるという旨の規定もあるものですから、今見てみましたら、教諭を中城幼稚園、津覇幼稚園の両方を見てみたら、まだ20代ということで、その中から教頭を選ぶというのは年齢的にも早すぎるのではないかなというように私も私自身思っているものですから、そこも十分踏まえていろいろな策があるだろうと思っているので、来年の4月には手配ができるように善処していただきたいと思っております。

次 のほうにいきます。学力向上モデル事業ですね。その採用職員7名がいろいろな勉強をしているという段階ではあるかと思うんですけども、これは2番から4番までは我々、文教社会常任委員会が視察を行った結果、その中から質問したいと思っております。まず私が言ったのは課題はないかということで、それは授業中での話になるんですけども、体育と音楽が15名学級とはいえ、12名しかいない中で非常に少なすぎるのではないかなと。体育でドッジボールをやったら6対6でできはするんですけども、休憩する時間もない。あるいはいろいろと審判とか、そういうなり手もないという中で、その辺の課題をどうクリアしていくのか、そこをお願いします。

議長 與那覇朝輝 教育総務課主幹 稲嶺盛久。

教育総務課主幹 稲嶺盛久 お答えいたします。

今少人数によって授業が体育と音楽等で少ないのではないかなということもありましたが、確

かに少ない種目の場合もありますが、それに関しては合同体育、合同音楽を実施しております。そうすることによって、2クラス集まったことにより、今おっしゃっていた審判等のことも払しょくできると思います。また、少人数というよさもありまして、人数が少ないからこそ、多くの技能を経験することができる。例えばボールに多くさわると。器具を多く使う。または音楽でいいますと、1対1でリコーダー等の指導を受けることができるということがありますので、必ずしも技能教科におきまして、人数が少ないからというような問題ではなく、合同体育、合同音楽等も含めて、また少人数のよさも活かしながら授業を進めております。これに関しても助言をしているところでございます。以上です。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 この件は学校のほうからも体育と音楽は厳しいかなという指摘もありましたので、話を出しているんですけども、主幹が言われたとおり合同でやっていく。あるいは今いったとおりボールがいっぱい触れるようなやり方でやっていくのか、ぜひ学校側とも十分協議をして進めていただきたい。それから7名の少人数に関する職員がいますが、それは各学年あるいは学級、または全体の会議等、少人数学級を基本とした中で行われているのか。それはどうですか。

議長 與那覇朝輝 教育総務課主幹 稲嶺盛久。

教育総務課主幹 稲嶺盛久 お答えいたします。

中城小学校、津覇小学校も低学年の中で学年に1人配置しておりますが、中城小学校におきましては、2年生に二人配属しております。それ以外は1人配置とありまして、ほかの教諭は本務の先生もおりますので、主に3名体制で学年会というものを毎週1回行っております。その学年会の中では本務の先生と村費の先生を交

えまして、1週間の学習計画であったり、行事の確認等を行っております。当然、その学年会というものは行事の確認だけではなくて授業の進めていく確認も行います。これを教材研究と申していますが、その授業の進め方、発問であったり、板書であったり、ワークシートとかの確認も週1回の学年会でっておりますので、村費、県費に限らず週1回の学年会また校内全体での校内研究と、通常の職員と同様に進めております。それに加えて村費の皆さんに関しては先ほど教育長からありましたように指導主事のほうから出向きまして、手厚くなるような指導助言を試みているつもりです。以上です。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 週1回行われているということであれば、十分対応できていると思っております。始まって2カ月が過ぎたんですけども、その中で新聞等でも大分、公表されて、中城村はずばらしい15人学級が始まりましたとあるものですから、それをやられていない学校あるいは4年生以上の学年の保護者のほうからいろいろと意見・指摘があるのか、それはどうですか。

議長 與那覇朝輝 教育総務課主幹 稲嶺盛久。

教育総務課主幹 稲嶺盛久 お答えいたします。

今学校評価というものがどの小学校も行ってありまして、主に6月から2月に年に2回程度行いますが、その中で保護者アンケートを実施しております。その都度、少人数に関する報告を学校長から受けております。現在のところ、保護者の意見としましては、お一人4年生以上も配置してほしいという意見がございました。ただし、その中身に関しましては1年生から3年生がとても充実していて、子供の声を聞く時間がふえた子供とのかかわりのこともふえたということで、4年生以上も続けてほしいなとい

う声だと聞いております。以上です。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 私も学校へ行って見まして、やはりいろいろとメリットは大きいなど先ほど教育長が言われたまめ細かな授業ができる。あるいは個々を一人一人見ることもできるということのメリットは相当あるだろうということで、きょう指摘したのは課題を克服していきながらさらにいいものをつくっていただきたいと思って、この質問を出しているものですから、みんながうらやむぐらいの少人数学級に向けて頑張っていたきたい。よろしく願います。

次3番ですね、給食センターの専従所長の配置についてですけれども、これは前回も私、聞いたんですけれども、課長は前回も教育総務課から現段階では総務のほうに、あるいは企画のほうに今投げていると、あとは予算的なものだろうということで、私は捉えているんですけれども、例えば企画課のほうでその話を伺って来年からは、さてやろうかという話があるのかどうかお願いします。

議長 與那覇朝輝 総務課長 與儀 忍。

総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

給食センターの所長につきましては、現在、教育総務課長が兼務をし、定期的に給食センターに出向き、所長としての職責を果たしているものと考えております。しかしながら、兼職であることから毎日給食センターに出向くことが厳しいため、給食センターの職員の中から運営主任を指名し、配置しているところでございます。近年、学校給食への異物の混入で、職員の健康管理等につきましてさまざまな事案が発生していることから、兼務ではない専従の所長の配置が可能かどうか教育総務課からの相談を受けまして、現在、総務課、村長も含めて協議をしているところでございます。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 この件につきましては、委員会の中でも毎年毎年同じ話が出てきて、先ほど課長が言われた異物混入あるいは危険物の混入が出た場合には、非常に村としても所長がないということになれば厳しい状況に置かれるのではないかなということ踏まえまして、ぜひ前向きに捉えていただいて来年度からは所長を置きますというようなことをお願いしたいと思っております。

次4番ですね、地産地消のことなんですけれども、先ほど課長が言われたとおり異常気象とか、害虫とかそういうものでいろいろあるんですが、その中でコーディネーターがいるんですけれども、農家、それと農林水産課の農業指導員がいると思いますが、その連携が不十分ではないかと思うんですけれども、その点についていかがですか。

議長 與那覇朝輝 教育総務課長 比嘉健治。  
教育総務課長 比嘉健治 それではお答えいたします。

農林水産課とのコーディネーターとの調整会議等は当初、コーディネーターが配置されたときはスタートの年という部分もあり、いろいろと調整しながらやっていたようですが、現在は農家さんとのつながりもできたということもあり、直接農家との連絡調整をしています。ただし、やはり議員おっしゃるように新たに農業を始めた方等もいると思いますので、農林水産課の担当課のほうとも今後は調整して行って、さらに地産地消ができるように努めていきたいと思っております。以上です。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 今の質問では、農業指導員というのはいろいろな農家を回って、農家の顔も知っているはずですので、それとコーディネーターが連携すればそれだけ搬入量が増加して、地産地消の割合も高まるだろうと。平成28年度の30.6%の地産地消の使用量があった

んですけれども、去年に関しては12.6%と。半数以上落ち込んでいるものですから、異常気象だけでこれは捉えられないだろうと思っているので、ぜひ前向きに農家を把握できるように頑張っていたきたい。

次は大枠2番を後に回して、3番の農業水産業のほうからいきたいと思います。これは質問でもあるとおり、今北浜の浅瀬のほうで、私も見に行ったんですけれども、鉄筋が建てられて、そこで恐らく行われていると思っているんですけれども、漁民に聞いたら初期投資が厳しいんじゃないかと。例えば準備して、鉄筋を買ったり、建てたりそういうのが厳しいなと、年齢的にももうできるかどうかわからないような話もやっているものですから、それについて、初期投資の段階で補助金等が受けられるのかどうか、お願いします。

議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 比嘉義人。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 比嘉義人 それではお答えします。

初期投資が可能かどうかということなんですけれども、去年試験的に実験を行いまして、良質のアーサが取れるということです。先ほども答弁しましたように、まずは部会あとは特別区画を設定をいたしまして、佐敷中城漁業協同組合のほうで承認を得て、さらに県に申請となります。県に申請する前に承認が得られたときには、県と調整して、こういった補助金が受けられるのか、検討してまいりたいと思っています。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 この件に関しては、新聞にも5月30日付の中で、北中城村で収穫慰労会というのが行われて、向こうのほうは07年に県の拠点産地認定を受けて、県内有数の産地へと成長している。これは11年前ですよ、今から。すぐ隣でこういうすばらしい事業が行われていると。にもかかわらず中城村は去年からテスト

栽培とか、相当遅すぎるのではないかなと思っているので、こうしていい見本があるものから、そこは北中城村の漁港とも相談しながら、どうすれば一番いい部会をつくれるのか、どうしたら漁民が収穫ができて、利益が得られるのか、そこも十分協議して進めてください。お願いします。

次2番のほうですね、農業委員会活性化でやろうということで、8カ月経つんですけども、まだまだ地主の回答が未回答とかいろいろあるんですけども、それについて農地中間管理機構と連携して農家を回っているのかどうか、どうですか。

議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 比嘉義人。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 比嘉義人 それではお答えします。

農地中間管理機構と一緒に連携して回っているかということですけども、農地中間管理機構と一緒に一筆調査は行っておりません。農業委員会とあとは推進委員の方々にことしからまずはハガキ等を送って、貸すか貸さないか意向を聞いて、回答を待っているところです。なかなか地主さんからの回答が得られないものですから、今後、農業委員会とあとは農業推進委員の皆さんと一緒にできるだけ早目に農家の方々とお会いして意見を聞いてまいりたいと思っております。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 これは農業推進委員6名、彼らの役割が大きくなるだろうと、そのために今回の新しい農業委員会というのを立ち上げたはずですので、それは十分精査してどうすれば農家を説得できるのか。あるいは農地を貸していただけるのか、貸し手が少なく、借り手が多いというのは、全く話にならない状況ですので、ぜひ農業委員会を通して行政と一体となって、農地をふやしていただきたい。

それでは大枠2番に戻ります。浜漁港のほうから問題がある。村長は先ほど朝市、地域を盛り上げたいということで、本人みずから漁民あるいは浜自治会を説得しに回ったというふうに聞いているんですけども、課長、本村と漁港、漁民センターとの管理委託契約3条の3項というのがあるはずですので、それを読み上げてもらえますか。

議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 比嘉義人。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 比嘉義人 お答えします。

村と漁港との経営や管理委託契約の件だと思います。利用許可の制限ですよ。第3条、次の各号のいずれに該当するときは利用を許可してはならない。(1)法の秩序または善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。(2)施設またはその附属品を既存するおそれがあると認めるとき。(3)もっぱら営業行為として利用するとき。(4)その他、施設の管理上支障があると認めるとき。以上です。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 今読み上げていただきました。私も前回、質問したときも浜漁港、これも漁民にそして浜自治会に相当の利益があればそれは致し方がないだろうとそういう規則があっても村長として利益がそのまま村に落ちてくると。漁民に落ちてくる。あるいは浜自治会に落ちてくるということであれば、これも許可してもいいのかなと思っていただんですけども、今回ですね、どうもニュアンスが違うかなと。方向性を逸脱しているのではないかなという旨の想いがありまして、今回出しているんですけども、個人的な営業に関して、村長は何を根拠に営業を許可したのか、それを教えていただけますか。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

何を根拠にといいますか、先ほどお話をさせていただきましたけれども、まず第一に考えたのが、地域にとってどうなのか。はっきりいいますと地域にとっての利益になり得るのか。これは金銭的な利益ではなくて、地域が盛り上がって、これから地域に大きな利益をもたらしてくるだろうと。例えばよくオープニングのセレモニーの中でもお話ししましたけれども、あくまでも今回の件は入り口ですよというならば、一生懸命やりたいという人にももちろん我々は答えていく。その中でこの地域がこれを中心にあるいは朝市の方々も一緒になって、地域が盛り上がっていくということになれば、これが一つの実績として今度は海の駅だとか、あるいは道の駅だとか、あるいは食堂だとか。地域の方々を雇用して食堂ができていくとか、夢は広がっていきますよという話をさせていただきました。これは当初、話は少しずつですが、朝市の開設の時も同じ話をしました。まずは実績を積んでくれと。それであれば我々も非常に行政としても大きく協力もやりやすくなっていくんだということの一環でありまして、その議員がおっしゃる逸脱という言葉には当てはまらないと思いますし、全てがゼロか百かで行政運営をやっていくのであれば、それは簡単ですよ。そうではない。やはりその時々事情に応じてといいますか、時代に応じてといいますか、今浜の漁港は私が村長になって約10億円かけて整備をやりました。波除堤をつくったり、防波堤をつくったり、そして浜の漁民センターをつくって、そして今回、こういう漁業組合の理解も得ながら、それはそれなりの投資に見合う発展があって、我々も行政としても非常にやりがいがあるんだという話もさせていただきました。そういう意味では私が肝いりみたいな形にはなっておりますけれども、全てがゼロか百かの判断ではなくて、何度もいいますけれども、その地域にいろいろな意味での大きな利益がもたらす

かどうかを考えたゆえの判断でございますので、御理解をいただきたいと思います。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 前回これは平成29年9月議会だったんですけれども、地域や漁業を盛り上げるために許可するというふうに、私、答弁の中で聞いているんですけれども、現在、2カ月経って、どういう自治会、あるいは漁港に対して利益が発生しているのか、ちょっと伺います。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

あえて先ほどお話ししました。まだ2カ月しかない段階で利益がどこにあるのかで判断して、今回のモデル的な事業が成功なのか、失敗なのかというそういう御質問のように捉えますので、私は今答弁させていただいていますけれども、そういうことではないですよ。これからの夢に向かってこの地域が気持ちを一つにして行こうとしているものを足を引っ張るようなことでは私はいけないと思っていますから、それで議員にもぜひ協力をさせていただきませんか。議員もオープニングを見られて非常にその雰囲気を感じ取ったと思いますので、そういうことでせっかく若い村民の方がやりたいんだということがあって、地域も協力していきましょう。漁業組合も協力していきましょうと言っているものを利益があるからどうのこうのじゃなくて、これから村益、地域益が出てくるものだとして理解しておりますので、その辺は議員もぜひ御理解をいただきたいと思います。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 今村長が言われて地域を盛り上げる。利益は今後出てくるだろうと。いろいろな金銭的なものだけではなくて、さまざまなことでできるだろうということなんですけれども、言わんとしていることは理解はちょっとはできます。しかしながら、私も3回、

4回ぐらい漁港の方々、あるいは地域の方々の話を伺って、今やられているのは個人的なものであって、私が言わんとするのは浜漁民がやる。あるいは自治会が連携して、その集落センターを使って同じように向かって発展してやっていくというのであれば、私も大賛成なんです。しかし、今やられているのは個人的な一業者がしかも漁港で取れた魚も使われてない。恐らくは私自身の調査では使われてないだろうというふうに思っているの、そこはぜひ調査して課長のほうも漁港の魚を使っているのか、あるいは野菜も十分使われているのか、そこをぜひ調査していただきたい。そのように思っております。では私が最初に課長に第3条の3項を読み上げてくれというのは、そういうコミュニティーセンター、村長はいろいろな機会があって、村があるいは地域が発展するのであればどんどん貸しますよという旨の話だろうと最初聞いたんですけれども、どうですか。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

誤解のないようにお話ししますが、全てがオーケー、どんどんやりましょうではないですよ。その冒頭でもお話ししましたが、他者の不利益にならずに、そしてそれを行いたいという方が非常に能動的で頑張りたいということがあれば、村はなるべく解釈を拡大しながら応えていきたい。これは第一義にあるのは他者の不利益にならないというのがもちろん第一でございますので、全てが何でも公共施設はどんどん使いましょうということでもないですし、そして、今答弁に立っていますから、先ほどの話にも少しふれますけれども、この方々が地元の物を使うとか、使わないというのはこれを貸す、貸さない。あるいはそこを営業する、あるいは関係のない話で、もちろん地元の食材を使っていきますよということで、我々も「ああ、それはいいことですよ」ということになってい

ますけれども、その一つの揚げ足を取って使っていないからだめではないかということではないので、その辺はこの方々を攻撃するようなものでもないし、また私が特別に今の言葉を使うと忖度をして、彼らの利益のためにやっているわけでもない。もうあえて言いますけれども、リスクを負っているのは彼らですよ、やっているほう。全て設備投資をして、そして漁港内の時間内という規制もあって、漁港が空いている時間しかできません。全てこの施設を使うときには施設を使う自治会や漁民の方々、組合の方々が優先ですよ。そのときには営業ができませんよ。いろいろな拘束があって、資金投下も彼らがやるんですよ。我々は一銭も使わない、当然。もちろん中も使えない。店頭販売ですよ。いろいろな規制の中でそれでも頑張りたいという方を行政としてはこれは一緒になって地域を盛り上げて頑張ろうと、そこまでいのであればという気持ちになるのは当然だと思います。言葉の一つ一つや一部分だけを取って、だめだとかおかしいのではないかとするのはぜひやめていただきたいです。逆に議員の先生方ですから、地域にワッターも一緒になって盛り上げようや、何とか浜を盛り上げよう。地域を盛り上げようと。そうなるほかの地域にも波及していくよとそれぐらいの気持ちを持って、ぜひ協力もいただきたいと思っております。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 今村長の答弁で、非常に前向きでありはするんですけれども、やはり地域の中にもいろいろと理解しきれない人もいるわけですね。漁港の中にもいるし、自治会の中にも。それではいけないんじゃないのと。我々はいいいことだけを考えて前に進めというのはできないんですよ。やはり後ろにどういう意見があるのか、小さい意見があるのか、そこを感じながらそこはどうなっているのと。そこはまたいろいろと改善できる余地があるのかなと

ということも我々、議会で質問しないといけなし、ただ村長がやっているから、大丈夫だよ、ちゃんとできるよというような話では前に進めないものですから、それはぜひ村長に理解していただきたい。そして地域あるいは漁港の方々90%以上が賛成で、盛り上げてやりましょうというのであれば、私はさっき言ったとおりそれは大歓迎で進めてくださいと言えるんですけども、まだその状況ではないと私は思っているものですから、確かに村長が言われたゆくゆくはいろいろな建物もつくって行って、浜漁港の全体を盛り上げていきたいと。そうすればおのずと漁港あるいは自治会も発展していくだろうと捉えてはいるんですけども、それはまだまだ早いと思っています。もっともっと自治会あるいは漁港を説得をしていただきたい。2番に移ります。契約書は締結したといわれているんですけども、この締結を交わしたのはいつなのか、教えてください。

議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 比嘉義人。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 比嘉義人 それではお答えします。

平成30年6月11日に契約書を交わしております。以上です。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 確か営業が始まったのは4月8日ですよ。ということはこれも2カ月以上も契約を交わさずに漁港の台所を貸していたというふうになるわけですか。やはり行政というのは条例や規則あるいは法令にのっとって行政をつかさどっていているはずだと私は認識しているんですけども、こういう何の契約も交わさずに、いいから進めてくれというようなやり方で全然問題はないと思っておられるのかどうですか。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

理想は議員がおっしゃるとおりです。ただ契約というのは、書面はあくまで書面であって、お互いの納得であれば契約書というのはこれは社会においてこれはもう当然のことになっていますから、ですけれども契約書を交わされていないからこれは使用できないということではないわけですね。お互いが理解をしているのであれば、それでスタートもしますし、また今回の件については、諸事情がありまして、諸事情というのは我々の行政としての条件面を整備するためにいろいろな形のものを作成していく上で、私もこの場でこの話をするのも大変申しわけないんですが、プロですから契約という部分においては何も問題のないものを作成しないといけないということではいまいちやり取りをしながらやっていたというのも遅くなった理由でありまして、契約書がないから使えないということではありませんので、それは誤解のないようにこれはあくまでお互いが納得した上でそれからきちんとした契約を交わすと。これは条件面の契約ですね。その辺はぜひ御理解をいただきたいと思います。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 全く私としては話が噛み合わないというのかな。契約をしなくても使用できるのであればこれは何でもありというような状況になってしまわないかなど。後で契約するから使わせてくれと。2カ月、3カ月後に契約するから、その建物をちょっと使わせてくれというようなやり方が行政として通るのであればそれは何でも使えるという状況になりかねないかなど。やはりさっきも言ったとおり条例規則、法令にのっとって行政を進めるものであって、しっかりした契約書を交わしてから使わすのがこれは通常の認識だろうと。これはどの会社でもそうですよ。契約しないとできないですよというのが普通の私は考え方だろうと思っています。貸す人、借りる人が納得して

いれば大丈夫だろうという村長の今の考え方はいかなものかと私は思っております。この件に関してはなかなか噛み合っていない、一方で私は漁港に行って、村長もちょっと先走り過ぎているのではないかなといわれて、村長も一生懸命、行政に対してやっているよと。こういう一つの問題で揚げ足をとってはいけないよという話をしているんですけども、我々は何のために議会、あるいは行政をつかさどっているかと言えば、村民が後ろにいて村民が前にいて村民のために本村の発展を願っているというようなことが前提でありまして、それに向けて何をすればいいのだろうと、理解していない村民がいる。そういう方々に対しては誠心誠意をもって説得して理解を得るとというのが筋ではないかと思っております。村長のトップダウンというのが時には必要だろうというのも思っております。しかしながらそういう村民の理解があまり得られていないと。確かに理事会では承認を得ただろうと思っはいるんですけども、その後ろにいる地域住民に関してもしっかりした説明をやっていかないと問題がさらに出てくるのかなと思いますので、そこは胸に、強権的に進めるのではなくて、ちゃんと村に対してそういう利益があると。メリットはそれだけありますよというも伝えながら、しかしデメリットは今のところは利益がない。しかしこれは進めていけばあとあとにはちゃんとした利益が得ますというようなところまで説得をしていただきたい。それをお願いしたいと。まだまだ地域では理解していない方々が相当数いらっしゃいますので、それをやっていかないといけないだろうと思っております。あと のほうですね、コミュニティ施設がほかにもあるが営業を申請したら使えると村長は冒頭で言われたんですけども、答弁の中でもありましたとおり、十分に議論して、地域住民はどうなんだろうということも考えながら進めていただきたい。私とし

ては地域住民あるいはまた漁民、そういう方々にも一定程度の利益があって、そして理解もしていただいているところならば私はやってくださいと賛成しますと村長の提案も受け入れましょうというようなやり方で今までもやってきたつもりなんですけれども、ぜひそこも我々、いろいろな住民からいろいろな話も聞きます。そこも踏まえてこの質問に立って、話しているつもりですので、ぜひ私の考えだけではないということも御理解いただきたいと思っております。漁民集落センターは、電源立地交付金ということで5,000万円、それを利用して建築された。今現在の使用状況が正当な運営になっているのかということもかんがみれば、さっき言われた専ら営業をしてはならないという規則もあるものですから、そこはどうクリアしているのか、そこは調べていただいて、私もこれからまだまだこの件に関しては大きな疑問を持っているものですから、県や総合事務局、そこでお伺いして本当にこういう使い方でいいんですかと。あるいはこれで承認をいただいているんですけども、いいですねというのも個人的に調べてみたいなと思っているので、また行政のほうもクリアしているのかどうか、きちんと調べていただきたいと思っております。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 今の御質問に少しお答えいたします。

今議員が今おっしゃったとおりですよ。専ら営業目的であってはならない。いうならば専らというのは専用専門ですよ。そうではないから許可ができたんです。あれを集落センター全部を使って、営業だけの目的であれば、それは専らですよ。私の解釈は店先の店頭の一部を使用して地域の、何度も言いますけれども、地域の発展のために力を尽くしたい。もちろんこれはただではできませんから、当然、そこには彼らなりの利益もないと継続はできないわけです

から、そういうことで今の議員がおっしゃる専ら営業目的であってはならないという部分はそのとおりです。それを我々は解釈として専らではないという解釈で、こういうことに至っておりますのが1つと、もう1つはいろいろな御意見があるというのは私もわかっているつもりです。議員もその方々の話を聞いて、ここで今御質問されていると思いますけれども、今私の話を聞いていて議員もおかげさまで行政に私はメールも送っていただいたと思っておりますので、ぜひ私ももちろん努力します。しかし議員も直接そういう方々からお話があるのであれば、きょう私が答弁させていただいたこういう目的で将来的にもこんな夢も広がっていくと村長は議事録の残るこの議場で答弁していますよというようなことをぜひとも拡散させていただいて、その今は理解ができない方でも将来的には私はきちんと理解ができてくると思っておりますので、我々もしっかりそれに向けて努力はいたします。議員もぜひ御協力のほどをお願いいたします。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 これ私の情報としてなんですけれども、今回このお店で酒類の販売をすると。そういう話もあるんですけれども、それに対して私は言ったんですけれども、いやいやそういうところでそういう酒類の販売というのはもってのほかだと。あり得るわけではないということで、私に話をした人にも言ったんですけれども、それはもちろんないですね。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

当然、その契約書の中にも先ほどもお話ししたけれども、時間的な規制があって、そして酒類、アルコールは不可というものがあくまでも基本です。しかし、いろいろなことをやりながら、前回もオープニングをごらんになったと思いますけれども、いろいろなイベントがあっ

たり、あるいは我々の産業まつりも含めた捉えたですね、その不定期に何かあったときにはそれは協議して、地域も問題がないということであれば、何度もお話しします。全てはゼロか百ではなくて、協議をして決めていきましょうねということをお話していますので、基本的にはもちろん、酒類の販売はだめですし、昼4時から5時ごろまでの営業しかできませんよね、その辺で議員がおっしゃるような懸念は払しょくされているものだと思っております。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 ちょっと解せない面も、私も住民と一緒にできませんけれども、まだまだ納得できないなという思いですね。月に一度のイベントがある場合に限るということではあるんですけれども、やはりこういう公共施設ではそういうものを提供してはならないというのはきっちりと規則に従って、できないものはできないですよというの、一つの行政の仕事と思っております。そこも住民は恐らく納得していない方が相当数いらっしゃると思います。そこは村長自ら出張ってそういうのもやりますよというような話をきちんと、住民、漁港が納得しましたというようなところまで、説明を尽くしてください。私も継続してその件に関しては調べてみますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次、大枠4番に移ります。ちょっと休憩お願ひします。

議長 與那覇朝輝 休憩します。

休憩(11時10分)

~~~~~

再開(11時12分)

議長 與那覇朝輝 再開します。

大城常良議員。

3番 大城常良議員 老々介護について、先ほど言われたんですけれども、これは課長、4年に一度、国勢調査があると思うんですけれど

も、この件に関しては、また次回チャンスがあればしっかり伺っていきます。今回、いろいろと村長と議論ができましたので、ぜひ皆さんも行政としての立ち位置をしっかり認識していただいて、これからの行政運営に励んでください。以上で終わります。

議長 與那覇朝輝 以上で、大城常良議員の一般質問を終わります。

10分間、休憩します。

休憩（11時13分）

~~~~~

再開（11時23分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

続いて、伊佐則勝議員の一般質問を許します。

8番 伊佐則勝議員 ハイサイ、グスーヨーチューウガナピラ。通告書に基づきまして、これより一般質問を行いたいと思います。朝一、熱き質問がございましたので、ソフトでまいりたいと思います。簡潔明瞭な答弁をよろしくお願いいたします。

まずは大枠の1番、「少人数学級」の件でございます。新年度から少人数学級の「学力向上モデル事業」がスタートしました。まだ間もない経過ですが、児童個々の学習意欲や学習環境等についてどのように評価しているか伺います。児童に寄り添う個に応じたきめ細かな指導は活かされているか伺います。多忙な教職員の事務効率や学級運営等、負担軽減の改善効果はどうか伺います。

大枠2番です。学校防犯システムの件。県内でも学校防犯システムを導入する小学校が増加傾向にあります。昨年度より本村でも登下校時の児童の安心・安全を確保するため学校防犯システムを導入しているが、児童がICTタグを活用した学校防犯システム「ツイタもん」の現時点での導入状況はいかがか伺います。

大枠の3番、地すべり防止区域指定の件。西原町から北中城村にかけての中頭東部地区地す

べり危険箇所「土砂災害警戒区域」に指定され、県から「地すべり防止区域指定」を受けた地区は既にハード事業が進行している地区もあります。村内では当間地区において対策事業が進められていると伺っていますが、奥間地区でも豪雨による急傾斜崩壊、あるいは地すべり等により河川氾濫の土砂災害が昨年発生しました。「地すべり防止区域指定」による地すべり対策工事が、早急に望まれます。「地すべり防止区域」指定に向けて県との協議を進めていくとの答弁を昨年の9月、12月議会で受けておりますが、中部土木事務所との協議は進行しているか伺います。

大枠の4番、都市計画マスタープランの件。村の将来のまちづくりの指針となる2017年度見直しの中城村都市計画マスタープランが、年度末に策定される予定になっておりました。策定の進捗状況について伺います。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは伊佐則勝議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1、大枠2につきましては、教育委員会。

大枠3、大枠4につきましては、都市建設課のほうでお答えをさせていただきます。

私のほうでは、お尋ねの大枠2番、学校防犯の件でございますが、くしくも先週、6月8日ですか、大阪の池田小学校の殺傷事件から17年経ったという報道がございました。学校の防犯については、これは絶対にあってはならない学校での事件・事故はあってはならないということ踏まえて、今回のツイタもんの御質問も、ツイタもんだけに限らず防犯に資するということであれば、いろいろな形で学校とも連携をとりながら、子供たちの安心・安全にやっていきたいなと思っておりますので、またその辺も御協力のほどをよろしく願いをいたします。詳細につきましては、また原課のほうでお答えをさせていただきます。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 教育長 比嘉良治。

教育長 比嘉良治 今の御質問にお答えしたいと思います。

学力向上モデル事業について、児童一人一人の声の対応がきめ細かく指導ができるようになりました。そういった意味で学習環境がよくなったと捉えております。また、本村の子供たちの課題である自分の意見を堂々と大きな声で発表することが苦手な子供が多くいます。そういうことに関しても、授業中に発表する機会が多く持てるようになりました。少しずつその苦手な部分を改善に向けて、進めているところでございます。

の詳細に関しては主幹から答えさせます。また大枠の2の防犯システムについてですけれども、今さっき村長からもありましたが、児童生徒の安全・安心に関しては学校としては教育委員会として第一優先に考えないといけないことで、事件・事故を未然防止に徹するということに関してはこのツイタモんの活用を非常に役に立っているというふうに保護者も安心して、子供を見守ることができるということでもあります。そのことに関して、また詳細は教育総務課長のほうから答えさせます。以上です。

議長 與那覇朝輝 教育総務課主幹 稲嶺盛久。

教育総務課主幹 稲嶺盛久 では大枠1の、学力向上モデル事業による、児童個々の学習意欲や学習環境等についてどのように評価しているのかについて、お答えいたします。

学習意欲の面で述べますと、1クラスの児童数が少なくなったことで、児童の意見や疑問に教師がすぐに対応することができたり、児童が自分の考えを発表する機会がふえたりしております。先ほど教育長からもありました。これにより児童が認められたり、誉めたりすることで児童の自己肯定感が増し、学習意欲が向上していると捉えております。学習環境においても、

先ほど大城議員にお答えしたように体育や音楽において、一人当たりの活動時間が増加することから、友達と協力して学ぶ楽しさを味わったり、ボールや楽器にふれる時間がふえたことによる技能の習得により、やる気や自信が増加していると評価しております。また、環境面では、教員がふえたことで、その教師一人一人の業務改善が軽減され、教材研究の時間を確保することができるということにも良さを感じております。

の児童に寄り添う個に応じたきめ細かな指導は活かされているかについてお答えいたします。少人数学級によって、グループなどの話し合いが活動時に児童が友達の話をしつくりと聞くことができることから、自分の考えや思いを安心して表現することができるようになり、子供同士が互いに認め合い、支え合う支持的風土がつけられ、温かい人間関係が形成されていくと考えております。

の教職員の事務効率や学級運営等の負担軽減の改善効果はどうかについてお答えいたします。津覇小学校の1年生を例に挙げますと、少人数学級を実施しない場合は、1クラス27名でした。これが、学力向上モデル事業、いわゆる少人数学級の実施後、1クラス13から14人となりました。このように、児童が半数近くになることで、全ての少人数学級でも言えることではありますが、テストやプリントの成績処理の時間短縮や、家庭学習の丸付け、コメントの記入、家庭訪問や個人面談、国や県からのアンケート調査等、さまざまな学級事務に関する負担軽減が図られております。これにより、児童一人一人の状況を把握することや、授業に向けての準備、教材研究の時間が捻出できるなど、教職員の業務改善への効果は多く得られていると考えております。以上です。

議長 與那覇朝輝 教育総務課長 比嘉健治。  
教育総務課長 比嘉健治 それでは伊佐則勝

議員の大枠2についてですが、本村においても平成29年5月から導入開始しております。先ほど村長及び教育長からもありましたように学校の安心・安全への防犯効果として、また、ＩＣタグを活用していただいている保護者においても登下校時の子どもら安心につながっているものだと考えています。各小学校の状況ですが、児童のＩＣタグ保持者の状況ですが、中城小学校においては現在13名、津覇小学校62名、中城南小学校180名の計255名となっています。以上です。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 仲松範三。

都市建設課長 仲松範三 伊佐則勝議員の御質問にお答えします。

大枠3番、ことしの4月23日に中部土木事務所計画調査班との協議で、今年後、奥間地区の地すべり防止区域指定に向けて関係機関と調整し、資料作成をしていくとの報告を受けております。

大枠4番、2017年度末策定で進めてまいりましたが、県との協議に時間を要しているところであります。2018年末には県との協議を終え、策定する予定であります

議長 與那覇朝輝 伊佐則勝議員。

8番 伊佐則勝議員 それでは順を追って、再質問をさせていただきます。

まず大枠の1番につきましては、もうまとめて質問させていただきます。その少人数学級の現状での良さについては、答弁でよくお聞かせいただきました。少人数学級の1年生から3年生、それと中城小学校、津覇小学校ともやはり児童数は少ない。児童数は少ない中でも普通学級でございます。その少人数学級の1年生から3年生と4年生から6年生の違いはどこにあるのか。あるいは現時点で比較評価ができるのか、どうか伺います。

議長 與那覇朝輝 教育総務課主幹 稲嶺盛久。

教育総務課主幹 稲嶺盛久 ではお答えいたします。

1年生から3年生と4年生から6年生の違いはどこにあるのかというところから、まずお答えいたします。少人数学級ということで配置されておりますけれども、4年生から6年生は通常の人数ということで、確かに少人数ではございません。その違いを低学年と高学年で明らかにすることはできないのですが、状況としてはお伝えすることができます。それは低学年はまだ幼い発達の段階がございますので、生活習慣や学習の規律等でうまく学びに向かうことができない場面があります。それを少人数を行うことによって、一人一人に目を向けることができ学習だけではなくて、この規律やしつけのようなどころまで目を配ることができます。それは3年生までの時期ですと効果があるというようなことが学会とかでも発表されておりますので、少人数の良さは得ていると思います。そこで4年生から6年生まではどうなのかといたしますと、これまで蓄積されてきた教師の指導や保護者の計らいによりまして、学習規律や個のしつけ等がある程度、落ち着いて高学年へ進んでおります。ですから確かに人数は30名前後と多いクラスもあるのですが、ある程度、子供たちの自立の活動によりまして、授業を進めることができます。そういったことから、教師一人ではあります。学習に落ち着いて向かうことができますので、少人数学級ではない高学年もグループの活動による学習効果は得られておりますので、一概には低学年と高学年の比較はできないと考えております。以上です。

議長 與那覇朝輝 伊佐則勝議員。

8番 伊佐則勝議員 今後とも個に応じたきめ細かな指導を生かすことで、個々が持つ個性を伸ばす教育に邁進されることを期待して、次の質問に移っていきます。

先ほど、導入状況について報告がありました。

若干、これは課長、何月時点の人数の報告ですかね。

議長 與那覇朝輝 教育総務課長 比嘉健治。  
教育総務課長 比嘉健治 それではお答えします。

事業者のほうから5月1日現在の導入状況ということで報告を受けています。以上です。

議長 與那覇朝輝 伊佐則勝議員。

8番 伊佐則勝議員 5月1日現在の報告というふうなことでございます。私のほうはそれから20日以上経過した23から4ぐらいですかね、いわゆる入学する。新学期が始まる。進級するというので、その中でやはりいわゆる申込書をいただいて、その後、提出されたというふうなケースも多々あるかと思えます。若干、数字の違いがありますので、私の確認した数字ではまず津覇小学校で78名、十何名かふえて、15名ぐらいふえているんですかね。それと中城小学校で14名、1名増ですか。中城南小学校で216名、そうしますと180名というふうな答弁でしたでしょうか。中城南小学校でもかなりふえている状況でございます。その中でICタグの申し込みは保護者あるいは児童自由でございます。ただ津覇小学校、中城南小学校に比較しまして、中城小学校のほうが気になります。例えば津覇小学校で全校生徒、その時点で241名でICタグを活用している児童が率でいきますと32%ほど、中城南小学校も全校生徒で670名のうち約32%、大体同率でございます。中城小学校におきましては、児童数が305名、持ち率にしまして4.6%ということですからかなり率あるいは人数で開きが見られます。そこら辺の要因というんですかね、そこら辺がもしわかりましたら、恐らく津覇小学校、中城小学校、地域性はやはり同じような感じだと思っておりますけれども、そのいわゆる導入率で数字的にかなりの乖離が感じられるなと思っておりますけれども、そこら辺のもし要因がわかるようでしたら、答弁願

たいと思います。

議長 與那覇朝輝 教育総務課長 比嘉健治。  
教育総務課長 比嘉健治 それでは質問に答えていきたいと思えます。

要因ということですが、保護者等の考えは地域で変わるとは思いますが、地域の方々の目が行き届いているなどもあつたりするのかという部分もあります。ただし、きちんとした要因等については調べたり、伺ったことがないのでわかりませんが、中城小学校の数字としてはやはり少ないということで、私のほうも感じていますので、随時、時期がまた経って後に再度広報など、資料等の提供を保護者に行い、加入者をふやしていきたいなというふうに考えています。以上です。

議長 與那覇朝輝 伊佐則勝議員。

8番 伊佐則勝議員 やはり学校防犯システム、ICタグの活用も含めてやはりそういうふうなシステムづくりができますので、児童の安心・安全のためにそこら辺の推進対策もひとつ望ましいんじゃないのかなと思っておりますので、教育長を先頭にひとつよろしくお願ひしたいと思えます。

次に移ります。大枠の3番になります。地すべり防止区域指定に向けての協議継続、大変御苦労さんでございます。中部土木事務所4月23日の協議の中で指定に向けて調整していくというふうな報告が得られたというような答弁でございました。その4月23日の協議の内容について、例えば奥間地区、この場所ですよ、この場所ですよ、この場所ですよというふうな場所も含めてもう少し詳しく、どのような協議がなされたのか、説明願ひたいと思えます。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 仲松範三。  
都市建設課長 仲松範三 お答えします。

4月23日の時点では指定箇所の範囲とか、そういう詳しいところまでは情報提供はありませんでした。去る先週の6月8日、中部土木事務

所との意見交換会で平成30年度区域指定予定箇所として奥間地区が文書に明記されておりました。今後、地主の同意取りつけ作業を早目に協力依頼がありましたので、地域の皆様、また都市建設課、自治会長、議員も一緒になって、同意を早く取りつけて事業が開始できるように一緒になって頑張りたいと思いますので、今後よろしく願いいたします。

議長 與那覇朝輝 伊佐則勝議員。

8番 伊佐則勝議員 時間もあまりないので飛ばします。土砂災害関係で来る日曜日ですが、17日に奥間地区におきまして、土砂災害防災訓練が実施される予定になっております。そういうふうな山肌が本当にむき出しになっている地区でございますので、早急にそこら辺の県との協議も進めていただいて、ぜひ調査費の獲得、ハード事業の採択というふうなことに向けて、ひとつ課長、一生懸命頑張ってください。よろしく願いいたします。

次に移ります。都市マスの件でございます。17年度末から18年度末の予定と、1年ほど伸びている答弁がありましたけれども、非常に悠長ではないのかなというふうな思いは持っております。その延びている期間、県との協議が延びているというふうな答弁でございますけれども、どこがどのような要因があって、そういうふうな期間的な伸びになっているのか、そこら辺の内容等を説明できたらよろしく願いします。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 仲松範三。  
都市建設課長 仲松範三 お答えします。

なるべく早く県との協議も終え、策定していきたいと思っております。県との協議での指摘事項は、何点かありまして、その中の一例を上げますと、策定中の中城村都市計画マスタープランには5つの拠点ゾーンを設けております。指摘では村内の市街化調整区域においては、少子高齢化、人口減少があるということ、また市街化調整区域では都市農地、緑地としてあるべき区域であ

り、5つの拠点ゾーンを設けるのはふさわしくないということで指摘がありました。そういう指摘に対し中城村では必要だということで、協議し、一つ一つの議題をクリアして、進めています。

議長 與那覇朝輝 伊佐則勝議員。

8番 伊佐則勝議員 その5つのゾーンの答弁がございました。場所について伺います。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 仲松範三。

都市建設課長 仲松範三 南上土地区画整理事業に隣接する北上地区、高速インターを中心とする登又地区、久場前浜線事業の久場泊地区、新庁舎が移転する当間地区、西原道路が予定されている南浜和宇慶地区の5つの拠点ゾーンであります。

議長 與那覇朝輝 伊佐則勝議員。

8番 伊佐則勝議員 立派な都市マスが策定できるように期待しておりますので、ひとつよろしく願いいたします。それと関連いたしますけれども、まずは村長からも行政報告の中で4月27日ですか、沖縄振興拡大会議がございまして、そのときに北部から南部まで各市町村からの要望事項というのが出ているかと思いますが、都市マス住宅ゾーンとか、都市計画ゾーンも設けていく。やはり道路整備がついてくるわけですよ。都市マスとも関連しますし、大型MICEが今西原町、与那原町あるいはそれ以南のほうで道路網の整備とか、いろいろとなされていると。やはりそれにつきましては西高東低の見直しということで、東海岸にMICE施設が誘致されるというふうなことでございまして、県からも各首長に対してはいろいろと中部地区とかからでも要請してほしいというふうなお話もあろうかと思っております。まず中城村におきましては、上地区と下地区の均衡。いわゆる東海岸地区におきましてはやはり西高東低での格差の解消ということで東海岸の発展。そうしますとやはり県道29号線の要望も出ております。

坂田から上原までは拡張工事が進行しておりますけれども、南上原で今区画整理中でございます。それを逆に終点の安谷屋から中城村向け、西原町向けにいわゆる南進で工事をスタートさせたらどうかというふうな提案もなされております。国道329号からやはり上に避難する道路については、要するに奥間南上原線の村道、新垣から普天間、成田に登る県道、この3カ所ぐらいということで、どうしても宜野湾道路が国道329号から国道330号まで必要だということで、その要望も出ているかと思えます。M I C E関連でいえば西原道路の要するに北進、いわゆる国道329号のバイパス道路の要望。多々出ているかと思えますので、そこら辺はちょっと昨日の一般質問にも出ておりました。かぶりますけれども、村長もお疲れかと思えますので、きょうの答弁は所見は何いたったんですけれども、きのう所見もしっかり聞いておりますので、そういうふうな道路網の事業の整備要望も含めまして、しっかりとやはり県に対して、あるいは国に対して声を上げてほしいと思えますし、例えば北部地区であれば北部地区の要望事項について、北部地区で総決起大会が持たれております。南部地区も同じように南部地区一体となって総決起大会が持たれているというふうなことで、サンライズも含めて、中部地区もしっかりと首長の皆さん方が集まってそういうふうな決起大会を持って、やはり要請活動に力を込めて、ぜひ中城村の都市計画づくりと東海岸沿いの発展のためにしっかりと取り組んでいただきたいと思っております。以上をもちまして、一般質問を終わります。

議長 與那覇朝輝 以上で、伊佐則勝議員の一般質問を終わります。

休憩します。1時30分から再開します。

休憩(12時01分)

~~~~~

再開(13時30分)

議長 與那覇朝輝 再開します。

続きまして、新垣博正議員の一般質問を許します。

12番 新垣博正議員 皆さん、こんにちは。それでは議長の許可を得ましたので、通告書の順番に従って、一般質問を行います。

大枠1点目、サッカーキャンプ誘致による経済効果は。2013年からサッカーキャンプ誘致を継続しておりますが、その経済効果を具体的な数値で示せるか伺います。見学者の推移について。村内、村外、県外、マスコミ取材関係者など内訳を示すことができますか。サッカー以外のスポーツキャンプ誘致の考えはありますか。

今後の課題はどのようなものがありますか。そのような課題を解決する解決策はどのような考えるがあるか伺いいたします。

大枠の2番、本村の観光の現状と動向課題について伺いいたします。中城城跡以外の本村の観光資源をどのように捉えているか伺います。マリン、スカイスportsなど「海の資源」が中城湾(東海岸一面)に広がっていると計画の中で記されていますが、現実的に観光資源に成り得るのか、課題はないのか伺います。

大枠の3番、大型M I C E施設整備に伴う課題について。沖縄経済の成長の切り札とまでうたわれる大型M I C E施設誘致に伴う本村域への具体的道路整備、施設整備のビジョンは、どのようになっているか伺いいたします。以上、簡潔明瞭な答弁をお願いいたします。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは新垣博正議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番と2番につきましては企業立地・観光推進課、大枠3番につきましては都市建設課のほうでお答えをさせていただきます。

私のほうでは、大枠2番の本村の観光の現状、そして城跡以外の観光資源という御質問がありますけれども、中城城跡以外ということで、実

は最近ネットなどによく登場してきますけれども、本村の吉の浦海岸が非常に注目をされているようでございます。大人の隠れ家だとか、散策には非常に適しているだとか、また中城湾港に入っていきますクルーズ船からのお客様などもいるようでございます。そういったことから実はそこを利活用した議員の質問のようなマリンスカイスポーツ関連もそうですけれども、そういうものがないかという話がちらほら舞い込んできているのが実は現実でございまして、それは御承知のとおり海岸につきましては、沖縄県の許認可がどうしても必要になってきますので、今後は中城城跡以外の観光資源という捉え方からしますと、海岸に関する部分が非常に重要視されてくるのかなと思っています。そこと連動した今、現在中城モールでいろいろな催し物がありますけれども、そことの連携などはないかも含めて、海岸という部分は非常にキーワードになっているような気がいたします。今後、それに向けてまた努力していきたいなと思っております。詳細につきましては、また原課のほうでお答えをさせていただきます。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 企業立地・観光推進課長 比嘉 保。

企業立地・観光推進課長 比嘉 保 では新垣博正議員の大梓1の について答弁いたします。

見学者の推移については、2013年、2014年のシーズンで1万4,585人、2015年のシーズンで1万2,246名、2016年のシーズンで1万8,318名、2017年のシーズンで7,577人、ことしで9,319名となっております。2017年及び2018年についてはキャンプチームが2チームとなっており、減ってはおりますが、キャンプ日数も減って、日平均にいたしますとことしの1日当たりの観客数が717名と平均では過去最大の観客の動員数となっております。村内及び村外の統計を

取っておらず内訳については不明であります。レンタカーにてキャンプ観戦に来られます台数で、2016年のシーズンで474台、2017年で426台、2018年で366台となっております。サッカー関係のマスコミ等の関係者の推移についてですけれども、サッカー関係のマスコミは練習日全ての日に2名から3名のサッカー及び地元のマスコミ関係者が来場しております。県内のマスメディア関係者は練習試合や、土日の時間帯の取材を行っているところであります。

次のほうであるんですけれども、これまで吉の浦公園内でのキャンプの実績としては、プロのチームとしては、サッカーのみではありませんが、日本代表の陸上競技選手のキャンプ練習地の実績があります。またアマチュアでの実績としては大学のバスケットボールチームの実績があります。今後、各スポーツのキャンプ誘致として、施設を最大限活用して利用できるよう生涯学習課のほうと調整してまいります。

のほうなんですけれども、今後の課題としては、各施設での観客席の設備が挙げられます。各施設でコートとギャラリー席の整備を行うことにより観客動員数も増加を見込められると思われれます。またキャンプを行った各チームより、要望として、サブグラウンドや、ウォーミングアップを行う施設整備が取り上げられております。

大梓2の1についてなんですけれども、中城城跡以外の観光資源では、現在入域客数で群を抜いておりますのが、県営中城公園で休日及び週末には、たくさんの来場者でにぎわいを見せております。また村長からもありましたように晴れた日には、吉の浦のエココースト事業で海岸での遊戯者や各地域の護岸の整備によって、磯釣り客がふえております。本村に来られる来訪者へ中城村の観光について伺ったところ、「今の自然や街並み」「自然や暮らしとのふれあい(まちあるき)」などをキーワードとした

来訪者ニーズがあることが伺えました。 についてなんですけれども、海の資源として、東海岸一面に広がりを見せていると観光振興計画のほうでは記してありますが、現在のマリンスポーツなどで活動実態は、北側（久場地区）での活用のみとなっており今後どのように広げていくかが課題となっております。吉の浦公園沿岸の海岸では、穏やかな潮風に安らぎをもっていらっしゃる方や、実際に海岸線をウォーキングで活用する方、また海の一望できるカフェやハンタ線からの海岸線の眺望を楽しむ方がおられます。来訪者等のニーズに応える「海の資源」の活用を検討してまいります。以上です。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 仲松範三。

都市建設課長 仲松範三 新垣博正議員の御質問にお答えします。

大梓3の1、南部国道事務所からの情報によると、現在事業中の与那原バイパスから北向けに、西原町と中城村を結ぶ道路整備が計画されております。

議長 與那覇朝輝 新垣博正議員。

12番 新垣博正議員 それでは順を追って詳細の質問を行います。

サッカーキャンプによる経済効果ということで、私は尋ねたつもりなんですけれども、幾らぐらいの経済効果。金額でこれは示していただくことはできますか。

議長 與那覇朝輝 企業立地・観光推進課長 比嘉 保。

企業立地・観光推進課長 比嘉 保 本村だけの経済効果という形ものでは行っておりませんが、沖縄銀行の経済研究所が5月28日にことし2018年の1月から3月にかけて沖縄県内で開催されたサッカーチームのキャンプによる経済波及効果について、約20億4,700万円だったと発表があります。2018年はJリーグの17チームがキャンプを県内で行い、国内外で過去最多の24チームがキャンプを行っております。以上で

す。

議長 與那覇朝輝 新垣博正議員。

12番 新垣博正議員 この経済効果というのは、非常に重要な数値だと私は思っております。たくさん賑わいに引かれて、ただキャンプを見に来た人が多ければよしとするような考え方。これも一つの指標だとは思いますが、やはりシビアに経済効果というのはやはり投資した費用、そしてそれに伴って本村にどのような経済効果をもたらしたか。いわゆる売上に匹敵するようなものというのを明確に今後示していく必要があると思います。そういうバランスシートを明確化していくという考え方。将来的には観光振興として捉えていくなれば赤字でいいわけではありません。必ず黒字化させていくという気概がないとサッカーキャンプもあとあと飽きられるのではないかなと思いますし、結局は公費を投入していただくだけでなんとなくにぎやかになったな程度で終わってしまうのではないかなと思います。黒字化させていくという考え方というのはどのように捉えているか、お伺いたします。

議長 與那覇朝輝 企業立地・観光推進課長 比嘉 保。

企業立地・観光推進課長 比嘉 保 現在、村の施設の利用としての料金として、その吉の浦のごさまる陸上競技場及びクラブハウス及びトレーニングルームでの売り上げとして、13日間で16万5,000円というような形があるんですけども、キャンプを行っているチームのグッズ販売の売り上げが、その期間中結構上がりまします。それをこちらのほうで委託ができないかというような調整しているところで、キャンプのグッズ販売はガンバ大阪の10日間の売り上げではあったんですけども、10日間で200万円を売り上げるというようなグッズ販売となっております。以上です。

議長 與那覇朝輝 新垣博正議員。

12番 新垣博正議員 サッカーキャンプだからと言って、キャンプ期間中だけを何とかなく応援すればいいというようなことだけではなくて、やはり通年を通してガンバであればガンバを、中城村民が愛着を持って応援し続ける。そして、年間を通してグッズも販売して行って、この私たちの経済効果に波及させていくという考え方がこれは必要ではないかなと思いますね。まだ村民に浸透していないのではないかなと思います。なぜかといいますと、村民のほとんどが選手の名前を知らない。チームの名前も知らないというような現実だと思っております。もちろん少年ファンとか、そういったファン層は別として、一般村民を対象とした場合は親しみを感じているとは言い難いものがあるのではないかなと思います。そういった意味では、今後例えば応援ツアーを企画していくとか。あるいはまたグッズは販売するものももちろん必要だと思いますが、もっと提供してもらって、無料のグッズも開発してもらって、村民にもっとPRしていくということも私は必要ではないかなと思います。そして、もう一つは村民と選手が交流する機会を多いにふやしていく。本当に親しくなるというような関係を築くことが大切ではないかなと思っております。その辺からするとサッカーは野球に比べれば、その辺が格段に劣っているなというような印象を持っております。この辺の課題解決に向けてはどのように考えますか。

議長 與那覇朝輝 企業立地・観光推進課長 比嘉 保。

企業立地・観光推進課長 比嘉 保 村民への知らせということで、昨年度からなんですけれども、スタンプラリーで村内の飲食店等と、城跡等の観光地でもあるんですけれども、そのスタンプラリーを取って、そのキャンプ中の選手のユニフォームやサッカーボール等の抽選を行ったところで、周知したというような形なん

ですけれども、年間と言いますか、シーズンを通して1つのチームではなく、2つのチームが今来ているという状態もありまして、どこをどういうふうに応援していくかというのもありますけれども、昨年度の事業で中城観光PR事業として、少年サッカーチーム及び伝統芸能の護佐丸太鼓をつれて、ガンバ大阪の吹田のスタジアムのJリーグのピッチで、子供たちがサッカーしたということが子供たちの感想文にあるようにすごいところでサッカーをできたと認識しております。そういう事業をもっと広めて行って、村民への周知を広げていきたいと思えます。以上です。

議長 與那覇朝輝 新垣博正議員。

12番 新垣博正議員 それでも何かまだ私としてもピンとこないですね、選手を迎えるときも競技場で村民が迎えたりはしますが、これだけで大体村民とのふれあいというのは、終わっているような感じがしますよね。ガンバが優勝したときも、優勝パレードまではいかなくても何らかの形で祝ってもらうような雰囲気づくり。そういったものもキャンプ地としては私は必要ではないかなと思いますが、これは村長のほうに聞いたほうがいいかなと思うんですけども、やはりせっかく一流の選手が私たちの村に来るわけですから、こういう機会をもっともっと生かしていくという必要があるのではないかなと思っておりますが、トップとしてどのような考えがあるか、伺います。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

今議員おっしゃるように今後、村民とのふれあいというのは非常に大事だと思っております。先ほど担当課の課長で答弁をいたしましたけれども、今現在はどちらかというと人材育成の部分といたしますか、子供たちのほうとのかかわりからスタートをしていっているような状況でございますので、今後はほとんどサッカーに興味の

ないような村民の方々でもおらが村のサッカーチームだと言えるようなそういう環境づくりは非常に大事だと思っておりますので、いろいろなその方策はあるとは思いますが、ぜひその辺はまた議員の皆さん方からも知恵をいただきながらいろいろな形でチャレンジしていきたいなと思っております。

議長 與那覇朝輝 新垣博正議員。

12番 新垣博正議員 キャンプインする前に動員しなくても村民が集まってくるような雰囲気、それをぜひつくっていただきたいというふうに希望いたします。そうすることによって、この経済効果というのはもっと数値でしっかりと本村にはどのぐらいの経済効果がもたらされた。そしてそれに伴って雇用効果もし生まれればいいんですけども、雇用効果も何らかの形で生まれたというような実績が上がってくれることを私は望みたいと思います。

それでは次の大枠の2番のほうに移っていきたいと思います。城跡については日ごろから議会でも議論は尽くしてきておりますので、城跡については今回はちょっと除いて観光資源について考えていきたいと思います。マリンスポーツ、スカイスポーツということで、この中城村観光振興計画の中でもふれられてはおりますが、いかんせん本村の海岸は17キロメートルでしたかね、海岸線は有してはいるというものの観光資源に本当に生かしていけるのかなというのは甚だ疑問が多くて、結局は宝を持ち腐れさせている。結局は県との調整の中でしか生かすことができないという現実があります。積極的に生かすためにはやはり県との調整が必要になってくると思います。そういった意味ではそういう事業所等も堂々とこの事業が行える環境に私はないんじゃないかなと思っています。なぜかといいますと、このマリンスポーツ、スカイスポーツの拠点となっているところは、やはり住民地域にも近いという関係もあって、多少のト

ラブルがあるというのも聞いております。こういったトラブルについては、どのような認識をされていますか。

議長 與那覇朝輝 企業立地・観光推進課長 比嘉 保。

企業立地・観光推進課長 比嘉 保 ではお答えします。

現在、地域住民と海岸での騒音についてであります。問題等が発生しております。こちらのほうは、企業側へ騒音の消音化の対策などの施行を講じるなど自主的な事業展開と地域への取り組みへ協力の依頼をしているところであり、今後も確認を行ってまいります。以上です。

議長 與那覇朝輝 新垣博正議員。

12番 新垣博正議員 もう一つの課題として、土地利用の問題があると思っておりますので、この土地利用いわゆる都市計画法とか、建築基準法についての問題というのはどのようなクリアされているのかどうか。これもお伺いします。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 仲松範三。  
都市建設課長 仲松範三 お答えします。

その物件は、まず開発行為の申請もされていない状況であります。

議長 與那覇朝輝 新垣博正議員。

12番 新垣博正議員 ということは、建築基準法違反ということになりますよね。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 仲松範三。  
都市建設課長 仲松範三 建築確認の許可は中部土木事務所が行いますが、建築確認違反の物件と思います。

議長 與那覇朝輝 新垣博正議員。

12番 新垣博正議員 建築基準法には建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低限の基準を定めているとあります。もう一つは国民の生命、健康及び財産の保護を図ることを目的とする法律ということで、都市計画における基本法というまでうたわれております。非常に重要な法律だというふうに私も認識しておりま

す。近年では土地利用については規制が強化されてきて、市街地の用途地域さらに細分化されて住宅地への建物の進出には歯止めがかけられる法が強化されてきているということで、云々でうたわれております。そういうふうにして、法令をやはり遵守していくという精神は最低限、私はこれは必要ではないかなと思っています。その辺に対して、一方では観光推進をするという形にもなっているわけですが、その調整というのはどのように図っていくべきか、お伺いいたします。

議長 與那覇朝輝 休憩します。

休憩（13時56分）

~~~~~

再開（13時58分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

企業立地・観光推進課長 比嘉 保。

企業立地・観光推進課長 比嘉 保 村内の土地利用について、結構市街化調整区域がありまして、市街化調整区域の中で違法建築で運営している建築物が多々あって、ただその建築物は建ってはいるんですけれども、そこで遊戯の時間を過ごす方がふえてきている。ネットのほうでも中城村の観光としてマリンスポーツ、スカイスポーツとかというような形のものでも載っている段階である状態です。その事務所のほうに調整を行って、建築確認を行って営業を行えるような営業資格を取るようなもので進めていけるようお願いをしているところであります。以上です。

議長 與那覇朝輝 新垣博正議員。

12番 新垣博正議員 手順からするとこれは建築確認という部分が絶対先にありますよね。その辺をもう一度確認をしたいと思います。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 仲松範三。

都市建設課長 仲松範三 お答えします。

まず開発申請を行っていない状況で建築物があることは建築確認の違反になると思います。

中部土木事務所の建築班が、何回か指導しているようであります。また、その所有者に対して、中部土木事務所の建築主事から違反に対しての意見を求めるという文書を何度か送っているが、返答がない状況であります。

議長 與那覇朝輝 新垣博正議員。

12番 新垣博正議員 この違法の部分は県の土木事務所が行うものだというふうに思いますが、それはその機関にお任せすると思いたしまして、私たち中城村ではではこのような実態があるにもかかわらず計画の中ではマリンスポーツの推進の云々というのでうたわれているわけですから、非常に観光振興とこの問題は矛盾するような状態に今陥っているのではないかと思います。その辺を既成事実だけが積み上がって人気があるから続けていくというのも納得しがたい部分があると思うんですけれども、これはすっきりとさせる方法というのはどのような方向性を持って、もう一度できるかを伺いたしたいと思います。

議長 與那覇朝輝 企業立地・観光推進課長 比嘉 保。

企業立地・観光推進課長 比嘉 保 観光振興計画の中で現在あるものをいかに活用していくかというようなことで、マリンスポーツを活かして、その観光客、来訪者を誘導するということを記しているところであります。今後、違反建築物の中で営業を行っている企業等を取りまとめながら、どのような方策でできるかというようなことを調査しつつ、地域の営業しているマリッジットとか、ほかの企業等にも確認を行いながら、各企業と調整してまいります。以上です。

議長 與那覇朝輝 新垣博正議員。

12番 新垣博正議員 この辺はしっかりと取り組んでもらうように要望いたします。のほうにちょっと戻りますけれども、観光資源についてのトータル的な話になるかもしれません

が、これは次の大枠の3番のMICEというのにも関連はしてきますけれども、宿泊という部分で、計画書の中を読み上げますと、沖縄県の統計上、宿泊施設が1件もない市町村は中城村のみですと書いています。そして、次の兄弟都市福岡県福智町の児童受け入れやNPOが主体となった高校生を対象とした修学旅行のふれあい体験プログラム、いわゆる民泊体験について、現状としてはどのようになっていますか。

議長 與那覇朝輝 企業立地・観光推進課長 比嘉 保。

企業立地・観光推進課長 比嘉 保 新垣博正議員にお答えします。

福智町等の子供たちの民泊のほうなんですけれども、現在、中城村にある民泊事業者のほうでは、教育民泊という形のもので、子供たちの民泊が主となっております。これに引率される父兄等の宿泊は別の宿泊施設というものになっていると伺っております。以上です。

議長 與那覇朝輝 新垣博正議員。

12番 新垣博正議員 実質機能をしていないのではないですか。NPOについては。

議長 與那覇朝輝 企業立地・観光推進課長 比嘉 保。

企業立地・観光推進課長 比嘉 保 お答えします。

現在、NPOの民泊の団体なんですけれども、NPOを取り外すような検討を行っているということで伺っております。

議長 與那覇朝輝 休憩します。

休憩(14時06分)

~~~~~

再開(14時07分)

議長 與那覇朝輝 再開します。

関連して、生涯学習課長 稲嶺盛昌。

生涯学習課長 稲嶺盛昌 申しわけございません。私のほうで少し関連する福智町の交流事業がございまして、先ほど企業立地・観光推進

課長のほうから福智町のほうも民泊ということでありますが、福智町の事業に関してはことしも7月28、29、30日といらっしゃいます。これに関しましては子ども会でこれからまた行くであろうという家族の方とか、そういった条件で民泊もまだあちらからいらっしゃる方をこちらで受け入れるという形で、子ども会の事業として福智町交流事業は実際行っております。あとは私の知っている範囲ではあるんですが、本土からの修学旅行の一部を個人的に受け入れている方もいらっしゃるという情報はあります。以上です。

議長 與那覇朝輝 新垣博正議員。

12番 新垣博正議員 福智町の話はたまたま計画書の中で載っていたので読み上げたまですけれども、どちらかといえば観光振興というよりも、生涯学習の分野かなというふうに思っておりますので、ある程度、私も承知しているところであります。この辺も今後は宿泊についても対策を講じていかなければならないのではないかなと思っておりますので、ぜひこの辺も法令も含めて推進するのであれば、課題を早急に解決できるような見通しをつけていただきたいと思っております。

それとまた海の資源のほうに話を戻していきたいと思うんですけれども、以前に遊泳禁止という看板の表示板が掲げられていたと思うんですけれども、現在は見えないんですけれども、それはクリアされて撤去されたのか、何らかの方針転換があったのかを含めて確認します。

議長 與那覇朝輝 休憩します。

休憩(14時09分)

~~~~~

再開(14時10分)

議長 與那覇朝輝 再開します。

住民生活課長 津覇盛之。

住民生活課長 津覇盛之 それではお答えいたしますけれども、遊泳禁止の看板の設置とい

うのは、住民生活課のほうで把握しておりません。宜野湾市海浜防止協会ですかね、そこが設置しているのは、当然例えば泳ぐとかの場合にはハブクラゲ、それに対する注意看板は立っております。

議長 與那覇朝輝 休憩します。

休憩（14時11分）

~~~~~

再開（14時12分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

企業立地・観光推進課長 比嘉 保。

企業立地・観光推進課長 比嘉 保 お答えします。

海岸については県の管理になっていて、その遊泳禁止という看板のほうがどういうふうになくなっているのかというのは、承知しておりません。以上です。

議長 與那覇朝輝 新垣博正議員。

12番 新垣博正議員 私が聞きたいのは、堂々ここは遊泳できる場所として推進できるのか。それともそうではなくて、やはり観光資源として遊泳できるような場所ではないのかというのを確認したいんですね。

議長 與那覇朝輝 企業立地・観光推進課長 比嘉 保。

企業立地・観光推進課長 比嘉 保 お答えします。

遊泳を行えるというように出した場合にこちらのほうで監視員なり、その泳ぐ方の疲れたときの休む休養所なりの施設の整備また監視員の配置のほうが必要となり、その海の海水浴の管理というような形のものが必要となると思われます。現在、泳げる、泳げないというのは各字自主の判断によりその水に入る、入らないというような形のもので行っている状態です。

議長 與那覇朝輝 新垣博正議員。

12番 新垣博正議員 私が先ほどから議論しているのは、プライベートで泳げる、泳げな

いの問題ではなくて、観光資源の話をしていきますので、観光としてということの主語をお忘れなく解釈していただきたいと思うんですけども、こういうふうにして堂々と観光資源として泳げるような海であれば、クラゲのネットでありますとか、先ほどいったように監視できるような人数も配置していくというような形が整えられないとこれは遊泳というふうには、私は捉えていないつもりで聞いているんですね。勝手にプライベートで海に入る、入らないは自己責任の範囲内というふうに思いますので、そういう議論をしているのではないので、あくまでも観光資源の話をしていきますので、観光資源として遊泳ということは、ありなのか、なしなのかというのを確認したいんです。

議長 與那覇朝輝 企業立地・観光推進課長 比嘉 保。

企業立地・観光推進課長 比嘉 保 現在、久場地区の隣接している企業、3社か4社あるんですけども、そちらのほう組織を立ち上げて、その海岸の清掃やその海岸での遊泳をできないかというものを一応図っているところで。遊泳するには、沖縄県の海岸管理者等の調整が必要でありますし、先ほど、答弁に出しました監視員やその休養室で、この遊泳に至る施設を、休養室の中にそのトイレなり、シャワー室、全ての設備が必要になってくるため、それをどういうふうにするかということで、隣接している企業で調整を今後行っていくというような形のもので、上がってきております。以上です。

議長 與那覇朝輝 新垣博正議員。

12番 新垣博正議員 現実的には観光資源としては不可能に現段階では近いのではないかなというふうに聞こえてならないんですけども、その辺も中途半端な状態で今観光振興計画というのは策定されてきているのではないかな。多少言っては悪いんですけども、怒らないで

くださいね。内容を読ませていただきましたけれども、まやかしの箇所が多いなというふうに感じております。なぜかといいますと、次の質問にちょっと関連しますけれども、MICEの説明会を受けたときに県の職員でさえ、吉の浦ビーチとかという表示されていたらビーチだと思い込んでいるし、マーメイドの絵が入っているとそこもビーチだというふうに思い込んでいて、堂々と海水浴場という感覚で捉えていて、そうではないですよと言って初めて理解するというような状況であります。この辺は誤解を生んでいるというのは実態であります。ですからこの観光振興計画というのは、十分精査してこれは発表していくべきではないかなと思いますが、これらについてはその辺の勇み足的なところがあつたのではないかという認識はどうですか、ないですか。

議長 與那覇朝輝 企業立地・観光推進課長 比嘉 保。

企業立地・観光推進課長 比嘉 保 お答えします。

これまでこの本村の中城村において、観光におけるいろいろな方針等が計画がない中であつたのがあります。それを基本方針的な形のもので、観光振興計画を策定して、今後、この基本計画にのっとり精査した事業の実施に移っていったらなということで、振興計画を作成しております。

議長 與那覇朝輝 新垣博正議員。

12番 新垣博正議員 この計画では課題についても一応ふれられてはいますけれども、非常に読んでみてもわかりにくいですね。マイナスのイメージとか、脅威とか弱みとか、観光に対しての本村の弱みとかというのを分類しているところと書き記してはあるんですけれども、非常にあいまいな表現が使われていて、とてもわかりにくいというのが、私の感想であります。もっとシンプルに村民あるいはまた議員でもわ

かりやすいように今後見直しのときにはすっきりとした計画の表記にしていきたいと思います。ことを要望します。

次に、あともう1点だけですね。このマリンスポーツ、スカイスポーツの場所なんですけれども、海岸に向かって例えばスカイスポーツの場合は、海岸に向かって飛び立っていくわけですが、そこを通過するときには県有地あるいは公有水面を通過していきます。公有水面や県有地というのは、いわゆる公共の場所でありまして、公共の用に供するというのが基準になっていると思います。そのようなモータースポーツ等がここを通過するということは、専用の使用の定義に抵触するのではないのでしょうか、いかがですか。

議長 與那覇朝輝 企業立地・観光推進課長 比嘉 保。

企業立地・観光推進課長 比嘉 保 お答えします。

議員がおっしゃっているのが、パラグライダーの離発着の部分についてであると思われるんですが、この場合は人が砂浜等で動いていたりと、離発着における人を止めるような行動をしないようなことで、企業との調整を行っております。以上です。

議長 與那覇朝輝 新垣博正議員。

12番 新垣博正議員 現実的には子供たちが、この近くで遊んでいたら非常に危険ですので、やはり避けて通るよということ、整理をすると思うんですね。そういう行為そのものは専用の使用に当たらないですか。

議長 與那覇朝輝 企業立地・観光推進課長 比嘉 保。

企業立地・観光推進課長 比嘉 保 お答えします。

専用にあたるか、当たらないかということなんですから、その場合によって、専用しているというような見た目にもなるとは思われま

すが、業者との調整ではその専用的に使う離発着のために使う砂浜の使用は避けてくださいということで、調整しております。以上です。

議長 與那覇朝輝 新垣博正議員。

12番 新垣博正議員 これも十分に住民とのトラブルがないように、あるいはまた利用している方々とのトラブルがないように調整していただくように要望いたします。

最後のほうの3番目の大型MICE施設の整備に伴う課題についてに質問を移らせていただきます。これまで村長もサンライズ協議会にもいろいろと意見を述べられているようですが、正直なところ、本村に対しては道路でありますとか、施設に期待できるものを具体的に挙げるということというのは可能ですかね。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

議員も御承知のとおり、まず中心になってやるのは、西原町と与那原町のマリン地区ですね。そこに我々中城村と北中城村が形としては応援団という形で入っております。中城村にとってのメリットは今議会でもよくお話しさせていただいておりますけれども、大型MICE誘致に関して、そしてそこから土地利用の見直しが入ってくる。これが大きな魅力ですね、本村にとっては。それによって今まで建築ができなかったホテル、商業施設、あるいは住宅、そういう部分が大きく広がりを持ってもらえるだろうということで、当時の安慶田前副知事も含めて、この土地利用の見直しについては積極的にやっていきますということで、私も積極的に質問もさせていただきながら、そこに導いたつもりでございます。ですから今現在言えることは、今回、多少延びてはおりますけれども、大型MICEの誘致はマリントウンのあの場所からどこかに移動するということは考えられませんが、そういう意味で我々が今なそうとしている中城村にとっての有利性は一番は土地利用の見

直し。それプラス西原バイパス線の延伸、北進ですね、その部分をどこまでも引っ張ってこられるか、それに限るものではないかなと思っております。

議長 與那覇朝輝 新垣博正議員。

12番 新垣博正議員 新垣光栄県議の関係でMICEの勉強会にも呼ばれて、いろいろと資料をいただいてまいりましたけれども、どうやら中城村は今現在では蚊帳の外かなというふうに正直なところ思ってびっくりして、ちょっと自分ではそうは思いたくないんですけども、ぜひせめて村長が言うように主役にはなれなくても、脇役ぐらいにはなりたいなと思っていましたけれども、どうやら脇役も配役が当たっていないんじゃないかな。観客が傍観者かなというふうに思ったりして、どこかから棚ぼたでも落ちてくれればいいのになと思うんですけども、棚ぼたも何か落ちてきそうにもなくて、非常に悲観的な感じがしてならなかったんですけども、南風原バイパスから与那原バイパスを通過して西原バイパスという形につながれてくるとは思いますが、そこからまた中城のバイパスというのが地図上で落とし込まれていないんですね。この地図はどこに道路は向かっているかということ、西原の浦西のモノレールの予定駅のほうに点線で向かっているというのが地図上で落とし込まれております。点線ですからまだ予定ではあるんですけども、でもモノレールの駅も工事が急ピッチで進んでいて、形が見えてきておりますので、何となくここは現実的に道路がここの方向に進みそうだなというのが私も実感しているんですよ。それに引き替え、中城に向かっている道路の様子は地図上でも全く見えないし、話の中でもあまり出てこない。ましてや中城を通過するということになると、先ほど言いましたように土地利用の問題、いわゆる農振農用地にぶつかるわけですから、農振農用地を突破するというのは、国がよ

く使う言葉ですけれども、岩盤規制といいますかね、そういったところを突破しなければならぬというふうになると思います。そういう農振農用地を本当に中城バイパスとして突破して、開けてくるのかなという可能性について、お伺いいたします。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

今、ちょっと図面などがありませんから、私を確認した段階では中城の延伸の部分は、この議会でも答弁いたしましたけれども、3カ所線が引かれて、津覇、浜、和宇慶という形で線が引かれていて、その中で一番現実的なのは和宇慶への国道329号へのどんづけですね。国道329号のいうなればバイパス、どんづけという形のものがありましたので、突破できる、できないという今の御質問はちょっと私のほうでもあまり理解できませんけれども、それは中城村にとっては私は悪いことではないと思っていますし、一番いいのはもちろんもうそのまま北進して、まさに泡瀬、沖縄市、うるま市までというものがもし湾岸道路が採択できるようなものであればいいんですけども、そうではない、まずやれるものからという現実的な部分で和宇慶でも、あるいは津覇でもその中城の部分でできるものをやって、その枝線として今後、将来的に向かってまた湾岸道路ができていくというのが、これは私の考えでございますけれども、まずはできるものからやれるという意味では今の突破する、しないはわかりませんが私は当たり前でできるものだと思っています。

議長 與那覇朝輝 新垣博正議員。

12番 新垣博正議員 3案があるというのは今議会でも前にも聞きましたけれども、ただ議会の議員の手元にはその3案さえもないんですね。私たちも今村長がいった津覇に抜ける、和宇慶に抜けるという地図上の資料を手元に持っていないものですから、まだ未確認の状態であ

ります。こういう重要なものというものはぜひ事務方を通して私たちにも情報をぜひ提供していただきたいと思います。そうすることによって、議論は正確に噛み合ってくると思いますが、私たちが県からいただいた資料には中城村は正直言って真空地帯ですよ。このMICEにとっては、MICEとは無関係なのかなというふうに思いたくなるような状態であります。北中城村はまた大型クルーズ船の問題でイオンモールにいろいろとつなぐというような部分も道路の開発も進んでいるそうですので、現実的にMICEに北中城村が頼らなくてもある一定の観光開発であるとか、土地利用の有効利用というのは進むんだろうなと思っていますが、本村にとってはその辺が現実的に見えにくい部分が多くて、ぜひ動きがあった段階で議会にも情報を提供していただくことを要望いたします。そして、この資料の中にもありますけれども、私もこれは一つ現実的にできるんじゃないかなというのを私の提案でもあるんですけども、ぜひ自動車の道路が難しいのであれば、ぜひ自転車の道路、いわゆるネットワークというのは可能性があるのではないかなと思っていますし、将来、ビジョンとしては生きてくるのではないかなと思いますね。沖縄県でもこれだけ平地が長距離で広がっているところというのは、中城湾を差し置いてそんなにたくさんはないんじゃないかなと思います。自転車の先進国でありますオランダなんかは海拔ゼロメートルのところですから、あれだけ自転車というのが通常の国民が日ごろから親しんで乗っていて、通勤、通学でも当たり前で活用されるということをよくいろいろな報道でも出てくると思いますが、沖縄県は自転車に乗る人は非常に少ないですよ。その辺からしても平地の有効利用であれば、車に頼らなくても、自転車道路を与那原から西原を通っています。それを中城村から泡瀬あたりまで延伸させていくというような構想。そして

サッカーキャンプなどにも車で訪れるのではなくて、自転車で訪れる。そしてその中間には駐輪場であるとか、便益施設等を整備していく、そういったことであれば、十分今後の可能性はあるのではないかなと思っています。その辺の可能性も含めて、ぜひ議論をしていただけないかなと思うんですけれども、今の提案についてはいかがでしょうか。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

今確認しましたけれども、西原バイパスとの延伸とは別の話でということであれば非常にいい御提案だと思いますし、実はこれは非公式ではありますがけれども、議員が先ほどお話ししたうちにも県議が誕生しまして、県議からの提案の中にもそのほうが組み込まれていたりしたことがございますので、今議員が提案した部分については、それはそれで自転車ロードというんですかね、ロードとしては非常に有効な提案だと思っています。

議長 與那覇朝輝 新垣博正議員。

12番 新垣博正議員 自転車のネットワークシステム、これも真剣にやはり議論をしていただけたらなと思います。21世紀はやはり車の時代だけではなくて、自転車も有効に活用していく。ましてやこの平地が広がっているという土地の利便性をいかに生かしていくか、それを追求していくと自転車の可能性というのは広がっていくのではないかなと思います。あるいはまた自転車産業を本村に誘致していく可能性とか、そういったものも踏まえて今後の将来ビジョンをぜひ示していただきたいというふうに思います。私たちからもできるだけたくさんの提案をしていきたいと思っていますので、今後ともまた熱い議論を交わしていきたいと思っています。これで一般質問を終わります。

議長 與那覇朝輝 以上で、新垣博正議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休憩(14時35分)

~~~~~

再開(14時46分)

議長 與那覇朝輝 再開します。

続きまして、仲真功浩議員の一般質問を許します。

9番 仲真功浩議員 改めまして、皆さんこんにちは。本日、最後の一般質問になります。そして私、仲真功浩、中城村議会最後の一般質問になります。よろしくお願ひいたします。

まず初めに、村道久場前浜原線についてお伺ひいたします。村道久場前浜原線工事の進捗が相当におくれているように見受けられますが、

本村道の全長は何メートルで、現時点において何メートルの道路が完成しているのか。本村道工事の財源は何なのか。すなわち交付金事業なのか、補助金事業なのか。また、工事費用の総額はどの程度になるのか伺ひます。工事がおくれている要因は何なのか。また、本村道の供用開始はいつ頃になるのかお伺ひします。

2点目に、中城村観光振興計画について伺ひます。「中城村観光振興計画」が策定され、中城村の観光振興の課題、基本方針が明らかになりました。これらを受けて以下質問をいたします。基本計画を受け、早急に実施計画の策定が必要ですが、「中城村観光振興実施計画」はいつ策定するのか。観光振興の専門家育成にどのように取り組むのか。琉球大学との連携計画はあるのか伺ひます。素通り観光から、村内滞在型への転換を図る必要性が課題としてありますが、具体的にはどのような展開を考えているのか。また、宿泊施設(ホテル等)の誘致計画等は考えているのか伺ひます。中城村観光協会の設立計画はどのようになっているのか。また、観光振興、観光協会を北中城村と共同で行うような考えはないのか。情報発信の環境整備の計画、取り組みはどのようになっている

のかお伺いいたします。

3点目に、地方債の起債についてお伺いいたします。平成30年度一般会計当初予算においては、約6億6,700万円の村債の起債が計上されておりますが、これらに関し以下伺います。起債先の金融機関の選定はどのように行われるのか。現在、どのような金融機関が中城村の村債の起債先となっているのかお伺いいたします。簡潔明瞭な答弁をお願いいたします。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは仲眞功浩議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番につきましては都市建設課、大枠2番につきましては企業立地・推進課、大枠3番につきましては企画課のほうでお答えをいたします。

私のほうでは大枠1番の村道久場前浜原線について所見を述べたいと思います。これは議員も御承知のとおり、久場区民のたつての希望といたしますが、念願と申しますか、この道路の建設にあたりました。今現在、お一人の方の同意が得られず、今ごらんになったと思うんですけども、こういう状態でございます。ただ、久場地域の発展という部分で考えますと、これを阻害するといえますか、発展を阻害するものについては、やはり我々もそれを乗り越えていって久場区民の発展につなげていきたいと考えておりますので、今後はこの議会でも何度かお話ししましたけれども、特定保留のまず解除、これを優先的に考えて、そしてあの地域が市街化区域への編入を果たし、そしてあの地域の発展がどんどん進んでいくのであれば、その間に最後のお一方の御理解が得られればいいんですけども、そうでなかったとしてもその発展を見て、考えもまた変わってくるのではないかなと期待をしているところでございますので、今後も肅々と進めていきたいと思っております。詳細については、また原課のほうでお答えをいたし

ます。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 仲松範三。

都市建設課長 仲松範三 仲眞功浩議員の御質問にお答えします。

大枠1番の 全長815メートルのうち、現時点で800メートルが完成しています。残り15メートルが未完成であります。電源立地地域対策交付金事業であります。工事費は平成30年度末で1億7,551万2,000円であります。工事がおこなわれている理由は、村長からも答弁がありましたように、1筆未契約があり、工事ができない状況であります。平成30年5月28日付で一部供用開始をしております。

議長 與那覇朝輝 企業立地・観光推進課長 比嘉 保。

企業立地・観光推進課長 比嘉 保 では仲眞功浩議員の大枠2の答弁をしたいと思います。

のほうで、中城村観光振興計画は、中城村の観光振興の方向性を取りまとめた「基本計画」として策定しており、実施計画の策定については、中城村の観光振興計画を具体化するアクションプランを実行計画として策定しております。

アクションプランの中で学官連携によるぎわいづくりとして、琉球大学の学生を活用して、地域資源の掘り起こしや、県外出身学生や留学生に出身地や母国と沖縄県の中城村との違いを知ってもらう取り組みやささまざまな企画の参画を促進していく計画となっております。

のほうで、現在、通過型の観光から、足を止めてもらう、手段としてまず「食」や魅力のある地域づくり、車を止めて手でさわってみたくなるものづくりを進めてまいります。またサイン誘導（看板）を掲示等を行って、観光地への誘導をわかりやすい誘導ができるよう展開してまいりたいと思っております。宿泊施設については、土地利用法上ホテル建設が難しい分、現在の民泊件数をふやしていくことや、現在の

教育民泊から一般民泊のほうに誘導できないか検討していく方向であります。

のほうで、観光協会の設立については、現在、中城村商工会のほうと調整を進めており、観光協会の設立に当たっては、まず任意団体として設立した後に観光協会の一般法人化を進め、収益性の取れる観光協会となれるよう調整を行っております。また北中城村と村と共同での観光協会設立については、両村における観光協会の取り組みや組織体制をどのようにするかが課題となることから、まず中城村で観光協会を立ち上げ、事業を展開していく中で、両村が共同で行える事業を模索し、より効果が発揮できる事業があれば、共同参画で事業活動ができればと思います。またこの場合、北中城村のみとはならず、事業形態によっては近隣市町村を巻き込んだ取り組みがないか検討してまいります。

のほうで、現在の観光発信については、ホームページや村広報紙及びイベント当日の新聞広告などに限られた情報発信となっていることから、今後は費用を抑えつつ効果のある広告のあり方を検討し、国内外へ広めていけるネット環境整備や、SNSなどのITを活用した広告やWEBでの模索におけるヒットの方法を検討して、観光施設及びイベント事業への広告拡散を図ってまいります。また沖縄コンベンションビューローとのツアー紹介などを取り入れたものや旅行代理店におけるツアーの計画などを立ち上げ、幅広い年齢層の来訪者の拡散を広げて進めてまいりたいと思っております。以上です。

議長 與那覇朝輝 企画課長 大湾朝也。

企画課長 大湾朝也 それでは仲眞功浩議員の御質問大枠3、 、 についてお答えをしていきます。

まず でございますが、起債する事業によって、公的資金か民間資金の借り入れなのかが、

決まっております。公的資金から借り入れる場合は、利率の低い資金から優先的に借り入れしますが、国の地方債計画の貸し付け分枠が決まっているため、枠を超えた分につきましては、民間等資金からの借り入れになりますが、利率の見積りを取り、利率の低い資金を借入先として選定しております。 でございます。平成30年3月末時点で、起債残高は52億9,519万7,000円でございます。その内、49億2,501万3,000円が公的資金からの借り入れでございます。残りの3億7,018万4,000円が民間投資金からの借り入れでございます。

議長 與那覇朝輝 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 それでは少し詳細の質問をさせていただきたいと思っております。

まず久場前浜原線についてでありますけれども、今815メートルのうち約800メートルが完成して、15メートルが未完成とそういう答弁でしたけれども、そして、この総額というのが1億幾らかとちょっと聞き漏れていたんですけれども、用地取得も含めると考えますと、非常に少ない額の答弁だったと思うんですが、もう一回確認したいと思っております。総額はどの程度になるのか、お伺いします。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 仲松範三。

都市建設課長 仲松範三 先ほど答弁しました1億7,551万2,000円に関しましては、工事費のみでございます。用地費、物件補償費、調査費を加えますと、総事業費で4億3,900万円です。

議長 與那覇朝輝 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 総額4億3,000万円余りです。そのうちこれはもともと電源立地地域対策交付金事業ですので、もともとは100%の交付金が当てられるというのが本来の形なんですけれども、現在、実際に幾らか村単独の費用が用いられています。これは幾らぐらい今投入されていて、それから今後、どれぐらいまた再

投入単費つぎ込まないといけないのか、その辺について、ちょっとお伺いいたします。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 仲松範三。

都市建設課長 仲松範三 4億3,900万円のうち交付金充当額が3億7,247万2,000円、村単独費が6,654万2,000円であります。今後、15メートル分の用地費と残りで約840万円を村費で予定しております。

議長 與那覇朝輝 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 本来100%で交付金で賄うべきところが、最終的には6,600万円ですか、それぐらいの大きな単費の持ち出しがあるというようなことですが、これはこの地域との協定書を結んで、最優先でこれを取り組むということになっていた事業なんですね。それがこのような多額な村費を投入していかなければならないと、そういう事業になってしまったという。これの一番の大きな原因は何なんでしょうか。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

一番の原因は法線変更です。いうなれば当時計画どおりにいかなかった。反対者が出た。そういう意味で、法線変更をして距離が延びたり、多少の単価の変更もございますけれども、大きな要因は法線変更でございます。

議長 與那覇朝輝 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 いろいろなトラブル。実際、これが本来はこの村と地域、泊、久場地域、ここで協定書を結んでそういう事業がいろいろ発生したけれども、その中でも最優先事項だったはずなんですよ。それがこのような状況になってしまったというのが本当に大きな意味、事業についての大きな住民との溝があって、それが修正できなかったとそういうのが大きく影響しているんです。それが工事が長引いている理由もありますね。その間に交付金の配付期間とか、そういうものもあるし、あるいは

またこの交付金の別目的に使用したとそういうのもいろいろ重なってそういう状況になってしまったのではないかと。それがさらにまた解決もできていないとそういう状況にありますけれども、この今お一人の方が同意が得られないとそういうことではありますが、これは最近課長が変わられて、この当事者にお会いしたと思うんですが、その方ともお会いして、この久場前原線の工事完了について、どのような感触を持たれたのか、その辺をお伺いいたします。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 仲松範三。

都市建設課長 仲松範三 人事異動のあいさつも兼ねながら担当の職員とお会いしました。自分の気持ちをいうことで私たちの意見、相談は聞き入れてくれませんでした。感触としましては、事業には全部反対ではないと思いますので、粘り強く会って交渉していきたいと思えます。

議長 與那覇朝輝 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 粘り強くという答弁ですけれども、感触としてはどうですか。近々にこれは工事着工、完成できそうなのか。というのは、先ほど答弁がありましたように一部供用開始ということで、5月21日付と出ておりますよね、そういう状態にありながら、これは全く開通のめどがつかないというような状況というのは非常にこれでいいのかなというのが地域住民の多くの方々の感想ではないかと思うんですけれども、それで一番、今それが同意できない。地権者の方と一番大きな原因というのはどこにあるのか、よろしければぜひ教えていただきたいと思えます。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

この件につきましては、もうここ数年来、事細かく報告を受けておりますので、私のほうが把握していると思えますので答弁いたしますけれども、この場でその理由は申し上げられませ

ん。議会にそぐわないと思っております。追加いたします。私どもの立場で言っているわけではございません。

議長 與那覇朝輝 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 いろいろ深い事情があるのかなという気はします。そこで申し上げないというのは、その開通のめどというも当分つけられないのかなとそういう感触を受けてしまいますけれども、その辺に関しては、村長これまでのいきさつとか考えていますかね。もう一部は開通しているのに、全面開通ではとてもできそうもないような感触を受けたんですけれども、この件に関してはどういう感触でしょうか。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

粘り強く交渉するというのは、当然のことですけれども、これは担当課のほうでやらせてもらいますけれども、今反対をしているといいますか、交渉している相手方の条件が変わらない限り、こちらを変えることはできませんし、それはお察し願いたいと思います。仲眞議員においては、その辺はまたその話を相手方から聞かれたほうが良いと思います。

議長 與那覇朝輝 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 私、質問はしますけれども、自分からこの問題に身を置こうという気は全くございません。だから相手方にああしたほうが良い、こうしたほうが良いというそういうやりとりは全くやるつもりもございませんし、またやるべきものではないと思います。ただ、私が心配するのはこれは交付金事業ですよ。交付金事業というのは、これはこの交付金の対象事業が完成して初めて交付金は有効というんですか、全額OKということになるかと思うんですよ。このままだとこれは未完成のままずっと放置しておきますと、ひょっとしたら交付金の返金もあり得るとそういう事態まで考えられ

ると思うんですけれども、この事業は交付金事業として返金の対象になる事業なのかどうか、その辺については、どういう認識でおられるのかお伺いします。

議長 與那覇朝輝 休憩します。

休憩(15時12分)

~~~~~

再開(15時13分)

議長 與那覇朝輝 再開します。

企業立地・観光推進課長 比嘉 保。

企業立地・観光推進課長 比嘉 保 ではお答えします。

交付金の充当している工事区間及びその区間ができて、交付決定までいただいておりますので、その工事が一部でも供用していれば交付金の返還というのはすぐには至らないということで伺っております。以上です。

議長 與那覇朝輝 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 これは確かなことは私はよくわからないんですけれども、この交付金事業というのは、久場前原線についてはこの工事を完成させるとそういう計画のもとにこれが交付されます。それがこの工事自体が完全に完成しないで、果たしてこの工事が終わったと言えるかどうかですね、その辺は交付金事業で返還命令を受けたのは、今まで幾らでもあるわけですよ。中城村ということではないんですけれども、そういうものを総合事務局に問い合わせみたら、これは完成しないとこれは返還もあり得ると一部そういう話もあります。だからその辺はしっかりと確認してやっていただかないといつまでもずるずる引き伸ばしということだと、これは交付金の配付期間というものもございますから、これは早目に対応しないと、交付金返還という事態も私はあり得ると認識しています。村はそういう期間のリスクは全くないとそういう認識ですとこれからの対応も続けていかれるのか、その辺をお伺いします。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

交付金の返還云々というのは、制度上そういうのにならないように当然頑張っていくつもりですけれども、先ほどから私は粘り強く交渉していくという話もしております。それとともに交渉がもうこれ以上無理だということであれば、前々からこの議会でもお話してはいますが、強制収容も辞さないという構えでしっかり、ここでも答弁させていただいておりますので、完成するというのはもう間違いなく完成いたします。完成する手段というのは何通りかあるということでございます。

議長 與那覇朝輝 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 村当局の心構えというのは、対応はいろいろあると思いますが、ただこういうことはやはり担当者と当事者がやりあって、交渉を重ねているようでありましてけれども、そろそろトップも出て交渉を開始して解決に導くような時期にそろそろきているのではないかなと私は思いますけれども、これに関しては村長、どのようなお考えですかね。本当にこの期限というのも私は考慮しないとそろそろそういう時期にきているのではないかなと思えますけれども、村長の認識をお伺いします。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

答弁には大変難しい問題がございます。ここでは申し上げられないことも多々あるわけでございますので、お察しいただきたいと思えます。現在の心境から言いますと、粘り強く交渉するとともにそれと先ほどお話したもう強制的な収容のこの2通りあるいはもう一つありますかね、3通り程度かなと、今トップでどうのこうのという話がありましたけれども、既にそれに近いことはさせていただいて、それがうまくいかなかった。あるいはどういう理由かはわかりませんが、あえてここで言わせていただきま

すけれども、これだけの地権者が全て賛成をして、久場の発展のために一緒に協力しようということの総意でもって事業は始まりました。結果的にお一人の方のみの今反対といいますが、理解が得られないという形になっておりますので、その一つを取っても私どもが行ってきた事業は久場の発展のためには間違っていないかなと自負しております。

議長 與那覇朝輝 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 ここまでこじれてきて、修復というのはすぐ解決というのは大変難しいところはあるだろうと思います。ただ何とも後味の悪いような解決方法というのは、避けていただきたいというのが質問者としての今の気持ちであります。例えば次の観光振興の関係についてお伺いいたします。先ほどの答弁では既に観光振興の実施計画も策定しているというのが答弁だったと思うんですが、これは策定して発行されているのか、その辺についてはどういう形で策定されておられるのか。我々のそういう見える形の状況なのか。あるいはただ観光推進課のほうで頭の中でもっておられるのか、そういうものを公表できるような振興実施計画であるのかどうか、その辺をお伺いします。

議長 與那覇朝輝 企業立地・観光推進課長 比嘉 保。

企業立地・観光推進課長 比嘉 保 ではお答えいたします。

観光振興計画が10年を計画期間とするのに対し、こちらのアクションプランという形のもので策定しております。このアクションプランは単年度で進捗を検討して適宜見直しを行っていく実行計画として位置づけております。そのため単年度ごとに変更等があると思われまますので、現在のところ配付を行っていない状況であります。

議長 與那覇朝輝 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 そういうことでしたら、

我々一般村民の方々はこの振興計画に基づいた実施計画は全くどういう形で進んでいくか、そういうことは全く見えないという状況にあるわけですね。その辺はもう少し考えていただいたほうがよろしいんじゃないでしょうか。これは実際、課題も挙げて、この辺に課題とかあるいはそれから問題点、それに向けての解決そういったものをすべきものがどういうものがあるというのが基本計画で述べているわけですから、その辺に向かってでは本村はどのような形でいつごろそういうものに対応できていくのかなと当然考えるわけですね。我々としてはその実施計画に基づいて、どういう予算編成がなされてくるのかというのを全くわからないわけです。将来的にこの基本計画に基づいて、こういう実施計画で今こういうその時期にありますから、こういう時点にいますから、今回これこれについて、予算措置をやりますと。その全体の中でどういう位置にあるか。ではその予算というのは、今後どういう予算が出てくるのか、額もいろいろ審議にできるわけですが、こういう状況にあっては、やはりまたこの予算審議のために紛糾する可能性もあります。全体の流れではどこにきて位置づけされているのか。そういうのがわからないと予算審議も非常に難しいんですよ。このいい例が今後当初予算ですね。この観光協会設立の予算が計上されました。皆さん、我々議会の賛同を得られず通らなかつたんですね。あれはよく目的がわからなかつた。どういう目的で、いつどういう時期にこういう事業をやるんだとか、そういうことも全くわからない状況の中で、ああいう人件費だけの予算が計上された。そういうことがあつたんですよ。その経験を皆さんはぜひ生かしてもらいたい。今回、こういうせつかく基本計画できたので、この流れによって、課題とかそういうのに解決のほうに向かっていきますよという。これが実施計画ですね。具体的に何をやるんだという

のが。これはぜひ我々の目にも見える形でやっていただきたいと思います。そこでひとつ伺いますけれども、その実施計画は一応あるとおっしゃいました。その中で素通り観光から滞在型観光への転換を図るということで、これがどういう事業が具体的にあつて、これいつごろまでにそういう事業を展開し、次の事業につながっていくかとそのものも示されているのかどうか伺います。

議長 與那覇朝輝 企業立地・観光推進課長 比嘉 保。

企業立地・観光推進課長 比嘉 保 ではお答えします。

これまで通過型の観光となっているところを最初の中城村でのものづくりということを広めていって、それを国内外、諸外国のほうにインバウンド的に訪れる方に知らしめていくというようなことで、まず最初は中城村ならではの物を食であり、お土産品等を作成していくというような形のもので、通過型をここにとめられるものを作成するに当たって、まずこの中城村でその人を引きとめられるものづくりを進めていこうという計画を進めていくということになっております。以上です。

議長 與那覇朝輝 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 いろいろ教えてください。私には何がしたいのかというのが全く見えてこない状況であります。やはり実施計画というのをしっかり示して村民の皆さんが向かうべきそれに対応できるような形のものにしていただきたいというふうに思います。

今の説明で本当に何がどういうものになりたいというのが全然伝わってこないんですよ。それから次にお伺いしますけれども、この滞在型の極端的な例が私は宿泊施設ではないかなと思うんですけども、この宿泊施設、例えばホテル等のその辺の誘致とか、そういうものについては全く誘致計画とかそういうことも考えていな

いのかどうかお伺いします。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

ホテル関連につきましては、幾つか話がござ  
いますし、また積極的にこちらのほうから非公  
式でありますけれども、こういうのはどうかと  
いうような話もしたことはございます。ただ棟  
もずいぶん低くなりますけれども、本村におき  
ましては、法規上の問題が第一でございます。  
先ほどのMICE関連のことで新垣博正議員の  
御質問にもお答えしましたけれども、土地利用  
の見直しがいち早く行われないと今の宿泊ホテ  
ルに関しての話ですね、宿泊という大規模宿泊  
については大変厳しいものがございますので、  
この法的な部分の解決から、まずはやっていか  
なくてはならないかなと思っております。

議長 與那覇朝輝 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 確かに法的な問題もい  
ろいろあるだろうなということは感じます。た  
だ、今オリックスさんがゴルフ場を展開してお  
りますよね。その辺との関連でこのゴルフ場の  
近辺とか、あるいはそれに関連した部署でホテ  
ル誘致とか、宿泊施設の誘致とか、そういうこ  
とは考えられないんでしょうか。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

オリックスさんのお名前が出ましたから、あ  
えて私もお話ししますが、もう二度ほど実  
はこの話もさせていただいて、ここで申し上げ  
てホテルの事情ですので、理由はここでは申し  
上げられませんが、交渉は芳しくない。法律上  
の話も含めてでございますけれども、なか  
なか芳しくない状態であったということだけ  
は、御報告をいたします。

議長 與那覇朝輝 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 いろいろ交渉は重ねら  
れておりますけれども、芳しくないというのは  
ちょっと非常に残念ですね。というのは私はこ

れは本当にオリックスさんとゴルフ場と組み合  
わせてやって最高のあれができるのではないか  
なと思いますけれども、私たちは今ふるさと納  
税そういうのも積極的にやっているわけであり  
ますけれども、そのふるさと納税の納税された  
サービスとしてホテルに1泊泊まって、どうぞ  
中城村でゴルフをしてくださいとそういうふう  
な形も非常にできる。これこそまさに滞在型の  
拠点ではないかなという考えもあるわけですよ  
ね。滞在型がなぜ非常に重要かといいますと、  
これはやはり今地域に観光客が使うお金、これ  
を今地域に落とすということではなくて、今地  
域で回すとそういう考え方に大体は進んでき  
ているんですね。落とすということは、ただホテ  
ルに宿泊して、そこで寝泊まりして帰っていく  
とそういうことになるかと極端的な言い方です  
ね。ただ、その地域でお金を回すということに  
なりますと、そこに泊まっていたら、そこ  
で食事をしたり、あるいはそこを拠点にして飲  
食店、そういったものを施設をつくって、そこ  
にお客さんが行ってもらうと。そこでいろいろ  
使うお金がみんなに回っていくと。地域に回っ  
ていくと、あるいは農村に回っていくし、そこ  
の飲食店ですか、そこにも回っていく。そこで  
雇用効果が出てくるだろうと。お金を落とすの  
ではなくて、この落とすお金を地域で回すと  
そういうのが観光産業の今からの流れなんです  
ね。これがまさに地域活性化だろうとそういう  
ふうになります。そういう中で、私たちの中城  
村は観光客が来ても、お金は幾らか落として何  
か買っていったら落としていくかもしれないん  
ですけれども、そのお金がそこだけで止まって  
回っていかないと。最終的にはこの農家の皆さ  
んとか、そういうことを小売店、あるいは小さ  
いお店ですね、その辺までずっと村内、域内で  
回っていくとそういう仕組みが全くできていな  
いというのが現状ではないかなと。そういう意  
味で私は観光の専門家の育成というのをちょっ

とお聞きしているわけですね。それを具体的に本当に琉大と提携して、そういう専門の知識を持った人材育成、それに取り組んでいただきたいと思うんですけども、その辺に関しては具体的に琉大とその人材育成について、何か提携とかあるいは育成についてのお話をなされたかどうか、ちょっとお伺いします。

議長 與那覇朝輝 企業立地・観光推進課長 比嘉 保。

企業立地・観光推進課長 比嘉 保 ではお答えします。

琉球大学を活用した中でも、このアクションプランの中でも中城村を盛り上げる学官連携によるにぎわいづくりということで、琉球大学の観光科学科の教授と一緒に、アクションプランも作成していきながら、それを活用していくときにその琉球大学にいる学生及び大学院生を中城村に来ていただいて、中城村のいいもの、悪いもの等を検討させていくというような観光プランを作成させていくというふうな連携を図っていくこととなっております。

議長 與那覇朝輝 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 そういう連携も非常に大事だろうと思います。ただ私ひとつ知りたいのは中城村は本当に観光を専門とする人材というのはいないと思います。職員の中には、それからこの職員を引っ張ってくるのも大変なことだろうと思います。今観光専門職というものが非常に引っ張りだこですね。御存じのように観光が盛んでありますよ。そういう専門知識を持った方をもう探すのは大変だと思う。そこでせっかく琉球大学がありますので、そこの学生をみずから育てると。そういう意味ではその学生に奨学資金ですか、そういうものを将来、中城村で働くとそういう人材を奨学資金でもって育てられないかとそういうように考えるんですけども、それに対して、村長はどのような考えをもっておられるかお伺いしたいと思います。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

今初めて聞いた段階での話ですので、御容赦願いたいと思いますが、案としては非常にすばらしい案だとは思っております。いろいろな制度上にもしかしたら問題があるのかなという気はしますけれども、その職業選択の自由を奪うようなとか、最近はいろいろなことがマスコミで取りざたされておりますので、そこら辺の制度上はちょっとわかりませんが、案としては非常にいい案だと思っております。

議長 與那覇朝輝 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 そういう人材育成というのは、非常に獲得というのは難しいと思います。そうすると人材を育てるとそういうところから出発しないと本当にほしい人材というのは確保するのは非常に難しいと。そこで奨学新制度を活用するというか、まず私はこちらに給付型の奨学資金を早く措置したほうがいいのではないかなというのを考えています。その給付型奨学資金をまず第1号として、この琉大の観光科学科ですか、その辺の学生に募集して、中城村のための人材育成のための奨学資金を出して、まずトライアルしていただければ一番人材育成に手っ取り早いかなと。専門職の育成に手っ取り早いかなというのを考えますけれども、その辺をぜひ御検討を願いたいと思います。

それから次、地方債についてお伺いしますが、この地方債の起債に当たっては、公的資金の活用というのが一番利率が低いとそういうことで、大変これがほとんど我々中城村の村債の大半を占めているという90%以上でしたね。それに関連して、私たちの30年度の当初予算においては4億2,000万円ぐらいですか、これが新庁舎の建設のための村債として計上されておりますけれども、この庁舎建設のための起債、これに関して、そういう公的資金というのは利用できるのか、できないのか、その辺を教えて

いただければと思います。

議長 與那覇朝輝 企画課長 大湾朝也。

企画課長 大湾朝也 それでは仲眞功浩議員の御質問にお答えをしていきます。

ただいまありました役場庁舎建設金の起債につきましては、幾つかの起債を活用することになると考えておりますが、役場緊急整備起債につきましては、民間からの借り入れになるということで、最初のほうで決定されておりますので、公的資金の投入につきましては、こちらのほうでは対応はできていないところでございます。

議長 與那覇朝輝 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 済みません、ちょっともう一回確認したいんですけども、この4億2,000万円余りの起債予定ですね、これはほとんど公的資金は活用できないというような解釈でよろしいでしょうか。

議長 與那覇朝輝 企画課長 大湾朝也。

企画課長 大湾朝也 それではお答えします。

役場庁舎の起債の中には一般の起債もありますが、そちらについては公的資金の投入がございしますが、ほぼ役場庁舎の緊急整備起債のほうになりますので、そちらにつきましては民間からの活用ということになっております。

議長 與那覇朝輝 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 国は無理としてでも、地方共同法人というのがございます。これも公的資金的なものとも思うんですけども、こちらからの借り入れもちょっと難しい状況ということでしょうか。

議長 與那覇朝輝 企画課長 大湾朝也。

企画課長 大湾朝也 お答えします。

公的資金につきましては、財政融資の借入先といたしまして、地方公営企業等金融機構と財政資金のものになります。民間につきましては、日本郵政と民間資金等ということでありますので、先ほど答弁していただきましたように民間等の資

金の活用ということになります。

議長 與那覇朝輝 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 公的資金の活用ができないというのは非常に残念な気はしますけれども、ちょっと参考のためにお伺いしますけれども、この利率に当たって、この公的資金と民間資金、これはかなりの利率の差があるのか、この辺についてちょっと差し支えなければ教えていただければ、大まかな差額ぐらいでよろしいかと思うんですけども、代表的なもので結構です。

議長 與那覇朝輝 企画課長 大湾朝也。

企画課長 大湾朝也 それではお答えします。

手元に資料を持ち合わせてございませんが、認識している段階では公的資金につきましては、1%を切っているところでございます。民間につきましては、それに近い下がることはないんですが、高い数字ではございますが、近い数値になっているところでございませぬ。

議長 與那覇朝輝 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 どうも無理をちょっと言って申しわけありません。通告書になかったものですけども、いずれにしても今回の新庁舎建設についての起債というのは、もう公的資金ではなくて、民間から調達しなければいけないというのがございます。それはそれでしょうがないかなというふうな気がします。これからあと幾らか、あと1回、トータルで約9億円か10億円ですか、新庁舎のために起債が必要だということがありますので、この先どうなるのかなということも含めて、ちょっと一般質問として取り上げさせていただきましたけれども、次回にはさらにちょっと高額になりますけれども、この起債についても公的資金はちょっと活用は難しいというような状況になるわけですね。これが次、まだ最終的には5億円、6億円の起債が提起されてくると思うんですけども、この辺に関しても状況としては全く変わらず、も

う公的資金ではなくて、民間資金で調達するよ  
うな状況になるだろうとそういうことで理解で  
よるしいですか。はい、わかりました。以上で  
私の一般質問を終わります。先ほどもお話し  
したように議員としての最後の一般質問です  
ので、またこれからは皆さんとそういう対面する  
機会はないと思いますので、本当にこれまでい  
ろいろ苦情、苦言も呈してきましたけれども、  
丁寧な御答弁あるいは叱咤激励ありがとうござ  
いました。

議長 與那覇朝輝 これで仲真功浩議員の一  
般質問を終わります。

これで本日の日程は全部終了いたしました。  
本日はこれで散会します。

散 会（15時44分）

## 平成30年第3回中城村議会定例会（第7日目）

|                        |              |                      |                  |       |
|------------------------|--------------|----------------------|------------------|-------|
| 招集年月日                  | 平成30年6月8日（金） |                      |                  |       |
| 招集の場所                  | 中城村議会議事堂     |                      |                  |       |
| 開会・散会・閉会等日時            | 開議           | 平成30年6月14日（午前10時00分） |                  |       |
|                        | 散会           | 平成30年6月14日（午後4時00分）  |                  |       |
| 応招議員<br><br>（出席議員）     | 議席番号         | 氏名                   | 議席番号             | 氏名    |
|                        | 1番           | 石原昌雄                 | 9番               | 仲真功浩  |
|                        | 2番           | 比嘉麻乃                 | 10番              | 安里ヨシ子 |
|                        | 3番           | 大城常良                 | 11番              | 新垣徳正  |
|                        | 4番           | 外間博則                 | 12番              | 新垣博正  |
|                        | 5番           | 仲松正敏                 | 13番              | 仲座勇   |
|                        | 6番           | 新垣貞則                 | 14番              | 新垣善功  |
|                        | 7番           | 金城章                  | 15番              | 宮城重夫  |
|                        | 8番           | 伊佐則勝                 | 16番              | 與那覇朝輝 |
| 欠席議員                   |              |                      |                  |       |
| 会議録署名議員                | 12番          | 新垣博正                 | 13番              | 仲座勇   |
| 職務のため本会議に出席した者         | 議会事務局長       | 新垣親裕                 | 議事係長             | 我謝慎太郎 |
| 地方自治法第121条の規定による本会議出席者 | 村長           | 浜田京介                 | 企画課長             | 大湾朝也  |
|                        | 副村長          | 比嘉忠典                 | 企業立地・観光推進課長      | 比嘉保   |
|                        | 教育長          | 比嘉良治                 | 都市建設課長           | 仲松範三  |
|                        | 総務課長         | 與儀忍                  | 農林水産課長兼農業委員会事務局長 | 比嘉義人  |
|                        | 住民生活課長       | 津覇盛之                 | 上下水道課長           | 仲村武宏  |
|                        | 会計管理者        | 荷川取次枝                | 教育総務課長           | 比嘉健治  |
|                        | 税務課長兼住民税係長   | 知名勉                  | 生涯学習課長           | 稲嶺盛昌  |
|                        | 福祉課長         | 金城勉                  | 教育総務課主幹          | 稲嶺盛久  |
| 健康保険課長                 | 仲村盛和         |                      |                  |       |

議事日程第5号

| 日 程 | 件 名  |
|-----|------|
| 第 1 | 一般質問 |

議長 與那覇朝輝 これから本日の会議を開きます。

( 10時00分 )

日程第1 一般質問を行います。

質問時間は、答弁を含めず30分以内とします。それでは通告書の順番に従って発言を許します。

最初に安里ヨシ子議員。

10番 安里ヨシ子議員 皆さん、おはようございます。10番 安里ヨシ子、一般質問をしたいと思います。

1. 国保の都道府県化について質問をいたします。貧困と格差の広がる中、国民健康保険税が払えなくて病院に行くのをためらい、重症化してしまうケースがふえています。所得の低い人たちが入る国保ですが、払いたくても払えない人たちがふえています。各自治体では、保険税の高騰を抑えるため、一般会計からの繰り入れや減免処置などがなされてきましたが、今年度より国保の運営が市町村から都道府県と自治体が共同で運営されていきます。これが国保の都道府県化です。それが住民生活にどのような影響を与えるのか不安はつのるばかりです。以上を踏まえて質問をいたします。差し押さえ、短期保険証の現在の状況。多くの自治体で国保税の高騰を抑えるため、又、減免等を行うため一般会計から繰り入れを行っています。政府、厚労省はこうした独自の繰り入れをやめさせ、その分国保税の引き上げでまかなおうとしています。独自の繰り入れがなくなると国保税は全国平均1人1万円程度の引き上げになるといわれています。村として、このような高騰をどのように抑えていくか。それから減免処置はどうなりますか、伺います。均等割の仕組みについて家族がふえるごとに保険料を加算していく、家族の多い世帯の保険料が高騰を招く重大な要因となっており、多くの住民の間ではまるで人头税と同様で子育て支援へ逆行しているといわれています。その見直しについてどのように考

えますか。差し押さえについて、どのようなものが差し押さえられているか伺います。都道府県化による、政府の狙いは何ですか。以上について伺います。御答弁よろしく申し上げます。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは安里ヨシ子議員の御質問にお答えします。

御質問は国保の部分でございます。健康保険課のほうでお答えさせていただきますが、御質問にもありますとおり、当然御承知のとおり一般会計からの繰り入れは非常に毎年毎年、村の財政、これは我々中城村だけではありませんけれども、市町村の財政負担が非常に大きくなっているのはもう御承知のとおりでございます。今回広域化、我々であれば沖縄県でございますけれども、県も共同での組織運営ということでありますので、今まで我々が一般会計からの繰り入れ分でのその額も含めて、今後1年後しかわかりませんが、財政負担が少しでも軽減されることを期待をしております。詳細についてはまた健康保険課のほうでお答えをさせていただきます。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 健康保険課長 仲村盛和。

健康保険課長 仲村盛和 それでは安里ヨシ子議員の質問にお答えいたします。

とは関連しますので、一括で答弁いたします。まず 短期保険証の交付状況ですが、5月末時点で55件あります。それから差し押さえ件数はゼロであります。

につきましては、これまで、市町村は医療費を保険税や国庫補助金等で補うことができないため一般会計から繰り入れを行ってきました。広域化になることで、一般会計からの繰り入れができなくなるということではなく、これまでどおり市町村の裁量に任せられています。医療費は、各年度で変動があるため、単年ごとの医療費を勘案し今後も対応していきたいと考えて

います。また、保険税の軽減措置はこれまで同様、総所得金額が一定以下の世帯に適用されません。

については、現在、村は国保税の算定を4方式で課税しており、均等割は加入者数に応じて加算され加入人数が多くなると負担額は大きくなります。総所得金額が一定以下であれば軽減措置が適用されることとなります。今後は、県統一で3方式へ移行する必要があるため、近隣市町村と歩調を合わせて進めていきたいと考えます。

ですが、これまで市町村が運営していた国保には、財政運営上の課題等がありました。広域化することにより国からの公費拡充が行われ、県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営、統一化した事務を運営することで国民皆保険制度を維持し持続可能な社会保障制度の構築を図ることを目的としていると考えております。

の差し押さえの内容ですが、今年度はまだ差し押さえしておりませんが、前年度であります。預金と給与の差し押さえの実施がありました。以上です。

議長 與那覇朝輝 安里ヨシ子議員。

10番 安里ヨシ子議員 現在は差し押さえはやっていないということですか。今年ですか。知り合いが年金を差し押さえられていて、「村がおろさない前に早目に行っておろしてきたよ」と言って、「年金が差し押さえられているの」と言ったら「そうです」という返事がありましたので、どうしてもこの差し押さえは控えてほしいと思っております。そしてまた、預貯金の差し押さえをやりますと、やはり会社まで行きますよね。給与が差し押さえられたら、やはり仕事も行きにくくなるし、給与の差し押さえを控えてほしいと思っております。短期保険証を持っている人が何名か、資格証明書を持っている人が何名であるかお聞きします。

議長 與那覇朝輝 健康保険課長 仲村盛和。  
健康保険課長 仲村盛和 それではお答えします。

短期保険証は先ほど答弁しましたとおり55件であります。それから資格証明書の発行はゼロ、発行がありません。以上です。

議長 與那覇朝輝 安里ヨシ子議員。

10番 安里ヨシ子議員 保険証を持っていない世帯があるのかもお聞きします。保険証を持たない世帯もいますか。

議長 與那覇朝輝 健康保険課長 仲村盛和。  
健康保険課長 仲村盛和 それではお答えします。

資格証明書を発行している方はゼロなんですが、その中で保険証も持っていない方というのは現時点で把握しておりません。

議長 與那覇朝輝 安里ヨシ子議員。

10番 安里ヨシ子議員 資格証明書を持っている人もいます。課長は健康保険課に来てじきですよ。わからないのかと思っております。保険証を持っていない人が何名かいるということを聞いているので、命にかかわることですので、やはり資格証明書というよりは短期保険証で対応してほしい、集金に行くときも悪者でも見るような目で保険料の集金をやっている。そういうことがあるので、ただでさえも小さくなっているのに、健康保険税を集金に来る人が上から目線の集金の仕方を行っている。臨時の子が行っているのか誰が行っているのかわかりませんが、その集金に行くときに、どうしたら払ってもらえるのか。また何があって払えないのか。その個別の経済把握とか、そういったのを把握して、その集金に行かせてほしいと思っております。課長がそういった教育をして、実際中には悪質な人もいますけれども、でもほとんどの人たちが低所得世帯ですので、やはりそれを払いたくても払えないのに、役場からの督促で何名も来て、二、三名

来て何で払わないのかみたいな、悪者みたいな感じの集金の仕方、それを考えてほしいと思っています。それが沖縄ではあるかないかわかりませんが、銀行口座を凍結されて、年金が引き出せなくて、高齢者が死体で発見されるという痛ましい事件が千葉県であったということでの社会保障協議会の調べでわかっております。そして、商売をしている人が車を差し押さえられて、商売ができなくなって一家心中みたいなものも本土ではあるそうです。それは社会保障協議会の調査でわかっていることですので、明日は我が身なのかなと思ったりして、中城村ではそんなことはないかなと思いつつ一般質問をしております。今、一般会計からの繰り入れをやっているのはよく存じておりますけれども、政府厚労省は独自の繰り入れをやめさせて、その分国保税の引き上げで賄おうとしていると。独自の繰り入れがなくなると、国保税は全国平均1人1万円程度の引き上げになると言われております。厚労省はやはり繰り入れをなくして保険税で全部賄おうという、そういう腹積もりですので、どうしてもこの国保の高騰は避けられないと考えておりますけれども、いかがでしょうか。

議長 與那覇朝輝 健康保険課長 仲村盛和。  
健康保険課長 仲村盛和 それではお答えします。

国保会計は、本来独立採算でやるべきものではあるかと思うんですが、それを保険税と国費の負担だけでは当然補えないところがあります。それはやはり国保加入者というのは年齢構成が高くて、医療水準も高い。それから所得水準が保険料に比べて低くて、そういった課題を抱えております。ただ、一般会計からの繰り入れは市町村の判断に委ねられておりますので、すぐなくしなさいということではなくて、その年度の状況に応じて対応していくことが可能でありますので、できるだけ被保険者の負担軽減にな

れるような仕組みで取り組んでいきたいと考えております。

議長 與那覇朝輝 安里ヨシ子議員。

10番 安里ヨシ子議員 新制度に変わっても、住民からの保険料を集めるのは引き続き市町村ですよ。市町村の仕事ですが、国保財政は県のほうが管理すると言われております。政府は市町村による独自の繰り上げをなくし、その分を保険税で賄うようにずっと主張してきているわけですね。それが年度によって変わるかわかりませんが、この保険料の引き上げで賄うように主張して、その指導は県の役割となるわけですよ。県はその市町村に納付金をとって、その納付金の中から各市町村の保険料によって納付金、それが成績が悪いとやはりこの市町村におろす予算も、成績がいい自治体には重点的に配分するという話ですが、それが独自の繰り入れをやめるようずっと指導しておりますので、市町村が滞納者への差し押さえなど、これは仕組みというのは、各市町村が成績がいかがどうかという判断する材料として市町村が滞納者への差し押さえなどを強化しているか。病床削減、医療費の削減などの取り組みなどを行っているか。そういったのがこの採点の項目になってきて、その採点が悪ければやはりおりてくる予算も少なくなるというような方向だと思います。このような国のやり方だと、ますます差し押さえがふえていって、国保税が払えない人たちがますます広がっていくんじゃないかと思っております。点数を上げるために村としてその仕組みを推進していくのかどうか。

議長 與那覇朝輝 健康保険課長 仲村盛和。  
健康保険課長 仲村盛和 お答えします。

まず、議員がおっしゃっているのは、徴収率が悪ければペナルティーが課されるというお話をされているかと思うんですが、我々が承知している中ではそのようなペナルティーというのはございません。県が示すのは、直近3年間の

各市町村ごとの納付金額を決定していきます。  
年度の納付金を中城村であれば幾ら納めれば国保にかかる医療費は県が面倒見ますよという形になるので、今おっしゃっているようなペナルティーはありません。以上です。

議長 與那覇朝輝 安里ヨシ子議員。

10番 安里ヨシ子議員 だって国はやはり繰り入れをなくす方向なんですよ。各市町村の裁量で繰り入れもできると言っていますけれども、県のほうはそれを指導する立場にあるんですよ。ペナルティーじゃないと課長はおっしゃっていますけれども、国が採点するのは差し押さえなどを強化しているとか、そして病床の削減、医療費の削減などに取り組みなどが行われているかというのが採点の項目に、これは社会保障協議会が調べたものですので、確かだと思っんですが、それを指導する立場にあるのは県なんです。それを県として市町村におろすわけです。それが悪ければこの自治体に予算を配分するとき、やはり病院の追い出しがやられていない。滞納者、そういった人たちの指導がされていない。医療費も削減されていないということになれば当然この市町村におろされる財源が少なくなってくるんじゃないかと思っております。この繰り入れを国の考えとしては繰り入れをなくすというのが狙いなんです。その繰り入れをなくすのはすぐはできないかもしれないけれども、そういう感じで一般会計からの繰り入れは可能だと言っていますけれども、あくまでもそれはただの答弁であって、県はそれを強化する方向ですので、ぜひとも国保にかかわる職員、本当に新制度に変わっても市町村の判断で繰り入れできますよね。それを厚労省は市町村の判断でできると言いながら、繰り入れをなくそうと。今まで独立採算でスムーズでもないんですけども、ある程度スムーズにできていたのをなぜこの新制度、それに仕組みを変えようとしているのか。国民の命を削っても

やはり防衛費のほうに行くのか。安倍総理の政策が何をやらさずわかりませんので、私たちは未恐ろしいと感じているわけですよ。貧困家庭とか、そういった人たちがどういうふうになっていくのか。子供たちの時代、孫たちの時代になったら、これがどういうことに、この財政がどこに使われていくかというのをやはりよく見て行政も行ってほしいと思います。

均等割の件ですけれども、やはり家族がふえることによって国保料が上がるわけですよ。それを保険料がずっと加算されていきますので、家族の多い世帯の保険料が保険の高騰を招く重大な要因だと考えております。多くの住民が本当に人頭税みたいな感じで子供が多ければ多いほど税金が高いと。国保税だけではなくてほかの税金もありますので、やはり毎日の生活が大変だということで子育て支援に逆行するのではないかと考えますけれども。見直しができるかどうかお聞きします。

議長 與那覇朝輝 健康保険課長 仲村盛和。  
健康保険課長 仲村盛和 それではお答えします。

見直しができるかどうかということなんですが、まず広域化になったことで、県統一で3方式に見直していきます。この3方式になる目的としては、平成36年までには同じ所得水準、同じ家族構成であればどの市町村に行っても同じ保険料にしたいというのを大きな目標として広域化が進められています。中城村は現在4方式ですが、県統一の3方式に持っていく必要があります。ただ、その金額については県統一型になりますので、中城村だけ下げるというようなことは難しいところだと考えております。

議長 與那覇朝輝 安里ヨシ子議員。

10番 安里ヨシ子議員 やはりこの新制度が入ってきたら、年額1人1万円の値上げがされるんじゃないかと。国の政府の狙いというのはこの負担増の痛みを実感させて、これ以上の

負担増を防ぐために医療を制限するしかないという意識を国民のほうに根づかせて、なるべく医療にかからないように、病院も早目に退院するように、今でもありますけれどもそれを強化していくんじゃないかと考えております。ぜひこの一般会計からの繰り入れ、それをなくさないような方向でそれを守ってほしいと思っております。本当に滞納者も一律に悪質という発想を改めて、無謀な差し押さえとか滞納処分とかをやらないように心がけてください。生活困窮者には積極的に減免制度がありますよという、減免制度から物すごくこの困窮世帯には福祉施策もありますよということ、福祉施策につなげていくように指導助言をしてほしいと思っております。どうしてもこの減免制度をやられていても払えない人たちは福祉施策、そのほうにつなげることをやってほしいと思っております。国保の都道府県化というのは高すぎる保険料の問題を解決するどころか、更なる負担増になると、徴収強化を推進することになると考えております。住民の困難と国保制度の矛盾が拡大するばかりで、所得の低い人たちが加入する国民健康保険税、所得に応じた保険料で誰もが払える保険料、それが国民、村民、みんなの願いでありますので、ぜひとも窓口負担の軽減とか村民の暮らしと健康を守る立場で、危機感を持って国保行政に当たってほしいとお願いをして私の質問は終わります。

議長 與那覇朝輝 以上で安里ヨシ子議員の一般質問を終了します。

休憩します。

休憩（10時34分）

~~~~~

再開（10時45分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

続きまして、新垣善功議員の一般質問を許します。

14番 新垣善功議員 こんにちは。議長の

許可を得ましたので通告書に基づきまして質問いたします。

1点目、非行職員、監督者等の懲戒処分結果及び再発防止策の策定について質問いたします。

1. ことし1月17日の県青少年保護育成条例違反で逮捕された職員は3月29日懲役2年執行猶予4年の判決を受けて3月30日付で懲戒免職処分を受けたようですが、それに伴いまして監督責任者等及び上司の懲戒処分の結果はどうなったか。再発防止策の策定はできているのか。今回の事件が起きた原因・要因は何か。村長と副村長の見解を伺います。

2点目、人事評価制度導入についてでございます。これにつきましては以前の質問に対する答弁ではたしか平成29年度から導入実施するということがあったが、この進捗状況はどうなっているか伺います。

3点目、これにつきましてはきのう仲眞議員からもありましたが、私は重複しないように質問いたします。久場前浜原線の整備事業はほぼ完成しているようですが、いつごろ完全に開通するか伺います。

4点目、農業委員会事務局体制強化は。新農業委員会法が平成28年4月1日から施行され、本村において昨年10月から新法に基づき農業委員会の改革が行われましたが、事務局体制はどのように変わったか伺います。

5点目、「ポイ捨て条例」制定は。平成29年9月定例議会での一般質問のごみの不法投棄対策の中でポイ捨て条例制定を提案しましたが、進捗状況はどうなっているか。以上、簡潔な答弁をよろしくお願いします。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは新垣善功議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1、大枠2につきましては総務課でお答えをいたします。大枠3につきましては都市建設課、大枠4につきましては農林水産課、大枠

5につきましては住民生活課のほうでお答えいたします。

私のほうではお尋ねの今回の事件の原因・要因ということでございますので、村長、副村長を代表いたしまして私のほうで見解を述べさせていただきます。正直申しまして原因・要因というのは確固たるものにはたどりつきません。どうしても今回の件は御承知のとおり心の問題でございまして、心まで私どもは本人の心の闇といえますか、そこまでは気づき得なかったというのが私の感想でございます。ただ言えることは、今後こういうことが二度と起きないように職員の公務員倫理の徹底、そして研修、啓蒙等をより強化して、公務員たるのは何ぞやということも含めてしっかりと努力をしていきたいと思っております。詳細につきましては総務課で対応いたします。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 総務課長 與儀 忍。

総務課長 與儀 忍 本村元職員による不祥事に関連し、監督責任と上司の処分についてお答えいたします。

今回の事件は、勤務時間外に起きた公務外の非違行為により逮捕・起訴され、執行猶予付きの判決を受けております。御質問の内容にもありますように、3月30日付で懲戒免職処分を下しました。一般的に上司は、部下を管理監督し、指導する立場にあります。そのため、上司の職務命令権、あるいは服務統督権が妥当に行使されていれば、非違行為はなされなかったと考えられる場合は、上司の監督責任が問われることになると考えております。しかし、いくら管理監督権を行使しても、全ての非違行為を防止することは不可能であり、このような場合にもその監督責任を追及するのは許されないとされており、また、純然たる私行を基礎とする非違行為の監督責任についても、追及されないと考えております。このようなことから、今回の事件に関し、元職員が所属してありました所属課

長に対し、5月25日、村長から文書による注意処分を行っておりますが、管理監督者としての懲戒処分は行っておりません。なお、事件の重大さ、村民や社会に及ぼした影響に対する責任を痛感し、事件の反省、村民に対するおわびの気持ちをあらわすため、村長並びに副村長みずから給与の減額を申し出て、今議会におきまして、平成30年7月分の給与、10%減額する条例を議決していただいております。改めまして、村民並びに議会に対し、深くおわびいたします。

次に再発防止策についてお答えいたします。職員による不祥事は、二度と起きてはいけないものと考えております。前回の議会におきましても答弁いたしました。不祥事の発生から約1カ月後に全職員を対象とした「公務員倫理」に関する研修を実施しました。また、このような職員研修につきましては、今後も定期的を実施したいと考えております。あわせて、職員同士が声をかけ合う体制をつくり、異変等に早期に気づけるようにしたいと思っております。再発防止策につきましては、現在、「職員不祥事再発防止計画」として策定しているところでございまして、6月中の策定を目指したいと考えております。

次に事件が起きた原因・要因についてお答えいたします。先ほど村長が答弁をいたしました。事件が起きた原因・要因につきましては、村としても「わからない」というのが正直なところでございます。元職員が公務員としての自覚、モラルが欠けていたものだと思っております。

次に人事評価制度導入についてお答えいたします。平成29年6月の第3回定例会の一般質問の中で「平成29年度から実施する」ということで答弁いたしました。それを踏まえ、平成29年9月に「人事評価制度ガイドブック」を作成し、評価する側、評価される側の全職員に対し、制度の説明及び周知を行っております。その後、

各課における「組織目標」の設定まで実施いたしました。制度設計や職員に対する周知に時間を費やしたため、各職員の「業務目標」の設定ができなかったことから、最終評価までは至りませんでした。平成29年度の反省を踏まえ、平成30年度におきましては既に「組織目標」の設定を終え、現在、各職員による「業務目標」の設定に取り組んでいるところでございます。今後は、「業務目標」を決定し、中間面談、1次評価、最終評価を3月までに終え、最終的に評価結果を職員に通知したいと考えております。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 仲松範三。

都市建設課長 仲松範三 新垣善功議員の御質問にお答えします。

きのうの答弁と重なりますが、1筆未契約の土地があり、現在全面開通には至っておりません。用地取得が難航している地権者と引き続き交渉し、全面開通できるよう取り組みたいと思います。

議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 比嘉義人。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 比嘉義人 新垣善功議員の質問、大枠4についてお答えします。

事務局体制につきましては、平成29年10月1日付で農業委員会へ職員1名を出向させております。現在の事務局体制は兼任で係1名が専任となっております。

議長 與那覇朝輝 住民生活課長 津覇盛之。

住民生活課長 津覇盛之 それでは大枠5についてお答えします。

議員からは昨年の9月定例議会において不法投棄対策の一環として、ポイ捨て条例制定の御提言がありましたが、現在のところ制定には至っておりません。ポイ捨て防止関連条例は、県内では那覇市、豊見城市、宜野湾市、浦添市、南風原町が制定しております。那覇市条例では、市民等の責務として家庭外でみずから生じた空

き缶などは持ち帰り、または回収容器等への収納、所有する土地を清潔に保持するなど、事業者の責務として自動販売業者等は、回収容器を設置しこれを適正に管理する等を規定しており、違反した場合には、国際通り等の美化促進重点地域においては、罰金を課しております。今後、那覇市等の先進地の事例等を参考に、実効性等を検証し制定の検討をしていきたいと考えております。

議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

14番 新垣善功議員 それでは、再質問については順序よく行っていきたくと思います。

1点目のこの処分については、村長と副村長は条例の100分の10、1カ月ということで減給処分ということですが、これはこれまでマスコミに報道されたことで今回処分せざるを得なかったと思うんです。これまで非行、酒気運転とかいろいろな非行があったと思います。それに対しては全く処分はしていないんですか。

議長 與那覇朝輝 総務課長 與儀 忍。

総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

マスコミ報道があったから処分をするというふうなことは基本的には考えておりません。非行に対して処分を行っているということでございます。それからこれまでの非行についてでありますけれども、これにつきましては、現在資料を手元に持っておりませんので、この場で答弁することは控えたいと思います。

14番 新垣善功議員 あったかなかったかだけでいい。

議長 與那覇朝輝 総務課長 與儀 忍。

総務課長 與儀 忍 過去にはやはりそういう非行についてはあったものと記憶しております。

議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

14番 新垣善功議員 過去に別の非行があったけれども、そういう懲戒処分にはしていないということで理解していいですか。

議長 與那覇朝輝 総務課長 與儀 忍。

総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

資料を持っていませんので詳しいことのお答えはできないのですが、非行があったことに対しては、これは公務上の非行あるいは公務外の非行も含めてなんですけれども、懲戒処分は行われているものと考えております。

議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

14番 新垣善功議員 村長は今の、今回の事件が起きた要因についてはわからないということなんですけれども、皆さん方が日ごろから職員に対する指導監督をしっかりやっていればこれは防げたかもしれない。私は何回も議会において職員の教育、資質向上を訴えてきました。しかし皆さんは研修計画も立てないまま、研修をほとんど委託している。独自の職員に対する教育をしていないからそういうのが起きたと私は感じています。皆さん方がやるべきことをやればその事件は防げたと思うんですよ。公務員倫理についてしっかりと職員に定期的に、年に最低でも1回はやらないといけない。新規採用したときのみそういうのをやって、その後はもう知らないふり、何十年もたてば人間はあとはマンネリ化して、ちょっと気が緩みますよ。緊張感を持って職務に専念しないとそういう事件が起きるわけですよ。だから監督責任が問われているんですよ。総務課長、監督責任がないと追及されないと言うんだけど、じゃあ何のために副村長はいるの。副村長の仕事は何なの。私は副村長の仕事は職員の指揮監督、指導監督するのが大きな仕事だと思うんですよ。副村長、今回の事件が起きた原因は何なのか。そしてこの事件の再発防止をするためには何が重要か、あなた自身の言葉で答えてください。

議長 與那覇朝輝 副村長 比嘉忠典。

副村長 比嘉忠典 お答えいたします。

今回こういう事件で職員が逮捕されたことについては、村民の皆様の信用を失墜させたこと

に対しては部下を指導する、監督する立場にあるものとして責任は痛感しております。再発防止については、これまでもそうですが、機会あるたびに注意喚起をしながら、今後ともまた倫理の研修等も重ねていきたいと考えております。以上です。

議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

14番 新垣善功議員 この原因は何か答弁ももらえないですか。それと、総務課長、今回の件は村民に対するおわびの印と言うんだけど、おわびでいいの。そういう理由づけでいいの。さっきおわびを示す意味で100分の10を減給したと言うんだけど、こんな考えではだめ。おわびじゃないんだよ。皆さん方の職務怠慢なんだよ。村長として、あるいは副村長として職員の指揮監督ができていないから懲戒処分というのがちゃんとあるんでしょう。村長や副村長だから何してもいいという放任じゃ困りますよ。責任を持ってやらないと。村民は付託しているんだから、皆さん方に。皆さん方の答弁を聞いていたら、再発防止どころじゃなくて、また起きますよ。だからその意味で再発防止、機会あるごとにとというのが機会あるごととというのはどういう意味。ちゃんと計画書をつくって年に何回かは独自の研修をやると。公務員倫理についても公衆接遇についてもやっていないでしょう。皆さん方は。そういう基本的なことがなされていない。一般の企業でもちゃんと社員に対する教育はしているはずよ。これはちゃんと条例にもありますよね。こういうことをしたら監督責任者は減給かまたは解雇処分とか、ちゃんと条例にもうたわれているでしょう。皆さん方がつくった条例でしょう。自分でつくって自分たちで破るといのはおかしい。先ほどから聞いているけれども、きのうの答弁でも、自分たちでつくった契約書を自分たちで破っているんでしょう。そういうことをちゃんと条例、きのうの答弁でも皆さん方は条例や規定に基づいて仕

事をしてほしい。日本という国は法治国家ですよ。ちゃんと明文化されているでしょう。それを守らないとどうする。私は今回の事件の大きな原因は監督者が職員に対する指導監督が全くなっていないとそういう事件が起きたと思っていますよ。そして、職員に対する公務員倫理等の研修が全く計画されていない。年末年始のときだけ村長から講話か訓示かわからないけれども、受けてそれで終わりでしょう。副村長、年に何回、職員に対する訓示とか講話をやっていきますか。

議長 與那覇朝輝 副村長 比嘉忠典。

副村長 比嘉忠典 お答えいたします。

機会あるたびにということで先ほど答弁いたしました。その中で、これまで年末年始、それと機会があるという部分はほかの市町村、新聞紙上のいろいろな事件・事故等が起きたとき、それと庁議等でも村長から注意喚起、公務員としての注意喚起、その辺を機会あるたびにやってきたということです。以上です。

議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

14番 新垣善功議員 機会あるごとにしか、何か事件があったらやるという、そういうことですか。ちゃんと年間の計画書をつくって職員に対しての公務員の倫理、公務員としての自覚、本当に今の役場職員の中を見た場合、これは余談になりますけれども、職員の服装とか態度を見てもそれでいいのかと。何も感じないの、皆さん方、監督者は。注意もしていないんでしょう。私はある課長には言いましたよ。そうしたらその職員はしっかりと直っていましたよ。草履履きで歩いている人がたくさんいるでしょう。それも注意しないと。職場は家庭じゃないんですよ。家庭から出て職場に来たら、ちゃんとそのような態度でもってやらないと。もう家庭と一緒にいるような感じがする。家庭の延長線では困る。ひとつ私はこれについて私なりに考えると、やはり監督者がしっかりと日ごろ

から職員に対する指導監督がなっていないからこういう事件が起きてきたんですよ。もう一度初心に戻って、しっかりと職員の監督責任を果たしてほしい。そして課長の皆さん方も部下職員にはっきり物を言わないと。間違っているのは間違っていると、直すべきものは直すように指導をしないと、部下に物が言えないような課長だったらもうやめてほしい。何のための課長なのか。威張るんじゃないよ、しっかりその監督責任を果たしてほしい。監督責任とはどういうものか、監督者とはどうあるべきか勉強すべきですよ。いろいろな書物を買って読めば、監督者とはどうあるべきはわかるはずですよ。皆さん方は。自己啓発もしてやれば幹部は幹部としてやってほしい。特に副村長、しっかり課長をまとめてやらないと、村長は外交マンだから外交で一生懸命やって、内部を見るのはあなたでしよう。ひとつ村長、この件については村長が指揮をとって再発しないように、私はこの原因は皆さん方がそういう指導監督をしていないから起きたと思う。この兆候というのはわかると思うんですよ。そして職員との和というのか、コミュニケーションができればそういう事件は起きないと思うんですよ。ひとつ、今後そういうことがないようにしっかりやっていただきたい。

2点目、人事評価について。これは平成何年だったか、中部の5町村で研修会を実施しました。その中で5市町村の中でこの人事評価制度を導入しているのはどこどこか。

議長 與那覇朝輝 総務課長 與儀 忍。

総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

平成27年度におきまして、西原町、北谷町、嘉手納町、北中城村、そして本村、この5町村で研修会を実施しております。中部地区におきまして、この5市町村プラス読谷村も含めて、平成28年度ないし平成29年度から人事評価を始めているようでございます。

議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

14番 新垣善功議員 じゃあまだ実施していないところは中城村だけということですか。そしていつまでに実施するのか。予定じゃなくいつから実施するのか。

議長 與那覇朝輝 総務課長 與儀 忍。

総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

調査しました本村を含めて6町村につきましては、人事評価制度そのものについては取り入れてはありますが、評価までは至っていないというのがこの5町村の現在の状況でございます。本村につきましても、先ほど答弁をいたしましたけれども、平成29年度に個人の評価まではできなかったということで、それを踏まえて組織目標は立てました。現在、個人目標に移っておりますので、今後個人の業務目標を決定し、中間面談、一次評価、最終評価をしたいと考えております。

議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

14番 新垣善功議員 ひとつ、導入している市町村に行って研修して、あるいは勉強して、早目に導入してください。というのは、前から言っているんだけど、一生懸命やっている職員と怠けている職員がいると思うんですよ。これは組織には必ずいますよ。組織で大体3割はいてもいなくてもいい連中なんです。3割はどうしても必要な人なんです。4割はいてもいなくてもどっちでもいいという、そういう割合があるんです。ですから、しっかりとこういうことを学んで人事評価制度を導入して、平等に見てほしいと。一生懸命やる職員に対してはそれなりのものを優遇措置もしてもいいんじゃないですか。そして怠けているやつについては指導監督を強めて、公務員としての教育を徹底してほしい。2番目はこれで終わります。

3番目、これは久場前浜原線整備工事についてですけども、完了するのはいつかもわからないわけですね。きのうの答弁を聞いたら。そ

れで理解していいですか。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 仲松範三。

都市建設課長 仲松範三 お答えします。

まだ未契約、交渉中の地権者がおり、はっきりこの時期に完成することは言えません。目標として、今年度末で完成するよう取り組んでいくということでございます。

議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

14番 新垣善功議員 村長に伺いますけれども、村長は平成26年ですか、第3回定例議会において、新垣徳正議員から質問がありましたね。その中でどういう答弁をしたか覚えておりますか。端的に言うと、もういかなる手段をやってもそれを完成したいと。そして、土地収用法も視野に入れてやるということで、きのうもそういう答弁していましたね。これはできるんですか。土地収用法で。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

今、議員がおっしゃるとおり、当時その方法も辞さないという答弁をしたと思います。今回、もう最終段階に来ておりまして、本当に一番いいのは、これはきのうも答弁しましたけれども、地主さんの御理解をいただけるが一番いいわけで、最終的な終了という形になると、それはやはり後味がいいものではないわけですから、それはなるべくは避けていきたいんですけども、しかし、もうきのうも答弁しましたけれども、あれだけの地主さんの同意を得て、ただお一人の方のために、たくさんの方々の不利益ということであれば、最終的に決断をしようと思っておりますけれども、ただ、今回のこの道路の一番の大切なところは、久場区民、久場区の利益のため。利益のためというのは市街化編入、特定保留の解除ですね。市街化編入を早急にしたほうが私は久場のためだと思っておりますので、まずそれを最優先に考えて、そして今議員がおっしゃるように道路の件に関しては、きのう

も答弁したとおり、二通りから三通りほどの方法がありますので、それを行使していきたいと思っております。

議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

14番 新垣善功議員 これについては、何が要因かについては私は質問いたしません。大体私もある程度の情報はつかんでいますからね。ただ、副村長と村長はこの方に何回お会いしています。今、前都計課長、あるいはこれから新任の都計課長がいますけれども、恐らくちが明かないと思うんですよ。トップが動く以外ないと思うんですよ。今まで何回お会いしましたか。副村長、村長。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

答えられる範囲でお答えいたします。結果としては一度もお会いしておりません。ただ、お会いできないといいますが、会うためのお互いの条件がそろわなかったと言うべきでしょうか。その辺はお察してください。

議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

14番 新垣善功議員 話が、条件が合わないから話はしないではなくて、条件が合わないから合ってその条件を1つずつ解決していくのが交渉じゃないですか。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 少々舌足らずになりますけれども、その条件じゃございません。条件が合わないで、その条件を埋めるために会うという意味ではなくて、会うためにこういう条件だということがあって、会えなかったということです。

議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

14番 新垣善功議員 これはなぜ会わないんですか、私は押しかけて行ってでも頭を下げて交渉すべきだと思いますけれども、もう課長では前には進まないと思います。そうすると、土地収用法を適用しなくてははいけませんよね。

4カ年前からそれをやると言いながら、もうここまで来ました。4年過ぎました。これは本当に土地収用法をするんですか。私はもうそろそろ土地収用法をやってもいいと思っています。これは相手方も土地収用法を望んでいるのではないかと私は思うんですよ。今まで反対してきた、今さら賛成と判子を押しというのは、相手の立場がなくなると思うんですよ。土地収用法をすれば相手もこれはもう法には盾突けられませんが、やむを得ずやったということで顔が立ちます。もう早目に土地収用法を適用するような手続をしてもらいたい。だって、皆さん方は本当に土地収用法を検討したことがあるのかどうか。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

その件につきましては、もう何度もミーティングといいますが、こういうことをやろうということで話はしております。そこまでに至らなかったというのは、やはり相手をおもんばかってしまう気持ちが、これは担当もあるし、私も全然知らない人ではありませんので、なるべくこれは行使しないような形でのミーティングはやって、今議員がおっしゃるように、そういうことも含めて真剣にやらないといけないなと思っております。

議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

14番 新垣善功議員 村長は、平成26年の第3回の定例議会の徳正議員に対する答弁では、民主主義だから、民主主義においては大半の民意があればやるということですよ。もうそろそろ私はやってもいいと思うんですよね。なぜできないのかどうかです。これは4カ年間引きずってきていますでしょう。またこれから先送りして、いつまでもああいう状態になるか。そして向こうに行ったら看板があるでしょう。何を求めているかです。向こうの要求は。看板

を見ましたか、村長。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

もちろん看板も見ましたし、今のお話、私はやらないということではないんですよ。誤解のないように。やるために準備はすぐできるわけですね。あとはもう決断だけですから、今の状況を見て、最終的に承諾が得られないということであれば、もうあとはその方法しかないと思っております。

議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

14番 新垣善功議員 しかし、その前に一度ぐらいは会って、顔を合わせて、膝を交えて話してから、だめだったらそれは土地収用法もやるべきだと思いますよ。これは、ある意味では心変わりするかもしれませんよ。やるべきことをやって、それでも交渉が前に進まなければそれはやるべきですよ。皆さん方は一度も行っていない、一度もお会いしていないということは、これはトップとしていかなものかと私は思いますよ。ひとつ頭を下げて、村長思い出してくださいよ。あの青葉苑の建設のときにどうだったですか。前の村長は。いろいろな罵声を浴びながらでも粘り強く交渉してやったんでしょう。あのときあなたは議員でしょう、村長も。そういうことで粘り強くやって完成して、あんな立派な青葉苑をつくってきたんですよ。そういうことでも長たるものは先頭を切っただけに出て、そういうものは成し遂げないと。ひとつそのことを指摘して、次の質問に移ります。

農業委員会の事務局体制ですけれども、一向に変わっていないですね。ただ、出向辞令1つのみを出して人員もふえていない。村長は私と約束したでしょう。平成29年3月定例議会において、村長はしっかり約束を守って積極的に取り組んでいきますと。これはやっていないじゃないですか。今聞いてみたら、出向を1人させて、体制そのものは変わっていないですよ。

そして中城村職員定数の定めによれば2名ですよ、農業委員会の職員は。この条例を見たことがありますか、村長。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 定数条例が2名というのは認識をしております。

議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

14番 新垣善功議員 さっきから言っているように、そこは条例をちゃんと守ってやってくださいよ。まさしく農業、今中城村の一番大事なのは産業でも農業以外はないと思うんですよ。農業以外何があるの、産業で。中城村が生き延びていくには農業を振興して農業で食っていく以外ないんですよ。ひとつ村長、約束は守ってくださいね。言ったことは責任を持ってやってください。議事録には残っているんだからね、ちゃんと。ひとつそういうことをしっかり守っていただきたい。私はこれは3回も質問しているんですよ。だから積極的に取り組んでいくということはどういう意味なのか。そして約束したことは守っていくと。そういうことはしっかり守っていただきたいと思います。

農林水産課の課長も農業委員会の事務局長を兼務、そして係の新垣君が出向という、旧態依然と変わっていないんですよ。新しい農業委員会法が改正されて、これから中城村の農業振興計画もつくろうとしている中で、農業委員に対する取り組みがなっていない。しっかり農業について振興していただいて、中城村の活性化をしてください。農業は観光とも連携すればいいアイデアが浮かぶと思うんですよ。これからは農業が大事な時代が来ると思いますので、しっかりと農業振興には力を入れてください。

それと最後になりますが、ポイ捨て条例については検討したこともないんですか。庁議でもって、こういう条例をつくる場合は村長が先頭を切って、集めてプロジェクトチームでもつってそれについて検討したことはありますか。

議長 與那覇朝輝 住民生活課長 津覇盛之。  
住民生活課長 津覇盛之 お答えいたします。

このポイ捨て条例に関しましては、まだ具体的にどういった形で取り組んでいくかというのはまだ検討はいたしておりません。今後、当然近隣の宜野湾市とか浦添市あたりの資料を取り寄せて、また出向いて、その辺の調査をしてから制定に向けて取り組みたいと考えております。

議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

14番 新垣善功議員 遅いですね、取り組みが。村長、議会から皆さん方にいい提案がたくさん出ていると思うんですよ。それを皆さん方は無視して馬耳東風みたいに聞き流して何の対応もしないんですか。これまで議員の方々からいろいろなすばらしい提案が出てきていると思うんですよ。それで皆さん方は検討します。頑張っていきますと言いながら、本当にやっているんですか。議会における答弁については責任を持っていただきたい。答弁はそこで答弁するだけじゃないんです。答弁したからにはそれなりの責任を持って皆さん方はやらないと、ただ議会対策としてそこでその場しのぎで答弁していたらいけないと思いますよ。言ったことはしっかりやりなさい、できないことはもう言うな。それが私の考えです。村長、言ったことはやってくださいよ。そして約束したことは守って、答弁には責任を持つように課長の皆さん方に強く指導してくださいよ。特に副村長、あなたが内部の指揮を、放任主義になったらいけないですよ。しっかり守ってもらわないと。厳しいことを言いましたけれども、ひとつ今期最後の議会ですので、まとめてやりましたけれども、職員の資質向上そして監督をしっかりやって、そして物事は常に計画書をつくって、それにのっとってやってもらいたい。単なるその場の思いつきではなくて、年間の計画をつくって各課、その目標に向かって頑張ってください。強く要望いたしまして、終わります。

議長 與那覇朝輝 以上で新垣善功議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休憩(11時34分)

~~~~~

再開(13時30分)

議長 與那覇朝輝 再開します。

続きまして、仲松正敏議員の一般質問を許します。

5番 仲松正敏議員 こんにちは。午後の一番バッターということで、議長よりお許しが出来ましたので、これより通告書に従って一般質問をしたいと思っております。

大枠1. 児童生徒の生活習慣病について。  
児童生徒の生活習慣病が多くなっていると言われていたが、村内の児童生徒の状況はどうなっているか。村民の健康の保持・増進に向けて生活習慣病は重要な健康課題と考えます。児童生徒の生活習慣病に係る状況把握については、学校保健法の中では健康診断の検査項目に含まれているか。それと、本村の児童生徒の生活習慣病についての取り組み状況はどうなっているか。

大枠2. 農業振興について。平成30年度の施政方針で今年度中に本村の特産品である島ニンジンの普及や販路拡大を目指して、11月11日を島ニンジンの日として定め、そのためにも島ニンジンの栽培技術向上、栽培面積の拡大、認知度及び消費拡大につながる事業を今後も展開していくとありますが、具体的にどのような事業をされていくのか、所見を伺います。以上、簡潔な答弁をよろしくお願いします。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは仲松正敏議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番につきましては教育委員会のほうでお答えをいたします。大枠2番につきましては農林水産課のほうでお答えをさせていただきます。

す。

私のほうでは御質問の農業振興についてでございますけれども、議員も御承知のとおり、去年島ニンジン旬入り宣言など、いろいろ農業振興にかかわるイベントなどもやってまいりましたけれども、そのときに、島ニンジンの日を制定しようじゃないかという話がございます、今、御質問の中にもありますけれども、11月11日というのは非常にニンジンの形にも似ているという大変短絡的な感じではありましたが、おもしろいなということで考えておりましたが、いろいろな方々にお話を聞くと、ちょっと時期には早いんじゃないかと。その島ニンジンの旬の時期ですね、そこには早いんじゃないかという話などもありまして、今、じゃあ日にちをちょっと変えて議会に提案しようかという話になっているようでありますので、あとは原課のほうでその詳しい話はまた述べさせていただきますと思います。いずれにしても、農業振興にかかわるいろいろな消費拡大も含めて、しっかりと取り組んでいきたいと思っております。以上です。

議長 與那覇朝輝 教育長 比嘉良治。

教育長 比嘉良治 こんにちは。児童生徒の生活習慣病についての御質問にお答えしたいと思います。

いろいろな社会情勢や生活習慣の変化による子供の食の変化や遊びの変化等で、子供たちの健康の問題が危惧されて久しくなります。子供のころからメタボ、すなわち内臓脂肪症候群だけでなく、ロコモティブシンドロームと言われる運動器症候群が話題になり、骨や筋肉、関節等の運動器の障害等によく転んだり、骨折をしやすくなるケースが発生しています。学校保健安全法第13条において、学校においては毎年児童生徒の健康診断を行わなければならないと定められていますので、児童生徒の健康管理をそれに従って行っています。

、 の詳細に関しては主幹のほうから答えさせます。以上です。

議長 與那覇朝輝 教育総務課主幹 稲嶺盛久。

教育総務課主幹 稲嶺盛久 では、大枠1のに関しましてお答えいたします。

の生活習慣病の児童生徒の状況についてですが、本村では生活習慣病と診断されている児童生徒はおりません。しかし、小児の生活習慣病の多くは肥満症・メタボリックシンドロームに伴うものと言われておりますので、肥満度20%以上の児童生徒については予備軍と捉えています。平成29年度の村内3小学校における肥満度20%以上の児童は110名で、小学校全体の8.7%となり、中学校におきましては38名で全体でも同じく8.7%となっています。高学年になると増加傾向にあり、肥満度50%以上の高度肥満の小中学生は13名おりました。この保護者に対しましては、各学校から専門医の受診を促しております。

続いて の学校における生活習慣病に係る健康診断の検査項目についてお答えいたします。小中学校において、生活習慣病だけの状態把握に関する検査項目は含まれておりません。また、本村の児童生徒の生活習慣病についての取り組みは、健康診断前の保健調査による状況把握や特別活動や家庭科等による規則正しい生活習慣の見直しや食育による栄養指導を行い、生活習慣病の予防に努めております。また、体育の時間や遊びにおきましても縄跳びを取り入れたり、また、全国的にも少ないと言われている徒歩登校に関しても推奨したりし、運動面でも指導しております。以上です。

議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 比嘉義人。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 比嘉義人 それでは仲松議員の大枠2についてお答えします。

まず島ニンジンの日についてですが、当初島ニンジンが旬入りすることを広く周知する目的で制定しようと考えていたため、島ニンジンが出始める11月11日を予定していましたが、普及や販路拡大をより効果的に行うには、島ニンジンの出荷量が安定する時期に島ニンジンの日を設定したほうが良いと考え、現在は12月12日を案で農家やJAと調整を行っています。

次に栽培技術の向上や栽培面積の拡大につきましては、現在生産量の大半を占めているオレンジ系統の島ニンジンをもともと島ニンジン本来の色である黄色に戻すことを優先に取り組みながら、基本となる栽培基準をまとめています。また、昨年整備しました洗浄機により、出荷時の負担が軽減され、その結果、農家では作付面積をふやしていきたいという声が上がっております。知名度及び消費拡大に関する事業につきましては、昨年と同様、収穫体験やフェアを開催するとともに、今年度は中城中学校の2年生による商品開発の授業において島ニンジンの加工品もできる予定です。

議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

5番 仲松正敏議員 再質問をしたいと思えます。

今の児童生徒の朝食の欠食、また夜型生活習慣、日常的な身体活動の減少に代表されるよくない生活習慣を児童生徒において肥満、高血圧、高脂血症、糖尿病といった成人同様の危険因子の増加につながっていると思われまます。児童生徒の生活習慣病は予防が第一と考えます。東京都予防医学協会の調査結果によりますと、既に生活習慣病になっている子供が少なくとも2%おり、よりよい生活習慣へと変容が必要であると。そのための支援を要する児童生徒を含めると、およそ20%の子供たちが生活習慣病対策の対象者となっていると言われております。それと沈黙の疾患と言われる生活習慣病に対応する

ためには、健康教育と並んで危険因子の早期発見、早期対応が必要である。先ほど委員おっしゃったとおり、児童生徒のうち5人に1人が何らかの形での対応が必要とされる現状では、小学校4年生並びに中学校1年生を対象に小児生活習慣病予防健診を実施することの意義は大変大きいと考えますが、そのことについての所見をお願いします。

議長 與那覇朝輝 教育総務課主幹 稲嶺盛久。

教育総務課主幹 稲嶺盛久 お答えいたします。

生活習慣病に関する予防対策は必要と考えております。そこで現在行われている対策としましては、先ほど教育長からもありましたように、学校におけます健康診断がございます。また、家庭における健康観察を踏まえ、学校生活を送るに当たり支障があるかどうかについて検査を行い、健康状態を把握することを行っております。また、小児生活習慣病の予防健診の実施についてですが、学校の健康診断におきまして、生活習慣病の早期発見につながると捉えております。以上です。

議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

5番 仲松正敏議員 学校現場では年に1回健康診断を行っている。それで、児童生徒の生活習慣病予防について、本当に大変重要なことと考えていることは同じだと思えますけれども、本村の児童生徒の肥満傾向の現状についてお聞きしたいと思えますが、文科省で毎年実施しております全国体力運動能力、運動習慣等調査では、小学校5年生と中学校2年生を対象に調査されたと思えますが、本村では平成25年の調査で肥満度50%を超える高肥満の出現率、小学校男子では何パーセントか、女子では何パーセントか。中学男子で何パーセントか、女子で何パーセントか。わかる範囲内で平成26年、27年度、28年度の数値もわかりましたらお願い

します。

議長 與那覇朝輝 教育総務課主幹 稲嶺盛久。

教育総務課主幹 稲嶺盛久 お答えいたします。

村内におけます体育測定は、以前ローレル指数と肥満度の2種類がございまして、平成28年度から肥満度の報告に統一されました。よって、平成25、26年に関しましては、ローレル指数と肥満の両方ですので、村内を比べることはできないのですが、平成28年度と29年度におきましては、肥満度に関する報告がありますので、それでお答えいたします。

平成28年度の肥満度50%を超える高度肥満は、小学校男子は村内3校で5名でした。よって、出現率は0.9%となります。小学校女子も5名でして、出現率は0.9%でした。中学校男子におきましては0名でしたので、出現率は0%。中学校女子は3名でしたので、出現率は1.3%となっております。

続いて平成29年度の肥満度50%を超える高度肥満について報告いたします。小学校男子は7名でしたので、出現率は1.0%。小学校女子は6名で、出現率1.0%でした。中学校男子は1名で出現率0.5%、中学校女子は2名で0.9%です。なお、数値に関しましては少数第二位を四捨五入しておりますので、人数の違いがありましても同数値になっていることが報告されております。以上です。

議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

5番 仲松正敏議員 人数とパーセントから見ると低いような感じは受けるんですけども、この高度肥満度率というのは全国、県と比べるとどんなですか。低いのか、ちょっと高いのか、その辺どうですか。

議長 與那覇朝輝 教育総務課主幹 稲嶺盛久。

教育総務課主幹 稲嶺盛久 お答えいたしま

す。

実は国や県のデータ自体が肥満度20%からの開示となっておりますので、肥満度50%の単独に関しては今私のほうでは手持ちしておりません。ただ、20%以上と国、県、村を比べた場合には、先ほど申しましたように、県の値に比べて村は8%前後ありましたので、若干高い数値かと思われれます。国や県の20%以上の肥満度に関しましては、おおよそ2%から10%の間で学年の発達、学年の段階によって違いがございました。以上です。

議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

5番 仲松正敏議員 全体的に見ると決して高い数字ではないということですね。学校保健法による健康診断で身長・体重測定や、内科健診、視力、聴力、貧血検査、尿検査等の検査は実施されていると思いますが、これらの結果と高度肥満の出現率の推移を見ながら、小児生活習慣病予防健診の導入についてはどのように考えているかお聞きします。

議長 與那覇朝輝 教育総務課主幹 稲嶺盛久。

教育総務課主幹 稲嶺盛久 お答えいたします。

健康診断の項目の件を今お話しされておりましたけれども、健康診断においてわかるものもございまして、例えば肥満度が算出できる身長や体重の測定、糖尿病の傾向がわかる尿検査、虫歯や歯磨きの状態を知る歯や、口腔検査において食生活の傾向もわかります。また、生活習慣アンケートを実施し、就寝時間や起床時間、朝食摂取を知ることによって生活習慣病の予防及び早期発見につながり、対象児童生徒におきましては専門医への受診を促しております。村教育委員会としましては、今後も健康診断における結果をもとに、病気の可能性がある児童生徒に関しては専門医への受診を促していくことを実施してまいりますので、新たに小児生活習慣病に関

する予防検査の導入の予定はございません。以上です。

議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

5番 仲松正敏議員 この学校での健康診断の項目については、後で聞きたいと思います。やはり病気は治療よりも、まずは予防が大切であると考えております。そのためには子供たちの健康状態を知ることが大事だと考えております。それで、学校保健安全法の中で、本村の小中学生、中学生の健康診断時に血液検査は実施されているか伺います。

議長 與那覇朝輝 教育総務課主幹 稲嶺盛久。

教育総務課主幹 稲嶺盛久 お答えいたします。

現在のところ、村内の小中学校では血液検査は実施しておりません。

議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

5番 仲松正敏議員 その血液検査に関してですけれども、なぜ学校現場で血液検査を実施する必要があるかという、先ほども言いましたけれども、病気は治療よりも予防が大切であると。生活習慣病を起因とした糖尿病やがん、肝疾患等の早期発見をする上で血液検査はとても有効な検査だと言われています。血液検査に関しては現在、国の動きとして今後の健康診断のあり方等に関する検討会が設置されました。厚生労働大臣の発言もありますので、小中学生を対象とした血液検査の検討も進められることが想定されます。現段階では本村において血液検査の実施はされていないとのことですが、今後、国の動きを注視し、状況に応じて早目の対応ができるよう検討されてはどうかと考えますが、どうですか。

議長 與那覇朝輝 教育総務課主幹 稲嶺盛久。

教育総務課主幹 稲嶺盛久 お答えいたします。

先ほどの答弁でもお答えしましたように、現在のところ予定はしていないのですが、今後国の動向を踏まえながら学校医、学校歯科医、また養護教諭や管理職、保護者等の意向を踏まえながら動向を見ていきたいと考えております。

議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

5番 仲松正敏議員 早目に保護者、学校関係とも連携をとり、できるだけそれが実施されるようお願いしたいと思います。

それと、沖縄県は生活習慣病を起因とした糖尿病やがん、肝疾患等により65歳未満で亡くなる人の割合が全国で一番高くなっていると言われています。20代の人々の健診のデータを見ましても肥満度が高く、肝機能を示す数値の悪い人が多いようです。そこで、もう少し早い段階から生活習慣病予防についての取り組みが望まれるのではないかと思います。それで、教育委員会管内の学校における健康診断において、学校保健安全法施行規約で定められている項目以外に教育委員会独自に追加健康診断項目はありますか。先ほど健康診断での項目はいろいろ話されておりました。それ以外に教育委員会独自で追加項目があるかどうかお聞きします。

議長 與那覇朝輝 教育総務課主幹 稲嶺盛久。

教育総務課主幹 稲嶺盛久 お答えいたします。

先ほどの答弁でもお伝えしましたが、現在のところ教育委員会としましては、この小児生活習慣病に関する特別な検査項目を予定してはおりませんが、先ほどの身長、体重以外にも視力の検査または心電図などで生活習慣に関する項目も取り上げられると考えておりますので、現在のところ予定はしておりません。

議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

5番 仲松正敏議員 なぜ、これ以上この検査項目をふやさないのか。その理由はどのような理由ですか。

議長 與那覇朝輝 教育総務課主幹 稲嶺盛久。

教育総務課主幹 稲嶺盛久 お答えいたします。

健康診断以外にも生活調査等のアンケートを行っている就先ほど述べましたけれども、それにおきましてまた家庭訪問等でも保護者との面談を行っております。それに伴って健康診断に加えまして聞き取り調査等を行っていますので、現段階としましては、このような既存の健康診断等で把握できるかと思っております。しかし、やはりそこで見つけられないところもございますので、それに関しましては専門医の学校医が健康診断を行い再検査の通知も学校では行っております。その再検査をきちんと保護者にお伝えし、そこから受診を促すような働きをしていきたいと考えております。ですから改めてできないというような理由ではなく、今行っております健康診断等で対応しているという状況です。

議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

5番 仲松正敏議員 いうなれば、今行っている健康診断項目とそれから家庭訪問、いろいろあわせて、まだやる必要がないということですか。都道府県教育委員会による学校おける健康管理に関する調査で、追加健診項目を調査したところ、市区町村教育委員会については、1,741件この調査を配布したところ、そのうち1,330件から回答があり、追加項目について次の内訳の項目があります。1つ目、貧血についての血液検査432で33.2%、それから生活習慣病についての血液検査も305で23.5%、血液検査111で8.5%、運動検査66で5.1%、視覚検査30で2.3%。今5つ挙げましたけれども、この5つの検査以外でも36、それから57.5%、検査項目をされているようであります。それで、この検査結果からもわかるように、全国では追加健診をされているようですから、本村の学校でも子供たちの健康、生活習慣病の予防のために

も追加健診項目が必要ではないかと考えますが、改めてお聞きしますが、今の全国の学校の調査からもわかるように、いろいろ学校ではされているような感じであります。それで、その検査項目をふやす検討はされないかどうか、もう一度伺います。

議長 與那覇朝輝 教育総務課主幹 稲嶺盛久。

教育総務課主幹 稲嶺盛久 お答えいたします。

先ほどのデータ、参考になりました。1,330件余りの市町村から30.5と該当する市町村が行っているという事実を確認いたしました。ありがとうございます。現在のところ、中城村においては実施しておりません。今後も運動の推進に取り組みながら、規則正しい生活習慣の確立に努めて取り組んでまいりたいと考えておりますが、村内の学校医、先ほど話しました歯科医、養護教諭、管理職等も含めまして、国の動向を注視しながら検討していくかどうかを判断していきたいと考えております。以上です。

議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

5番 仲松正敏議員 ぜひ、国の動向それから他市町村のそういったデータも検討しながら、子供たちの健康を守る意味で検討されるようお願いいたします。

児童生徒の生活習慣病への対策は家庭や学校のみが取り組むだけでは効果は薄く、行政として村のかかわりが大切であると考えます。近年、生活習慣病予防健診に取り組む自治体がふえていると聞きます。やはり本村も学校保健安全法の小学生、中学生の健康診断時に血液検査の実施に向けた検討が必要だと考えます。血液検査は先ほども言ったように、小児生活習慣病の早期発見につながると言われています。その検査結果は保護者に返すだけでなく、その子の生活習慣とリンクさせて学校医、養護教諭、栄養士、保護者と情報を共有し、その後の指導に結

びつけていくことが必要かと思えます。小児生活習慣病は早期であれば、半年ぐらいの食事療法で完治する率が高いと言われておりますので、成人病の予備軍の小児生活習慣病をなくすことは、国民健康保険医療費の負担軽減にもなりますので、血液検査の早期実施を考えてはどうか。村長の見解もお聞きします。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

今内容を一生懸命私の頭の中で考えていましたけれども、もちろん学校現場等の意見も聞きながら一緒になってやっていくものだと思っておりますので、ただ、議員がおっしゃるように、議員のお話を聞いていますと、恐らく医療費等の負担軽減につながることはあるだろうなという思いはありますので、もう一度、きょう実は初めて議員からお話を聞いておりますので、持ち帰ってしっかり相談しながら考えていきたいと思います。

議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

5番 仲松正敏議員 やはり、私としても行政のトップである村長の見解を聞かないと、またきょう眠れないようなことになりかねませんので、ありがとうございます。やはり中城村の宝である子供たちの健康を考えて、子供たちが生活習慣病にならないようにするには、私たち大人の責任だと思えます。家庭生活の問題だけにせず、学校、家庭、行政が連携を密にし、子供たちの健康を考えていく必要があると思えます。

次、大枠2番のほうに移ります。まず、この11月11日の島ニンジンの日制定については、確かに11月初旬から中旬ごろはまだまだ島ニンジンを出荷するには早いかと私自身も思います。昨年でしたか、吉の浦会館で野菜フォーラムがあったときも、来場者に配っていた島ニンジンも小ぶりでしたし、色もいいとは確かに言えませんでした。やはり島ニンジンを知り、普及

や販路拡大を目指す目的で制定するには、島ニンジンがしっかり成長した時期に合わせることが大事だと思います。ぜひ農家さんやJAとしっかり話し合っている日を設定していただきたいと思えます。

施政方針の中から読み上げて続けていきたいと思えます。本村の農業は衰退傾向にあり、兼業率の高さに加え、就業者数の減少や労働力の高齢化等の問題を抱えており、担い手の確保育成、経済性の向上など、安定した営農の実現に向けた仕組みづくりが急務となっており、そのため中城村の農業を取り巻く社会情勢や、国及び沖縄県の動向等を踏まえ、本村の農業振興を総合かつ計画的に推進するための中城村農業振興ビジョンの作成に取り組んでいくと。また、昨年再発足いたしました村農業青年クラブや生産組織の育成にも努め、県などの関係機関と連携し営農指導を強化することで農業経営の改善及び栽培技術向上を目指していく。以上のことを村長は施政方針で述べておりました。施政方針の中で本村の農業は衰退傾向にあり、兼業率の高さに加え、今さきも話しましたけれども、このような問題の解決には担い手の確保、育成、経済性の向上など、安定した営農の実現に向けた仕組みづくりが急務となっていると考えておられるようですが、このようなさまざまな問題に対してどのような取り組みをされていくのかお聞きいたします。

議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 比嘉義人。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 比嘉義人 それではお答えします。

担い手の確保については、現在農業青年クラブを中心に話題を持ちかけていますが、農業をする若者がいないのが現状です。去年ニンジン洗い機を6機導入し、農家の労働力の軽減を図ってまいりました。島ニンジンを掘るためのバックフォア1機があり、今年度はバック

フォーを1機、収穫時にリースをしていく予定です。育成、経済性の向上につきましては、農業指導員、JA、農業普及センターと連携を図りながら努めてまいりたいと思います。経済性の向上については、年1回の南中部農産物フェア等を行い、中城村の野菜を村内外でPR活動を行うことで販路が拡大され、育成、経済性の向上につながっていくと考えます。

議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

5番 仲松正敏議員 同じく施政方針の中で、中城村農業振興ビジョンの作成に取り組むとあるが、農業振興ビジョンの内容について、いま一度お聞きします。

議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 比嘉義人。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 比嘉義人 それではお答えします。

中城村農業振興ビジョンの内容は、中城村の農業は年々農業就業者数や生産高が減少している。そのため村の特性や魅力を生かした農業を推進することを目的に、農業振興ビジョンを整備します。内容につきましては2カ年かけて作成する計画で、初年度となる平成30年度は本村の農家の現状と課題を把握するため、アンケート調査やヒアリングを実施し分析を行います。2年目の平成31年度は分析結果をもとに、営農・農地作物及び農観光などの農業全般に網羅したビジョン作成に取り組みたいと考えております。

議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

5番 仲松正敏議員 これまで事業の中で、わったー島ヤサイ産地力事業があったと思うが、今も継続事業をされているのかお聞きします。

議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 比嘉義人。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 比嘉義人 お答えします。

わったー島ヤサイ産地力強化事業は平成27年

から平成29年度で事業は終了しております。

議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

5番 仲松正敏議員 このわったー島ヤサイ産地力事業が終わったということで、それにかわる島ヤサイ産地拡大事業があるとお聞きしましたけれども、その事業の目的、それと事業主体はどうなっているか。

議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 比嘉義人。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 比嘉義人 それではお答えします。

この事業は沖縄県の沖縄21世紀農林水産振興計画に基づき、県内で伝統的に食されてきた野菜である島ヤサイの産地強力強化を推進するため、安定生産技術の現場検証とその効果の確認による生産農家への普及啓発及び販売促進活動による島ヤサイの消費拡大を図ることを目的としております。村で補助は行います。

議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

5番 仲松正敏議員 その事業は村で行うということですが、その補助率と、それからこの事業の対象作物としてどのようなものかを考えているか。また、対象作物はどうやって決めていくのか。それと、期待できる事業の効果もお聞きしたいと思います。

議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 比嘉義人。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 比嘉義人 それではお答えします。

島ヤサイ産地拡大に向けた推進活動、協議会の開催、調査の実施検証、試験の実施及び啓発活動とする経費になります。補助率は2分の1です。対象作物につきましてはウンチェー、シマナー、島ニンジン、島ラッキョ、ターンム、ナーベラー、ニガナ、ハンダマ、フーチバー、モウイ、カンダバー、野菜、パパイヤ、その他県知事が認める品目ということで島ダイコンも入っております。中城村では、島ニンジン、島

ダイコン等を考えていますが、農業指導員とJA農家と相談をして決定していきたいと思いません。期待できる効果としては、島野菜の安定生産可能な産地が育成され生産拡大が図れる。島野菜が新たな経済品目として有利な販売が図れることで、農家の所得向上につながると思いません。

議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

5番 仲松正敏議員 ぜひ、その事業の効果が上がるように期待しております。これまでも島ニンジンについて何度か質問しましたが、栽培技術の指導を中心に取り組み、生産向上を図って、最終的に拠点産地の指定を目指したいとの考えをお聞きしてきましたが、これまでの取り組みの成果をお伺いいたします。

議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 比嘉義人。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 比嘉義人 お答えします。

平成27年度は特性の調査、根色の遺伝、環境変異の調査、栽培法の検討をいたしました。平成28年度は優良種子の選別、成分分析。平成29年度は改良集団の作成、栽培方法の確立、栽培密度実験の再検討。平成30年度はDNAの確定に向けた作業準備を行う予定です。効果としては根色、黄色の島ニンジンの良質な種子の選別に近づいていると考えます。中城村で取り組む事業としては販促活動、県と共同で島ニンジンの緑化防止のフィルム開発、フィルムで緑化が抑えられ、店頭に置ける日数が長くなった。販促活動については、南中部農産物フェアを開催したことで、村外に島ニンジンの知名度が上がったと考えます。

議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

5番 仲松正敏議員 このDNAの解析が平成29年度からされていて、ことし平成30年度にはDNAの判定が決定される予定と言われましてけれども、私にしてみれば疑問に感じるとこ

ろもあります、期待したいと思えます。そうすれば混植も安定してくるし、島ニンジンの良質な種子が広まり販売でも有利になり、農家所得の向上にもつながると考えます。ぜひ期待したいと思えます。

島ニンジンの緑化防止フィルムの件ですが、その効果ですが、フィルムに入れたニンジンの緑化は確かに抑えられたと思えます。私はニューマンに出かけて、このフィルムに入れたものがあって、二、三日続けて見に行ったんです。確かに日数が長くなって、色がそのまま変化しないで長くなっているのがわかります。すばらしいものを開発されたと思えます。ただ、このフィルムの大きさの種類をあと何種類かふやせないか、そういう話を農家より聞きますが、今までのフィルムは袋のサイズは1種類ですか。ですよ。これを農家は、それを中心に少し大きめとか、もう少し小さいの、あるいはまた少し幅の。今まではたしか2本しか入らないところだと思ふんですよ。それを3本ぐらい入るとか。そういうものを農家は希望しておりますので、ぜひそのほうも実現できるようにお願いいたします。中城島ニンジン系統保存についてももう一度お聞きしますが、中城島ニンジン系統事業が平成30年度から平成32年度まで実施されることになっているが、この事業は平成24年度に北浜地区に1棟、南浜地区に1棟、和宇慶地区に1棟のビニールハウスを建てたが、ハウス1棟、たしか50万円でしたか。80万円の予算で建てたと思えますが、そのハウスの目的は島ニンジンの黄色系統に統一し、継続していく目的として選抜した島ニンジンの種子を栽培し、生産農家へ配布する目的の事業だったと思えますが、今回の中城島ニンジン系統保存事業は別に目的があっての事業なのか、それとも継続事業なのか。その辺どうですか。

議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 比嘉義人。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 比嘉義人 お答えします。

議員おっしゃるとおり、島ニンジンの種子を栽培する目的で設置いたしました。今回も島ニンジンの種子を栽培するのが目的の事業です。ビニールハウスを設置してから数年が過ぎてビニールが破損しているため、張りかえ事業を進めてまいりたいと思っています。

議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

5番 仲松正敏議員 このビニールハウスの事業の目的、島ニンジンの種子を栽培し、生産農家へ配布する事業だと思いましたが、平成24年から始まっているんですけども、なかなか私の見た限りではこの種子が配布されていないような、それも栽培されているかも疑問に思いますが、どうして種子が栽培されなかったのか、その辺。

議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 比嘉義人。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 比嘉義人 お答えします。

議員おっしゃるとおり、この事業については平成20年度から開始し、ビニールハウスが完成したのは平成26年度で、平成27年度については島ニンジンの種子の植えつけは行っておりません。平成28年度には1軒の農家が種子の植えつけを行っており、平成29年度は農業指導員で2カ所で植えつけを行っております。1カ所につきましては、農家との調整がおくれたため植えつけはできませんでした。農林水産課として今後農家と調整を早目に行い、有効活用してまいりたいと思っております。

議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

5番 仲松正敏議員 それでは、いつごろからこのビニールハウスで育てた種子が生産、再配布されるか。これでは事業を執行しているとは到底思えないし、また予算の無駄遣いと思えないが、生産農家も役場は一体何をやって

いるんだという不信感も出てくるし、この事業は本当に実行できるのか。課長の考えをしっかりと聞きしたいと思います。

議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 比嘉義人。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 比嘉義人 お答えします。

琉大との島ニンジン栽培研究で時間を要したことにつきましては御理解をいただきたいと思っております。現在研究で選抜した良質な種子を今年度植えつけ、平成31年度からは農家に試験的に配布する予定であります。

議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

5番 仲松正敏議員 事業というのは時間をかけて計画書をつくり実施していくわけで、ましてや予算を使っていくものだから、結果を出さないと何の意味も持たないと思っております。これから、農家の期待を裏切らないようにしっかり取り組んでもらいたいと思っております。今答弁されたように、平成31年度から農家にしっかり配布するという答弁でしたので、しっかりと責任を持って実施するようお願いいたします。

島ニンジン生産農家にとって島ニンジンの植えつけから収穫までは、皆さんもある程度認識されていると思いますが、6月ごろから土づくりが始まって7月、9月いっぱいまで種まき、その後間引きが始まって12月の初めごろから2月いっぱいまで収穫します。農家というのは、野菜づくりも大変な作業ではありますが、特に島ニンジンの収穫作業はきつい仕事で、島ニンジンの長さが約35センチから45センチ、それが長いもので50センチを超えるものもあります。それを二股の道具、ティブクという道具を使って掘るわけですが、若い青年でも嫌がるきつい仕事であります。ましてや島ニンジン生産農家の方々はどうもほとんど高齢化して、後継者もほとんどいない状況です。そのときに平成24年度に導入された島ニンジン掘り機、バックフォー

のおかげで島ニンジンの収穫が大分楽になったと農家から聞いております。しかし、生産農家の数に対して、このバックフォアは今1台です。1台は到底使いたくても使えない農家も出てくるわけで、やはり均等に使えるためには、バックフォアをもっとふやしてほしいという農家の要望がありますが、課長もそのところはしっかりとわかっていると思います。私は以前にも一括交付金を活用しバックフォアをふやせないかという質問をしましたが、先ほどの答弁で1台リースして2台にふやすと話していましたが、それを2台にできないかお聞きします。結局3台になるわけですね。

議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 比嘉義人。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 比嘉義人 お答えします。

島ニンジン掘り機のバックフォアにつける爪というのがありまして、特殊な掘り機の爪です。現在爪は2台あります。あと1台は特殊でこれからまた発注するという事になってくると、果たして予算上発注できるのかどうかわかりません。農家と調整しながら、ことしはこの2台で進めてまいりたいと考えております。

議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

5番 仲松正敏議員 爪が2つあるということで、じゃああと2つリースされる可能性はあるわけですね。

議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 比嘉義人。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 比嘉義人 お答えします。

爪のほうはリースはございません。あくまでもバックフォアのみです。特殊な爪ですから、バックフォアをリースしてもその爪がなければニンジンは掘れませんので、先ほども申しましたように、ことしは2台ありますので、2台で進めてまいりたいと思っています。

議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

5番 仲松正敏議員 ぜひ農家にとってこのニンジン掘り機が収穫の作業で大変楽になったということを知っていますので、これから後、若い農業の担い手が育つように、少しでも農家の負担を減らす意味でぜひこのバックフォアを和宇慶に1台、南浜に1台、北浜に1台ということで導入されるよう頑張ってくださいと思います。以上をもちまして私の一般質問を終わります。

議長 與那覇朝輝 以上で、仲松正敏議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休憩(14時32分)

~~~~~

再開(14時46分)

議長 與那覇朝輝 再開します。

続きまして新垣貞則議員の一般質問を許します。

6番 新垣貞則議員 それでは通告書に基づいて6番 新垣貞則の一般質問を行います。

大枠1番、久場地区の環境整備について。東海産業の北側護岸整備、高潮対策は。賀武道線横の久場地区から泊地区までの農道整備は。久場地区から泊地区の排水路・護岸の環境対策は。

大枠2番、海岸を整備して、住みよい村づくりを図る。吉の浦公園の護岸の草刈り対策は。

モール周辺の海岸を整備して、観光推進を図るには。「吉の浦公園から屋宜」まで、海岸の未整備の取り組みは。

大枠3番、中城中学校を沖縄一にする。中城中学校の環境課題は。(校門前の交通安全対策は。砂場の設置は。陸上部部室前の排水路対策は。)生徒の県内・県外派遣に関する助成金要項の目的は。中城中学校を沖縄一の学校にする取り組みは。以上、簡潔な答弁をお願いします。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは新垣貞則議員の御質問にお答えします。

大梓1番につきましては都市建設課と農林水産課、大梓2番につきましては都市建設課と企業立地観光推進課、大梓3番につきましては教育委員会のほうでお答えをさせていただきます。私のほうでは御質問の海岸の整備についての御質問ですけれども、きのうの新垣博正議員の御質問にもお答えしましたけれども、今後中城においては城跡以外の観光資源の部分で考えたときには、この海岸というのは大きなキーワードになるだろうという話をさせていただきました。今現在でも中城の吉の浦海岸一帯で、例えばビーチスポーツだとか、あるいはアクティビティで何か展開ができないだろうかとか、いろいろな提案もございますので、御質問の海岸の整備も含めて今後観光資源として見出せるかどうか真剣に検討してまいりたいと思っております。詳細につきましてはまた原課でお答えをさせていただきます。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 教育長 比嘉良治。

教育長 比嘉良治 こんにちは。中城中学校を沖縄一にするという取り組みということですが、スポーツ面においては既に去年、女子駅伝で沖縄一になっています。学校現場と連携して、今年度もその取り組みを継続して行うことが大事だと思っております。また、私も土曜日、日曜日に行われる大会等にできるだけ応援に行き、生徒、顧問教師の激励を行っているところです。学力もスポーツも指導者の指導力がとても重要であると考えています。教育長としては人事面で指導力のある人材を配置していただくよう、中頭教育事務所をお願いをしているところです。前年度も校長、教頭を初め、教諭に関しても人材の充実を図ってきました。さらに今年度から指導主事を2人制にしたことで、学校現場に指導主事が足を運び指導助言する機会が多く持て

るようになりました。きのうもそしてきょうも事業研究会に行って指導助言を行っているところでございます。今後の取り組みとして、生徒会の活動を活性化させて、子供たちが主体的に活動し、子供同士でお互いを認め合う支持的風土の醸成による授業の充実や学習に取り組む雰囲気づくり、そして生徒同士で教え合い、学び合いができるようにすること、悪いことは生徒同士で注意ができる環境づくりをしていきたいと思っています。それによって教員は人事異動で転動しても、生徒から生徒へよい伝統がいつまでも受け継がれていきます。中城を愛し、生まれ島に誇りを持つてる人に育てたいと考えています。

、 に関しては教育総務課長のほうからお答えさせます。以上です。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 仲松範三。

都市建設課長 仲松範三 新垣貞則議員の御質問にお答えします。

大梓1の 東海産業の北側護岸については、北中城村の熱田海岸から続く旧護岸が整備されております。高潮対策については整備されていないようです。沖縄電力背後公有水面については、平成28年度に泊側の流末に鋼管を設置しました。その設置したことで環境は改善されています。

大梓2の 、吉の浦公園の海岸については中部土木の管轄となっております。管理者の中部土木に対して何度か環境対策をするよう要望をしておりますが、引き続き要望していきたいと思っております。当間から屋宜の海岸は「琉球諸島沿岸保全基本計画」の中で海岸環境を積極的に保全する区域となっており、海岸の整備計画は現在予定されておりません。

議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 比嘉義人。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 比嘉義人 新垣貞則議員の大梓1 についてお答えし

ます。

久場地区農地保全整備事業は昭和61年から平成11年まで県営で行われた事業で、その後、中城村に移管されました。工事が行われていない箇所については当時地主2名の反対で用地買収ができなかったとお聞きしています。その後、1名の地主が死亡したため、現在相続問題が解決しておりません。今後の見通しについては、相続問題が解決しない限り工事の再開は厳しいと思います。

議長 與那覇朝輝 企業立地・観光推進課長 比嘉 保。

企業立地・観光推進課長 比嘉 保 では、新垣貞則議員の大枠2の について答弁いたします。

久場地区の海岸の管理が沖縄県となっていることから、観光を推進する整備へは現在至っておりません。今後、中城村の砂浜、海岸を利用したスポーツイベントの支援事業、公募型の沖縄県の補助金があるんですけども、こちらを活用してこのスポーツツーリズムを推進する、観光に新たな付加価値を加えた魅力ある観光を推進して、観光ブランドを形成していく事業の検討を進めてまいります。以上です。

議長 與那覇朝輝 教育総務課長 比嘉健治。  
教育総務課長 比嘉健治 では、大枠3の 及び についてお答えします。

の交通安全対策についてですが、中学校校門北側の村道、朝の通学時間帯の渋滞緩和として、3月末に公安委員会による交通規制標識設置工事が終了し、現在一方通行となっています。また、校門前やその周辺におきましては、これまでも議員を初め地域の方々の御協力をいただき、朝の交通安全指導への御協力をいただいています。また、学校側においても看板設置による校門前での下車の注意喚起など、保護者の御理解と御協力を得ながら交通安全に取り組んでいます。グラウンドにある砂場等についてです

が、現在設置に向け学校側と調整を行っている状況です。

続きまして排水対策についてですが、中学校も把握しておらず、またこれまでも報告がなかったため、教育委員会としても把握しておりませんでした。排水路に砂等が沈滞している状況でした。対応については、学校側での管理の範囲で、またPTAの作業において対応するというものでありましたが、都市建設課と調整をしまして、本日維持管理作業員を動員することができました。現在作業を終了しているところであります。

の生徒の県外等派遣ですが、中学校の生徒が学校教育活動の一つとして、中学校体育連盟または文化連盟主催の運動競技、文化活動において中頭地区や沖縄県を代表して参加するため、県内離島または県外に派遣される場合の経費に対し助成金を交付することにより、保護者の経済的負担軽減を図ることを目的としています。以上です。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 それでは大枠1番、久場地区の環境問題、東海産業の北側護岸整備、高潮対策について再質問します。

久場の又吉さんの後浜原1881番地の土地の東海産業の北側の護岸です。去年の10月に発生した台風22号の影響で、海からの漂流した空き缶や海藻、ペットボトル、ガラスの破片などのごみが護岸や土地に散乱していました。親族一同で片づけて、大きなごみ袋の4つになり、またこの東海産業の護岸はふだんから高潮に悩まされ、波が集中する場所となっていますが、その原因は何でしょうか。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 仲松範三。

都市建設課長 仲松範三 現地は琉球政府時代に整備された護岸であります。高潮の場合に波が集中するのは、自然的な現象であると思われます。また、その箇所については、東海産業

と護岸とのクランクに当たることから、ごみなどが流れつきやすくなると考えられます。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 この原因は高潮被害は熱田漁港の消波ブロックがあるんですよ。消波ブロックと東海産業に挟まれて波が集中する場所となっているから高潮対策になっているんです。そういうことが原因でなっていますので、それで海岸沿いの背後には農地や住宅、工場などがあり、現在の護岸は消波ブロックがなく、台風直撃、または台風接近には大粒の波打ちがあり、住宅や農作物、工場への塩害が発生し、地域住民は困っています。その改善策はどのように考えていますか。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 仲松範三。

都市建設課長 仲松範三 調べた範囲内で現地についての越波の被害の報告はありませんが、台風時の状況等を確認した上で、県の港湾課と協議したいと考えております。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 地主の皆さんが塩害対策として約2.2メートルの盛り土をしてありますが、改善に至っておりません。この一帯は中城村、北中城村の両村にまたがり、行政の境界に当たるため改善に至っておりません。熱田地区、久場地区にとっては非常に困っています。ここを整備したら近隣住宅も塩害の緩和、農地の復活、それから遊歩道として活用ができ、両村の健康増進が図れます。土地利用の有効活用が図れる効果があります。ぜひ両村を交え県の担当課と高潮対策事業について会議する必要があります。中城村、北中城村、県港湾課と高潮対策連絡会議を開催する考えはないでしょうか。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 仲松範三。

都市建設課長 仲松範三 現地については前年度、住宅建築予定の方からも村に連絡がありました。その際にも県の港湾課に担当が電話連絡をしておりますが、被害状況も把握できてい

ない、また地域からの要望がないため検討しかねるという返事がありました。今回、久場自治会からの要望も6月8日付で届いておりますので、中部土木事務所のほうに要望していきたいと思えます。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 今答弁があったように、平成30年6月8日、久場自治会から高潮対策事業についての要請文書が出されていると思えます。もう一度確認しましょうね。私は中城村、北中城村、県港湾課とこの高潮対策連絡会議を開催する考えはないですかと聞いています。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 仲松範三。

都市建設課長 仲松範三 お答えします。

まず中部土木事務所と協議し、必要であれば両村にまたがっていますので、北中城村、久場地区、熱田地区と必要があれば会議を持ちたいと思えます。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 こういった課題は三者連絡会議を開催することで改善されると思えますので、ぜひやられてください。

次に、の賀武道線横の久場地区から泊地区までの農道整備について質問します。この久場地区農地保全1号関連農道が整備されたら、中城村の活性化が図れます。どんな方法をやれば道が整備できるかの質問をします。相続の問題があると思えます。かつ、これをつくった場合のメリットの話をしてください。

久場地区農地保全1号線の農道や久場から泊地区までの道、約80メートルが未整備で車や人が通れませんので、地域住民は困っています。この事業は何年に実施され、事業名と事業内容、目的は何ですか。この農道は久場の賀武道線横から泊のどこが終点で、久場から泊へ合計で約何メートルありますか。

議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 比嘉義人。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 比嘉義人 それではお答えします。

期間が昭和61年から平成11年までとなっております。事業名と事業内容、目的ですが、事業名が久場地区農地保全整備事業、事業内容は農道整備が主です。目的は農道排水を整備することで、地域においては通作、収穫作業の利便を図り、労働生産を高めることができ、サトウキビ大型車両の運搬に際してUターンなど、困難を生じた農道を開通することにより、安易に運行できる周辺農地の土地利用も促進できます。また、間知ブロック等を整備することで農地の侵食を防止し、農家の反収を上げることが目的であります。起点終点について、伊舎堂533-1、県道146号線、青葉苑手前から終点、久場926-4、賀武道線までの1,230メートルです。できなかった理由としては、工事が行われない箇所については、当時2名の地主の反対で用地買収ができなかったとお聞きしています。

議長 與那覇朝輝 休憩します。

休憩(15時09分)

~~~~~

再開(15時09分)

議長 與那覇朝輝 再開します。

新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 この久場から泊までの農道、未整備の80メートルです。ここを整備した場合にどういった効果が得られると思いますか。この未整備の約80メートルの農道を整備した場合の予算は80メートルの予算ですよ。幾らぐらいかかりますか。

議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 比嘉義人。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 比嘉義人 それではお答えします。

整備のメリットと効果ですけれども、農家が遠回りせずに畑に行けることがメリットかもしれませんが、議員も御存じのように、現在遊休

地や墓地の建設や不法放棄も多く、整備の効果も望めません。予算についてですが、当時の予算で大体2,000万円ぐらいの費用がかかると聞いています。現在に直すと大体3,000万円ぐらいかかるのではないかと予測されます。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 この未整備の道路整備をすることによって久場から泊までの交通が便利になり、農地の復活、土地利用の有効活用いろいろな形で地域の活性化につながると思います。この未整備の道路の一番の課題は、地権者の同意が得られない理由で工事がストップしたと思います。地権者も変わりましたので、地権者と交渉して相続の問題等があります。先ほど距離が1,280メートルあります。残り80メートルを整備したら、1本の道ができると思うんですね。この道ができることによって中城村にとってすごい効果が得られると思います。私はそう思っております。それで先ほどの答弁では3,000万円以上かかります。効果としては80メートルの整備をすることによって1,230メートルの1本の道ができるわけですよ。これはそのまま放っておくということ自体、非常にもったいないと思っています。この80メートルを整備することによって泊から久場の道ができます。そういうことで、補助事業が多分ないと思いますが、これは一般財源でもつくれるのか。そういった可能性とかもないですか。そのまま放っておくということ自体が非常に中城村にとってはデメリットかなと思っていますので、そういうことで一般財源でもつくれるのか。

議長 與那覇朝輝 休憩します。

休憩(15時13分)

~~~~~

再開(15時13分)

議長 與那覇朝輝 再開します。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 比嘉義人。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 比嘉義人 それではお答えいたします。

先ほども答弁しましたがけれども、2名の地主の説得、そのうち1名に関しては相続問題が解決しないということがありまして、よって、相続問題が解決しない限り工事の再開は見込めないということで、まずは相続問題を解決した後に、その後、財政とも調整をしてみたいと考えています。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 この道がストップしたのも地権者の同意が得られなかったという理由だと思っています。今、農林水産課長が言っているのは相続の問題があると。そういったことを解決して、この1本ができれば1,230メートルの道ができますので非常にもったいない。80メートルの道を整備したら1本の道ができます。そういうことで同意を得られるように頑張ってください。

次に 久場地区から泊地区までの排水路、護岸の環境対策について。久場公民館の下の排水路は、排水路からの木が大きくなり、護岸は人が通れないほど木が大きくなり、環境を悪化していました。その対策はどのようにしましたか。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 仲松範三。

都市建設課長 仲松範三 お答えします。

御指摘がありましたので、都市建設課のほうで5月16日に木は伐採いたしました。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 今、都市建設課から答弁があり、5月16日に都市建設課のほうで排水路の木を伐採したおかげで公民館の下の排水路もきれいになり、護岸もきれいで人が通れるほどになりました。御苦労さまでした。伐採した木を農道に置き、農道に置いた木を久場自治会で片づけをしました。役場と久場と役割を分担したおかげで護岸も農道もきれいになりました。この排水路の護岸環境問題もお互い同士で協力

すれば解決できる方法の質問をします。

まず護岸の環境問題から質問します。発電所入り口の護岸、現在鉄筋業者の後ろの護岸は犬や猫のふんがたくさんあり、人が通れないほどありましたので環境が悪化しています。その対策はどのようにしましたか。

議長 與那覇朝輝 住民生活課長 津覇盛之。

住民生活課長 津覇盛之 それではお答えいたします。

この現場については議員から御指摘がありまして、その後現場を確認しまして、注意看板を設置しております。その後はこのふん等の放置はある程度改善されたかと思えます。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 住民生活課長から答弁がありましたように、立て看をやってから改善されています。御苦労さまでした。

次、久場地区から泊地区までの水路の環境問題については、約7年前からこの課題を解決するようという要請をしています。あちらこちらにヘドロや土砂がたまり、去年は排水路の中の中央部ですが、水が減って8月3日には約1万匹の魚の死骸があり、悪臭がしています。水が淀み、排水路の環境を悪化しました。その対策はどのようにしましたか。そして県は久場から泊までの排水路は埋め立てする計画があるそうですが、そういった話は聞いていますか。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 仲松範三。

都市建設課長 仲松範三 魚の大量死に関しましては、暑さ等で同じ時期に県総合運動公園においても大量死があったと思います。泊地区については、大量死の直後に雨が降り、その問題は解消しております。埋め立てに関する計画ですけれども、ことしの5月18日に県港湾課とこの公有水面についての協議がありました。その中で対策案ということで、具体的に実現性も乏しいと思いますが、担当の方から埋め立てをして緑化という案もあるよねということは言って

おりました。今後も港湾課も積極的にこの問題を解決していくという方向性ですので、私たちも一緒になってまた協議していきたいと思いません。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 今、この久場から泊までの排水路の課題を解決するには中城村、県、地元、久場、泊、3者間で問題解決する話し合いをする必要があると思っています。問題を解決するために先ほど都計課長からありましたように中城村、県、地元、3者間で排水路対策会議をすることによって、この課題が解決すると思います。そういうことで、そういった3者間の排水路対策連絡会議を開催する考えはないでしょうか。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 仲松範三。

都市建設課長 仲松範三 県の港湾課もその問題については、喫緊の課題であるということで認識しております。沖縄県は、県、中城村、電力、3者で協議して解決したいと言っておりますので、必要であればまた県の港湾課と協議して検討してまいりたいと思います。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 この課題は3者間で連絡会議を開催することで解決されると思っていますので、そういうことでぜひ開催をしてください。

次、大枠2番ですね。海岸を整備して、住みよい村づくりを図るです。吉の浦公園の護岸の草刈り対策について質問します。現在、この護岸はどういった状況でしょうか。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 仲松範三。

都市建設課長 仲松範三 この海岸につきましては、以前から中部土木事務所のほうに環境対策を要望しております。中部土木事務所の回答は予算がつけばという返事をいただいております。今後もまた草が邪魔にならないように中部土木事務所に要望してまいりたいと思います。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 私はこの護岸は現在どうなっていますかという質問です。現在、この護岸は草が生えて環境を悪化しています。ぜひごらんになってください。それで吉の浦公園の護岸の管轄は県の中部土木事務所の管轄です。今回の補正予算で中部土木事務所からの海岸、海浜、浄化業務委託金として90万円の予算が計上されました。この予算の目的は海岸の清掃やごみの処理の予算です。現在、吉の浦公園の護岸は草や木が生えて、村民がウオーキングがしにくい状態です。この90万円の予算を使って、草を刈って村民が憩える護岸にすることができないでしょうか。

議長 與那覇朝輝 住民生活課長 津覇盛之。

住民生活課長 津覇盛之 それではお答えいたします。

今回、補正で沖縄県からの海岸海浜浄化業務委託金ですけれども、基本的には海岸の漂着物とか、そういったごみの処理ということで、美化活動に活用しますけれども、この伐採とか、そういったのは可能なかというのは、県のほうに確認してみないとわかりませんが、ただ予算が限られておりますので、伐採作業までできるかどうかというのはちょっと今のところわかりません。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 予算的には厳しいと思いますが、問題はやるか、やらないかだと思っています、やる方法です。去年は議員の皆さんの提案で、ここにみんな集めて清掃をしました。それできれいになりましたので、それで例えば中城中学校の子供たちがここの公園を使っています。その子供たちを活用して先生とか、協力依頼したら協力すると思うんですよ。その子供たち、先生方を使って依頼をしたらここをきれいに草を刈りて、刈ったものを住民生活課のほうで片づけるとか、そうしたら予算的にも少な

くすみますよね。できないのではなくてできるほうを探した方法がいいと思います。去年は議員団で、ここをきれいにしました。きれいにしたら村民でウォーキングとか、散歩をやる人がふえています。そういうことでやってもらいたいなと思っていますので、ぜひ私のほうも協力しますので、ぜひやられてください。

次、 ですね、モール周辺の海岸を整備して観光推進を図るについて質問します。平成30年に県観光推進計画を策定しましたので、本村の強みを生かした観光推進に取り組む必要があります。中城城跡以外に自然を活用した海、中城湾があります。朝夕サイクリングや散歩をしたらさんさんと輝く朝日からエメラルドブルーの海、美しい自然の景観の海は村民の憩いの場として整備しなければなりません。平成30年3月に中城村観光推進計画が策定されましたが、その趣旨は何ですか。それと中城城跡以外にどのように取り組む考えでしょうか。

議長 與那覇朝輝 企業立地・観光推進課長 比嘉 保。

企業立地・観光推進課長 比嘉 保 それではお答えします。

中城村観光振興計画の趣旨といたしましては、魅力あるまちづくりを推進するため、中城村における観光の現状、課題を踏まえた観光振興の方向性を明らかにし、実行性のある具体的施策を掲げた観光戦略となる観光振興計画となっており、挙げております。中城城跡への観光客ということなんですけれども、現在、中城城跡での観光客の入域客数としかかっておりませんが、今後、中城公園やハンタ道をつないだ城まーい(ぐすくまーい)観光事業を取り入れ、観光地での観光から観光事業への観光へ取り入れて進めていけるよう検討してまいります。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 まず自分たちが住む村をどのような魅力があるか理解することが必要

です。“村の魅力探し”を大人から子供まで村全体で取り組み、地域への愛着心を育てる。自分たちの地域を知ってもらいたい、見てもらいたい。取り組みを村民と一緒に考えるのです。中城村の観光スポットの魅力として、今後、モール周辺の海岸を整備して、観光の推進を図る必要があります。最近、モール周辺は親子、子供たちが海水浴を楽しんでいます。今後、モール下の海岸を魅力あるビーチに整備する考えはないでしょうか。

議長 與那覇朝輝 企業立地・観光推進課長 比嘉 保。

企業立地・観光推進課長 比嘉 保 ではお答えいたします。

観光振興計画の策定のときに当たっても、今後の中城村をどのようにしていくかの議論で、これからの中城村の観光目標象として、まず自分たちが楽しむ地域づくりで、それを知ってもらう認知度の向上。中城村へ来てもらい、交流人口の増加を行い、リピーターを獲得して狙っていける事業づくりとして、観光振興を進めてまいりたいと思っております。それと久場地区の海岸の護岸整備については、県のほうで護岸整備がされて、整備を進めていけるのは沖縄県のほうになっております。こちらのほうを海水浴場にということですが、先日も博正議員のほうに答弁いたしておりますが、海水浴場を運営していくには、やはり休養施設、便益施設とか、監視員、それを運営していく事業となっていくものの組織づくりが必要になってくると思います。まずは海水浴ができるかどうかというものを沖縄県との調整で行って、海水浴を行うには、久場地区の海岸には防護柵等が必要になってくると思われるので、どういう整備ができるかというような形のもので、県のほうに伺ってみたいと思います。以上です。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 西原町とか、北谷町み

たいに海岸整備をしたら観光振興につながると  
思います。先ほど言った、今のモール下の課題  
がありますので、その課題を解決するよう  
に取組んでください。マリンスポーツ会社から東  
海産業まで約30メートルの護岸に草が生えて、  
人が通れないほどで景観は悪化しています。草  
を刈ったら東海産業構内にある戦後引揚者上陸  
碑が見れ、観光推進が図れます。また、護岸の  
草を刈りたら地域住民も海に行き、憩いの場  
になると思います。マリンスポーツ社から東海産  
業まで、草を刈ることはできないでしょうか。

議長 與那覇朝輝 企業立地・観光推進課長  
比嘉 保。

企業立地・観光推進課長 比嘉 保 ではお  
答えいたします。

その現状の草が生えているというか、雑草等  
が生い茂っているところなんですけれども、県  
の護岸地域と民有地のほうにも広がっておりま  
して、その県の護岸のほうへの草のほうは県の  
管理というような形になってきたりすると思わ  
れますので、それをどういうふうにやっていく  
かということで、ほかの課と清掃の調整ができ  
ないか。またその地域の企業等の連携でその海  
岸地域をきれいにしていこうという組織をつ  
くっていきたいということがその企業のほうか  
ら今上がってきていますので、どういう取り組  
みができるか検討して、そちらの清掃を行って、  
その隣接企業の協力によって、景観の形成と観  
光の推進、また地域住民との調整を図りながら、  
地元根付いた観光誘客がその企業でできない  
か調整してまいります。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 この護岸は草が生えて  
いるものですから、非常に環境が悪化していま  
す。ここをきれいにすることでモールから東海  
産業までの護岸がきれいになります。きれいにな  
ったら観光客も来ると思うし、それから地域  
の人たちにも喜ばれると思います。そういうこ

とでその課題も見つけて解決するようにしてく  
ださい。

次、 ですね、「吉の浦公園から屋宜」まで  
海岸の未整備の取組みについて、質問します。  
海岸は護岸整備は久場から屋宜まで整備されて  
います。平成15年度で事業がストップしていま  
す。約15年間整備されていません。私は吉の浦  
公園から屋宜まで約1キロメートル整備するこ  
とによって、吉の浦公園から久場までの一つの  
道ができ、公園から久場までウォーキングやサ  
イクリングができます。自然の海のすばらしい  
景観を見ながら、サイクリングやウォーキング  
をやる。村民に心地よい汗と爽快感を与えてく  
れます。ここを整備したらたくさんの村民がサ  
イクリングができ、観光推進に役立ちます。吉  
の浦公園の海岸には天然記念物のオカヤドカリ  
が生息しています。オカヤドカリはイリオモテ  
ヤマネコやヤンバルクイナのように国の天然記  
念物に指定されています。ここを整備すると  
モールから吉の浦までサイクリングでいけます  
ので、観光振興につながると思われます。吉の  
浦公園から屋宜までを整備するには何の課題が  
ありますか。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 仲松範三。

都市建設課長 仲松範三 先ほども答弁しま  
したが、その地区については海岸環境を積極的  
に保全する区域となっており、現在、海岸の整  
備計画はありません。また、先ほど答弁しまし  
た沖縄電力公有水面の環境整備、北浜海岸の環  
境整備等を要望しておりますので、喫緊の課題  
から整備していくものと思われます。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 こういった事業をする  
場合は、補助事業がないとだめだと思うんです  
よね。それと予算の問題がある。これが課題だ  
と思っています。その課題を解決するための補  
助事業の話をして。国では平成29年に自転車  
活用推進法を策定して、基本方針に自転車専用

道路の整備事業があります。また、県では沖縄のみち自転車道の整備があります。一括交付金では観光地周辺施設整備事業などがあります。こうした事業を活用して、この未整備の護岸を整備できないか調査をする必要があると思います。県に出す要請文書を作成する必要があります。この件については、光栄議員もサイクリング道路が必要と感じています。光栄議員と村も一緒に吉の浦公園から屋宜まで1キロメートルです。この護岸整備をするための連絡会議、調整会議はできないでしょうか。

議長 與那覇朝輝 休憩します。

休憩（15時39分）

~~~~~

再開（15時39分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

都市建設課長 仲松範三。

都市建設課長 仲松範三 お答えします。

現在の補助事業については把握しておりませんので、県からの情報等を確認しながら検討していきたいと思います。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 こういった県の事業ですので、要請文書を作成しないとイケませんので、そんな感じで難しく考えないで県と村との調整会議をやって、できる方法がないか。これをやることによって、村民に対してメリットだと思うんですね。そういうことができないかという話ですので、できる方向を常にできる方向でやったほうがいいなと思っています。それは村民のためにメリットになることだなと思っていますので、調整会議をして県に要請文書の出し方のやりとりのことです。そんなに難しい話ではないと思っています。

次、大卒3ですね、中城中学校を沖縄一にするものの質問です。校門前の安全対策は先ほど総務課長からありました。一方通行をしてスムーズになっています。それで最近、中城中学

校では徒歩で通学する人がふえています。仲眞司法士前の交差点は止まれの停止線がないために、生徒たちが交通事故に遭わないか心配です。生徒たちの安全を守る意味からも停止線をやる考えはないでしょうか。

議長 與那覇朝輝 教育総務課長 比嘉健治。

教育総務課長 比嘉健治 それでは貞則議員の質問にお答えします。

平成28年に公安委員会のほうに今回の一方通行も含む交通規制について依頼をしている中で、一時停止線の表示も規制内容にできないかということで、依頼はしています。ただ、この辺も含めて公安委員会においては基準等もあり、今回の一方通行及び進入禁止の表示のみになっていると思います。村独自で停止線をすることはできないものですから、現在のところはそういう状況になっていると思います。以上です。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 それでは村ではできないですか。歩行者安全対策工事請負費で450万円予算を組まれています。そういう予算で子供たちの安全対策の止まれの停止線はできないでしょうか。

議長 與那覇朝輝 休憩します。

休憩（15時44分）

~~~~~

再開（15時44分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

都市建設課長 仲松範三。

都市建設課長 仲松範三 お答えします。

交通の規制となりますので、公安委員会と協議しながらできるかどうか判断していきたいと思っています。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 最近、中城中学校は徒歩の通学が多くなっています。それで、もしここを通った子供たちがひかれたら困るものですから、停止線があることによって車は止まると

思うんですね。そういう意味で交通安全の対策につながるとお思いますので、ぜひこれも整備をやってください。

次、砂場の設置については教育総務課長からありましたように改善するということがありますので、体育の授業に支障を来たしていますので、教育長もよく言われる。授業が大切といっていますので、授業ができるようにやってください。

次、陸上部の部室前ですね、大雨のたびに床上浸水になり、泥水が部室内に入り、生徒たちの衛生も悪く健康上よくない。この原因は体育館側の排水路が詰まっています。それで水が流れなくて水があふれるんです。だから体育館の排水路の整備をすれば、ここ大雨の水が流れると思っています。これも調査をやって改善してください。

ですね、生徒の県内・県外の派遣に関する助成金要綱の目的について質問します。前回の私の一般質問で中城村人材育成基金条例施行規則の一部改正では沖縄1位になったら助成回数が1回だと父母の負担が大きくなりますので、見直しの質問をいたします。それを受けて、今回生徒たちの県内離島及び県外派遣に関する助成金交付要綱を作成してある。この要綱には助成金の額及び助成の回数は詳しく書かれていませんが、生徒へどのように助成しますか。

議長 與那覇朝輝 教育総務課長 比嘉健治。  
教育総務課長 比嘉健治 それでは新垣議員の御質問に答弁します。

助成の回数については、今回整備した部分においては県の中学校体育連盟が主催するもの。また中学校文化連盟が主催するものについて離島及び県外への派遣があれば、その回数等は限りなく派遣できるものとなっています。助成金の金額については航空賃及び宿泊料については限度額7,000円を交付するというにしていますので、恐らく実費に近い金額になるかとは

思っています。以上です。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 すごい見直しだなと思っていますので、多分生徒たちもこれを聞いたらやる気が出ると思います。御苦労さまです。それで教育委員会から委嘱された外部コーチがいますよね。今外部コーチの助成金は支給されていないんですが、それで調べてみたら6町村のうち外部コーチの助成がないところは中城村だけなんです。その課題について、村教育委員会としては外部コーチの助成とかは考えていますか。

議長 與那覇朝輝 教育総務課長 比嘉健治。

教育総務課長 比嘉健治 それではお答えします。

外部コーチについてですが、今回の助成金等では助成の対象というのはなっておりません。教育委員会としてはPTA等の保護者等の関係もあるとは思いますが、PTA活動の中における徴収金等もありますので、その部分で対応できないかを検討していただきたいと考えています。以上です。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 今言ったようにPTAではそういった外部コーチの旅費とか、航空賃の半分は助成します。それ以外は実費で出るんですよ、外部コーチは。朝から晩まで子供たちのために練習を教えているんですよ。学校の先生方は旅費が出ますよね。そういった引率の中で、私がいいたいことは保障すべきではないかなと思っています。だって県外に行くために6万円とか7万円ぐらいの実費が出ますよね。だから中城村だけしか制度の助成はしていないんですよ。非常に外部コーチに対しては失礼ではないかなと思っています。だって、仕事も休みながら子供たちのために一生懸命頑張っているのにそれを評価してあげないといけないかなと思っています。

最後に中城中学校を沖縄一の学校にする取り組みについて質問します。教育長にお伺いします。中城中学校が去年、女子駅伝で見事優勝しました。教育長が平成12年、中城中学校で女子バスケット部の顧問のとき、陸上部と合同チームを組み、沖縄県で2位になりました。それで九州中学校駅伝大会に参加することができ、生徒たちにもすばらしい感動を与えることができました。中頭地区駅伝では女子で初の準優勝です。それで沖縄一になるために、沖縄県の中学校駅伝大会に向けて、大会は国頭地区でしたので沖縄一になるためにどんな取り組みをされましたか。

議長 與那覇朝輝 教育長 比嘉良治。

教育長 比嘉良治 体育教師のころの話だと思いますが、県大会の派遣が決まった時点で国頭地区の駅伝コースを思想するため、あるいはそのコースを完全に熟知するために2週間前に合宿を行って現地で練習をやったことがあります。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 今教育長がおっしゃったように沖縄一になるために国頭地区で合宿をしました。去年、女子が駅伝で沖縄一になりましたので、今回、男子も沖縄一になる夢、目標に向かって練習を頑張っています。生徒たちを沖縄一にするには強化する必要があります。教育長がおっしゃったように合宿とか、また遠征費とか、大会費などを支援することで沖縄一の選手が育ちます。生徒たちが沖縄一になりたいという決意をしています。村として生徒たちの夢をかなえるために中学生トップアスリートスポーツ応援基金を設立する考えはないでしょうか。

議長 與那覇朝輝 休憩します。

休憩（15時55分）

~~~~~

再開（15時55分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

教育長 比嘉良治。

教育長 比嘉良治 お答えします。

学校の教育活動というのは、もっとも大切な部分は知育・徳育・体育のバランスだと考えています。確かにトップアスリートを養成することも重要だと思いますけれども、バランスのとれた生徒を育成するというのを盛大の重点として生徒を育てたいというのが私の思いです。このトップアスリートを育てるという面では学力の向上も含めて、このトップを育てるという面を考えないといけないし、心も育てないといけないというそれが伴わないと人間としての成長という面ではやはり片一方だけ育てはだめだと思っていますので、そこら辺も考えながら、この今議員がおっしゃったことについては考えてみたいと思っています。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 最後に村長にお伺いします。

村長は子供たちの夢をかなえるために平成30年度もこころのプロジェクト「夢の教室」ということで、生徒に夢を与えるために83万円の予算を計上しています。私が今言っていることは、駅伝だけではなく生徒たちが本気で沖縄一になる決意をして、夢をかなえるために一生懸命頑張っています。中学生や生徒たちの夢の目標をかなえるために村長としてどんな支援を考えているでしょうか。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

支援はいろいろな形があると思いますので、あえて申しませんけれども、決まっていることは我々大人は子供たちの将来に向けての責任もありますので、しっかりその分野分野で環境を整えていくのが我々の務めだと思っておりますので、それに向けてスポーツなり、勉学なりいろいろな形で環境を整える努力をしていきたい

と思っております。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 中城中学校では今生徒たちの朝の校内アナウンスですね、沖縄一の学校にしようと放送されています。私は中城中学校を沖縄一の学校にするには山びこだと思っています。もう沖縄一の学校にする取り組みは始まっています。去年、女子駅伝部が沖縄一になり、今年は男子駅伝部が沖縄一になろうと言っています。生徒たちみずから沖縄一になろうと言っています。沖縄一になると生徒たちは挑戦することの大切さを養います。生徒たちだけではなく、学校も変わります。次から次へ私たちもできる。山びこが山びこを呼び、学校自体が活気あふれる学校になると思います。中城中学校を沖縄一にすることが中城村が沖縄一になるふるさとになると思っています。先ほど言いましたように中城中学校をトップアスリート基金を設置して、沖縄一の選手を育てることがすばらしいふるさとにつながるなと思っています。そういうことでぜひトップアスリートの基金を設立してください。中城村の未来をつくる人材に予算を使ってください。人材育成こそ中城村のすばらしい未来をつくるとしています。これで私の一般質問を終わります。

議長 與那覇朝輝 以上で新垣貞則議員の一般質問を終わります。

これで本日の日程は全部終了しましたが、都市建設課長より西原バイパスについての情報提供があるとのことですので、あとしばらく時間をいただきたいと思います。

都市建設課長 仲松範三。

都市建設課長 仲松範三 済みません、南部国道事務所のほうから情報提供がありまして、西原道路についてアンケート調査をすると。西原町、中城村は全世帯。与那原町、北中城村は50%の世帯にアンケート調査をするということですので、そのアンケート調査の結果に

よって、北進する可能性もあるし、盛り上がりがないければ縮む可能性がありますので、地域の方々、知り合いの方々に積極的にアンケートに答えるようによくお願いします。スケジュールとしましては、6月20日の理事会長会議に南部国道事務所の職員が西原バイパスについての説明とアンケートについてのお願い。その後、アンケートの資料配付となりますので、よろしくお願いします。

議長 與那覇朝輝 これで都市建設課長からの情報提供を終わります。

それではこれで本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

散会(16時00分)

## 平成30年第3回中城村議会定例会（第8日目）

|                                                 |                 |                       |         |           |
|-------------------------------------------------|-----------------|-----------------------|---------|-----------|
| 招 集 年 月 日                                       | 平成30年6月8日（金）    |                       |         |           |
| 招 集 の 場 所                                       | 中 城 村 議 会 議 事 堂 |                       |         |           |
| 開 会 ・ 散 会 ・<br>閉 会 等 日 時                        | 開 議             | 平成30年6月15日 （午前10時00分） |         |           |
|                                                 | 閉 会             | 平成30年6月15日 （午前11時14分） |         |           |
| 応 招 議 員<br><br>（ 出 席 議 員 ）                      | 議 席 番 号         | 氏 名                   | 議 席 番 号 | 氏 名       |
|                                                 | 1 番             | 石 原 昌 雄               | 9 番     | 仲 眞 功 浩   |
|                                                 | 2 番             | 比 嘉 麻 乃               | 10 番    | 安 里 ヨシ子   |
|                                                 | 3 番             | 大 城 常 良               | 11 番    | 新 垣 徳 正   |
|                                                 | 4 番             | 外 間 博 則               | 12 番    | 新 垣 博 正   |
|                                                 | 5 番             | 仲 松 正 敏               | 13 番    | 仲 座 勇     |
|                                                 | 6 番             | 新 垣 貞 則               | 14 番    | 新 垣 善 功   |
|                                                 | 7 番             | 金 城 章                 | 15 番    | 宮 城 重 夫   |
|                                                 | 8 番             | 伊 佐 則 勝               | 16 番    | 與那覇 朝 輝   |
| 欠 席 議 員                                         |                 |                       |         |           |
| 会 議 録 署 名 議 員                                   | 12 番            | 新 垣 博 正               | 13 番    | 仲 座 勇     |
| 職 務 の た め 本 会 議<br>に 出 席 し た 者                  | 議 会 事 務 局 長     | 新 垣 親 裕               | 議 事 係 長 | 我 謝 慎 太 郎 |
| 地 方 自 治 法 第 121<br>条 の 規 定 に よ る<br>本 会 議 出 席 者 |                 |                       |         |           |
|                                                 |                 |                       |         |           |
|                                                 |                 |                       |         |           |
|                                                 |                 |                       |         |           |
|                                                 |                 |                       |         |           |
|                                                 |                 |                       |         |           |
|                                                 |                 |                       |         |           |
|                                                 |                 |                       |         |           |

## 議 事 日 程 第 6 号

| 日 程 | 件 名                                                   |
|-----|-------------------------------------------------------|
| 第 1 | 議案第25号 中城村と浦添市との間におけるごみ処理施設の整備等に関する事務の委託に関する協議について    |
| 第 2 | 陳情第1号 「後期高齢者の窓口負担の見直し」にあたり、原則1割負担の継続を求める意見書採択についての陳情書 |
| 第 3 | 意見書第2号 「後期高齢者の窓口負担の見直し」にあたり、原則1割負担の継続を求める意見書          |
| 第 4 | 決議第5号 米空軍嘉手納基地所属のF15戦闘機墜落に対する抗議決議                     |
| 第 5 | 議会基本条例調査特別委員会中間報告                                     |
| 第 6 | 議員定数・報酬等調査特別委員会中間報告                                   |

議長 與那覇朝輝 皆さん、おはようございます。これから本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 議案第25号 中城村と浦添市との間におけるごみ処理施設の整備等に関する事務の委託に関する協議についてを議題とします。

本件について委員長報告を求めます。

総務常任委員長 新垣博正。

総務常任委員長 新垣博正 皆さん、おはようございます。それでは読み上げて報告にかえさせていただきます。

平成30年6月15日

中城村議会議長 與那覇 朝輝 殿

総務常任委員会

委員長 新垣博正

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

| 事件の番号  | 件名                                          | 審査の結果 |
|--------|---------------------------------------------|-------|
| 議案第25号 | 中城村と浦添市との間におけるごみ処理施設の整備等に関する事務の委託に関する協議について | 原案可決  |

議長 與那覇朝輝 これで委員長報告を終わります。

これから議案第25号 中城村と浦添市との間におけるごみ処理施設の整備等に関する事務の委託に関する協議についての委員長報告に対する質疑を行います。

休憩します。

休憩(10時02分)

~~~~~

再開(10時10分)

議長 與那覇朝輝 再開します。

質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから委員長報告に対する討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第25号 中城村と浦添市との間におけるごみ処理施設の整備等に関する事務の委託に関する協議についてを採決いたします。

本案の委員長報告は原案可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第25号 中城村と浦添市との間におけるごみ処理施設の整備等に関する事務の委託に関する協議については委員長報告のとおり可決されました。

日程第2 陳情第1号及び日程第3 意見書第2号については関連しますので、一括審議にしていきたいと思いますが御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、日程第2 陳情第1号 「後期高齢者の窓口負担の見直し」にあたり、原則1割負担の継続を求める意見書採択についての陳情書及び日程第3 意見書第2号 「後期高齢者の窓口負担の見直し」にあたり、原則1割負担の継続を求める意見書を一括議題といたします。

本件について委員長報告及び委員長の趣旨説明を求めます。

文教社会常任委員長 新垣徳正。

文教社会常任委員長 新垣徳正 おはようございます。本議会に出されました陳情案件につきまして報告させていただきます。読み上げて報告いたしたいと思っております。

平成30年6月15日

中城村議会議長 與那覇 朝輝 殿

文教社会常任委員会  
委員長 新垣 徳 正

### 委員会審査報告書

本委員会に付託された陳情を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第95条の規定により報告します。

記

番 号	付 託 年月日	件 名	審査の結果
陳情第1号	6月8日	「後期高齢者の窓口負担の見直し」にあたり、原則1割負担の継続を求める意見書採択についての陳情書	採 択

一括ということでしたので、このことに関しては意見書の提出も求められておりま

すので、意見書も読み上げて提出をさせていただきたいと思います。

意見書第2号

平成30年6月15日

中城村議会

議長 與那覇 朝輝 殿

提出者

中城村議会 文教社会常任委員会  
委員長 新垣 徳正

「後期高齢者の窓口負担の見直し」にあたり、原則1割負担の継続を  
求める意見書

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条3項の規定により提出します。

提案理由

6月8日に本委員会に付託された陳情第1号を審査の結果、採択となり別紙意見書を提案する。

「後期高齢者の窓口負担の見直し」にあたり、原則1割負担の継続を求める意見書（案）

経済的な理由で必要な受診ができない高齢者が増えています。

「平成28年国民生活基礎調査」を元に唐鎌直義立命館大学教授が算出したデータでは、65歳以上の高齢者がいる世帯で、年収160万円以下で暮らす層は27.4%にもなります。総務省「平成28年家計調査報告」によれば平均的な高齢者世帯でも毎月約5.5万円不足し、貯金を取り崩す生活であり、「平成28年国民生活基礎調査」によれば「貯金なし」の高齢者は15.1%というのが、高齢者の実情です。県民所得が改善されつつあるとはいえ、全国最下位の沖縄県においては、全国平均以上の生活の厳しさがあります。

これは、沖縄戦による甚大な被害とその後27年に及ぶ米国占領のために経済や社会保障制度の整備が大きく立ち遅れた結果でもあります。

昨年12月21日に公表された、経済財政諮問会議「経済・財政再生計画 改革工程表 2017改定版」では、「医療保険における後期高齢者の窓口負担の在り方について、70歳から74歳の窓口負

担の段階的な引き上げの実施状況等を踏まえつつ、関係審議会等において、「検討し結論」を出すことを2018年度末までに求めています。この検討にあたって、財務省などは、後期高齢者の窓口負担を現行の1割から2割への引き上げを求めています。

沖縄県保険医協会が取り組んだ「2015年受診実態調査」では、回答した医療機関の8割（全国調査では平均73%）が、後期高齢者の患者窓口負担の原則2割引き上げは、「受診抑制につながる」と回答しています。

後期高齢者の窓口負担の原則2割化は、年金収入も減る中、治療が長期にわたる高齢者の生活を圧迫し、必要な医療が受けられない事態が深刻化します。また、高齢者の負担増は、介護に携わる現役世代の生活をも圧迫することになり、全世代に多大な影響を与えます。むしろ、必要なのは高額医療費の限度額引き下げをはじめとする患者負担の軽減です。

上記のような高齢者の実情に考慮し、後期高齢者の窓口負担について、原則1割負担の継続を求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成30年6月15日  
沖縄県中城村議会

あて先

内閣総理大臣 財務大臣 厚生労働大臣 総務大臣

以上であります。御審議のほど、よろしくお願いたします。

議長 與那覇朝輝 これで委員長報告及び委員長の趣旨説明を終わります。

これから陳情第1号「後期高齢者の窓口負担の見直し」にあたり、原則1割負担の継続を求める意見書採択についての陳情書の委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから委員長報告に対する討論を行います。  
安里ヨシ子議員。

10番 安里ヨシ子議員 「後期高齢者の窓口負担の見直し」にあたり、原則1割負担の継続を求める意見書採択についての陳情書に賛成

の立場で討論をいたします。

今、年金暮らしの人たちの年金が目減りしているにもかかわらず、高齢者の原則的に1割負担だけれども、2割への引き上げを求めていますけれども、既に年金だけの暮らしで3割負担をやっている人たちがいるわけです。その人たちが3割負担になったら病院には行かないと。介護保険とか後期高齢者の保険料とかそれを引かれたら、病院で検査をするとなるともう残るものがないということで、既に3割負担が始まっているわけです。それが年金だけの収入の人が、年金といっても一定の収入がある人というあれもあるのですけれども、年金だけだと二百何十万円もとるわけではないので、それが3割負担になっているので、それを何か疑問に感じるのです。それでこの3割負担もなくし

て、原則的な1割負担にするように希望します。  
以上です。

議長 與那覇朝輝 ほかに討論ありませんか。  
(「討論なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認め、討論を終わります。

陳情案件と意見書の件ですので、別々に採択いたします。

これから陳情第1号 「後期高齢者の窓口負担の見直し」にあたり、原則1割負担の継続を求める意見書採択についての陳情書を採決いたします。

本案における委員長報告は採択です。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、陳情第1号 「後期高齢者の窓口負担の見直し」にあたり、原則1割負担の継続を求める意見書採択についての陳情書は委員長報告のとおり採択されました。

続きまして、意見書第2号 「後期高齢者の窓口負担の見直し」にあたり、原則1割負担の継続を求める意見書に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。  
(「討論なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認め、討論を終わります。

これから意見書第2号 「後期高齢者の窓口負担の見直し」にあたり、原則1割負担の継続を求める意見書を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、意見書第2号 「後期高齢者の窓口負担の見直し」にあたり、原則1割負担の継続を求める意見書は原案のとおり採択されました。

続きまして、日程第4 決議第5号 米空軍嘉手納基地所属のF15戦闘機墜落に対する抗議決議を議題とします。

本件について提出者の趣旨説明を求めます。  
新垣徳正議員。

11番 新垣徳正議員 それでは今回起きた米軍嘉手納基地所属のF15戦闘機墜落に対する抗議決議を読み上げて提出させていただきたいと思います。

決議第5号

平成30年6月15日

中城村議会

議長 與那覇 朝輝 殿

提出者

中城村議会議員 新垣徳正

賛成者

中城村議会議員 大城常良

賛成者

中城村議会議員 比嘉麻乃

#### 米空軍嘉手納基地所属のF15戦闘機墜落に対する抗議決議

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項、及び第2項の規定により提出します。

#### 提案理由

村民、県民の生命、財産、安全、及び平穏な生活を守る立場から、今後全ての米軍機の飛行を禁止するよう憤りを持って強く抗議するため。

#### 米空軍嘉手納基地所属のF15戦闘機墜落に対する抗議決議（案）

2018年6月11日午前6時26分、那覇市の南方約80キロ海上に、嘉手納基地所属のF15戦闘機が飛行訓練中に墜落した。

いったい何時まで沖縄県民はこの様な危険極まりない状況を甘受し続けなければいけないのか。墜落事故が発生するたびに、米軍当局の対応は「事故の調査中」とだけ発表し、それに呼応するかのごとくに防衛省は「米軍に対しては情報提供や、安全管理の徹底、再発防止の申し入れを行っている」と繰り返すだけで、これまで何一つ問題解決の為の実質的行動を行っていないのが実情である。

その後、事故原因の究明も公表されないまま、何事も無かったかの様に再び、この沖縄の上空を日常的に飛び交うのが今沖縄が置かれた現状である。

まるで沖縄県民が、墜落事故に慣れて、感覚麻痺の誘発を期待するかの様な、日米両政府の行動である。奇しくも今回翁長知事が、「麻痺してしまって、当たり前様な状況だ」と吐露した事は、まさに今の県民の心情を代弁している様で、怒りを通り越して、悲しささえ覚えるものである。

現在、米軍嘉手納基地では、日本政府が口にする、“沖縄県の基地の負担軽減”とは裏腹に様々な米軍機が暫定配備と称して、入れ替わり立ち替わり飛来し、沖縄上空で訓練を繰り返している。果たして何を持って負担軽減なのか、はなはだ疑問である。

中城村議会は、今回のF15戦闘機の墜落事故について、“起こるべきして起こった事態”であり、本村上空も飛行する同型機の飛行を到底看過、容認する事は出来ず、村民、県民の生命、財産、安全、及び平穏な生活を守る立場から、今後、全ての米軍機の飛行を禁止するよう求め、憤

りを持って強く抗議する。

以上、決議する。

平成30年 6月15日

沖縄県中城村議会

あて先

駐日米国大使 在日米軍司令官 在沖米四軍沖縄地域調整官 在沖米国総領事

内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣 内閣官房長官

沖縄及び北方対策担当大臣 外務省沖縄特命全権大使 沖縄防衛局長

以上であります。ちなみに、今回意見書を提出させていただいておりません。それは、従来でしたらこの抗議決議分を米軍当局に差し出すものと、それと意見書として自国の政府、その関係省庁に対して厳重な抗議をしてもらうようなということで意見書を提出してまいりました。しかし今回、地元マスコミ等でも皆さんよく御存じのように、関係省庁の取り組むべき姿勢がなっていないと感じましたので、今回は抗議決議を日本国の防衛省であったり、政府に同じように抗議決議として提出させていただきたいという思いがありまして、この抗議決議のあて先になっております。御審議のほど、よろしくお願いたします。

議長 與那覇朝輝 休憩します。

休 憩（10時31分）

~~~~~

再 開（10時34分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

これで提案理由の趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております決議第5号は、会議規則第39条第3項の規定

によって委員会付託を省略したいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、決議第5号は委員会付託を省略いたします。

これから討論を行います。

比嘉麻乃議員。

2番 比嘉麻乃議員 それでは、米空軍嘉手納基地所属のF15戦闘機墜落に対する抗議決議に対し、賛成の立場で討論いたします。

去る6月11日、午前6時26分、米空軍嘉手納基地所属のF15戦闘機が飛行訓練中に那覇市の南方約80キロ海上に墜落する事故が発生しました。1972年の日本復帰以降、県内での米軍機墜落は49件に上り、F15戦闘機は1979年の配備以降10件目になります。2017年10月に東村高江で起きたCH53E大型輸送ヘリの不時着炎上や、ことし1月にはうるま市、伊計島と読谷村の民間地に米軍ヘリが立て続けに不時着するなど、県や地元の再三の抗議や飛行中止の要請にもかかわらず、米軍機に関する事故発生に歯どめがかからない事態となっています。今回の事故も原因を明らかにしないまま、墜落から2日後の6月13日に米軍による一方的な飛行が再開され、県民の怒りは頂点に達しております。中城村上

空におきましても日夜を問わず米軍機が飛行していることから、県民・村民の生命や財産、安全を守るためにも本決議書に対し、賛成いたします。以上です。

議長 與那覇朝輝 ほかに討論はありませんか。

大城常良議員。

3番 大城常良議員 決議第5号に対し、賛成の立場で討論をいたします。

今、麻乃議員からも話がありましたとおり、私も新聞紙上を見ての話になるのですが、今回非常に対応の仕方が尋常ではないと思っております。我々沖縄県民は戦後73年間、平和を求め続ける村民・県民の思いを踏みにじる米軍機による相次ぐ事故は、決して容認できるものではありません。さらに事故後、原因及び再発防止策も公表しないままに、2日後には飛行訓練を強行したことに対し、激しい憤りを覚えるとともに、これを追認した日本政府には、もはや主権国家としてのプライドはみじんも感じられません。以上のことから、我々沖縄県民、そして村民の生命、財産、安全、尊厳を守る立場からも、本決議に賛成であります。以上です。

議長 與那覇朝輝 ほかに討論はありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認め、討論を終わります。

これから決議第5号 米空軍嘉手納基地所属のF15戦闘機墜落に対する抗議決議を採決いた

します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、決議第5号 米空軍嘉手納基地所属のF15戦闘機墜落に対する抗議決議は原案のとおり採択されました。

休憩します。

休憩(10時40分)

~~~~~

再開(10時54分)

議長 與那覇朝輝 再開します。

続きまして、日程第5 議会基本条例調査特別委員会中間報告を議題とします。

議会基本条例調査特別委員会から中間報告をしたいとの申し出があります。

お諮りします。本件について申し出のとおり報告を受けることとしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議会基本条例調査特別委員会からの中間報告を受けることに決定いたしました。

議会基本条例調査特別委員長の発言を許します。

議会基本条例調査特別委員長 新垣博正。

議会基本条例調査特別委員長 新垣博正 それでは読み上げて中間報告にかえさせていただきます。

平成30年6月15日

中城村議会議長 與那覇 朝輝 殿

議会基本条例調査特別委員会  
委員長 新垣博正

## 議会基本条例調査特別委員会の中間報告

本委員会において、議会基本条例調査特別委員会の中間報告を別紙のとおり報告します。

## 議会基本条例調査特別委員会中間報告書

### 1. 特別委員会開催日

第1回委員会 平成30年2月15日(木) 14:00～16:00

第2回委員会 平成30年2月23日(金) 10:00～12:00

中城村議会議員研修会(中城村議会委員会室)

平成30年3月7日(水) 15:00～17:00

第3回委員会 平成30年4月27日(金) 10:00～12:00

第4回委員会 平成30年5月16日(水) 10:00～12:00

西原町議会報告会・意見交換会視察(さわふじ未来ホール)任意参加

平成30年5月16日(水) 18:30～20:00

第5回委員会 平成30年5月23日(水) 10:00～12:00

第6回委員会 平成30年5月30日(水) 10:00～12:00

### 2. 討議内容

#### 第1～2回委員会

県内議会(9市町村)において、策定済である基本条例を参考にし、今後の中城村の基本条例策定に向け、作業工程などを話し合い、議論の方向性を協議した。

#### 中城村議会議員研修会

沖縄県町村議会議長会の石垣安秀事務局長を講師に迎え、中城村議会、及び議員活動の活性化と充実を図るため、「中城村議会基本条例」の制定に向けて研修会を行った。

#### 第3回委員会

嘉手納町議会、湯河原町議会の議会基本条例を比較参照し、各々の条例の条文の比較検討を行った。次回より今回出た意見を基に中城村(案)を作成し検討を行う。

#### 第4回委員会

中城村議会基本条例(案)の第1～5条について討議を行った。

#### 西原町議会報告会視察

西原町初の議会報告会・意見交換会へ参加し、報告会の取り組み方などを視察した。

第5回委員会

中城村議会基本条例（案）の前の修正箇所の確認を行い、第6～8条について討議を行った。

第6回委員会

中城村議会基本条例（案）の前の修正箇所の確認を行い、第9～18条について討議を行った。

3. 今後の取り組みについて

これまで確認、及び修正してきた中城村議会基本条例（案）を基に、委員会で保留中となった条文の再確認を行う。

その後、委員会で作成した中城村議会基本条例（案）を全員協議会に報告し、全議員の意見を集約、全会一致した条例（案）を村当局と協議を行う。

協議終了後、条例（案）を法令審査委員会へ審査依頼を行い、審査終了後、次の臨時議会に議員提案として条例（案）を提案する。

以上です。

議長 與那覇朝輝 これでは議会基本条例調査特別委員会委員長の報告を終わります。

続きまして、日程第6 議員定数・報酬等調査特別委員会中間報告を議題とします。

議員定数・報酬等調査特別委員会から中間報告をしたいとの申し出があります。

お諮りします。本件について申し出のとおり報告を受けることにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議員定数・報酬等調査特別委員会からの中間報告を受けることに決定いたしました。

議員定数・報酬等調査特別委員長の発言を許します。

議員定数・報酬等調査特別委員長 石原昌雄。  
議員定数・報酬等調査特別委員長 石原昌雄  
それでは読み上げて中間報告をいたします。

平成30年6月15日

中城村議会議長 與那覇 朝輝 殿

議員定数・報酬等調査特別委員会  
委員長 石原昌雄

## 議員定数・報酬等調査特別委員会の中間報告

本委員会において、議員定数・報酬等調査特別委員会の中間報告を別紙のとおり報告します。

## 議員定数・報酬等調査特別委員会中間報告書

### 1. 特別委員会開催日

第1回委員会 平成30年2月15日(木) 10:00～11:50

第2回委員会 平成30年2月19日(月) 14:00～15:00

視察研修：与那原町役場(議会事務局)

第3回委員会 平成30年2月26日(月) 14:00～16:00

第4回委員会 平成30年5月14日(月) 10:00～12:00

視察研修：本部町役場(議会事務局)

第5回委員会 平成30年6月1日(金) 10:00～12:00

### 2. 討議内容

#### 第1回委員会

類似町村の定数・報酬などを中城村と比較を行った。また、長与町議会の特別委員会の会議録を参照し、委員会の流れなどを確認した。

#### 第2回委員会

平成27年度に与那原町議会の議員報酬等調査特別委員会において答申されるに至る経過を調査するため、本委員会において視察研修を行った。

#### 第3回委員会

前回、調査した与那原町議会の内容を確認し、中城村の報酬について意見交換を行った。

#### 第4回委員会

平成26年12月に報酬改定を行った本部町へ改定に至る経過を調査するため、本委員会において視察研修を行った。

#### 第5回委員会

与那原町、本部町の視察研修(調査)を終えて、今後の特別委員会としての意見交換を行った。

### 3. 今後の取り組みについて

これまで調査研修した内容を基に、引き続き委員会において議員定数・報酬等の協議を行い、その結果を全員協議会で協議し、全会一致を図る。  
協議終了後、条例改正に向けて村当局と調整を行う。

以上、報告を終わります。

議長 與那覇朝輝 これで議員定数・報酬等  
調査特別委員会委員長の報告を終わります。

休憩します。

休 憩（ 1 1 時 0 5 分 ）

~~~~~

再 開（ 1 1 時 1 3 分 ）

議長 與那覇朝輝 再開します。

お諮りいたします。会議規則第45条の規定により議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に一任してよろしいかどうか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。  
したがって、条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては議長に一任することに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。  
これで、本定例会を閉会いたします。大変御苦勞さまでした。

閉 会（ 1 1 時 1 4 分 ）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

中城村議会議長 與那覇 朝 輝

中城村議会議員 新 垣 博 正

中城村議会議員 仲 座 勇